

【論文 (査読付)】

デザイン選考における専門家と市民の関係

- 2025年大阪・関西万博ロゴマークと2020年東京大会エンブレムの比較 加島 卓 1
参画型の半構成的グループ・エンカウンターが自己と他者に対する態度変容に与える効果(2)
ーグループ体験による短期的、持続的効果と態度間相互の影響ー 浅井千秋 23
初期ハーバーマスにおける戦後の理性と社会学 ブロッホ批判を手掛かりに 飯島祐介 61
適切な内受容感覚の獲得 発達の観点から 中島香澄 77

【研究ノート】

- 日露協定(1896)に対する朝鮮の対応 李 穂枝 89
南フランス・ガール県東部のロマネスク聖堂(2) 中川久嗣 101
デンマーク絶対王政中期の社会政策に関する基礎研究(1)
ーフレデリック4世治世(1699-1730年)を中心にー(上) 佐保吉一 129

【翻訳】

- 鄭勉著「白族と‘白蛮’」ー『白族簡誌』の白族系譜構成批判 立石謙次 149
Charlotte M. Brame 著『ドラ・ソーン(Dora Thorne)』(翻訳・その19) 堀 啓子 178

【研究交流会報告】

横断的な鉱山史研究は可能か

- ーイギリス帝国史およびグローバル・ヒストリーとの連動に向けてー 杉本 浄 185
中国少数民族の漢字系文字 立石謙次 197
ギリシャ美術の研究 エーゲ海の壁画からパルテノン彫刻まで 中村るい 201
東日本大震災後の臨床心理学的支援
震災により里親となった人のストレスの継時的変化 山田幸恵 209

【執筆者】

加島 卓	東海大学文化社会学部広報メディア学科教授
浅井千秋	東海大学文化社会学部心理・社会学科教授
飯島祐介	東海大学文化社会学部心理・社会学科准教授
中島香澄	東海大学文化社会学部心理・社会学科教授
李 穂枝	東海大学文化社会学部アジア学科講師
中川久嗣	東海大学文化社会学部ヨーロッパ・アメリカ学科教授
佐保吉一	東海大学文化社会学部北欧学科教授
立石謙次	東海大学文化社会学部アジア学科准教授
堀 啓子	東海大学文化社会学部文芸創作学科教授
杉本 浄	東海大学文化社会学部アジア学科准教授
中村るい	東海大学文化社会学部ヨーロッパ・アメリカ学科教授
山田幸恵	東海大学文化社会学部心理・社会学科教授

【編集後記】

東海大学文学部は、2018年度から文学部と文化社会学部の2学部改編されました。その結果、アジア文明学科と歴史学科東洋史専攻はアジア学科へ、ヨーロッパ文明学科とアメリカ文明学科はヨーロッパ・アメリカ学科へと改編され、北欧学科、文芸創作学科、広報メディア学科、心理・社会学科とともに文化社会学部を構成する学科となりました。

これに伴い、2018年度から新たに『東海大学紀要文化社会学部』を電子版で発行することになり、第1号は2019年2月、第2号は同年10月、第3号は2020年3月、第4号は同年10月に発行されました。第5号となった今号には、論文4件、研究ノート3件、翻訳2件の他、文化社会学部が学部のFD活動の一環として開催している研究交流会で報告を担当した先生方による報告の記録4件を掲載しました。

今号も、コロナ禍で研究活動が大きく制約を受ける中での発行となりましたが、充実した内容となりました。困難な状況にも関わらず、ご投稿いただいた執筆者に感謝申し上げます。

東海大学文化社会学部紀要委員会

委員長 飯塚浩一 文化社会学部広報メディア学科教授、文化社会学部長

発行者 東海大学文化社会学部 飯塚浩一

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1

Tel 0463-58-1211 (代)

The Bulletin of the School of Cultural and Social Studies

Tokai University

Issue 5, February 2021

【Articles】

Professional-Citizen Relations in Design Selection 1

: Comparison of the 2025 Osaka-Kansai Expo Logo Mark and the 2020 Tokyo Olympic Emblem

KASHIMA Takashi

Effects of Participational Semi-structured Group Encounter 23

on One's Attitudes Toward Self and Others (2)

: Temporary and Continuant Effects by Group Experience and Mutual Influences among Attitudes

ASAI Chiaki

The Early Writings of Jürgen Habermas and Sociology 61

as a Condition of Possibility for Reason in Post-war Society

: Focusing on his Critique of Ernst Bloch

IIJIMA Yusuke

Adequately having one's own Interoception : From the Developmental Perspectives 77

NAKAJIMA Kasumi

【Research Notes】

Korea's Response to the Russo-Japanese Agreement (1896) 89

LEE Suji

Les Églises Romanes dans le Département du Gard 101

; Bagnols-sur-Cèze et ses Alentour.

NAKAGAWA Hisashi

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Intermediate Term (1) -Focused on Frederik IV's Social Policies (Former Part)- <i>SAHO Yoshikazu</i>	129
【Translation】	
A Translation of Bai People (Baizu) and their Ancestors in Yunnan, China : A Critical Study on the “Ethnic History” in PRC by Jeong Myeon <i>TATEISHI Kenji</i>	149
A Translation of <i>Dora Thorne</i> by Charlotte M. Brame, 19 <i>HORI Keiko</i>	178
【Research Presentation 】	
To Explore Possibilities of Mining Histories through Cross-Border Perspective : Toward Linkages with Colonial India, British Empire and Global History <i>SUGIMOTO Kiyoshi</i>	185
The Sinicized Scripts of the Minority in China <i>TATEISHI Kenji</i>	197
A Study of Greek Art : From Aegean Painting to the Parthenon Sculpture <i>NAKAMURA Rui</i>	201
Clinical Psychological Support After the Great East Japan Earthquake : Changes in Stress Over Time for Foster Parents Due to the Earthquake <i>YAMADA Sachie</i>	209

『東海大学紀要文化社会学部』投稿規程及び執筆要領

1. 投稿規程

1) 投稿資格について

- ・ 第1執筆者として投稿する資格があるのは、文化社会学部の専任教員及び特任教員とする。なお、学内外の研究者等が共同執筆になることは、これを妨げない。
- ・ 文化社会学部の専任教員及び特任教員以外の者が投稿を希望する場合は、投稿を認めるか否かを文化社会学部紀要委員会において審議し、文化社会学部長の承認を得て結果を本人へ連絡する。

2) 投稿原稿について

- ・ 未公開の学術論文、研究ノート、調査研究報告、その他（訳註、解題、翻刻、翻訳、教授法研究、等）の投稿を受け付ける。
- ・ 投稿を希望する者は、文化社会学部紀要委員会から周知された申込要領に沿って、申込〆切日までに投稿申込を行う。
- ・ 投稿申込を受領された者は、投稿〆切日までに、文化社会学部紀要委員会から周知された執筆要領及び提出要領にしたがって原稿を執筆・提出する。
- ・ 文化社会学部紀要委員会は、投稿原稿の採否・掲載ジャンル・掲載順等を決定し、必要に応じて修正等を依頼する。
- ・ 掲載が決まった原稿が多数の場合、一部の原稿の掲載を次号へ送ることがある。

3) 著作物の電子化と公開について

- ・ 掲載された著作物の著作権は、執筆者が有する。
- ・ 掲載された著作物の執筆者は、当該の著作物に関する複製及び公衆送信を文化社会学部紀要委員会に対して許諾したものとみなす。同委員会が複製及び公衆送信を第三者へ委託した場合も同様とする。
- ・ 掲載された著作物は、東海大学機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

4) その他

- ・ 抜刷の制作を希望する場合は、執筆者がその実費を負担する。
- ・ 掲載された論文等を自身の著作等に転載す

る場合は、文化社会学部紀要委員会へ連絡する。

2. 執筆要領

1) 形式

- ・ 使用言語は、原則として日本語または英語とする。（以下、使用言語が日本語の場合を想定して記載する。日本語以外の場合は、日本語での執筆要領に準じるものとし、詳細は文化社会学部紀要委員会と協議する。）
- ・ 原稿はテンプレートに入力し、電子データを提出する。
- ・ 原稿は縦組みでも横組みでも可とする。
- ・ 注は本文末尾または章ごとに掲げる。本文末尾に掲げる際には、番号は全体を通し番号とする。
- ・ 原稿には通し番号（ページ数）を付す。
- ・ 図及び表はテンプレートに沿って本文中に入力する。また、図及び表には見出し（例：表一、図一、など）を付す。
- ・ 論文及び研究ノートは、英文タイトル、執筆者名の英文表記、Abstract（単語数100語程度）をテンプレートの該当箇所に記載する。
※ 執筆者名の英文表記は、原則として IIZUKA Koichi の表記方法とする。

2) 分量

- ・ 原則として総字数は3万2000字以内（注を含める）とする。（総字数が極めて大きくなる場合には、扱いについて文化社会学部紀要委員会と協議する。）
- ・ 図及び表は総字数には含めない。

3) 体裁

- ・ 原稿の中で表記を統一する。
- ・ 原稿の中で代名詞、副詞、接続詞、助動詞、助詞の表記を統一する。
例) 敢て=あえて、未だ=いまだ、及び=および、のように、原稿の中で表記が分けないようにする。
- ・ 和文は全角、欧文は半角で記述する。

※本規程及び要領の制定・改訂・廃止は、文化社会学部教授会の承認をもって行う。

(2018年11月21日制定)

デザイン選考における専門家と市民の関係

2025年大阪・関西万博ロゴマークと2020年東京大会エンブレムの比較

加島 卓

Professional-Citizen Relations in Design Selection

Comparison of the 2025 Osaka-Kansai Expo Logo Mark and the 2020 Tokyo Olympic Emblem

KASHIMA Takashi

Abstract

The purpose of this paper is to sociologically compare the logo mark of the 2025 Osaka-Kansai Expo with the emblem of the 2020 Tokyo Olympics, focusing on the application guidelines, screening process, and public response. As a result, four common points became apparent. The first is the easing of barriers to entry. The second is to diversify the evaluation criteria. The third is the introduction of public comments. The fourth is the secondary use in social networking services. Based on these, this paper focused on the fact that "design that everyone can get into" is more popular than "design that everyone praises". This means that citizens are no longer satisfied with "sophisticated design" by experts, and that we have become a society that fosters "controversial design" that can be talked about by many people. And this is a big difference from the logo mark of the 1970 Osaka Expo.

1. はじめに

2020年8月25日、2025年に開催予定の日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博）のロゴマーク¹が発表された（図版①）。大阪・関西万博のシンボルとなるこのロゴマークは全国からの公募（総数5,894）と意見募集（総数6,572）を行い、最終的に選考委員会（11名）が投票で選んだものである²。

最優秀作品に選ばれたのは「TEAM INARI」案である。代表のシマダタモツによると、このロゴマークは「セル（細胞）」をコンセプトに「いのちの輝き」³を表現しており、1970年の日本万国博覧会（以下、大阪万博）で太陽の塔を建てた「岡本太郎さんのようなパンチやオリジナリティーのあるもの」にしたかったという⁴。またロゴマークに描かれた細胞核（白抜き部分）

の数が5つなのは、大阪万博のロゴマーク（円形を白抜きにした5つの花びら、図版②）をヒントにしたからである⁵。



①2025年大阪・関西万博ロゴマーク⁶。②1970年大阪万博ロゴマーク⁷。

こうしたことから、2025年大阪・関西万博のロゴマークは1970年大阪万博のロゴマークを継承していると考えられる⁸。外見上の違いはあっても、大阪で二度目の開催となる万博にとって一回目との連続性を感じられることは重要である。しかしこのような解釈はロゴマークの作り方（送り手の視点）に注目したものであり、これにロゴマークの選び方（クライアントの視点）やロゴマークへの反応（受け手の視点）を加えると、別の解釈が成り立つ可能性もある。

そこで本稿はロゴマークの選考過程や市民の反応にも注目し、2025年大阪・関西万博のロゴマークが実は2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京大会）のエンブレムからも影響を受けていたことを明らかにしたい。そして専門家と市民⁹の関係に注目すると、1970年大阪万博のロゴマークとはかなり異なるものであることを確認していきたい。

2. 先行研究と方法論

万博やオリンピックのデザインを取り上げた先行研究として、『オリンピックと万博：巨大イベントのデザイン史』（暮沢 2018）がある。世界デザイン会議（1960年）、オリンピック東京大会（1964年）、大阪万博（1970年）の三つを踏まえて2020年東京大会での新国立競技場問題¹⁰とエンブレム問題¹¹を解説した本書は、そもそも新書サイズということもあり、デザイン史から見た論点の確認に留まっている点に限界がある¹²。

また、『オリンピック・デザイン・マーケティング：エンブレム問題からオープンデザインへ』（加島 2017）という先行研究もある。こちらは造形的な評価を重視するデザイナーとマーケティング的な評価を重視する広告代理店が万博やオリンピックをめぐるいかなる関係にあったのかを調べ、エンブレム問題が生じたプロセスを社会的に記述したものである。

模倣が疑われたエンブレム問題のようにデザインが社会問題になると、従来のデザイン史は送り手の視点から造形的な価値判断を下すことが多かった。こうした立場に対して社会的な

デザイン研究はクライアントの視点（選考過程）や受け手の視点（市民からの反応）にも目を配り、社会問題になったデザインに対して価値判断を下すのではなく、いかにして社会問題になりえたのかという文脈を記述してきた（加島 2018；加島 2020）。『オリンピックと万博』と『オリンピック・デザイン・マーケティング』の違いはこうした方法論に見られ、本稿は後者の社会学的な記述と関心を共有している。そこで以下では社会学的なデザイン研究の立場から、2025年大阪・関西万博のロゴマークと2020年東京大会エンブレムの応募要項、審査過程、市民からの反応などを比較し、両者がどのような影響関係にあるのかを具体的に特定していきたい¹³。

3. 応募要項

3-1. 東京大会エンブレム

エンブレム問題とは2020年東京大会のエンブレムがインターネットで大きな話題となり、発表から約一ヵ月で取り下げられるまでの一連の騒動である¹⁴。この騒動で論点となったのは「パクリかどうか？」というエンブレムデザインの独自性と、「出来レースかどうか？」というエンブレムの選考過程である。組織委員会と原作者の佐野研二郎はこの二つの論点を認めなかったが、国民の理解を得られなくなったと判断して取り下げることにした。現在の東京大会エンブレムは、こうした2015年夏のエンブレム問題を踏まえて新たに選び直したものである。

エンブレムを新たに選ぶにあたり、組織委員会は旧エンブレム選考がデザインの専門家を中心に進められていたことを反省し、「国民的な行事である意識に欠けていた」と総括した¹⁵。そして新たに選考するための準備会を設け¹⁶、「できるだけたくさんの方に参画いただきながら、国民の皆様へ愛され、ときめきを共有できるエンブレムを作ること」を確認した¹⁷。「なんといっても国民の賛同を得られる、「全員参加である」という意識というものを共有した進め方」を重視したのである¹⁸。

このような経緯を踏まえ、エンブレムの応募要項（別表1）が発表されたのは2015年10月16日である¹⁹。そのポイントは三つある。一つ目は、応募資格で経験や受賞歴を問わないことにした点である。これはデザイン関係者に限定していた旧エンブレム選考での反省を踏まえたものであり、新エンブレム選考では市民参加を促すことにしたのである。二つ目は、東京大会のビジョンに加えて七つのキーワードを示した点である。これは旧エンブレム選考において基本的なコンセプトに関する議論が不十分だったという反省を踏まえたものであり、新エンブレム選考ではこのキーワードを手がかりにタイトル（20字以内）とコンセプト（200字以内）の提出を求めたのである。三つ目は、提出物で展開案のバリエーション（黒と白のエンブレムデザイン案、ピンバッジ、バナー、Tシャツ、マグカップ、キーホルダー）まで指定した点である。これは旧エンブレム選考において曖昧だった付属資料の提出方法を明文化したものであり、新エンブレム選考では展開案も含めて審査することにしたのである。

このように東京大会エンブレムの募集要項はエンブレム問題と同じトラブルを繰り返さないよう、かなり慎重に作られている。経験豊富なデザインの専門家に限って募集するのではなく、

より多くの市民から広く募集することにした²⁰。コンセプトの提出に必要なキーワードを先に示し、展開案のバリエーションまで指定したのは、審査をより公平に行うためである²¹。これらを踏まえ、エンブレム選考は「国民的な行事」であろうとしたのである。

3-2. 大阪・関西万博ロゴマーク

オリンピックの招致運動にエンブレムがあるように²²、万博の誘致運動にはロゴマークがある。2017年6月7日に発表された「2025 日本万国博覧会 誘致活動のためのシンボルマーク」は全国からの公募（総数 1,331）と一般投票（総数 6,177）を行い、最終的に選定委員会（7名）²³が投票で選んだものである²⁴。

本稿が注目したいのは、この選考過程で東京大会エンブレムが意識されていたことである。『毎日新聞』（2017年4月12日朝刊）によると、「誘致委員会が念頭に置くのは、東京五輪の公式エンブレム選定を巡る騒動」であり、「エンブレムがベルギーの劇場のロゴに似ていると指摘され、劇場側が使用差し止めを提訴する騒ぎ」となり、さらに「閉鎖的な選考方法も批判され、改めて公募」したことが懸念材料だった²⁵。そこで誘致委員会はプロアマ問わずに作品を募集し²⁶、インターネット投票や各国での商標調査を実施することにしたのである。

このように東京大会エンブレムを意識した誘致運動ロゴマークの方針は、大阪・関西万博のロゴマーク選考にも引き継がれている。2019年10月31日に発表された応募要項（別表1）には²⁷、東京大会エンブレムの応募要項との共通点も見られる。一つ目は、応募資格で経験や受賞歴を問わないことにした点である。二つ目は、大阪・関西万博のテーマやコンセプトに加えて五つのキーワード（大阪・関西万博で伝えたいこと）を示した点である。三つ目は、展開案（ピンバッジ、バッグ、名刺など様々なアイテムや空間、メディアへの展開事例）の提出を求めた点である。

もちろん、二つの応募要項は同じではない。万博とオリンピックでは提出物の制作条件（構成要素の配置や書体の指定など）に違いがあり、賞金額も異なる。そのうえで注目に値する形式上の共通点は「市民参加」である²⁸。選考を市民参加で行うことはエンブレム問題のようなトラブルを回避するだけでなく、万博やオリンピックをより多くの人びとに開かれたイベントにするための手段となる。このような手段としての市民参加、すなわち参入障壁の緩和こそ、東京大会エンブレムから大阪・関西万博のロゴマークに引き継がれたものだと考えられる。

4. 審査過程

4-1. 東京大会エンブレム

次に審査過程を確認したい。東京大会エンブレムの審査は①事務局による形式要件のチェック（総数：14,599点）、②専門家（20名）による二度のデザインチェック（通過作品：311点→64点）、③エンブレム委員会（21名）での本審査（通過作品：4点）、④国内外での商標調査（4点）、⑤最終候補（4点）の発表と意見募集、⑥エンブレム委員会での最終審査、の六段階である（別表2）。

審査のポイントは四つある。一つ目は、本審査の前にデザインチェックを導入した点である。市民から募集した案の絞り込みをデザインの専門家が先に行うようにした。二つ目は、本審査を行うエンブレム委員会のメンバー構成を多様にした点である。これは旧エンブレム選考の審査委員²⁹がデザインの専門家に偏っていた点を反省した結果である。三つ目は、知的財産権への対応を強化した点である。旧エンブレム選考ではデザインの独自性を疑われたため、類似するデザインの有無をより丁寧に調査することにした。四つ目は、最終候補に対して一般から意見募集をした点である。これによって最終審査の前に市民からの反応を確認できるようにした。

このように東京大会エンブレムの審査過程はエンブレム問題と同じトラブルを繰り返さないよう、かなり慎重に設計されている。デザインチェックをしてからエンブレム委員会で本審査を行うのは、デザインの専門家による「出来レース」を避けるためである。商標調査をしたうえで意見募集をするのは「パクリ」批判を避けるためである。さらにデザインチェックの一部はインターネットで中継した。このようにデザインの専門家だけで審査するのではなく、より多くの人びとに審査に関わってもらうことで、組織委員会は「国民の賛同」を得ようとしたのである。

4-2. 大阪・関西万博ロゴマーク

大阪・関西万博ロゴマークの審査は①事務局による形式要件の確認（総数 5,894）、②専門家（18 名）によるデザイン審査（絞り込み）、③ロゴマーク選考委員会（11 名）による審査（5 点を選定）、④国内外での商標調査と著作権確認、⑤最終候補（5 点）の発表と意見募集、⑥ロゴマーク選考委員会での最終審査、の六段階である（別表 2）。

こうした審査過程は東京大会エンブレムと形式的には同じである。デザインの専門家がチェックしたうえで多様なメンバー構成のロゴマーク選考委員会が審査し、最終候補案には市民からの意見を集め、最後に選考委員会で票決する。市民³⁰も審査に関わることで選考の透明性を高め、万博をより多くの人びとに開かれたイベントにしようとしたのである。

そのうえで本稿が目指したいのは、知的財産権への対応である。『読売新聞』（2019 年 9 月 14 日夕刊）によると、「運営側が神経をとがらせるのは類似作の存在」である。「東京五輪の際は、デザイナー作成のエンブレムが、ベルギーの劇場のロゴに似ていると指摘されて白紙撤回。一般公募でデザインを決め直す騒動となった」。そこで「今回の公募で、協会は絞り込んだ候補作について、弁護士法人に商標登録や著作権の有無などを調べるよう依頼。欧米、アジアなど約 50 か国を対象に徹底的に調査する」ことにしたという³¹。知的財産権への対応はすでに東京大会エンブレムで確認したが、大阪・関西万博ロゴマークではこの点がさらに強化されたのである。

このような知的財産権への対応強化は、市民参加型の選考³²に伴うものと思われる。経験豊富なデザインの専門家に限定しない以上、いたずら対策から偶然の類似までをより厳密に調べる必要がある。実際のところ、東京大会のエンブレム選考では最終候補 4 点のうち 3 点、次点候補 4 点のうち 2 点が国際商標調査をクリアできず、選外だった 1 点が敗者復活で繰り上げられている。エンブレム委員の夏野剛によれば、「絶対に残って欲しかった作品もあったけれど、

類似商標の問題で涙をのんだ」という³³。

こうした展開が意味するのは、評価基準の多元化である。デザインがどんなに優れていても、それだけで決めることはできない。知的財産権で問題があれば修正するか、別のデザインにしなければならない。こうした評価基準の多元化は、審査の水平化も伴う。つまり、従来はデザインの専門家で審査を済ませた後に知的財産権の専門家が調査を行っていたが、東京大会エンブレムや大阪・関西万博ロゴマークでは審査を済ませる前に知的財産権の調査を行うようになった³⁴。こうした意味での評価基準の多元化こそ、東京大会エンブレムから大阪・関西万博のロゴマークに引き継がれたものだと考えられる。

5. 市民の反応

5-1. 東京大会エンブレム

それでは参加を促された市民の反応はどのようなものだったのか。東京大会エンブレムの応募要項は2015年11月25日時点でダウンロードが7万件を超え、14,599点の応募があった。ここで注目したいのは、市民参加によるエンブレム選考が自治体のプロモーション活動や学校教育の手段として利用されたことである。たとえば、「市民から原案を募り、選考して大会組織委へ提出する」という方針を示した埼玉県鶴ヶ島市では³⁵、市独自の「応援エンブレム」と併せて市民から485点を集めた³⁶。また福岡大学工学部の学生(88名)³⁷や愛知県立瀬戸窯業高校デザイン科の生徒(5名)³⁸は、授業で制作した課題を提出している。最終的に選ばれるかどうかはともかく、「みんな」で時間をかけて応募することに意味を見出すのが市民参加型選考の特徴である。

また2016年4月8日には最終候補の4案が示され、最終審査が行われた2016年4月25日には一般からの意見募集の結果(41516名分)が発表された(別表3)³⁹。それによると、B案C案D案はポジティブな意見が多数を占めたが、A案はポジティブな意見とネガティブな意見に評価が分かれた。また厳密な調査ではないが、『読売新聞』の調査(4月8日の夜に東京都内8カ所で男女100名を対象にした街頭アンケート)ではB案(44名)、D案(24名)、A案(23名)、C案(9名)の順で人気があり⁴⁰、Yahoo!ニュースの意識調査(4月8日～24日、総票数:170870)では、B案(55112票、32.3%)、D案(50539票、29.5%)、C案(33864票、19.8%)、A案(31355票、18.4%)の順で人気があった⁴¹。市民の反応ではB案やD案への支持が多かったのである。

ところが最終審査(エンブレム委員会)での投票結果はA案13票、D案5票、C案2票、B案1票、の順であり、一度目の投票で過半数を得たA案に決まった。市民の反応が審査結果に反映されなかったわけだが、組織委員会は意見募集の結果で4案への評価数の違いは明かさず、あくまでも「委員の選考の参考にするため」という立場を貫いた⁴²。

5-2. 大阪・関西万博ロゴマーク

大阪・関西万博のロゴマーク選考では、2019年11月10日から12月1日にかけて全国9ヶ所の図書館⁴³で「みんなでつくろう EXPO2025『ロゴマークをデザインしてみよう!』」という

PR イベントを開催している。これはロゴマークの制作を通じて「万博への関心を深めてもらうこと」を目的としたワークショップで、全国で約 390 名が参加したという⁴⁴。

また 2020 年 8 月 3 日には 5894 点のなかから最終候補の 5 案が示され、最終審査が行われた 2020 年 8 月 25 日には一般からの意見募集の結果（6,572 名分）が発表された（別表 4）⁴⁵。その結果によると、すべての案に対してポジティブな意見とネガティブな意見があり、評価は横並びの状態だった。最終審査では選考委員の 11 名中 8 名が投票した E 案が選ばれている。

ここで注目したいのは、決定案への反応が賛否両論だった点である。たとえば、安藤忠雄（選考委員会の座長）は「今までのロゴマークというものは、左右対称で安定している。このロゴマークは変わっており、違った方向をむいており、それがなによりエネルギーになると思う。…（中略）…。このロゴマークには違和感もあるが、そこが良いと感じる」とコメントしている⁴⁶。また日本トレンドリサーチの調査（8 月 26 日～27 日、男女 150 名を対象にしたネットアンケート）によると、大阪・関西万博ロゴマークについて「良いと思う」と答えたのは 41.0%、「良くないと思う」と答えたのは 59.0%だった⁴⁷。さらに『読売新聞』（2020 年 8 月 27 日朝刊、大阪版）によると、決定案の「非対称で奇抜なデザインに、ネットでは「かわいい」「愛着がわく」と好意的な声がある一方で、「気持ち悪い」といった「拒否反応」も目立つことから、「具体的な選考過程を明らかにするよう求める声」も上がり、「大阪人として恥ずかしい」「決め直してほしい」という連絡が大阪府や大阪市にあったという⁴⁸。

ところが 2025 年日本国際博覧会協会は最終審査で委員から出た意見や一般からの意見募集の結果がどのように反映されたのかは明らかにしなかった。こうした展開もまた東京大会エンブレムと重なって見える点である。一般から意見を募集するのだが、その結果がそのまま審査に反映されるとは限らない。実は先述した大阪・関西万博誘致運動のロゴマーク選考でも、一般投票で第二位だった大川幸秀案が選定委員による投票で第一位に選ばれている⁴⁹。こうしたことから一般からの意見募集は審査に必要な判断材料を揃えるというより、万博やオリンピックに対して人びとがどのような意見を持っているのかを運営側が集める機会になっているように思われる。こうした意味でのパブリックコメントの導入こそ⁵⁰、東京大会エンブレムから大阪・関西万博のロゴマークに引き継がれたものだと考えられる。

6. インターネットでの展開

6-1. 東京大会エンブレム

最後にインターネットでの展開に注目したい。エンブレム問題をめぐっては画像検索サイトによる検証やまとめサイトによる解説が話題となったが、旧エンブレムでは二次創作や市民による自作エンブレムの公開も話題となった。たとえば、おでんの具（竹輪、厚揚げ、こんにゃく、大根）を旧エンブレムに見立てたコンビニエンスストアの販促 POP はソーシャルメディアで広く拡散した⁵¹。また、インターネットユーザーたちが公開した自作エンブレムには肯定的な反応が続いた⁵²。

このような展開は東京大会エンブレムでも見られる。たとえば、ミスタードーナツのキャラ

クター「ポン・デ・ライオン」の顔をエンブレムの中央にはめ込んだパロディ画像はソーシャルメディアで広く拡散した⁵³。またインターネット上でエンブレムの幾何学的な構造を独自に解説する「謎解き動画」なども登場した⁵⁴。こうした展開について、エンブレムの原作者である野老朝雄は次のように語っている。

エンブレムが発表されてから、会ったこともない学者の方がこの紋様の作り方を解説していたり、勝手にジェネレーターみたいなものが作られていたり。本当にSFみたいだと思って。集合知によるものづくりが、長らく夢だったのです。…（中略）…、このエンブレムが新しい世界への扉を開けてくれる気がしています。すごい才能とこのエンブレムが出会って、想像もしなかった表現が出てくるかもしれない。プログラムを習っている子どもが考えてもいい。自分が作った仕組みが集合知の上でどう花開くかに期待しています。…（中略）…。そういう意味で、これは僕の幾何学の集大成ではなく、このエンブレムはこれからなんです⁵⁵。

ここで重要なのは原作者である野老がエンブレムを「仕組み」と捉え、完成物とは考えていない点である。解説動画や二次創作は「集合知によるものづくり」であり、エンブレムの「これから」を楽しみにしている。つまり野老は人びとがエンブレムに関心をもつきっかけを提供したのであって、エンブレムを完成させるのは一人ひとりだというわけである。

6-2. 大阪・関西万博ロゴマーク

インターネットでの展開は大阪・関西万博のロゴマークにも見られる。NHKの記事（2020年8月27日）によると、ロゴマークが「ドーナツチェーン店の商品に似ているとか、民放の子ども向け番組に登場する毛むくじゃらのキャラ（赤いほう）を思い出すとか、スナック菓子のパッケージにそっくりだといった指摘」だけでなく、「ロゴをイメージしたパンを作ってツイッターにアップ」した人もいたという⁵⁶。また「アマチュアクリエイターたちの手により、ゲームやアニメ、さらにはキャラクターソング、ぬいぐるみまでが作られ、SNSはお祭り状態」になった。「当初こそ「気持ち悪い」などネガティブな声もあった同ロゴマークだが、だんだんと「なんか可愛く見えてきた」と親近感を抱く声も多く見られるようになった」のである⁵⁷。こうした展開について、ロゴマーク原作者（代表）であるシマダタモツは次のように語っている。

いろいろな意見があるでしょうし、むしろそれが「面白い」とポジティブに捉えています。ロゴマーク一つでこれだけ反響があるのは、いままでの仕事でなかったことです。ロゴを早速パロディに使ったり、ゲームにしたりする強者もいるそうですね（笑）。作品は自分の生み出した子どもみたいなものなので、皆さんに可愛がってほしいと思います⁵⁸。

ここで重要なのは、シマダが市民の反応やインターネットでの展開を受け入れている点である。ロゴマークのパロディ画像やロゴを素材にしたゲームプログラムの作成は「自分の生み出

した子どもみたいなもの」であり、ロゴマークへの「反響」を楽しんでいる。シマダは人びとがロゴマークに関心を持つきっかけを提供したのであって、ロゴマークを育てていくのは「皆さん」というわけである。

こうした展開もまた東京大会エンブレムと重なって見える点である。運営側によって選ばれたエンブレムやロゴマークが、そのまま人びとに受け入れられるとは限らない。しかしエンブレムやロゴマークがソーシャルメディア（SNS）におけるコミュニケーションの素材になることで、結果的にオリンピックや万博に対して親しみが湧くこともある。しばらくして2025年日本国際博覧会協会は「ロゴマークを利用して創作されたもの（2次利用のものも含む）を製造・販売し利益を得る行為などは、当協会の権利を侵害する可能性があります」と注意を出しているが、その前置きには「本ロゴマークへの様々なご感想やご評価を発信いただいていることについて、重ねて感謝いたします」と書かれている⁵⁹。このようなSNSでの二次的利用も、東京大会エンブレムから大阪・関西万博のロゴマークに引き継がれたものだと考えられる。

7. おわりに

ここまでをまとめよう。本稿はまず社会学的なデザイン研究の立場から、2025年大阪・関西万博のロゴマークと2020年東京大会エンブレムの応募要項、審査過程、市民の反応を比較することにした。その結果、応募要項の比較では市民参加という参入障壁の緩和、審査過程の比較では知的財産権への対応強化を含む評価基準の多元化、市民の反応の比較では最終審査に反映されるとは限らないパブリックコメントの導入、そしてSNSでの二次的な利用が明らかになった。そこで最後にこの四点がどのような関係にあり、またいかなる意味を持っているのかを確認することにした。

まず、この四点は次のような関係にある。参入障壁の緩和は応募者を多様にする。そして多様な応募者を審査するには、多様な専門家が必要になる。ところがこうした審査では意見の一致が難しく、票決の結果が市民の意見と重ならないこともある。多様性を肯定すればするほど、合意形成は難しくなる。

そのうえで注目したいのが、「みんなが褒めるデザイン」というより「みんなが突っ込めるデザイン」のほうが、多くの人びとの話題になるという点である。みんなが突っ込めるデザインとは、たとえば「ゆるキャラ」⁶⁰のように素人でも気軽にコメントできるものであり⁶¹、こうした隙間のあるデザインは合意形成というより賛否両論という形で人びとの注目を集める。また賛否両論のデザインは時間の経過と共に見え方が変わることもあり、そうした長期的な関わり方が結果的に行政や運営側への市民参加になることもある⁶²。こうしたことから、現代は専門家による洗練されたデザインだけでは満足できなくなり、多くの人びとが話題にできる賛否両論のデザインを「みんな」で育てていく社会になったと考えられる。

ここまでを踏まえて、1970年大阪万博のロゴマーク選考に注目してみたい。当時の日本万国博覧会協会はデザインの専門家（13名）からなる「デザイン小委員会」を設け⁶³、デザインの専門家を含む万博関係者（7名）からなる「マーク選考委員」⁶⁴と「指名デザイナー」（15名2

団体)⁶⁵を決めたうえで、「日本万国博覧会シンボルマーク指名コンペティション」を実施している。大阪万博のロゴマークはデザインの専門家を中心に選んだものである⁶⁶。この選考で指導的な役割を果たしたデザイン批評家の勝見勝は当時のことを次のようにまとめている。

筆者は東京オリンピック以来、大阪万国博、明治百年式典、BIE パリ本部、札幌冬季オリンピックなどの公式シンボルマークの選考委員長をつとめてきた経験からいって、この種の行事には、いきなりアートディレクターを決めるより、指名コンペによって、フェアに人選を固めてゆくのが、結局は正しいという確信を抱いている。公開コンペは、一見民主的なようであるが、デザイナーには、建築家のように、資格の有無によって、応募の範囲を限定する客観的根拠がないため、ハシにもボウにもかからぬ、応募作品の山に当面し、選考は難航し、結果は概して良くないようである⁶⁷。

ここで重要なのは、多くの選考に関わってきた勝見はデザインの専門家に限定してコンペを行ったほうがよいと考えていたことである。「公開コンペ」は「民主的」に見えるが、選ぶのが難しく、結果的に良いものが選ばれるわけでもない。そのため、人選に偏りのない「指名コンペ」によってデザインの質を守ったほうが「結局は正しい」というわけである。

こうした勝見の背景には、市民を導く専門家への信頼がある⁶⁸。そしてこうした信頼に基づいて1964年の東京大会や1970年の大阪万博と同じように専門家主導の選考を行った結果、2020年の東京大会でエンブレム問題が生じたのである(加島 2017)。また本稿が述べてきたように、エンブレム問題のようなトラブルの回避を目指したのが東京大会エンブレムと大阪・関西万博ロゴマークの選考だった。いまやデザインがどんなに優れていても、それだけでは採用されない社会になったと考えられる。

本稿が明らかにした四点を踏まえると、2025年大阪・関西万博のロゴマークと1970年大阪万博のロゴマークはデザイン史(送り手の視点)的には参照関係があるものの、社会学的なデザイン研究(選考過程、審査過程、市民の反応などの検討)から見ればかなり異質なものである。どのように作ったのかという点で連続性を感じることができても、そもそもどのように選ばれ、またいかに受けとめられたのかという点は同じではない。こうしたことから、大阪・関西万博のロゴマークは大阪万博ロゴマークというより東京大会エンブレムを引き継いでいる、と本稿では結論したい。

最後に私見を付け足すと、優れたデザインを選びたい場合は大きなクライアントにこだわらないほうがよいと考える。万博やオリンピックのような巨大イベントは利害関係者が多く、人びとに親しまれる大衆的なデザインが求められるからである。また一人ひとりの意見がより見えやすい市民参加型社会では、専門家のあり方やその評価をめぐる合意形成にいままで以上の配慮が必要になる。専門家に偏れば、批判だけでなく、あら探しにも耐えうるデザインが求められる。市民参加に偏れば、後世の人からも評価される、先端的なデザインが残りにくくなる。これは「専門家対市民」という対立図式というより、今まで一つしかなかった選択肢が二つに増えた、と理解したほうがよい。そのうえで、どのような選び方をするのかという点から私た

ちは「みんな」で考えていく必要がある。

別表1：大阪・関西万博ロゴマーク⁶⁹と東京大会エンブレム⁷⁰の応募要項（抜粋）

	2025年大阪・関西万博ロゴマーク	2020年東京大会エンブレム
はじめに	大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会、こうした生き方を支える持続可能な社会を、世界が一体となって実現していくことを目指すものです。「未来社会の実験場」というコンセプトのもと、国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成や日本の国家戦略「Society 5.0」の実現に貢献する共創の場となることを推し進めていきます。そのシンボルとなるのが今回募集するロゴマークです。皆さまの創造力を存分に発揮し、ロゴマーク制作をお願いいたします。	エンブレムは、東京そして日本で開催される大会を象徴し、日本のみならず、世界中の誰からも共感され、愛されると共に、大会が終わった後も大会に関わったすべての人が誇りに思えるものであってほしいと考えます。東京2020組織委員会は、大会の礎となる大会ビジョンを掲げています。大会ビジョンに組織委員会が込めた思いを以下に示します。こうした思いをきっかけとして、皆様ご自身の想像力、・クリエイティビティを存分に発揮し、大会エンブレムのデザイン制作をお願いいたします。
キーワード	「さまざまな個（一人ひとり）が輝く」「個と個が繋がり、共創が生まれる」「共創が連続することで、持続可能な世界が創り出される」「日本らしさ、大阪・関西らしさを発信する」「今までにないアプローチに挑戦する」	「スポーツの力」「日本らしさ・東京らしさ」「世界の平和」「自己ベスト・一生懸命」「一体感・インクルージョン」「革新性と未来志向」「復興・立ち上がる力」
テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”	
コンセプト	未来社会の実験場 “People’s Living Lab”	
ビジョン		スポーツには、世界と未来を変える力がある。1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、「一人ひとりが互いを認め合

		い(多様性と調和)」、「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。
応募資格	プロ・アマは問いません。経歴受賞歴の有無などは不問です。2019年4月1日時点で18歳以上の方を対象とします。日本国籍の方、もしくは、日本在住の外国籍の方(日本国内の住民票をお持ちの方)を対象とします。個人またはグループ(10名以内)での応募が可能です。	経歴、受賞歴の有無等は問いません。2015年4月1日時点で18歳以上の方。日本国籍の方および日本在住の外国籍の方(日本国内の住民票をお持ちの方)。個人またはグループ(10名以内)での応募が可能です。グループの場合、上記の年齢、国籍の条件を満たしている方を代表者としてください。
応募点数	1人(1グループ)3点までとします。	応募点数は1人(1グループ)1点限りとします。
応募受付期間	2019年11月29日(金)正午~12月15日(日)正午	2015年11月24日(火)正午~2015年12月7日(月)正午
提出方法	応募受付期間内に、「2025年大阪・関西万博ロゴマーク公募サイト」からご応募ください。	東京2020大会公式サイトよりご案内する応募サイトからご提出ください。
提出物	「①ロゴマークデザイン案」(JPG形式)および「②デザイン展開案」(JPG形式。ピンバッジ、バッグ、名刺など様々なアイテムや空間、メディアへの展開事例)をデータで作成してください。上記のほか、「③ロゴマークのデザインコンセプト」を200字以内で作成ください。①②③を1作品1セットとして、「2025年大阪・関西万博ロゴマーク公募サイト」からご応募ください。	「1.エンブレムデザイン案」(フルカラーのエンブレムデザイン案)および「2.デザイン展開案」(黒と白のエンブレムデザイン案、ピンバッジ、バナー、Tシャツ、マグカップ、キーホルダー)のデータを、それぞれjpg(2MB以内)とpdf(1MB以内)の2つの形式で作成し、両方とも提出してください。エンブレムデザイン案のタイトル(20字以内)およびコンセプト(200字以内)。
賞金	「最優秀賞」賞金300万円、関連作業(ロゴマーク使用のマニュアルの制作、各種アプリケーションデザイン制作、各種広報ツールのデザイン制作)の対価200万円、「優秀賞」賞金10万円	採用作品に対する賞金:100万円(税込み)。賞品:2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会開会式へご招待いたします。

<p>制作条件</p>	<p>シンボルマーク（図形）とロゴタイプ（文字）の双方が合わさった形をロゴマークとし、今回はロゴマークのみを公募対象とします。ロゴタイプについては「OSAKA, KANSAI」「JAPAN」「EXPO 2025」の表記を含めて下さい。ロゴタイプの書体は、オリジナルのもの、既存のもの、どちらでも構いませんが、採用にあたって修正をお願いする場合があります。</p>	<p>上から順番に、トップエンブレム、ワードマーク（都市名／開催年）、オリンピックシンボル・パラリンピックシンボルを配置してください。オリンピックとパラリンピックのトップエンブレムは、それぞれ別のデザインとしつつも同じファミリーとみられるように開発してください。ワードマークはすべて大文字で「TOKYO 2020」としてください。オリンピック・パラリンピックともに同じ書体とし、既存の書体ではなくオリジナルの書体を開発してください。なお、応募段階では汎用の書体の使用も認めますが、最終的にはオリジナルの書体が必要なため、採用にあたっては修正をお願いすることがあります。パラリンピックエンブレムには、ワードマークの下に「Paralympic Games」または「PARALYMPIC GAMES」と記載してください。オリンピックシンボル・パラリンピックシンボルを添える際にはクリアスペースを守ってください。オリンピックシンボル・パラリンピックシンボルは、エンブレムの総面積の 1/3 程度の面積にしてください。</p>
<p>審査観点</p>	<p>「世界中の多くの人に愛されるものか」「テーマ・メッセージをとらえ、大阪・関西万博への期待感を高めるものであるか」「デザインとして優れ、様々な媒体で広く活用可能か」「オリジナリティがあるか」</p>	<p>「多くの人に共感してもらえること（共感性）」「東京 2020 大会の象徴となること（象徴性）」「オリジナリティにあふれ、個性的であること（独創性）」「デザインとして優れていること（審美性）」「ライセンス商品や大会装飾など、さまざまな媒体で展開可能であること（展開性）」「カラーだけでなく、モノクロや拡大・縮小で再現してもデザインイメージの変化が少ないこと（再現性）」</p>
<p>その他</p>	<p>・制作にあたっての注意事項</p>	<p>・制作にあたっての注意事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権などの譲渡についての注意事項 ・個人情報の取扱いについての注意事項 ・その他応募に関する注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権などの譲渡についての注意事項 ・個人情報の取扱いについての注意事項 ・応募作品の修正についての注意事項 ・採用作品の応募者についての注意事項 ・その他応募に関する注意事項
--	---

別表2：大阪・関西万博ロゴマークと東京大会エンブレムの審査過程と審査委員

	2025年大阪・関西万博ロゴマーク	2020年東京大会エンブレム
審査過程	<p>①形式要件確認：事務局により、本応募要項に記載した基本的な形式要件を満たしているかを確認</p> <p>②デザイン審査（2019年12月23日、24日）：デザイン専門家などによるデザイン性の観点から絞り込みを実施</p> <p>③ロゴマーク選考委員会（第1回、2020年1月17日）：ロゴマーク選考委員による選考（5作品を選定）</p> <p>④知的財産関連調査（2019年10月～2020年6月）：当協会の指定する弁理士等による国内外における先行商標調査、著作権確認を実施</p> <p>⑤一般意見募集（2020年8月3日～11日）：最終候補作品に対して、審査観点に沿って一般からの意見を募集</p> <p>⑥ロゴマーク選考委員会（最終、2020年8月25日）：一般意見募集の結果を踏まえ、ロゴマーク審査委員の協議により、「最優秀賞」作品を選考</p>	<p>①形式要件のチェック（2015年12月7日～11日、応募総数：14,599点）</p> <p>②デザインのチェック（2015年12月15日～22日、通過作品：311点→通過作品：64点）</p> <p>③エンブレム委員会での審査（2016年1月7日～9日、通過作品：4点）</p> <p>④国内外での商標調査（2016年1月12日～）</p> <p>⑤最終候補作品発表（2016年4月8日）：最終候補4作品に対する意見をインターネットおよびはがきで募集</p> <p>⑥エンブレム委員会での最終審査（2016年4月25日、約11万件の意見、採用作品賞1点、最終候補作品賞3点、佳作3点）</p>
選考委員	<p>安藤忠雄（建築家、座長）、荒木飛呂彦（漫画家）、河瀬直美（映画監督）、澤穂希（元サッカー日本女子代表）、根本かおる（国際連合広報センター所長）、林いづみ（弁護士（桜坂法律事務所））、原研哉（グラフィックデザイナー）、畠山陽二郎（経済産業省大臣官房商務・</p>	<p>宮田亮平（東京藝術大学 学長 ※委員長）、<u>今中博之</u>（社会福祉法人素王会理事長）、<u>榎本了壺</u>（クリエイティブディレクター／京都造形芸術大学客員教授）、王貞治（福岡ソフトバンクホークス株式会社取締役会長／一般財団法人世界少年野球推進財団理事長）、<u>柏木博</u></p>

デザイン選考における専門家と市民の関係

	<p>サービス審議官)、二宮雅也(日本経済団体連合会 企業行動・SDGs 委員長/損害保険ジャパン株式会社 会長)、松井冬子(日本画家)、ヨシダナギ(フォトグラファー)</p>	<p>(武蔵野美術大学教授)、<u>勝井三雄</u>(グラフィックデザイナー/武蔵野美術大学名誉教授 ※10月16日に追加)、志賀俊之(日産自動車株式会社取締役副会長)、杉山愛(スポーツコメンテーター/元プロテニス選手)、<u>田口亜希</u>(パラリンピック射撃日本代表/一般社団法人パラリンピアンズ協会理事)、<u>但木敬二</u>(弁護士/元検事総長)、<u>田中里沙</u>(事業構想大学院大学学長/宣伝会議取締役メディア・情報統括)、<u>中西元男</u>(デザインコンサルタント/PAOS グループ(東京・上海)代表 ※10月16日に追加)、<u>夏野剛</u>(慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授)、西崎芽衣(立命館大学4回生/元一般社団法人ならはみらい職員)、長谷川祐子(東京都現代美術館チーフキュレーター/東京藝術大学大学院 国際芸術創造研究科教授)、林いづみ(弁護士/桜坂法律事務所パートナー/中央大学法科大学院客員教授)、<u>フミ・ササダ</u>(株式会社ブラビス・インターナショナル 代表取締役社長)、<u>松井冬子</u>(日本画家)、<u>松下 計</u>(東京藝術大学教授)、<u>マリ・クリスティーン</u>(異文化コミュニケーター)、山本浩(法政大学スポーツ健康学部教授) ※下線はデザインチェックも担当した委員</p>
<p>デザイン 審査委員</p>	<p>石川竜太(アートディレクター、株式会社フレーム代表取締役)、伊藤透(公益社団法人日本パッケージデザイン協会理事長)、岩上孝二(デザインプロデューサー、崇城大学芸術学部教授)、小川明生(グラフィックデザイナー、株式会社ティ・エム・シー代表取締役)、カ</p>	<p>青木克憲(クリエイティブディレクター)、天野幾雄(アートディレクター/グラフィックデザイナー)、岩上孝二(グラフィックデザイナー/崇城大学芸術学部教授)、カイトモヤ(アートディレクター)、加藤芳夫(公益社団法人日本パッケージデザイン協会理事長)、金</p>

	<p>イシトモヤ（アートディレクター、東京造形大学准教授）、鎌田順也（アートディレクター、グラフィックデザイナー）、官浪辰夫（デザインコンサルタント）、木住野彰悟（アートディレクター、グラフィックデザイナー）、関本明子（グラフィックデザイナー、アートディレクター）、辰巳明久（京都市立芸術大学美術学部教授）、田中光敏（学校法人塚本学院 大阪芸術大学教授 <映画監督>）、出口智彦（株式会社モノクロ代表）、永井一史（公益財団法人日本デザイン振興会理事）、藤田春香（株式会社京都アニメーション演出）、増永明子（グラフィックデザイナー）、水野学（クリエイティブディレクター、good design company 代表）、宮崎桂（公益社団法人日本サインデザイン協会会長）、吉岡恵美子（キュレーター、京都精華大学副学長）。</p>	<p>田享子（公益社団法人日本サインデザイン協会 常任理事／アトリエ景株式会社 代表取締役）、鎌田順也（アートディレクター／グラフィックデザイナー）、河北秀也（アートディレクター）、工藤強勝（グラフィックデザイナー）、左合ひとみ（グラフィックデザイナー）、高橋善丸（グラフィックデザイナー／大阪芸術大学教授）、田川雅一（公益社団法人日本パッケージデザイン協会理事／株式会社ベネディクト代表取締役社長）、寺島賢幸（アートディレクター）、中島祥文（アートディレクター）、はせがわさとし（株式会社D-NET&SDC project 代表）、増永明子（アートディレクター／デザイナー）、宮崎桂（公益社団法人日本サインデザイン協会副会長／株式会社KMD 代表取締役）、宮田裕美詠（グラフィックデザイナー）、森重正治（アートディレクター／グラフィックデザイナー／有限会社アドボックス代表取締役）、山形季央（多摩美術大学グラフィックデザイン学科教授）</p>
--	---	--

別表3 東京大会エンブレムの最終候補案に対する意見募集の結果⁷¹（総評のみ）

	総評
<p>A 案 「組市松紋」</p> 	<p>他の作品と比較して「日本らしい・東京らしい」という印象が目立って高い傾向であった。ご意見の傾向としては、「日本らしさを感じる」「伝統を感じる」というポジティブなご意見と、「地味だと感じる」「躍動感を感じない」といったネガティブなご意見があった。特に、「藍色一色」「市松模様」のデザインについて、「シンプルでよい」「日本の『粹』を感じる」「クールな印象」「和の伝統的を感じる」といったポジティブなご意見が多くある一方で、「華やかさに欠ける」「色使いが地味だ」「1色で暗い」「躍動感がない」というネガティブなご意見もみられた。</p>
<p>B 案 「つなぐ輪、広がる」</p>	<p>「一体感・インクルージョン」という印象を最も多く持たれていた。ご意見の傾向としては、「躍動感を感じる」「一体感を感じる」「輪の広が</p>

<p>和</p> 	<p>り」や「平和を感じる」といったポジティブなご意見が多数を占める結果となった。特に、「輪」や「人」のモチーフ、カラフルな色使いが、「選手の躍動感を感じるフォルム」「輪から一体感を連想する」「色合いが力強い」や、「色彩が鮮やか・明るい」「平和な印象」「世界とつながるイメージ」などのご意見が多かった。一方で、「東京らしさ・日本らしさが感じられない」という意見や、「無難」「ありきたり」というネガティブな意見も見受けられた。</p>
<p>C 案 「超える人」</p> 	<p>「スポーツの力」という印象が最も多かった。ご意見の傾向としては、「躍動感・力強さを感じる」「風神・雷神のモチーフが良い」「日本らしさを感じる」などのポジティブなご意見が多数を占めていた。特に、「風神・雷神」のモチーフが「躍動感がありスポーツの祭典らしい」「選手のゴールテープを切る姿に見えてよい」というようなポジティブなご意見が大半以上を占めていた。一方で、「モチーフは日本らしいが、デザインから日本らしさを感じない」「言われないと風神・雷神だとわからない」「人を模したロゴは既視感がある」といったご意見も少なからず見受けられた。</p>
<p>D 案 「晴れやかな顔、花咲く」</p> 	<p>「日本らしさ・東京らしさ」という印象が突出して多かった。ご意見の傾向としては、「日本らしさを感じる」「花咲くモチーフが良い」「明るいイメージがある」などポジティブなご意見が大多数を占める結果となった。特に、「朝顔」のモチーフが「花火」や「開花」を連想させ「明るく」「前向き」「日本らしさ」という印象を受けたというご意見が多数であった。一方で、朝顔のモチーフであることによって、「力強さに欠ける」「スポーツらしくない」「すぐに散ってしまいそう」などのネガティブなご意見も見受けられた。</p>

別表 4：2025 年大阪・関西万博ロゴマーク最終候補作品に関する意見募集レポート⁷²（総評のみ）

	<p>総評</p>
<p>A 案</p> 	<p>「未来社会を感じさせる」「個と個が繋がり、共創が生まれる」「共創が連続することで、持続可能な世界が創り出される」「洗練されている、かっこいい」という意見が多い。 ポジティブな意見としては「伝統的な雰囲気も感じさせつつ、新しい何かを感じさせるデザイン」、ネガティブの意見としては「よく見るデザインのように見え、インパクトがあるが、特に面白くはない」などがある。また、特徴的な意見として、「立体的で躍動感を感じる」「ドーナツを側面から見る斬新さと、大阪らしい強いエネルギーが溢れた作品」「複雑さとシンプルさが表現されている」などがあつた。</p>

<p>B 案</p> 	<p>「未来社会を感じさせる」「個と個が繋がり、共創が生まれる」「インパクトがある」という意見が多い。 ポジティブな意見としては「それぞれの色が合わさって新しい色を作る、まさに万博で目指すことのイラスト化だと感じた」という意見、ネガティブの意見としては「カラーでしか表現できないところが懸念。」などがある。 また、特徴的な意見として、「最も多様性を表しているように感じる」「カラフルで綺麗。アート作品のよう」「率直に好き」「非常に躍動感があり、強さが感じられる」などがあつた。</p>
<p>C 案</p> 	<p>「輝く感じが表現されている」「個と個が繋がり、共創が生まれる」「親しみを感じる」という意見が多い。 ポジティブな意見としては「一目見て、いいと思った。奇抜なデザインより、簡単で見やすく、素敵に感じた。」という意見、ネガティブの意見としては「斬新さがない。前回の大阪万博ロゴマークと似ていると感じた。」などがある。 また、特徴的な意見として、「1970年大阪万博のロゴをオマージュしてる感じで、親しみを感じる」「前回大阪万博のロゴマークと形状が似ており、目新しさに欠ける」「バランスよく、親しみやすく感じる。大阪をイメージしやすい。分かりやすいのが良い」などがあつた。</p>
<p>D 案</p> 	<p>「未来社会を感じさせる」「今までにないアプローチに挑戦する」「今までにみたことがない、新しい」という意見が多い。 ポジティブな意見としては「よくあるロゴではなく、独創性があるデザインが特別な万博という場には相応しいと考える」という意見、ネガティブの意見としては「色味が元気や生命力がない感じがします。モヤモヤとした印象を受けた」などがある。 また、特徴的な意見として、「1つの固まった形ではなく、3つの形があるという点が今までにない新しいデザインだと思った」「マーブルの感じが今までにない新しさを感じさせて良いと思った」「3つの楕円の色や形が違い多様性を感じた。墨を落としたよう模様は和的で惹かれる」などがあつた。</p>
<p>E 案</p> 	<p>「いのちがよく表現されている」「個と個が繋がり、共創がうまれる」「ユーモアがある、おもしろい」の意見が多い。 ポジティブな意見としては「あまり見ない奇抜なデザインで、万博という人の繋がりを意識させる良いデザインだと感じた」という意見、ネガティブの意見としては「これを世界の人々が不吉な何かを連想するようなものでなければいいと思った」などがある。 また、特徴的な意見として、「大阪、関西らしさを感じた。キャラクター的な存在感と、成長しそうな感じもし、気持ち悪さもあるが、愛情がわくところがいいと感じた」「目玉がうごめくデザインが とても個性的かつ奇妙で、とてもインパクトがあると感じた」などがあつた。</p>

参考文献

- 加島 卓 2017 『オリンピック・デザイン・マーケティング：エンブレム問題からオープンデザインへ』河出書房新社
- 2018 「メディア史とメディアの歴史社会学」『マス・コミュニケーション研究』(第93巻) 日本マス・コミュニケーション学会、pp. 61-74
- 2020 「2020年東京大会エンブレム問題と社会学的記述：デザインの「作り方」と「使い方」の関係に注目して」『年報社会学論集』(第33号) 関東社会学会、pp. 14-23
- 暮沢剛巳 2018 『オリンピックと万博：巨大イベントのデザイン史』ちくま新書
- 森山明子・若山滋 2016 『オリンピックとデザインの政治学』朗文堂

※本研究は科学研究費助成事業(基盤研究 B、18H00639)の成果の一部である。

¹ デザインされた文字を「ロゴタイプ」、デザインされた図形を「シンボルマーク」または「シンボルロゴ」、ロゴタイプとシンボルマークの組み合わせを「ロゴマーク」(「ロゴ」と略される場合もある)と呼ぶ。

² 「2025年日本国際博覧会 ロゴマーク最優秀作品 決定」2025年日本国際博覧会協会、2020年8月25日、<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20200825/> ※本論文におけるURLの最終確認はすべて2020年12月6日である。

³ 大阪・関西万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマが全体として設定されている。「万博について」2025年日本国際博覧会協会、<https://www.expo2025.or.jp/overview/>

⁴ 「万博ロゴは「細胞」 5894作品から決定」『朝日新聞』2020年8月26日朝刊

⁵ 「25年万博、ロゴ誕生秘話 岡本太郎のDNA 人と手を取り、人の心動かす 制作チーム代表・シマダタモツさん」『毎日新聞』2020年10月7日夕刊、大阪版

⁶ 「2025年日本国際博覧会 ロゴマーク最優秀作品 決定」2025年日本国際博覧会協会、2020年8月25日、<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20200825/> ※画像の引用は本文との主従関係があるものに限り、出典も明記することにした。

⁷ 「話題の万博ロゴマーク～作者が語る“進化の過程”」NHK、2020年9月28日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200928/k10012638201000.html> ※余白部分はトリミングした。

⁸ 「「いのちの輝き」表すロゴマークの11変化 70年万博ロゴと融合し躍動感ある細胞に」『ブレン』宣伝会議、2021年1月号

⁹ 本稿で市民という言葉が具体的に何を意味するのかは、本文の注で説明していく。

¹⁰ 新国立競技場問題とは、2012年11月に発表されたザハ・ハジド案に対して批判が相次ぎ、2015年7月17日に白紙撤回された問題である。

¹¹ エンブレム問題とは、2015年7月24日に発表された佐野研二郎案に対して批判が相次ぎ、2015年9月1日に取り下げられた問題である。

¹² 類書に『オリンピックとデザインの政治学』(森山・若山 2016)もある。デザイン・ジャーナリストと建築家による対談集であり、こちらも論点の確認とそれぞれのキャリアからみた意見表明に留まっている。

¹³ 東京大会エンブレムについては先行研究(加島 2017)を参照しながら、大阪・関西万博のロゴマークについては公開されたデータ(公式発表、新聞記事、雑誌記事、Web記事など)を参照しながらの記述となる。

¹⁴ 2015年7月24日に発表され、2015年9月1日に取り下げられた。

¹⁵ 反省点は次の五つ。①そもそもエンブレムについての議論が不足していたこと、②デザイン

的な評価を重視し過ぎたこと、③エンブレムの応募資格をデザイン関係者に絞りすぎたこと、④審査委員もデザイン関係者が中心になっていたこと、⑤組織委員会の事務局と審査委員会の連絡体制が不十分だったこと。「東京 2020 エンブレム 選考に向けた準備会後の議事説明に関する記者会見・質疑応答」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年9月18日、中村英正の説明。

¹⁶ メンバーは、宮田亮平（東京藝術大学学長、座長）、但木敬一（弁護士）、夏野剛（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授）、マリ・クリスティーン（異文化コミュニケーター）、山本浩（法政大学スポーツ健康学部教授）の6名。

¹⁷ 「東京 2020 エンブレム選考に向けた準備会の開催について」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年9月16日、

<https://tokyo2020.org/ja/news/news-20150916-01-ja>

¹⁸ 「東京 2020 エンブレム 選考に向けた準備会後の議事説明に関する記者会見・質疑応答」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年9月18日、宮田亮平（座長）の説明。

¹⁹ 「東京 2020 大会エンブレムデザイン募集のご案内（応募要項）」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年10月16日

²⁰ ここでの市民とは「応募資格で経験や受賞歴を問わない」とされた素人を意味しており、こうした市民＝素人の参加を促すことで組織委員会は「全員参加」の状態を目指した。

²¹ 組織委員会はデザインの独自性よりもデザインの専門家に限定した選考に問題があったと考えたため、このような対応となっている。

²² 東京大会の招致エンブレムはJOC（日本オリンピック委員会）が公募し、38点のなかから島峰藍（女子美術大学4年生）の案が選ばれた。審査委員は水野正人（JOC専務理事）、佐藤可士和（アートディレクター）、小山薫堂（放送作家）の三名。参加資格は特に設けなかった。

²³ 高橋善丸（大阪芸術大学デザイン学科学科長）、高田雄吉（日本タイポグラフィ協会理事）、清水柁行（日本グラフィックデザイナー協会運営委員）、上田正尚（日本経済団体連合会産業政策本部本部長）、阿部孝次（関西経済連合会理事）、武田家明（経済産業省商務流通保安グループ博覧会推進室室長）、榮野正夫（2025日本万国博覧会誘致委員会事務局長）

²⁴ 「笑顔マーク「こんには」 万博 大阪誘致ロゴ決定」『読売新聞』2017年6月8日朝刊、大阪版

²⁵ 「大阪万博：マーク、ピリピリ 五輪エンブレムは騒動 候補作ネット公開／海外の商標調査」『毎日新聞』2017年4月12日朝刊

²⁶ 「2025日本万国博覧会 誘致活動のためのシンボルマーク募集要項」大阪府政策企画部万博誘致推進室、2017年3月27日

²⁷ 「大阪・関西万博ロゴマーク募集のご案内 応募要項」2025年日本国際博覧会協会、2019年10月31日

²⁸ ここでの市民も「応募資格で経験や受賞歴を問わない」とされた素人を意味している。

²⁹ 永井一正（日本グラフィックデザイナー協会特別顧問）、浅葉克己（日本グラフィックデザイナー協会会長）、細谷巖（東京アートディレクターズクラブ会長）、高崎卓馬（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会クリエイティブ・ディレクター）、平野敬子（デザイナー/ビジョナー）、片山正通（インテリアデザイナー）、真鍋大度（メディアアーティスト/プログラマー/インタラクティブデザイナー）、長嶋りかこ（グラフィックデザイナー）。

³⁰ 審査過程における「市民」も、経験や受賞歴を問われない素人を意味すると考えられる。

³¹ 「万博ロゴ 類似作防げ 近く公募 50か国に照会 徹底審査」『読売新聞』2019年9月14日夕刊、大阪版

³² ここまでを踏まえ、市民参加型の選考とは「経験や受賞歴を問われない」選考を意味する。

³³ 「五輪エンブレム、みんなが審査員 「模倣防ぐ」積極公開」『朝日新聞』2016年4月9日朝刊

- 34 そのため、知的財産権の調査に関わる費用増大が問題視されるようになったのである。
- 35 「五輪新エンブレムに応募表明 鶴ヶ島市「応援の姿勢、内外へ」『朝日新聞』2015年10月15日朝刊、埼玉版
- 36 「五輪エンブレム、応募原案決まる 鶴ヶ島市に485点」『朝日新聞』2015年11月20日朝刊、埼玉版
- 37 「夢の東京五輪、私が描く、エンブレム、24日から応募受け付け、大学授業で教材に、自治体が話題作り」『日本経済新聞』2015年11月19日夕刊
- 38 「五輪へ、みんなで描こう 新エンブレム応募、初日300点以上」『朝日新聞』2015年11月25日朝刊
- 39 「東京2020大会エンブレム最終候補作品に関するご意見集約レポート」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、
<https://gting.tokyo2020.org/image/upload/production/ub5auaao2jlxeejlczs4.pdf>
- 40 「東京五輪・パラリンピック エンブレム B案人気 100人アンケート」『読売新聞』2016年4月10日朝刊・東京版
- 41 「東京五輪の新エンブレム、どれがふさわしいと思う？」Yahoo!ニュース意識調査、2016年4月25日、<https://news.yahoo.co.jp/polls/domestic/22823/result>
- 42 「五輪エンブレム選考、胸を張る委員 意見4万件、内訳は明かさず」『朝日新聞』2016年4月26日朝刊
- 43 大阪府立中央図書館、野々市市立図書館（石川県）、あかし市民図書館（兵庫県）、長崎市立図書館（長崎県）、豊田中央図書館（愛知県）、玉野市立図書館・中央公民館（岡山県）、大和市立図書館（神奈川県）、つがる市立図書館（青森県）、恵庭市立図書館（北海道）。
- 44 「みんなでつくりよう EXPO2025『ロゴマークをデザインしてみよう！』」2025年日本国際博覧会協会、2019年12月18日、<https://www.expo2025.or.jp/report/report-20191218/>
- 45 「2025年大阪・関西万博ロゴマーク最終候補作品に関する意見募集レポート」2025年日本国際博覧会協会、2020年8月25日、
https://logo.expo2025.or.jp/img/public_comment_report.pdf
- 46 「大阪・関西万博 公式ロゴマーク決定！」公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、2020年9月18日、<https://www.expo2025.or.jp/report/report-20200918/>
- 47 「【2025年大阪・関西万博】万博のロゴマーク「良いと思う」は41.0%」日本トレンドリサーチ、2020年8月27日、<https://trend-research.jp/4446/>
- 48 「万博ロゴ 議論の輪」『読売新聞』2020年8月27日朝刊、大阪版
- 49 「笑顔マーク「こんにちは」 万博 大阪誘致ロゴ決定」『読売新聞』2017年6月8日朝刊、大阪版
- 50 この点は肯定的にも批判的にも評価できる。参加型民主主義を進める手段と考える立場もあれば、クライアントによる決定を手続き的に正当化する手段と考える立場もある。
- 51 「コンビニおでんの販促ポップ、組織委からストップ これで「五輪エンブレムを想起させる」なんてよくいうね」J-CASTニュース、2015年8月21日、
<https://www.j-cast.com/2015/08/21243277.html>
- 52 「「万華鏡みたい」「雅でいいですね」…デザイナー達の「自作」五輪エンブレムが大反響」J-CASTニュース、2015年8月21日、<https://www.j-cast.com/2015/08/21243260.html>
- 53 「新聞のニュースからもっと「思い」を読み取りたいあなたにおくる1週間 ココハツ」『朝日新聞』2016年4月30日夕刊
- 54 「TOKYO2020——公式エンブレム、秘めた「つながり」（おりば写）」『日本経済新聞』2016年5月12日朝刊
- 55 「子どもからプロの表現者まであらゆる人を「つなぐ」エンブレムに 野老朝雄」『ブレーン』（第672号）宣伝会議社、2016年7月号

- ⁵⁶ 「デザイン発表で反響広がる～万博ロゴマークにつながる思いとは」NHK、2020年8月27日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200827/k10012586251000.html>
- ⁵⁷ 「「気持ち悪い」から「SNS大喜利」に転化…大阪万博ロゴマークの生みの親も感動「この現象こそアート」」ORICON NEWS、2020年9月17日、
<https://news.yahoo.co.jp/articles/9483a20ee6a0e55377d5deee0d0f24211cae90>
- ⁵⁸ シマダタモツ「世の中に迎合しない作品を創る」『Voice』PHP 研究所、2020年11月号
- ⁵⁹ 「ロゴマークへのご関心についての感謝とご利用上の注意」公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会、2020年9月7日、<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20200907/>
- ⁶⁰ 犬山秋彦・杉元政光『ゆるキャラ論』ポイジャー、2012年
- ⁶¹ 応募資格や受賞歴を問われない素人＝市民だからこそ、専門的知識や文脈に縛られることなく自由に発話できる。
- ⁶² 加島卓「市民参加への道を探ろう」『毎日新聞』2015年9月4日朝刊
- ⁶³ 亀倉雄策（グラフィックデザイナー）、河野鷹思（グラフィックデザイナー）、原弘（グラフィックデザイナー）、早川良雄（グラフィックデザイナー）、勝見勝（評論家）、真野善一（インダストリアルデザイナー）、豊口克平（インダストリアルデザイナー）、宮島久七（インダストリアルデザイナー）、小池岩太郎（インダストリアルデザイナー）、我妻栄（インダストリアルデザイナー）、剣持勇（インテリアデザイナー）、樋口治（インテリアデザイナー）、齋藤重孝（パッケージデザイナー）。
- ⁶⁴ 河野鷹思（日本宣伝美術会中央委員、女子美術大学教授、グラフィックデザイナー）、勝見勝（デザイン批評家）、桑原武夫（テーマ委員、京都大学人文科学研究所教授）、丹下健三（テーマ委員、東京大学工学部教授、建築家）、原弘（日本宣伝美術会中央委員、グラフィックデザイナー）、真野善一（JIDA 理事、松下電器意匠部長）、新井真一（協会事務総長）。
- ⁶⁵ 伊藤憲治、仲條正義、大橋正、西脇友一、大高猛、西島伊三雄、亀倉雄策、早川良雄、片山哲夫、福田繁雄、加藤孝司、細谷巖、田中一光、山城隆一、永井一正、有限会社 GK インダストリアルデザイン研究所、有限会社 カック（KAK）。
- ⁶⁶ なおこのコンペティションで選ばれた西島伊三雄案は日本万国博覧会協会の常任理事会で承認を得られず、もう一度同じメンバーから再募集して大高猛案（図版②）を採用している。『日本万国博覧会公式記録 第1巻』日本万国博覧会記念協会、1972年、pp. 65-66。勝見勝「万国博覧会公式シンボルマーク決まる！」『デザイン』美術出版社、1966年6月号。
- ⁶⁷ 勝見勝「海洋博の公式シンボル・マーク」『グラフィックデザイン』（第48号）講談社、1972年
- ⁶⁸ より正確にいうと、勝見は知識人と大衆という組み合わせで専門家と市民の関係を捉えており、この当時の市民は「素人」というより「大衆」を意味していたと考えられる。そしてこの市民という言葉の意味の変化（インターネットなどを活用した市民的自発性の高まりを背景にした大衆から素人へ移行）を掴み損ねたのが、2020年のエンブレム問題である。
- ⁶⁹ 「大阪・関西万博ロゴマーク募集のご案内 応募要項」2025年日本国際博覧会協会、2019年10月31日 ※別表2も同様
- ⁷⁰ 「東京2020大会エンブレムデザイン募集のご案内（応募要項）」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年10月16日 ※別表2も同様
- ⁷¹ 「東京2020大会エンブレム最終候補作品に関するご意見集約レポート」東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、
<https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/ub5auaoa2jlxeejlczs4.pdf>
- ⁷² 2025年大阪・関西万博ロゴマーク最終候補作品に関する意見募集レポート」2025年日本国際博覧会協会、2020年8月25日、
https://logo.expo2025.or.jp/img/public_comment_report.pdf

論文（査読付）

参画型の半構成的グループ・エンカウンターが
自己と他者に対する態度変容に与える効果（2）
—グループ体験による短期的、持続的効果と態度間相互の影響—

浅井千秋

Effects of Participational Semi-structured Group Encounter on One's
Attitudes Toward Self and Others (2):
Temporary and Continuant Effects by Group Experience and
Mutual Influences among Attitudes

ASAI Chiaki

Abstract

This study examined the effects of participational semi-structured group encounter on one's attitudes toward self and others. Forty-three participants were asked to rate six scales (i.e., internal self-disclosure, understanding and acceptance of others, self-inquiry and understanding, sense of acceptance by others, self-affirmation and acceptance, and expectancy of growth and contribution) immediately before group sessions (time 1), immediately after (time 2), and a month later (time 3). The scores of all scales increased in time 2 than in time 1, and the scores of the four scales excluding "self-inquiry and understanding" and "expectancy of growth and contribution" remained higher in time 3. Furthermore, changes in the six attitudes from time 1 to time 2 influenced each other. These

findings indicate that participational semi-structured group encounter is effective as a method of psychological education.

問 題

1.大学生の精神的・社会的適応と心理教育

近年、大学教育においても不登校や退学が問題となっており(井出・水田・谷口,2010;藤原・富永・押味,2013)、その原因の1つとして、大学生の精神的、社会的な不適応が指摘されている(谷島,2005;山田,2006;及川・坂本,2008;武蔵・河村,2016;渡邊・堤,2017)。青年期にいる大学生は、様々な他者との肯定的な関係を築くと共に、自己を探求し確立しながら将来の方向を決定するという発達上の課題と直面する(Erikson,1968)。しかし、大学生活の中で親密な友人関係の形成ができず、心理的な居場所が築けない学生や(八木,2016;石本,2010)、自己を明確にしたり肯定することができず、将来の目標や職業生活への意欲を喪失している学生(下山,1995;下坂,2001;古市,2012)の存在が指摘されてきた。そして、友人関係や心理的な居場所の形成においても、将来の目標や職業に対する意欲の形成においても、自尊感情のような自己への態度が重要な役割を果たすと考えられている(坂田・松田,2016;石本,2010;白井,1994;内田,1990;合田・黒田・小藪・新見,2011)。

大学教育の現場においては現在、大学生が抱えるこうした問題を改善するため、自己理解や自己肯定感の向上(水野,2010;水野・嶋原・田積・新美・興津,2013;武蔵・河村,2009)、友人関係形成の促進やコミュニケーション能力の育成(青野,2010;入江・菅原・開・清水,2008;亀ヶ谷,2017)、看護、教職、保健福祉職、心理専門職のような職業で必要となるコミュニケーション能力の育成(小坂・永易,2011;長田・松尾・古賀・土作,2001;田中,2013;長谷川・小澤・森川・松森・沖・島谷,2012;竜崎・阿部,2014)などを目的として、様々な心理教育的実践が行われるようになってきている。

2.参画型の半構成的グループ・エンカウンターの実践

上記のような心理教育のために広く実践されている方法として、構成的グループ・エンカウンター(structured group encounter：以下S G Eと表記)がある(水野,2014)。片野(2003)や河村(2001)に基づいて定義すれば、S G Eとは、参加者の特徴やニーズ、人数や時間などの条件の下で、心理教育的な目的を持って設定された課題をリーダーが提示し、これに沿ってグループ・メンバーが自己の内面的探求や感情表現を伴う交流を中心とした活動を行うグループ・アプローチである。S G Eの心理教育的効果については、片野(2007)、押江(2011)、武蔵(2013)、水野(2014)など多くの研究で実証されている。

筆者もスクール・カウンセラーなど臨床心理分野の職業を志望する大学院生を対象に、通常の授業と合宿においてS G Eを中心とした心理教育のプログラムを実施してきた。

通常の授業は春学期(4月～7月)に週1回×15回で行われ、グループ・アプローチをテーマに、S G Eなどのグループ体験を用いた心理教育についての解説、筆者がファシリテーターとなって行うエクササイズへの参加、フォーカシング(Gendlin,1978)を用いた感情の気づき、エクササイズとその設計についての解説と大学院生によるエクササイズの開発、ファシリテーションの解説と傾聴練習が行われる。エクササイズの開発は2人1組で行い、エクササイズの目的と内容、進行の方法と注意点について計画書を作成し、筆者と話し合い修正を加えながら完成させる。

そして、通常授業終了後の夏季休業期間に2泊3日のグループ・エンカウンター合宿が実施される。合宿では、エクササイズを開発した大学院生がリーダーとしてエクササイズを進行し、リーダー以外の大学院生は参加者となる。合宿全体の構成は筆者が行い、より構造化されている、ゲーム性がある、表面的な自己開示を行うといった特徴を持つエクササイズを前半に配置し、より自由度が高い、真剣なテーマである、深い内容の自己開示を行うといった特徴を持つエクササイズを後半に配置するようにした。

エクササイズを設計した者がリーダーとなってエクササイズを進行すると共に、他のエクササイズでは参加者となるというグループ・エンカウンターは、山本(2001)によって開発された

参画型S G Eの方法である。参画型S G Eは、メンバーの参画度が高く、動機づけも高いという効果を持っている(上久保・田中・樋口・山本,2000;河野・田中・奥野・山本,2007)。

またエクササイズの実行中、内面的な体験過程を促進できるような場面では、筆者が適宜介入を行っている。介入の方法は、Rogers(1959)、Gendlin(1978)、Greenberg(2011)などパーソン・センタード・アプローチに基づき、参加者が自己の内面を探求し開示する場面で、本人が意識的に理解していないような認知や感情、行動傾向に焦点を向け、これを理解し受け入れられるように、共感的な態度で質問や応答、フィードバックを行うというものである。

上記のような介入の結果、しばしば当初の課題設定にない内面的な体験過程やメンバー間の自由な交流が生まれる。こうした点で本グループ体験は、半構成的エンカウンター・グループ(semi-structured encounter group)の特徴も持っている。半構成的エンカウンター・グループは、テーマが設定されメンバー全員が発言するといった構成はあるが、グループの進め方はその展開によって柔軟に変更されるようなグループ体験の方法である(森園・野島,2006)。一般的なS G Eと比べて、半構成的エンカウンター・グループの実践や効果の検討は、森園・野島(2006)や篠原・野島(2007)など極めて少ない。

3.本研究の目的

以上の検討から本研究では、参加者がエクササイズを設計しそのリーダー役を担うと共に、グループの展開に合わせて柔軟な進行を行うようなグループ・アプローチを、参画型の半構成的グループ・エンカウンター(participational semi-structured group encounter : 以下、P S G Eと表記)と呼び、P S G E合宿の体験が参加者にもたらす心理教育的効果を明らかにする。

すでに浅井(2020)は、グループ・アプローチに関連する過去の研究知見に基づき、P S G Eの心理教育的効果を検討するための指標として、内面的な自己開示、他者への理解受容、自己の探求理解、他者からの受容感、自己の肯定受容、成長貢献への期待という自己および他者に対する6つの態度要因を特定した上で、これらを測定する尺度を構成し、一定の信頼性と妥当性があることを確かめている。本研究では、これらの尺度を用いてP S G Eの効果を検証する。

6つの態度の定義と質問項目の例を表1に記す。

P S G Eの合宿体験による効果を明らかにするためには、まず合宿の開始直前と比較し終了直後において、上記の態度に肯定的な変化が現れたかどうかを調べるのが有効であろう。また、肯定的な態度の変化が日常生活の中で急速に消失し合宿前の状態に戻ってしまえば、そ

表1 自己および他者に対する態度の定義と質問項目の例
1.内面的な自己開示: 否定的な面を含めて自己の考えや感情を他者に伝えていること
(1)私は、ありのままの気持ちをうまく表現できない。
(2)私は親しい人に、自分の悩みや失敗などを話している。
(3)親しい人にも、心の内を明かすことは少ない。(R)
2.他者への理解受容: 他者の考えや感情を尊重して理解し受容する情緒的な支援ができていないこと
(1)私は、他人がどのような気持ちでいるのかうまく察することができない。(R)
(2)私は、自分と性格や価値観の合わない人でも、受け入れることができる。
(3)私は、悩みを抱える人の心の支えになることができる。
3.自己の探求理解: 否定的な面を含めて自己の心理やその傾向を探求し理解していること
(1)いやな面も含めて、自分がどんな人間なのか深く知りたいと思う。
(2)私は、自分の性格の長所や欠点について、よく理解している。
(3)私は、自分のやりたいことが何なのかわからない。(R)
4.他者からの受容感: 否定的な面を含めて自己の心理や傾向を他者から理解され受容されていると感じていること
(1)本当に自分のことを理解してくれる人はいないと感じる。(R)
(2)私の気持ちに心から共感してくれる人が身近にいる。
(3)周りの人は、欠点も含めて私を受け入れてくれると感じる。
5.自己の肯定受容: 否定的な面を含めて自己の特性や存在を肯定し受け入れていること
(1)私には欠点や失敗もあるが、それでも自分が好きだ。
(2)私は、性格や外見などの自分の特徴を受け入れている。
(3)私は、今の自分をありのままに認めることには抵抗がある。(R)
6.成長貢献への期待: 自己を心理的に成長させ、他者に貢献できるようになるという将来への期待を持っていること
(1)私は、魅力的な人間に成長できると思う。
(2)私は、人の役に立つ人間になれると感じる。
(3)私は、自分をより良く変えていくことができると思う。

の効果も限定的なものと考えざるを得ない。そこで、上記の変化が集中的なグループ体験に伴う一時的な現象なのか、日常生活の中でもある程度持続するものなのかを検討するため、合宿終了後一定期間を経過した時点での態度を調べることも重要である。

さらに6つの態度に生じた変化はそれぞれが独立して生じるというよりも、例えばグループ・メンバーから受容されている感覚が高まることで、自己の内面をより開示できるようになるといったように、互いに影響し合いながら相乗効果をもたらすと考えられる。そこで、P S G E合宿の開始直前から終了直後にかけて6つの態度に生じた変化が相互に与えた影響についても検討を行う。

本稿ではまず、自己および他者に対する6つの態度が日常生活において安定した傾向を持っていることを、合宿の開始1か月前と開始直前における態度変化の有無から確かめた上で、合宿の開始直前、終了直後および終了1か月後の3つの時点においてこれらの態度に現れた変化から、PSGEの効果とその持続性を検証する。さらに、合宿の開始直前から終了直後にかけての6つの態度における変化量間の相関関係を調べることによって、PSGEにおいて生じたこれらの態度間相互の影響を明らかにする。

方法

1. PSGE合宿の概要

PSGE合宿は2006年～2016年の毎年9月に行われた。参加者は各回7名～14名で、参加者は合宿前の春学期にグループ・アプローチの授業を受講した大学院生である。

合宿は2006年のみ3泊4日で、他の7回は2泊3日で実施され、最初に筆者によるオリエンテーションと導入エクササイズを行った後、大学院生が開発したエクササイズを5～7セッション実施し、最後に筆者による振り返りのエクササイズを行って終了した。各エクササイズの所要時間は1時間～3時間程度である。合宿で実施された主なエクササイズの目的を表2に、主なエクササイズの課題内容を表3に、自己開示を目的としたエクササイズで設定された主なテーマを表4に記す。

表2 PSGE合宿で実施されたエクササイズの主な目的

1.自己への態度に関するもの
自己の内省や発見、自己の傾向理解、自己の肯定や受容、身体や感情への感受性、自己認知のリフレーミング、新しい自己像の形成
2.他者への態度に関するもの
他者への共感や理解、他者の肯定や受容、他者の感情への感受性、非言語表現の理解、異質性の受容、他者認知
3.他者との関係性に関するもの
他者からの印象理解、他者からの受容、他者への影響理解、自己と他者の違いの理解、自他の相互理解、内的体験の共有
4.コミュニケーションに関するもの
自己開示や自己表現、他者への傾聴、対人葛藤の解決、コミュニケーション・スキルの向上
5.集団・協働に関するもの
受容的集団の体験、集団の一体感体験、協働における他者信頼や柔軟性、協働におけるアサーション
6.心理的スキルに関するもの
否定的感情の解決、ストレスへの対処

2.調査の対象と実施方法

実施された合宿のうち、エクササイズの実施時間が少なかった 2007 年と、全時点で調査ができなかった 2009 年と 2010 年を除く 8 回の合宿参加者、計 43 名を対象とした。参加者の構成は、男性が 19 名(44.2%)、女性が 24 名(55.8%)、年齢は 21 歳～51 歳で、大学卒業後に大学院に進学した者が 33 名(76.7%)、就業経験後に大学院に進学した者が 24 名(23.3%)である。

そして、合宿の開始 1 か月前、開始直前、終了直後、終了 1 か月後の 4 つの時点で、6 つの態度に関する同一の質問紙を配布し回答を求めた。

表3 PSGE合宿で実施された主なエクササイズの課題内容

1.身体的な表現や動作を行う課題
(1)指示役と目隠しやマスク(話さない)をして作業する役に分かれ、新聞紙を積んで高さを競う。(2)ペアになって目を閉じて手をつなぎ、メンバーへの気持ちや感謝を手の動きで伝える。(3)ペアになり、目隠した人が障害物を避けてゴールまで歩くのをもう1人が声で誘導する。(4)スキップ等の動作、喜び等の感情、嫌な体験と解決時の感情を身体の動きで表現する。(5)メンバーが輪になり、1つのフラフープを右手指先に載せ、持ち上げたり降ろしたりする。
2.ゲームの中で自己表現を行う課題
(1)フリース・バスケットで、オニが性格を表す言葉を伝え、該当する人が立って椅子を移動する。(2)ジェスチャーゲームで、自分を動物に例えてそれを動作で表現し、メンバーが当ててる。(3)花いちもんめで、特定の場面で必要だと思う人を、理由を挙げて相手チームから選ぶ。
3.仮想的設定で創作、協働、演技を行う課題
(1)提示した物語中の主人公になり、魔法で願いが叶うなどのような自分を願うか答える。(2)葛藤する選択がある場面を提示し、自分やメンバーならどうするかその理由を説明する。(3)ペアになり、対人葛藤のシナリオ内にある空欄に自分らしいせりふを入れ、ペアで演じる。(4)1つの物語の場面や登場人物を、メンバーが1人ずつ理由を挙げて順番に設定し完成させる。(5)パワーの源が何か、エピソードを含めブレンストーミングをしてKJ法でまとめる。
4.絵や造形物で自己表現を行う課題
(1)提示した状況での自分の内面を色や形で表現し、本人が説明してメンバーが印象を伝える。(2)自分の特徴を色や形で画用紙に表現し、自分の好きな面と嫌いな面を記入して説明する。(3)色紙によるコラージュで自分を表現し説明し、1枚の模造紙に全メンバーの作品を張り付ける。(4)粘土で自分を立体的に表現し、誰の作品か理由を挙げて推測した後で本人が説明する。(5)架空の国を、その住民、産業、文化、観光地等に自分の特徴を反映させて創作し説明する。(6)葛藤場面、人生の分岐点、理想の未来等での自己イメージを絵で表現し説明する。
5.提示した設定やテーマに沿って自己開示する課題
(1)自分を表す色のカードを選び説明する。メンバーもその人を表す色のカード選んで説明する。(2)様々な表情の顔の絵の中から、提示した状況での自分の感情にあったものを選び説明する。(3)動物、色、音楽、天気等の選択肢から自分の性格を表すものを選んで、理由を説明する。(4)様々な表情のお面の中から、嫌だと思う自分の特徴に合うものを選んで付け説明する。(5)過去の肯定的・否定的経験、自分の嫌な所・伸ばしたい所等のテーマについて話す。(6)異なる世代など異質な他者との関係やそこで感じたカベについて体験を話す。(7)過去の誰かに伝えたかったこと、今メンバーに伝えたいこと等について理由を加えて話す。
6.紙面上で自己開示の内容を記述・配置する課題
(1)自分を紹介するパンフレット(性格や物事への好み、価値観などの項目)を作成して説明する。(2)自分の性格を表す11枚のカードを選び、サッカーチームのメンバーのように配置し説明する。(3)自分の性格を表す言葉をリストから5つ選んでレーダーチャートに記し、その意味を説明する。(4)自分の性格、職業や生活の希望、日常の行動傾向を心理テスト形式で評定し説明する。
7.ゲーム等でテーマを指定して自己開示する課題
(1)テーマが記されたすごろくで、止まった場所のテーマについて自己開示する。(2)袋に入ったカードを取り出し、記されたテーマについて自己開示する。(3)テーマが記されたさいころで、出た目のテーマについて自己開示する。
8.否定的な認知や感情の転換を図る課題
(1)自己の否定的な面を受容した上で、肯定的な観点を探したり、リフレーミングを行う。(2)怒り・恐怖・悲しみ等の感情経験を紙面に記し説明して、その紙を丸めて箱に投げ入れる。(3)職業や家庭生活等の価値観をリストで選び、それを反映した目標を視覚化しコラージュにする。(4)リラクゼーション後、気になることについてフォーカシングをした後の気分を天気で表現する。
9.コミュニケーションやコーピングのスキル練習を行う課題
(1)人間関係での不快体験を開示しその感情を感じた上で、アサーティブな伝え方を考える。(2)大切・苦手なこと等のテーマで、Aが話しBが傾聴しCが観察した後で振りかえりを行う。(3)ストレス場面での心理と対処を話した後、メンバーが同様場面での対処を話し方法を考える。
10.メンバーのフィードバックから自己理解を図る課題
(1)メンバーと本人が性格や志向、動物等による比喻を紙面に記し、比較して発見を話し合う。(2)人の印象を記したカードを袋から引いて読み、その印象に合った人を一斉に指差し話し合う。(3)紙面中心に自分の好きな所を記し、メンバーが好きだと思う所を記したカードを周囲に貼る。(4)メンバーの良い点・魅力・合宿中の影響・感謝を紙面に記し、本人が受け取り感想を話し合う。

参加者には、研究の趣旨と調査内容を説明し、調査結果は匿名化して分析され、その結果が論文などの形で発表されること、研究への協力は自由意志で決められ、いつでも辞退できることを伝え、同意が得られた参加者に回答を求めた。ただし、調査への協力に同意しなかった参加者はいなかった。

3.調査項目と尺度得点

浅井(2020)によって構成された、内面的な自己開示、他者への理解受容、自己の探求理解、他者からの受容感、自己の肯定受容、成長貢献への期待という6つの態度に関する質問項目を用いた。質問項目は、各態度要因につき5問の全30問からなり、すべての項目は、“まったく当てはまらない”から“かなり当てはまる”までの7段階評定尺度である。そして、6つの態度要因それぞれの質問項目に対する回答を合計し、各態度要因の得点とした。

表4 自己開示のエクササイズで設定された主なテーマ

1.人格や能力の傾向について
人間関係の特徴(協調性・社交性・自分勝手等)、感情傾向(明るさ・緊張・怒りっぽさ等)、課題遂行の傾向(勤勉さ・計画性・好奇心等)、能力の特徴(得意・苦手な分野や行動等)
2.自己への判断や希望について
好きな面・嫌いな面、良い点・変えたい点、自信がある所・ない所、理想とする未来の自分
2物事や活動への選好について
食べ物・教科・場所等の好き嫌い、趣味や社会的活動、意欲・元気の理由
3人生の目標や志望について
将来の職業、やりたい活動、望む家庭、人生で重要なこと、伸ばしたい特性や能力
5.他者との関係性について
尊敬・魅力を感じる人、苦手な他者、感謝や伝えたかった言葉、助けられた経験
6.重要な人生経験について
肯定的経験(うれしかった・幸せだった・達成した・輝いていた等)、否定的経験(苦しかった・傷ついた・悔しかった・失敗した等)、学び・成長した経験、人生の重要な分岐点、昔の自分に伝えたいこと

4.分析方法

まず日常生活での各態度の安定性を確かめるため、合宿開始1か月前と開始直前における各態度要因の平均値の差について対応のある t 検定を行い、合宿参加前の1か月間において、これらの得点に変化が生じていないかを調べた。

次に、P S G E 合宿への参加が各態度に与えた効果を確認するため、合宿開始直前、終了直後、終了1か月後の3つの時点での各態度要因の平均値の差について、1要因の分散分析多重

比較(Turkey の HSD 法)を行った。

最後に、6つの態度に現れた変化が相互に与えた影響について検討するために、合宿終了直後と開始直前との各態度要因の得点差をそれぞれの態度の変化量とし、合宿開始直前から終了直後にかけて見られた各態度要因の変化量間の相関係数を算出した。

結 果

1. 合宿開始1か月前と開始直前における各態度要因の平均値の差

PSGE合宿開始1か月前と開始直前における各態度要因の平均差について対応のある t 検定を行ったところ(表5)、自己の探求理解の平均値のみが、合宿開始1か月前から開始直前にかけて有意に低下していたが($p < .05$)、他の要因については有意差が示されなかった。

	開始1か月前平均	(SD)	開始直前平均	(SD)	t 値
内面的な自己開示	22.7	(5.67)	21.7	(6.12)	1.58
他者への理解受容	23.8	(3.78)	23.3	(3.64)	1.34
自己の探求理解	25.7 *	(4.16)	24.5	(4.76)	2.43
他者からの受容感	25.5	(4.78)	25.4	(4.42)	0.19
自己の肯定受容	23.5	(5.41)	23.3	(5.20)	0.58
成長と貢献期待	25.0	(3.68)	24.9	(4.58)	0.11
				* $p < .05$	$N=41$

2. 合宿開始直前から終了1か月後にかけて見られた各態度要因の平均値の変化

PSGE合宿開始直前、終了直後、および終了1か月後の3つの時点における6つの態度要因の平均値の差について1要因の分散分析多重比較を行った結果を表6に、3つの時点における各態度要因の平均値の変化を図1～図6に記す。

内面的な自己開示の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後と終了1か月後で有意に高ま

表6 合宿開始直前、終了直後、終了1か月後における各態度要因の平均と分散分析多重比較

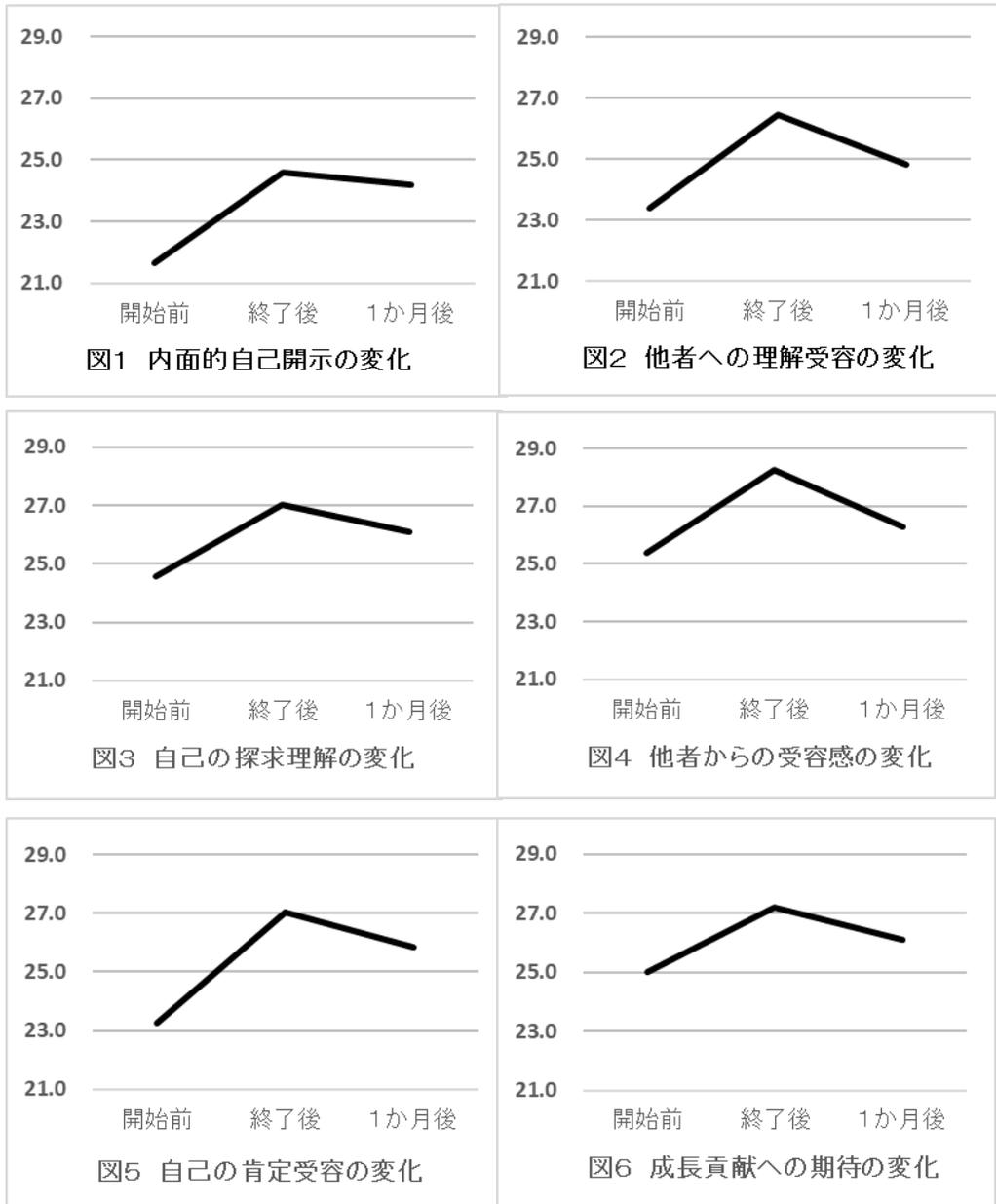
	a)開始直前		b)終了直後		c)終了1か月後		F値	多重比較
	平均(SD)	(SD)	平均(SD)	(SD)	平均(SD)	(SD)		
内面的な自己開示	21.7	(5.97)	24.6	(5.90)	24.2	(5.63)	8.51	a) < b)** , a) < c)**
他者への理解受容	23.4	(3.59)	26.4	(4.17)	24.8	(4.15)	16.54	a) < b)** , a) < c)* , b) > c)**
自己の探求理解	24.6	(4.68)	27.0	(5.93)	26.1	(4.38)	9.27	a) < b)** , a) < c)*
他者からの受容感	25.4	(4.36)	28.2	(5.03)	26.3	(4.65)	10.22	a) < b)** , b) > c)**
自己の肯定受容	23.3	(5.12)	27.0	(5.34)	25.9	(5.31)	32.48	a) < b)** , a) < c)** , b) > c)*
成長貢献への期待	25.0	(4.54)	27.2	(5.31)	26.1	(4.62)	8.36	a) < b)**
								* $p < .05$ ** $p < .01$ $N=43$

っており(いずれも $p < .01$)、終了直後と比べた終了1か月後の低下は示されなかった。他者への理解受容の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後($p < .01$)と終了1か月後($p < .05$)で有意に高まっていたが、終了直後に比べて終了1か月後で有意に低下していた($p < .01$)。自己の探求理解の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後($p < .01$)と終了1か月後($p < .05$)で有意に高まっており、終了直後と比べた終了1か月後の低下は示されなかった。他者からの受容感の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後で有意に高まっていたが($p < .01$)、終了直前と比べた終了1か月後の上昇は示されず、また終了直後に比べて終了1か月後で有意に低下していた($p < .01$)。自己の肯定受容の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後と終了1か月後で有意に高まっていたが(いずれも $p < .01$)、終了直後に比べて終了1か月後で有意に低下していた($p < .05$)。成長貢献への期待の平均値は、合宿開始直前に比べて終了直後で有意に高まっていたが($p < .01$)、終了直前と比べた終了1か月後の上昇も、終了直後と比べた終了1か月後の低下も示されなかった。

3. PSGE合宿開始直前から終了直後にかけて見られた各態度要因の変化量の関係

PSGE合宿開始直前から終了直後にかけて見られた各態度要因の変化量間の相関係数を表7に記す。内面的な自己開示は、他者への理解受容を除く他の要因との間に有意な正の相関が示され、他者からの受容感との相関のみが5%水準、他の要因との相関が1%水準で有意とな

っていた。他者への理解受容は、自己の肯定受容と成長貢献への期待との間に有意な正の相関



が示された(すべて $p < .01$)。自己の探求理解は、他者への理解受容を除く他の4要因との間に有意な正の相関が示された(すべて $p < .01$)。他者からの受容感は、内面的な自己開示($p < .01$)、自己の探求理解($p < .05$)、成長貢献への期待($p < .05$)との間に有意な正の相関が示された。自

己の肯定受容は、他者からの受容感を除く他の4要因との間に有意な正の相関が示された(すべて $p < .01$)。成長貢献への期待は、他者からの受容感との間に5%水準で、他の4要因との間に1%水準で有意な相関が示された。

表7 合宿開始直前から終了直後にかけて各態度要因に見られた変化量間の相関係数

	内面的自己開示	他者の理解受容	自己の探求理解	他者からの受容感	自己の肯定受容
他者への理解受容	0.22				
自己の探求理解	0.52 **	0.27			
他者からの受容感	0.38 **	0.23	0.30 *		
自己の肯定受容	0.43 **	0.42 **	0.52 **	0.22	
成長貢献への期待	0.40 **	0.49 **	0.48 **	0.37 *	0.52 **
				** $p < .01$ * $p < .01$	$N=43$

考 察

1. 日常生活における6つの態度の安定性

6つの態度の日常生活における安定性を検討するため、P S G E合宿開始1か月前と合宿開始直前の各態度要因の平均値について t 検定を行った結果、自己の探求理解の平均値が有意に低下したが、他の5つの要因に有意な変化は見られなかった。ただし、自己の探求理解以外の態度にも、有意ではないものの平均値が低下する傾向は見られた。合宿開始1か月前はグループ・アプローチの授業終了後間もない時期であり、授業の中で自己の内面を振り返りながらメンバー間で自己開示や傾聴を行う体験をした後であったため、平均値が若干高くなったと思われる。しかし、その後の夏季休暇においてこうした取り組みをあまりしなくなった結果、これらの態度に低下傾向が生じたと推察される。いずれにせよ、全態度要因ともこの期間に得点が上昇する傾向は示されなかったことから、日常生活の中でこれらの態度が肯定的に変化することはないといえる。

したがって、本研究で取り上げた6つの態度要因の平均値が、P S G E合宿の開始直前と比較して終了直後や終了1か月後に有意な上昇を示したならば、それがP S G E合宿への参加に

よる効果であったと判断してよいだろう。

2. P S G E 合宿終了直後に見られた6つの態度における効果

合宿終了直後におけるP S G Eの効果を確認するため、合宿開始直前から終了直後にかけての各態度要因の平均値に見られた変化に対する分散分析多重比較の結果を検討する。6つの要因すべてにおいて、合宿開始直前よりも終了直後に1%水準で有意な平均値の上昇がみられ、P S G E合宿の体験が、参加者の自己や他者に対する態度に多くの肯定的な変容をもたらしたことが示された。

内面的な自己開示の平均値は、合宿開始直前から終了直後にかけて有意に上昇していた。つまりP S G E合宿の参加者は、グループ・メンバーに対して自分自身の気持ちを表現したり、悩みなど否定的な面も打ち明けるなど、自己の内面を開示できるようになったことがわかる。Rogers(1970)は、B E Gの中で自己の感情や経験が開示されることによってパーソナリティに肯定的な変容が生まれるとしており、S G Eにおいても、自己開示は自己発見や感情表現を促すという(國分・片野,2001)。自己開示はまた、日常生活においても親密な対人関係の形成に重要な役割を果たし、精神的な適応を促進する効果もある(Altman,1973;Jourard,1971)。

他者への理解受容の平均値も、合宿開始直前から終了直後にかけて有意に上昇していた。P S G E合宿の参加者が、多様な他者を尊重しながら理解し受容するという情緒的な支援ができるようになったことがわかる。B E GやS G Eのグループでは、聴き手が傾聴し共感的に理解することが心理的に安全な雰囲気を作り、話し手の自己探求や自己開示を促すという(Rogers,1970;安部,2010;國分・片野,2001)。また他者の理解と受容は、S G Eがもたらす重要な効果の1つとされ(片野,1994;武蔵,2013)、自己開示者の認知や感情の肯定的変化に貢献する(山田・及川,2016;福岡,2008)。さらに、他者への傾聴や共感および受容のような対人的態度は、他者からの承認や受容を引き出し、友好的な関係の形成を促すと共に(藤原・濱口,2011;高井,2001;伊藤,2003)、日常生活や対人関係への満足とも関連している(鈴木・木野,2015)。

P S G E合宿の中では、参加者が自己の内面について開示を行い、それに対してメンバーが

共感的な傾聴を行う交流に十分な時間が費やされた。また後述するように、合宿終了時における他者からの受容感はかなり高く、BEG(Rogers,1970;安部,2010)やSGE(國分・片野,2001;水野・田積・興津,2012)と同様に、PSGEのグループにおいても、上記のような交流を通して心理的に安全な雰囲気が形成され、安心して自己開示ができるようになっていったと考えられる。一方、メンバーの自己開示を傾聴した参加者たちは、他者の内面についての理解を深め受容する体験ができただろう。特に、半構成的なエクササイズを行うPSGEにおいては、課題の枠を超えた自由な交流が発展していくため、参加者が自己のより深い内面についてメンバーに開示できるようになったり、周囲のメンバーも、相手の内面を理解するための質問や共感的なフィードバックを積極的に行うようになる。こうしてPSGE合宿の中で、内面的な自己開示と他者への理解受容が共に促されたといえる。

ただし内面的な自己開示は、合宿直前と終了直後の両方の時点での平均値が6つの態度の中で最も低かった。自己開示に対しては聴き手が否定的な反応をする可能性もあり、開示者に抵抗感が生じ得る(片山,1996)。このため、内面的な自己開示は、一般的に親密な関係の中で行われる傾向にある(Won-doornink,1979)。こうしたことから、内面的な自己開示は日常生活であまり行われていないと共に、PSGE合宿の中で行えるようになったとはいえ、参加者たちは、自己の内面を開示することを比較的難しいと感じていたことが伺える。

また、他者への理解受容の合宿終了直後の平均値も、内面的な自己開示以外の4つの態度と比べてやや低く、参加者たちが他者を理解し受容するという支援的な関わりが十分できたとは感じていなかったといえる。ただし、合宿終了時の他者からの受容感はかなり高かったことから、彼らが実際には互いを理解し受容し合えていたと考えられる。合宿の中では、参加者たちがメンバーの自己開示に対してどう応答すればよいのか戸惑う姿もしばしば観察され、彼らが自信を持って傾聴していたわけではなく、むしろ試行錯誤しながらその方法を学んでいったと思われる。こうしたことから、他者への理解受容がそれほど高くならなかったのかもしれない。したがって、他者への理解受容を効果的に促進するには、情緒的な支援を行う傾聴などのコミュニケーション・スキルを習得できるようにする工夫も必要といえる。本合宿では、傾聴など

のスキル習得を目的としたエクササイズは少なかったことから、こうしたコミュニケーションの方法を構造化し、習得しやすいように設計したエクササイズを実施することが有効だろう。

自己の探求理解も合宿終了直後において有意な上昇を示しており、P S G E合宿の参加者が否定的な面も含めて自己の心理や傾向を振り返り理解するようになったことがわかる。自己の内面を探求し理解することは、B E GやS G Eでも重要な目的とされている(Rogers,1970;片野,2003)。また自己の内省や理解は、自己受容や自己実現的態度を引き出すなど自己成長を促す効果があり(Rogers,1942;高野・坂本・丹野,2012;青木,2009)、精神的な適応との関連も示されている(福盛・森川,2003;田淵・及川,2018)。P S G E合宿で行われた多くのエクササイズでは、はじめに自己の内面について1人で振り返る時間を設けていたため、自己の振り返りと理解が十分に行われたと思われる。その後のメンバーとの交流で自己開示を行った参加者は、メンバーからの質問に答えながら1人では気づかなかった自己の側面を振り返ることができただろう。さらに、他者から見える自己の特徴についてメンバーからフィードバックを受ける課題もしばしば行われ、1人で行う振り返りとは異なる他者の視点での自己理解も引き出されたとと思われる。また先述のように、グループ内に形成された心理的に安全な雰囲気が、安心して自己の問題に焦点を向ける過程を促したであろう。こうしてP S G E合宿の中で、自己の探求と理解が深められたといえる。

なお、自己の探求理解の合宿終了直後における平均値は、内面的な自己開示や他者への理解受容と比較して高かった。内面的な自己開示と他者への理解受容と比べ、自己を振り返り理解する取り組みは1人でも行える内的な作業であるため、比較的实践しやすかったと思われる。

他者からの受容感も合宿終了直後において有意な上昇を示していた。P S G E合宿の中で参加者は、否定的な面も含めて自己の心理や傾向を他者から理解され受容されているという感覚を強めたことがわかる。他者から受容されることは、自己探求や自己開示を促進すると共に(Rogers,1942;1958)、自己を肯定し受容する態度を生み出すと考えられ(Rogers,1980; Leary, Haupt, Strausser, & Chokel,1998;高井,2001;櫻井,2014)、他者に対する受容や支援、社会的スキルの高さといった向社会的な態度とも関連がある(高井,2001;滑川・伊藤・横田,2007;有

馬,2010;鈴木・小川,2007)。他者からの受容はまた、人生への積極的な態度を高め、抑うつを低下させるなど(高井,2011;杉山,2002)、精神的、社会的な適応の基盤となる態度といえる。

特に他者からの受容感、合宿終了直後における平均値が6つの態度の中で最も高く、P S G E合宿の中で参加者たちが他者からの受容感をかなり強く持つようになったことがわかる。先述のように合宿の中では、自己の内面について自己開示したことをグループ・メンバーから共感的に傾聴されると共に、メンバーから合宿での取り組みについて肯定的なフィードバックを受けたり、メンバーに対するサポートに感謝を伝えられる場面もしばしばあった。こうして参加者たちは、日常生活では見せないような自己の側面について他者から十分に理解され受容される体験をしたと考えられる。また後述するように、参加者たちは、否定的な面を含めて理解され受容されるグループの中で、より深い自己開示ができるようになったと共に、周囲のメンバーたちもそれを聴くことで、さらに他者への深い理解と受容が引き出されるという相乗効果が生まれたと推測される。

他者からの受容感がかなり高くなった他の理由として、参加者がみな臨床心理学を専攻する大学院生であり、一般の人々よりも共感的な態度でメンバーを受け止めることができたことも考えられる。また、合宿開始直前における他者からの受容感の平均値も6つの態度の中で最も高く、彼らが合宿前の半年間、グループ・アプローチの授業に参加する中で、ある程度お互いに理解し受容し合う関係を築いており、合宿を通してさらに関係を深めていったと推察される。こうした点も、合宿直後における他者からの受容感がかなり高くなっていた理由として挙げられるだろう。

自己の肯定受容の平均値においても合宿終了直後に有意な上昇がみられ、P S G E合宿の参加者が、自己の特性や存在を肯定的に認知し否定的な面も含めて受け入れられるようになったことがわかる。Rogers(1942;1970)は、自己を肯定し受容できるようになることを、自己の統合や心理的成長の重要な側面としている。自己の肯定や受容は、自己の内省や自己開示を促進し(高野ら,2012;亀田,2003;高橋・伊藤,2014)、自己成長や人生への積極的な態度を引き出すと考えられる(徳吉・岩崎,2014;高井,2011)。自己の肯定や受容はまた、他者への共感や受容、他者へ

の支援提供や貢献感などの向社会的な態度と関連し(板津,2006;沢崎,1985;山本・堀・大塚,2008;高坂,2011)、主観的幸福感などの精神的な適応をもたらす(牧野・田上,1998;高坂,2011;伊藤・小玉,2005)。このように自己の肯定受容は、自己成長において大きな役割を果たし、精神的、社会的な適応を促進する重要な態度である。

これまで検討してきたように、P S G E合宿の参加者たちは、自己を振り返り理解を深めてメンバーに自己開示できた体験や、他のメンバーの話を傾聴しながら理解し受容できた体験、そしてメンバーから自己を理解され受容される体験をしていた。さらに合宿で行われたエクササイズの中には、自己の肯定的な面に注目してそれを認めたり、自己への否定的な認知をリフレーミングする課題や、過去の否定的な感情を表現して受容する課題など、自分自身の内面に働きかけながら自己を肯定し受容できるようなものもあった。こうした交流や課題を通して、B E GやS G Eなどのグループ体験と同様に(押江,2011;水野ら,2012;高田・坂田,1997;本田・大島・木嶋・内柁,2008)、自己を肯定し受容する態度が強められたと考えられる。

合宿開始直前における自己の肯定受容の平均値は内面的な自己開示に次いで低く、合宿前の参加者たちは、自己に対する肯定や受容の態度があまり高くなかったことがわかる。しかし自己の肯定受容は、合宿直前から終了直後にかけての平均値の上昇量が6つの態度の中で最も大きかった。したがってP S G Eは、自己を肯定し受容する態度を高めることに特に効果的であったといえる。

成長貢献への期待の平均値も合宿終了直後に有意に上昇しており、参加者が自己を心理的に成長させ他者に貢献できるようになるという将来への期待をより強く持つようになったことがわかる。Rogers(1970)や片野(2003;2007)は、B E GやS G Eが心理的成長をもたらすと主張しているが、磯野・飛永(2012)、信野(2008)、亀田・相良(2011)、有馬(2010)、Park,Cohen & Murch(1996)は、こうしたグループ体験で生まれる自己の内省と理解、内面的な自己開示、自己の肯定と受容のような自己に関する態度変容と、他者の尊重や他者とのつながり、他者に対する支援のような他者に関する態度変容が、自己成長の実感と関連することを示している。そして、自己成長に積極的な人は自尊感情や主観的幸福感が高く(徳吉・岩崎,2014)、自己成長の

経験は人生への積極性を引き出すという(天谷,2017)。一方、他者に支援提供を行っていたり、他者に対する貢献を実感している人は自己への肯定や受容が高く、抑うつや不安が低い(山本ら,2008;片受・庄司,2000;高坂,2011)。こうしたことから、自己の成長や他者への貢献を経験することは、精神的、社会的な適応を促すと考えられる。

先述のように合宿参加者たちは、内面的な自己開示や他者への理解受容を必ずしも十分にできたとは感じていなかった。しかしPSGEの集中的なグループ体験の中で、日常生活ではできないような自己に対する深い探求と理解、否定的な面を含めた自己の内面に関する自己開示、そしてメンバーへの傾聴を通してその内面を理解し受容するサポートを体験できた。このような体験によって、自己の成長や他者への貢献に対する期待を強く持つことができたのだろう。

また、成長貢献への期待の合宿開始直前での平均値は他者からの受容感の次に高く、これから参加する合宿の中で、参加者たちが自己の成長や他者への貢献ができるという期待を強く持っていたことがわかる。こうした期待は、合宿で行われる課題への動機づけを高め、積極的な取り組みを促したと考えられる。このような期待を当初から持つことができた理由として、合宿前に受講したグループ・アプローチの授業におけるエクササイズへの参加によって、グループ体験の効果のある程度体験できたことが挙げられる。そして、合宿終了直後における成長貢献への期待の平均値は、他者からの受容感に次いで高かった。武蔵(2013)は、グループ体験後の日常生活においても、自己や他者との関係に関する態度変容に動機づけられることをSGEの目的として挙げているが、PSGEの参加者たちは、合宿での体験を通して成長と貢献への期待を高められたことで、合宿後の日常生活においても、自己を探求し理解することや内面について自己開示すること、他者を理解し受容することなどの実践を引き続き行っていくことに動機づけられたと考えられる。

3. PSGE合宿の中で6つの態度に生じた効果の持続性

PSGE合宿の参加者にみられた以上のような肯定的変化は、たとえ一時的なものであっても本人にとって価値あるものだと思う。しかし、こうした変化が合宿後の日常生活におい

て比較的早い段階で消失し合宿体験前の状態に戻ってしまっただけでは、合宿の効果は限定的なものと考えざるを得ない。そこで、P S G E 合宿による効果の持続性を確かめるために、分散分析多重比較における合宿終了直後から終了1か月後にかけての変化と、合宿開始直前から終了1か月後にかけての変化について合わせて検討を行う。

まず、内面的な自己開示と自己の探求理解については、合宿終了直後から終了1か月後にかけて有意な平均値の低下がなく、合宿開始直前に比べて終了1か月後の平均値が有意に高かった。またこれら2つの態度は、合宿終了直後からの1か月間における平均値の低下量が他の態度と比較して少なかった。以上のことからP S G Eの参加者たちは、合宿の中で実践した自己を振り返り理解する取り組みや自己の内面について他者に開示する取り組みを、1か月後の日常生活でも継続していることがわかる。先述のように自己の探求理解は1人で行うことができる内面的な過程であるため、日常生活においても実践しやすいと思われる。内面的な自己開示も、聴き手の受容的な態度が必要とはいえ、主体的に実践できる対人行動であるため、参加者たちが、日常生活で関わる人々に対しても内面的な自己開示を行うようになったといえる。参加者たちが同じ大学院に所属し、合宿後にも互いに自己開示しやすい環境にあったことも、これらの実践を継続できた理由として挙げられるだろう。

これに対して、他者への理解受容と他者からの受容感は、合宿終了直後から終了1か月後にかけて有意な平均値の低下が示された。日常生活では、他者を理解し受容することが難しくなり、他者から理解され受容されているという感覚も低下したことがわかる。

中でも他者からの受容感、合宿開始直前と終了1か月後との平均値の差が有意ではなくなっており、合宿終了直後から終了1か月後にかけての平均値の低下量も6つの態度の中で最も大きかった。この結果は、近江・田名場・田名場(2004)が指摘するように、他者からの受容感が周囲の人々の態度や行動に依存する感覚であることと関係しているだろう。合宿後も参加メンバーと交流する機会があったとはいえ、日常生活で関わる多くの人々は、合宿メンバーのように他者を理解し受容する態度を必ずしも持っているわけではなく、自分に対して否定的な言動を行う人もいるかもしれない。このため、日常生活の対人関係の中で他者からの受容感が

きく低下したのだと考えられる。

一方、他者への理解受容の平均値は、合宿終了1か月後も開始直前より有意に高い状態を維持しており、P S G Eを通して、他者を理解し受容する支援的な態度が身についたといえる。日常生活で関わる人々の中には、価値観が自分と異なる人や意見が対立する人もいるだろう。このため日常生活では、合宿メンバーに対するのと同じように他者を理解し受容することが難しいかもしれない。しかし、他者への理解受容も内面的な自己開示と同様、主体的に実践できる行動であるため、合宿後もある程度継続できたといえる。合宿の参加者たちが臨床心理を専攻する大学院生であり、日常生活においても他者の話を傾聴しながら理解し受容することが求められていたことも理由の1つであろう。

自己の肯定受容も、合宿終了直後から終了1か月後にかけて有意な平均値の低下が見られ、日常生活の中で参加者たちが、自己に対する肯定や受容をあまりできなくなっていったことがわかる。自己に対する肯定や受容の態度は、他者から受容される感覚や他者を理解し受容する態度と関連することから(高井,2001;櫻井,2014;沢崎,1985;倉田・益川,2018;板津,2006)、先述のように、日常生活の中で他者から理解され受容されている感覚が低下したり、他者を理解し受容することが難しくなったことは、自己を肯定し受容する態度にも否定的な影響を与えたと推測される。さらに日常生活では、学業や仕事の中で望むような成果が出せないなど、人間関係以外でも自信を低下させるような経験をするかもしれない。こうした経験を通して、合宿の中で高められた自己を肯定し受容する態度も若干は弱まっていったと考えられる。

ただし自己の肯定受容の平均値は、合宿開始直前と比較して終了1か月後も有意に高い状態を維持しており、合宿直前から終了1か月後にかけての平均値の上昇量は6つの態度の中で最も大きかった。つまり、自己を肯定し受容する態度は、合宿終了1か月後もかなり高い状態が維持されており、P S G Eが自己への肯定受容を持続的に高める効果を持つことが示された。

一方、成長貢献への期待の平均値も、合宿開始直前から終了直後にかけて有意に上昇した後、終了1か月後も有意な低下がなかった。しかし、合宿開始直前と終了1か月後の平均値には有意差がなく、合宿終了直後にみられた成長貢献への期待の上昇が1か月後も維持されていたか

どうかについて十分検証できない結果となった。P S G E 合宿によって、自分を心理的に成長させ他者に貢献できるようになるという期待が高まり、1 か月後にある程度低下するという変化の傾向は他の態度と同様であるが、合宿開始直前の時点での平均値がすでに高く、終了直後での上昇量も少なかったことに加えて、本調査の回答者数が少なかったことから、統計的に有意な変化が検出されなかったと考えられる。このため、P S G E 合宿によって高められた成長貢献への期待が合宿後も継続するかどうかについては、今後、対象者数を増やして検討する必要があるだろう。

4. P S G E 合宿の開始から終了にかけて見られた6つの態度相互の影響

P S G E 合宿の中で6つの態度に見られた肯定的な変化は、それぞれが個別に引き出されたのではなく、お互いに影響し合いながら生じたと考えられる。そこで、P S G E 合宿による6つの態度の変化が互いにどう関連しているかを検討するため、合宿開始直前から終了直後にかけて見られた6つの態度要因の変化量間の相関係数を算出した。その結果、他者への理解受容については、内面的な自己開示、自己の探求理解、他者からの受容感の3要因との間に有意な相関が見られなかったものの、それ以外の全要因間に有意な相関が示され、これらの態度が合宿の中で相互に影響を与え合いながら高められたことがわかる。

まず内面的な自己開示は、自己の探求理解との間に強い相関が示された。P S G E 合宿では、自己の特徴について1人で振り返った後にメンバーにそれを開示するエクササイズが多くあったことから、熱心に自己を振り返り理解を深めた参加者が、内面についての自己開示も積極的に行った結果、両者の相関が高くなったと思われる。また自己開示には、自己を明確化する機能がある(安藤,1986)。自己の内面を開示するためには、自己の内面に注目しそれを言語化していく作業が必要であり、自己開示を積極的に行った参加者は、自然に自己を振り返り理解を深めていたとも考えられる。両者の相関は合宿開始直前における両要因の相関(浅井, 2020)よりも高かったことから、P S G E 合宿の中では、日常生活と比べて自己の探求理解と内面的自己開示がより直接的に促進し合う相乗効果が生まれたといえる。

内面的な自己開示には、他者からの受容感および自己の肯定受容との間にも有意な相関が見られた。先述のようにP S G E合宿では、心理的に安全なグループの中でメンバーから理解され受容されている感覚が高まり、安心して自己開示ができるようになったと同時に、それが他のメンバーから共感的に傾聴されることを通して、さらに他者からの受容感が強まるというような相互作用が生まれたと思われる。そして亀田(2003)や高橋・伊藤(2014)の研究からは、自己開示と自己の肯定受容が互いに促進し合う関係にあると考えられることから、自己の内面を他者に開示できた体験によって自己への肯定と受容の態度が強まると同時に、そうした参加者が、グループの中でより積極的に自己開示をするようになるといった相乗効果も引き出されたことが推測される。

内面的な自己開示は、成長貢献への期待との間にも有意な相関が示されていた。自己開示は自己成長感と関連していることから(亀田・相良,2011)、参加者たちは、合宿のメンバーに内面的な自己開示ができた体験によって自己を成長させることができると思うようになり、成長貢献への期待も高められたといえるだろう。

一方、合宿開始直前での相関分析(浅井, 2020)と同様に、合宿前後の平均値の変化量においても、内面的な自己開示は他者への理解受容と有意な相関を持たなかった。Riggio(1986)や藤本(2013)が主張するように、両者は対照的なコミュニケーション・スキルとしてとらえることができ、必ずしもP S G E合宿の中で互いに促進し合うわけではないことがわかる。

自己の探求理解や他者からの受容感も、他者への理解受容との間に有意な相関がなかった。他者への理解受容は、他者に注意を向けて相手を理解し受容する対人的で能動的な行動傾向を表している。これに対し自己の探求理解は、自己の内面に注意を向けて理解していく内的な過程であり、他者からの受容感、自分に対する他者の態度や行動に依存する受動的な感覚である。このように、自己の探求理解も他者からの受容感も、他者への理解受容とは異なる性質を持つ態度であるため、関連が弱いことは理解できる。

ただし合宿開始直前での相関分析(浅井, 2020)では、両要因とも他者への理解受容との有意な相関がみられている。また、Rogers(1959;1980)が主張しているように、自己を振り返り理解し

ようとする者や他者から理解され受容されている者は、他者を理解し受容しようとすると考えられるし、他者を理解し受容している者は相手からの理解と受容を引き出すといったような返報性も存在するだろう。徳永・稲畑・原田・境(2013)や高井(2001)、藤原・濱口(2011)の研究では、傾聴のスキルや他者の理解と受容が他者からの承認や受容と関係することが示されており、他者に対する理解と自己の内省や理解が関連し合いながら促進されるという指摘もある(橋山・重橋,2017;小林,2019)。しかし短期間の合宿においては、他者への理解受容と自己の探求理解や他者からの受容感が相互に促進し合う過程は現れにくかったのかもしれない。

他者への理解受容と有意な相関がみられたのは、自己の肯定受容と成長貢献への期待のみであり、成長貢献への期待との相関は比較的高かった。他者の理解や他者に対する共感と受容は、自己への肯定や受容と関係がある(倉田・益川,2018;板津,2006;沢崎,1985;山本ら,2008)。また、他者の尊重と受容や情緒的な支援の経験は自己成長感と関連し(有馬,2010;Park,*et.al.*,1996;信野,2008)、他者を支援する態度は他者への貢献感と関連している(高坂,2012)。合宿で実施されたエクササイズの中では、メンバーが行う自己開示に対して、理解を深めるような質問をしたり、共感を伝えながら相手を受け止めていく交流が多く行われた。こうした交流を通してメンバーを理解し受容する情緒的な支援ができた結果、より自己を肯定し受容できるようになり、今後も自己を成長させて他者に貢献できるという期待も高まったと考えられる。またRogers(1959)が主張するように、自己を肯定し受容できるようになった参加者が、他者に対しても理解し受容できるようになったかもしれない。また、他者に貢献できるという期待が高まったことで、より積極的にメンバーへの傾聴を行うようになった結果、さらに相手への理解と受容を深めることができた可能性もある。

自己の探求理解は、自己の肯定受容や成長貢献への期待との間に比較的高い相関があった。高野ら(2012)や磯野・飛永(2012)の研究でも、自己の内省や理解は、自己受容や自己成長感との関連が示されている。P S G E合宿の参加者たちは、Rogers(1942;1980)が主張するように、自己を振り返り理解しながら否定的な面も含めて自己を統合するという内的作業に取り組むことで、自己を肯定し受容できるようになったと同時に、今後も自己を成長させていくことが

きるという期待をより強く持つようになったといえる。そして、自己の肯定受容と自己成長への期待が高められることによって、さらに自己を振り返り理解する取り組みに動機づけられるという相互作用も生まれたと考えられる。

また自己の探求理解は、他者からの受容感との間にも有意な相関が見られた。**Rogers(1942:1958)**は、周囲の人からの理解や受容が自己探求を促すとしており、合宿のグループ内に心理的に安全な雰囲気が形成され、参加者がメンバーから理解され受容される感覚を強めたことで、安心して自己の内面を探求し理解を深めることができたと考えられる。ただし、自己の探求理解と他者からの受容感との相関は低いものだった。合宿のエクササイズでは、グループによる交流を行う前に1人で自己の探求理解に取り組む課題も多くあり、メンバー間にまだ受容的な関係が築かれていないグループの初期段階においても、自己の振り返りと理解を十分に行う機会があった。こうした理由から、自己の探求理解が必ずしも他者からの受容感によって強い影響を受けなかったと解釈できる。

他者からの受容感、内面的な自己開示や自己の探求理解以外にも、成長貢献への期待との間にあまり高くないが有意な相関が示された。成長貢献への期待との間には直接の因果関係があるというよりも、P S G Eのグループ内で他者からの受容感が強まり、自己の探求理解や内面的な自己開示が促されたと考えられることから、これらの態度変容の結果、今後も自己を成長させていくことができるという期待が高められたのかもしれない。

一方、他者からの受容感と自己の肯定受容との間には有意な相関が見られなかった。しかし、両者の相関関係は多くの研究において明らかにされており(鈴木・小川,2007;高井,2001;櫻井,2014;原澤,2017)、合宿開始直前における相関分析(浅井, 2020)でも、両者に有意な相関が見られていることから、日常生活においては、**Rogers(1980)**や **Leary, et. al.(1998)**が主張するように、他者からの受容感が自己の肯定受容を高めると考えてよいだろう。日常生活では、家族や友人との長期的な関係の中で他者からの受容感が形成され、それによって自己を肯定し受容する態度も生まれる。そして、自己に対する肯定や受容の態度を持つ人は新たな対人関係を積極的に築き、その関係の中でさらに他者からの受容感を強めるという長期的な相互作用が存在す

ると考えられる(Leary, *et al.*, 1998; 渡邊・堤, 2017; 坂田・松田, 2016; 吉岡, 2001)。しかし短期間のグループ体験では、こうした相互作用が生じにくかったのかもしれない。

これに加えて日常生活では、両者の関係に他の様々な要因が介在している。例えば、自尊感情の高い者は向社会的行動をとる傾向にあり、達成動機も高いことから(鈴木・小川, 2007; 宮本・中田・堀野, 1994)、自己の肯定受容の高い者が他者に対して支援的な行動をとりやすく、また学業や仕事で優れた成果を挙げている結果、他者から受容されるという因果関係もありうる。しかしP S G E合宿においては、こうした様々な要因が両態度の関係に関与していないため、有意な相関が現れなかったのかもしれない。ただし他者からの受容感、先述のように自己の探求理解や内面的な自己開示と有意な相関があり、これらの態度は自己の肯定受容と有意な相関があったことから、受容的なグループの中で他者からの受容感が高められた結果、自己の探求理解や内面的な自己開示が促進され、間接的に自己を肯定し受容する態度の形成に貢献していた可能性もある。

それでは、P S G E合宿において自己の肯定受容を高めた主な要因は何だろうか。自己の肯定受容との間に強い相関があったのは自己の探求理解であり、内面的な自己開示や他者への理解受容との間にも有意な相関があった。合宿開始直前での相関分析(浅井, 2020)でも、自己の肯定受容は、自己の探求理解との間にかなり強い相関があり、内面的な自己開示や他者への理解受容との相関も示されていた。自己に対する肯定や受容の態度は、自己の内省や自己開示との間にも(高野ら, 2012; 亀田, 2003)、他者に対する共感や受容、支援提供との間にも関連が見られている(板津, 2006; 沢崎, 1985; 山本ら, 2008)。また合宿の中では、自己を振り返り理解した上でグループの中で自己開示するエクササイズが多く行われていたため、自己を振り返り発見したことをメンバーに開示する体験や、メンバーの話を傾聴しながら理解し受容する体験など、P S G Eにおいて重要な課題をやり遂げたことが、自己の肯定受容を高める結果をもたらしたと考えられる。

成長貢献への期待も、自己の肯定受容との間に高い相関が示されていた。また成長貢献への期待との間で自己の肯定受容に次いで相関が高かったのは、他者への理解受容と自己の探求理

解であり、内面的自己開示ともある程度の相関が示されていた。高坂(2011;2012)、磯野・飛永(2012)、亀田・相良(2011)、信野(2008)の研究では、自己の受容、自己の内省と理解、内面についての自己開示、他者への尊重と支援などの態度や行動が、自己の成長や他者への貢献の実感と関連することが示されている。こうしたことから、合宿の参加者たちは、自己の探求と理解や内面的な自己開示、他者の理解と受容ができた体験によって、自己に対する肯定と受容の態度を高められたと共に、自己の心理的な成長や他者への貢献を実感することができ、成長貢献への期待を高めたといえる。

一方、成長貢献への期待と他者からの受容感との間にも有意な相関が見られたが、比較的弱いものだった。先述のように、他者からの受容感には自己の探求理解や内面的自己開示との関連が示されており、P S G Eのグループの中で他者からの受容感が高められることによって、安心して自己を振り返り理解できたり、内面についての自己開示ができたと考えられ、こうした体験を通して、参加者たちは今後も自己を成長させていくことができるという期待を高めたと推察される。そして、このようなプロセスの結果、間接的に他者からの受容感と成長貢献への期待との間に相関が現れたのかもしれない。

5. P S G Eの効果と本研究の意義および今後の課題

本研究は、参画型の半構成的グループ・エンカウンター(P S G E)の合宿に参加した体験が、参加者の自己や他者に対する態度にどのような影響を与えるのかを、内面的な自己開示、他者への理解受容、自己の探求理解、他者からの受容感、自己の肯定受容、成長貢献への期待という6つの態度要因における変化から検討した。

分散分析の結果、合宿開始直前から終了直後にかけて全態度要因の平均値が上昇し、P S G Eによってこれらの6つの態度に肯定的な変化が生まれたことが示された。特に、合宿終了時点での他者からの受容感が高い値を示し、自己の肯定受容の値も合宿開始前と比べて大きく上昇していたことから、P S G Eを通して、参加者たちが他者からの受容感を強く感じることができ、自己をより肯定し受容できるようになったことがわかる。

そして、内面的な自己開示、他者への理解受容、自己の探求理解、自己の肯定受容の4つの態度の平均値は、合宿開始直前と比べて終了1か月後も高い状態であったことから、PSGEによって生まれたこれらの態度の肯定的な変化が、日常生活の中でも消失せずに維持されていたことが示唆され、PSGEの持続的な効果も明らかにできた。中でも自己の探求理解と内面的な自己開示は、合宿終了1か月後も有意な低下が見られず、参加者たちが合宿後の日常生活においても、これらの取り組みを継続していたと考えられる。

さらに、多くの態度において、合宿開始直前から終了直後にかけての平均値の変化量間に比較的高い相関が見られ、例えば、自己の探求理解と内面的な自己開示が互いに促進し合ったと共に、これらの取り組みができた体験や他者への理解受容ができた体験が、自己の肯定受容と成長貢献への期待を高めたといったように、6つの態度が相互に影響を与えながら変化していたことも見い出された。

PSGEが自己と他者に対する6つの態度を肯定的に変化させ、またこうした変化を持続させることができた理由は何だろうか。まず考えられるのが参画による効果である。PSGEの参加者は、エクササイズを設計しその進行役も担った。これによって、参加者のPSGEに対する自我関与や動機づけが高まり、課題に積極的に取り組んだ結果、多くの成果が得られたといえる。

次に、構成法の特徴による効果が挙げられる。合宿で実施された多くのエクササイズは、自己の内面を振り返りそれを開示することや、メンバーの話を傾聴しながら受け止めることを促すように構成され、PSGEを通してこれらの取り組みを集中的に実践しながら、その態度や行動を身に付けることができたと考えられる。そしてこうした体験は、自己に対する肯定と受容の態度や自己成長と他者貢献への期待を高め、日常生活でこれらの取り組みを継続することへの内発的な動機づけを引き出したと推察される。

また半構成的なエクササイズの進行というPSGEの特徴は、参加者一人ひとりが時間をかけて内面を探求しながら開示したり、それを共感的に傾聴しながらサポートするような交流を進展させるため、一般的な構成法よりも深いレベルでの自己に対する探求理解や内面について

の自己開示が促されると共に、参加者が自己が他者から十分に理解され受容される感覚を体験し、否定的な面を含めて様々な自己を肯定し受容できるようになるなど、容易に消失しない深いレベルでの態度変容が生まれたと思われる。

さらに、多様な属性や経験を持つ人からなるグループの中でこうした交流ができた体験は、両親や親友などの枠を超えた他者に対する信頼感を生み出し、日常の人間関係においても、自己の内面を開示したり、相手を理解し受容しようとする態度を引き出したかもしれない。

以上のように本研究は、参画型の半構成的なグループ・エンカウンターが6つの態度に与えた短期的、持続的な効果や、これらの態度間相互の影響過程を明らかにしたことで、グループ体験を活用した心理教育の実践について様々な示唆を与えることができたと考えられる。

ただし、本研究の分析対象となった参加者は43名と少ないため、成長と貢献期待の持続的効果について確証できなかったなど統計上の限界もあった。また本研究では、様々な異なるエクササイズを実施した複数の合宿におけるデータをまとめて効果を検討したため、個々のエクササイズがどのような効果を生んだかは明らかにしていない。今後は、対象者数を増やして分析すること、各エクササイズの効果について検討することが必要である。さらに、PSGE合宿がすべての参加者に同様の影響を与えるとは限らないため、例えば、自尊感情や対人不安、参加への動機づけの高さなど、参加者個人の特性や態度の影響も考慮した研究を行うことも課題となるだろう。

引用文献

- 安部恒久 (2010) 『グループアプローチ入門ー心理臨床家のためのグループ促進法』 誠信書房
- Altman, I. (1973) Reciprocity of interpersonal exchange. *Journal for the Theory of Social Behavior*, 3, 249-261.
- 天谷祐子 (2017) 自我体験経験後の自己成長感が自己意識・人生への態度・脱中心化に及ぼす影響：大学生を対象とした質問紙調査より 名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研

究(27), 69-79, 2017-01

青木万里（2009）自己理解に関する文献研究 埼玉純真短期大学研究論文集,2,1-15.

青野明子（2010）大学生を対象としたコミュニケーションスキルトレーニング・カウンセリング技法教育による対人関係能力向上への取り組みー 近畿大学臨床心理センター紀要,3,61-84.

有馬比呂志（2010）中学生における自発的ピア・サポートが自己成長に及ぼす効果 学校メンタルヘルス,13(1),35-40.

安藤清志（1986）対人関係における自己開示の機能 東京女子大学紀要論集,36(2),167-199.

浅井千秋（2020）参画型の半構成的グループ・エンカウンターが自己と他者に対する態度変容に与える効果（1）ー効果測定のための尺度構成と信頼性および妥当性の検討ー 東海大学紀要文化社会学部(3),61-80.

Erikson,E.H. (1968) *Identity: Youth and Crisis*. NewYork:Norton. 岩瀬庸理(訳)（1973）『アイデンティティー青年と危機ー』 金沢文庫

藤本学（2013）コミュニケーション・スキルの実践的研究に向けた ENDCORE モデルの実証的・概念的検討 パーソナリティ研究,22(2),156-167.

藤原健志・濱口佳和（2011）高校生の聴くスキル尺度作成ならびに親和動機・学校生活満足感との関連の検討:ー「聴く」スキルと「話す」スキルの対人関係における役割とは?ー カウンセリング研究,44(4),299-312.

藤原朝洋・富永ちはる・押味京子（2013）大学における休退学の現状・対策・課題の検討:37 大学の現状と取組 九州共立大学研究紀要,4(1),11-18.

福盛英明・森川友子（2003）青年期における「フォーカシング態度」と精神的健康度との関連ー「体験過程尊重尺度」(The Focusing Manner Scale:FMS)作成の試み 心理臨床学研究,20(6),580-587.

福岡欣治（2008）日常ストレス状況での友人への自己開示とソーシャル・サポート(4)ー開示に対する友人の受容的反応とサポートが気分状態に及ぼす効果 静岡文化芸術大学研究紀

浅井千秋

要,9,15-23.

Gendlin,E.T. (1978) *Focusing*. NewYork:Bantam Books,Inc. 村山正治・都留春夫・村瀬孝雄

(訳) (1982) 『フォーカシング』 福村出版

合田友美・黒田裕子・小薮智子・新見明子 (2011) 看護学生の自尊感情と職業的アイデンティ

ティとの関連から考える教育的支援 川崎医療短期大学紀要(31),75-81.

Greenberg,L.S. (2011) *Emotion-Focused Therapy.(Theories of Psychotherapy Series)*

American Psychological Association. 岩壁茂・伊藤正哉・細越寛樹(訳) (2013) 『エモーション・フォーカスト・セラピー入門』 金剛出版

原澤奈美 (2017) 女子大生の自己受容および本来感と周囲の他者からの被受容感の関連 日本

女子大学大学院人間社会研究科紀要(23),117-138.

長谷川純・小澤由嗣・森川早苗・松森直美・沖貞明・島谷康司 (2012) 保健福祉職をめざす学

生を対象としたコミュニケーション講座の効果 県立広島大学保健福祉学部誌,12(1),79-90.

橋山久美・重橋のぞみ (2017) 援助場面におけるセラピストの自己理解・他者理解に関する研

究：初心者と経験者の比較 福岡女学院大学大学院紀要 (14), 7-15.

本田優子・大島レイカ・木嶋真代・内榕明美 (2008) 高校生における成人キャリア支援のため

の構成的グループエンカウンターの試み 熊本大学教育学部紀要自然科学(57),83-92.

古市裕一 (2012) 大学生の職業忌避的傾向と自己効力感および就業不安 岡山大学大学院教育

学研究科研究集録,151,43-50.

井出草平・水田一郎・谷口由利子 (2010) 大学生の不登校者数の推定と実態把握 日本教育社会

学会大会発表要旨集録,62,76-77.

入江詩子・菅原良子・開浩一・清水隆司 (2008) 大学におけるアサーティブ・トレーニングの

教育効果に関する考察—自己信頼感の獲得を中心にして— 現代社会学部紀要(長崎ウエスレ
ヤン大学),6(1),1-12.

石本雄真 (2010) こころの居場所としての個人的居場所と社会的居場所—精神的健康および本

来感, 自己有用感との関連から— カウンセリング研究,43,72-78.

磯野誠・飛永佳代 (2012) 大学教育成果としての学生自己成長感 九州共立大学研究紀要,2(2),25-38.

板津裕己 (2006) 自己受容性と共感性との関わりについて 高崎健康福祉大学紀要,5,33-45.

伊藤正哉・小玉正博 (2005) 自分らしくある感覚(本来感)と自尊感情が well-being に及ぼす影響の検討 教育心理学研究,53,74-85.

伊藤弥生 (2003) 人間性心理学的アサーション・トレーニングの効果の検討 健康心理学研究,16(1),54-59.

Jourard,S.M. (1971) *The Transparent self*. NewYork:D.Van Nostrand. 岡堂哲雄(訳) (1974) 『透明なる自己』 誠信書房

亀田佐和子 (2003) 否定的内容の自己開示と自尊感情および開示抵抗感の関連性 早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊,(10-2),157-168.

亀田秀子・相良順子 (2011) 過去のいじめられた体験の影響と自己成長感をもたらす要因の検討—いじめられた体験から自己成長感に至るプロセスの検討— カウンセリング研究,44(4),277-287.

亀ヶ谷雅彦 (2017) 構成的グループ・エンカウンター(P S G E)がコミュニケーションスキルに及ぼす心理教育的効果—東日本大震災後の短大における実践事例をもとに— 生活文化研究所報告(山形県立米沢女子短期大学),44,29-42.

上久保美佳・田中順子・樋口志歩・山本銀次 (2000) 参画型グループ・エンカウンターのプロセスにみる設計・試行・実践の効果 東海大学紀要教育研究所,8,73-94.

片野智治 (1994) 構成的エンカウンター・グループ参加者の体験的事実の検討 カウンセリング研究,27,27-36.

片野智治 (2003) 『構成的グループ・エンカウンター』 駿河台出版.

片野智治 (2007) 『構成的グループ・エンカウンター研究 P S G Eが個人の成長におよぼす影響』 図書文化社

片山美由紀 (1996) 否定的内容の自己開示への抵抗感と自尊心の関連 心理学研究,67(5),351-

358.

片受靖・庄司 一子 (2000) 勤労者のソーシャルサポートの互惠性が精神的健康に与える影響
カウンセリング研究,33(3),249-255.

河野麻美・田中朱音・奥野加苗・山本銀次 (2007) 参画型グループ・エンカウンターの追跡調
査に見る進行段階の様相(Ⅱ)―実践段階の成果と課題― 東海大学紀要教育研究所,15,77-88.

河村茂雄 (2001) 構成的グループ・エンカウンターを導入した学級経営が学級の児童のスクー
ル・モラルに与える効果の研究 カウンセリング研究,34,153-159.

小林隆児 (2019) アクティヴ・ラーニングとしての「感性教育」は大学生にとってどのような
学びの体験か? 西南学院大学人間科学論集 15(1), 181-225.

國分康孝・片野智治 (2001) 『構成的グループ・エンカウンターの原理と進め方―リーダーの
ためのガイド』 誠信書房

小坂信子・永易裕子 (2011) 構成的グループ・エンカウンターを活用した看護基礎教育におけ
る対人関係能力の育成―不快の感情を持つ他者理解― 日本赤十字秋田短期大学紀要,15,9-
15.

高坂康雅 (2011) 共同体感覚尺度の作成 教育心理学研究,59,88-99.

高坂康雅 (2012) 大学生における共同体感覚と社会的行動との関連 和光大学現代人間学部紀
要,5,53-60.

倉田郁也・益川順子 (2018) 自尊感情と他者理解の関連 : 就労定着と離職予防の要因 佐久大
学信州短期大学部紀要,30,1-5.

Leary,M.R.,Haupt,A.,Strausser,K.,& Chokel,J. (1998) Calibrating the sociometer:The
relationship between interpersonal appraisals and state self-esteem. *Journal of
Personality and Social Psychology*,74,1290-1299.

牧野由美子・田上不二夫 (1998) 主観的幸福感と自己受容の関係 心理学研究,69(2),143-148.

宮本美沙子・中田美子・堀野緑 (1994) 大学生と高齢者における可能自己と達成関連動機との
関係について 発達心理学研究,5(1),22-30.

参画型の半構成的グループ・エンカウンターが自己と他者に対する態度変容に与える影響 (2)

水野邦夫 (2010) 構成的グループ・エンカウンターが自己概念の変容および個人・グループ過程に及ぼす影響に関する追試的検討 聖泉論叢,18,149-161.

水野邦夫 (2014) 構成的グループ・エンカウンターにおける感情体験が人間的成長に及ぼす影響—継続・研修型の問題点に対する改善のための提言を含めて— 帝塚山大学心理学部紀要,3,57-66.

水野邦夫・嶋原栄子・田積徹・新美秀和・興津真理子 (2013) 合宿・自発参加型の構成的グループ・エンカウンターにおける参加者の感情変動が自己および他者の捉え方の変化に及ぼす影響—自他への信頼・不信および個人・グループ過程の変化について— 心理臨床科学(同志社大学心理臨床センター),3(1),27-39.

水野邦夫・田積徹・興津真理子 (2012) 合宿・自発的参加型による集中的グループ体験が大学生の自己概念に及ぼす影響—構成的グループ・エンカウンターによる検討— 心理臨床科学(同志社大学心理臨床センター),2(1),15-29.

森園絵里奈・野島一彦 (2006) 「半構成方式」による研修型エンカウンター・グループの試み 心理臨床学研究,24,257-268.

武蔵由佳・河村茂雄 (2009) アイデンティティ形成を促進するための心理教育的援助—構成的グループ・エンカウンターの実践から— カウンセリング研究,42,11-21.

武蔵由佳・河村茂雄 (2016) 大学生における学校生活満足度と学校生活意欲との関連 教育カウンセリング研究,7(1),35-44.

武蔵由佳 (2013) 『構成的グループ・エンカウンターによる心理教育的援助』 風間書房

滑川瑞穂・伊藤菜穂子・横田正夫 (2007) 被受容感と実行されたソーシャル・サポートおよび抑うつとの関連について 日本心理学会大会発表論文集,71(0),1EV027.

及川恵・坂本真士 (2008) 大学生の精神的不適応に対する予防的アプローチ—授業の場を活用した抑うつの一次予防プログラムの改訂と効果の検討— 京都大学高等教育研究,14,145-156.

長田京子・松尾典子・古賀美紀・土作幸恵 (2001) 看護学生の対人関係能力の育成をめざした授業の教育効果 島根医科大学紀要,24,21-26.

- 押江隆 (2011) エンカウンターグループの効果研究と今後の課題 メタ分析による研究の統合に向けて 関西大学心理臨床カウンセリングルーム紀要,2,81-89.
- 近江則子・田名場美雪・田名場忍 (2004) 大学生の被受容感・被拒絶感に関する探索的検討 弘前大学保健管理概要,25,12-19.
- Park,C. L.,Cohen,L. H., & Murch,R. L. (1996) Assessment and Prediction of Stress-Related Growth. *Journal of Personality*,64(1),71-105.
- Riggio,R.E. (1986) Assessment of basic skills. *Journal of Personality and Social Psychology*,51,649-660.
- Rogers,C.R. (1942) *A Newer Psychotherapy, Counseling and Psychotherapy*. Boston:Houghton Mifflin. 伊藤博・村山正治(監訳) (2001) 「より新しいサイコセラピー」『ロジャーズ選集(上)』第5章 誠信書房
- Rogers,C.R. (1958) The Characteristics of a Helping Relationship *Personnel and Guidance Journal*,37,6-6. 伊藤博・村山正治(監訳) (2001) 「援助関係の特質」『ロジャーズ選集(上)』第8章 誠信書房
- Rogers,C.R. (1959) A Theory of Therapy. Personality and Interpersonal Relationships. As Developed in the Client - Centered Framework. In Koch,S (Ed.) *Psychology: A Study of a Science, Vol.3. Formulations of Person and the Social Context*. NewYork: McGraw-Hill. 伊藤博・村山正治(監訳) (2001) 「クライエント・センタードの枠組みから発展したセラピー, パーソナリティ, 人間関係の理論」『ロジャーズ選集(上)』第17章 誠信書房
- Rogers,C.R. (1970) *Carl Rogers on Encounter Groups*. NewYork: Harper & Row. 畠瀬稔・畠瀬直子(訳) (1982) 『エンカウンター・グループー人間信頼の原点を求めてー』ダイヤモンド社
- Rogers,C.R. (1980) *A Way of Being*. Houghton Mifflin. 畠瀬直子(監訳) (1984) 『人間尊重の心理学ーわが人生と思想を語る』創元社
- 竜崎春佳・阿部宏徳 (2014) 臨床心理学専攻大学院生における自己理解の深まりに関する研究

参画型の半構成的グループ・エンカウンターが自己と他者に対する態度変容に与える影響 (2)

東京成徳大学臨床心理学研究,14,82-89.

坂田瑞樹・松田英 (2016) 大学生の主張行動および対人ストレスコーピングが友人満足感に及ぼす影響 江戸川大学紀要,26,51-58.

櫻井英未 (2014) 自尊感情の高さおよび変動性に関する研究 日本女子大学大学院人間社会研究科紀要,20,129-142.

沢崎達夫 (1985) 自己受容に関する文献的研究-2-自己受容と関連する諸要因について 教育相談研究(23),43-56.

下坂剛 (2001) 青年期の各学校段階における無気力感の検討 教育心理学研究,49,305-313.

下山晴彦 (1995) 男子大学生の無気力の研究 教育心理学研究,43,145-155.

信野良太 (2008) 自己成長感尺度作成の試み 北星学園大学大学院論集,11,125-136.

篠原光代・野島一彦 (2007) 看護学生のための「半構成方式」研修型エンカウンター・グループのファシリテーションに関する一考察 九州大学心理学研究,8,155-163.

白井利明 (1994) 時間的展望体験尺度の作成に関する研究 心理学研究,65(1),54-60.

杉山崇 (2002) 抑うつにおける「被受容感」の効果とそのモデル化の研究 心理臨床学研究,19(6),589-597.

鈴木有美・木野和代 (2015) 社会的スキルおよび共感反応の指向性からみた大学生のウェルビーイング 実験社会心理学研究,54(2),125-133.

鈴木真吾・小川俊樹 (2007) 自尊心と被受容感による思春期の適応理解の検討—社会的スキルとの関連から— 筑波大学心理学研究,34,91-99.

高田ゆり子・坂田由美子 (1997) 構成的グループ・エンカウンターが養護教諭課程学生の自己概念に及ぼす効果の研究 学校保健研究 39(4),347-354.

田淵梨絵・及川恵 (2018) 適応的な自己注目に関する文献レビュー：青年期における効果的な介入へ向けて 東京学芸大学紀要総合教育科学系,69(1),237-244.

高橋真悠・伊藤宗親 (2014) 自尊感情が否定的内容の自己開示に与える影響 岐阜大学カリキュラム開発研究,31(1),20-25.

浅井千秋

高井範子 (2001) 他者からの受容感と生き方態度に関する研究：存在受容感尺度による検討
大阪大学教育学年報,6,245-254.

高井範子 (2011) ポジティブな生き方態度の形成要因に関する検討:青年期から高齢期を対象
として 太成学院大学紀要,13,79-90.

高野慶輔・坂本真士・丹野義彦 (2012) 機能的・非機能的自己注目と自己受容, 自己開示 パー
ソナリティ研究,21(1),12-22.

田中勝則 (2013) 教職志望の大学生に対する集団社会的スキル訓練の効果 弘前大学教育学部
紀要,110,123-128.

谷島弘二 (2005) 大学生における大学への適応に関する検討 文教大学人間科学部人間科学研究
究,27,19-27.

徳永沙智・稲畑陽子・原田素美礼・境泉洋 (2013) シャイネスと被受容感・被拒絶感が社会的
スキルに及ぼす影響 人間科学研究(徳島大学),21,23-34.

徳吉陽河・岩崎祥一 (2014) 自己成長主導性尺度Ⅱ(PGIS-Ⅱ)日本語版の開発と心理的測定 心
理学研究,85(2),178-187.

内田圭子 (1990) 青年の生活感情に関する一研究 教育心理学研究,38,117-125.

渡邊賢二・堤貴之 (2017) 大学新入生の友人関係の変化と適応感との関連：短期縦断調査より
皇學館大学紀要,55,122-106.

Won-Doornink,,M. (1979) On getting to know you.: The association between the stage of a
relationship and reciprocity of self-disclosure. *Journal of Experimental and Social
Psychology*,15,229-241.

八木成和 (2016) 男子大学生の大学生活への適応に関する研究—対人関係の困り感と適応感、
自尊感情との関連— 四天王寺大学紀要,62,163-173.

山田ゆかり (2006) 大学新入生における適応感の検討 名古屋文理大学紀要,6,29-36.

山田詩織・及川恵 (2016) 適切な自己開示方法と聴き手の受容的反応および抑うつとの関連—
開示者の再解釈に注目して— パーソナリティ研究,24(3),225-227.

参画型の半構成的グループ・エンカウンターが自己と他者に対する態度変容に与える影響（2）

山本銀次（2001）『エンカウンターによる“心の教育“ふれあいのエクササイズを創る』東海大学出版会

山本友美子・堀匡・大塚泰正（2008）大学生におけるサポート提供者知覚が精神的健康に及ぼす影響－エスティーム・エンハンスメント理論に基づく縦断的検討－ 広島大学心理学研究,8,147-162.

吉岡和子（2001）友人関係の理想と現実のズレ及び自己受容から捉えた友人関係の満足感 青年心理学研究,13,13-30.

初期ハーバーマスにおける戦後の理性と社会学

ブロッホ批判を手掛かりに

飯島祐介

The Early Writings of Jürgen Habermas and Sociology as a Condition of
Possibility for Reason in Post-war Society
Focusing on his Critique of Ernst Bloch

IJIMA Yusuke

Abstract

This paper explores why the early writings of Jürgen Habermas are based on sociology, focusing on his critique of Ernst Bloch. Habermas criticizes Bloch for his latent tendency to accept violence as a means of the realization of Utopia. However, he shares the Schelling's conceptualization of reason as regulated madness. The critique of Bloch has an aspect of the self-criticism. At this point, Habermas finds Bloch's natural philosophy behind his acceptance of violence. This philosophy leads to the rejection of the relative validity of Utopia in the historical social world. This rejection paves a way to sanctification of Utopia, which can result in acceptance of violence as a means of the realization of Utopia. The madness is, as it were, not sufficiently regulated in Bloch's thought owing to his natural philosophy. Habermas stresses the importance of accepting and confirming the relative validity of Utopia in the historical social world. In this confirmation, sociology is needed. For Habermas, the reason should be conceptualized as regulated madness in post-war society. The early writings of Habermas are based on sociology because it is a condition of possibility for reason in post-war society.

1. 初期ハーバーマスと社会学

なぜ初期ユルゲン・ハーバーマスは社会学に準拠するのか。これが本論の探求する問いである。この探求を通して、ようやく緒に就いたばかりと言える、初期ハーバーマス理論の解明に貢献することが目的となる。

『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』（1962年）と『理論と実

踐——社会哲学論集』(1963年)を中心とする1950年代から60年代のハーバーマスの理論展開——本稿では初期ハーバーマスとする——についての研究は、十分に蓄積されているとは言えない。『コミュニケーションの行為の理論』(1981年)の社会学理論が、さらに『事実性と妥当性』(1992年)の法・政治学理論が注目されるなかで、『公共性の構造転換』が一定の関心を集めるにとどまってきた。初期ハーバーマスは、アクチュアリティを喪失した、学説研究上の特殊な関心に対応した参照項として、理論的には関心の周縁へと放逐され、そのためにまた、学説研究においても後景に退いていた¹。しかし、「戦後社会」の枠組み——ドイツ連邦共和国の場合では、たとえば、基本法上の「自由で民主的な基本秩序」の規定を基礎とするそれ——が、とくに1990年代以降のグローバル化の進展とともに問い直されるなかで²、その形成期に展開された初期ハーバーマス理論は、再びアクチュアリティを獲得しているように思われる³。本論は、こうした状況を踏まえて、初期ハーバーマス理論の解明に貢献することを目指すものである。

ハーバーマスは、『公共性の構造転換』では、少なくとも部分的には社会学に準拠している。しかし、彼の学問的営為の出発点となる、ボン大学に提出された博士論文は「絶対者と歴史——シェリング思想の内的分裂について」(1954年)であり、哲学に準拠していた。その後の展開でも、『コミュニケーションの行為の理論』で社会学へとさらに深く分け入った後は、『事実性と妥当性』で法学・政治学へと転回し、さらに近年では再び哲学へと向かっている。このように、ハーバーマスは社会学から出発したわけではないし、社会学を常にすでにベースにしているわけでもない。社会学に準拠することは、初期ハーバーマスにおける、ひとつの謎として浮上する。

この謎は、一見すると、ハーバーマス自身によってすでに解かれており、あらためて解明する必要はないように思われる。彼は「社会学の批判的および保守的課題」で、社会学それ自体について論じる(Habermas 1963b=1999)。そこでは、社会学が批判的でなければならないことが、すなわち、所与の目的を実現する手段を提示する、技術的勧告にとどまらず、目的それ自体を提示する、実践的指針の提示へ進まなければならないことが主張される。それは、テクノクラートによる専制——「ハクスリーの悪魔」「オウエルの恐怖」等々と表現される——を回避するために要請される。そして、この要請は社会学にとって内在的であり、批判は社会学にとって伝統的課題であると説かれる。社会学にとって批判的課題は保守的課題であるとされる。

しかし、この議論は、上記の謎を解明するものではない。それは、社会学が実践的指針の提示に取り組みなければならないことを主張するにとどまる。したがって、そこでは、そもそもなぜ社会学に準拠するのかについては解明されない。社会学に準拠することは前提とされ、その理由は謎のままに残される。

本論は、ブロッホ批判を手掛かりに、この謎を解くことを試みる。『ユートピアの精神』(1918年)と『希望の原理』(1959年)の著者たるエルンスト・ブロッホはまさにユートピアを提示しようとする点で、実践的指針を提示しようとするハーバーマスと同一の方向性をとる。しかし、同時に、ブロッホは社会学には準拠しなかった点で、ハーバーマスと異なった方向へと展開する。このブロッホへの批判を参照することで、初期ハーバーマスが社会学に準拠する理由

が浮かび上がるのではないか、これが本論の方法論上の想定である。

以下ではまず、ハーバーマスがブロッホをユートピアを実現する手段として暴力を容認する傾向にあると厳しく批判していることを確認する(第2節)。次に、この批判が展開された地平として、オートメーションのディストピアの到来を予測する、実証主義批判を措定し、その内実を明らかにする(第3節)。実証主義批判を地平にブロッホ批判を読み直し、それはかえって決定的な点において立場——理性を「規制された狂気」としてシェリング的に概念化する——を共有するからこそ厳しくなっていることを明らかにする(第4節)。そのうえで、暴力を容認する傾向にあると批判したブロッホとの差異化において、社会学が必要とされることを明らかにする(第5節)。最後に、それまでの議論を踏まえて、初期ハーバーマスは、社会学が戦後的理性——国民社会主義への反省を踏まえて概念化されたそれ——の可能条件であるからこそ、それに準拠することを確認する(第6節)。

2. ハーバーマスのブロッホ批判

初期ハーバーマスは、たびたびブロッホに触れているが、まとまったかたちで論及しているのは、「マルクス主義的シェリング——エルンスト・ブロッホの思弁的な唯物論について」である。この論文は、1960年に『希望の原理』の書評(Rezension)としてメルクーア(Merkur)誌に掲載され、『理論と実践』(1963年)に付録として収録された。その後、『理論と実践』の新版が1971年に刊行された際に収録論文から外され⁴、『哲学的・政治的プロフィール』(1971年)に転載された。本論は、この論文を中心にブロッホ批判を再構成する。まずは、同論文が成立した時期における、ブロッホをめぐる、連邦共和国内の知的状況を簡潔に振り返ることにしたい⁵。

1938年以来アメリカへ亡命していたブロッホは、49年春にドイツに帰国し、ソビエト占領地区のライプチヒ大学で哲学正教授に就任する(好村 1986: 220)。同年に成立したドイツ民主共和国(DDR)にあって、ブロッホは希望を持って精力的に仕事に取り組む(好村 1986: 222)。しかし、1956年2月のソビエト連邦共産党第20回大会での第一書記フルシチョフによるいわゆるスターリン批判から同年10月に始まるハンガリー事件へと展開する情勢の中で、ブロッホの思想はドイツ社会主義統一党(SED)によって危険視され、57年には大学の強制的退職へと追い込まれる(好村 1986: 234)。自著の刊行が難しくなりながらも、DDRにとどまったブロッホではあったが、1961年8月に連邦共和国滞在中にベルリンの壁の建設の報に接すると、帰国しないことを決断し、同年11月にはチュービンゲン大学客員教授に就任する(好村 1986: 238)。76歳になっていた。

このときブロッホには連邦共和国内に足場がなかったわけではなかった。むしろ、それは亡命前から築かれつつあった。1958年に国際ヘーゲル協会の会議でフランクフルトに赴き、また60年にはチュービンゲン、ハイデルベルク、シュトゥットガルトで講演を行っていた(好村 1986: 336)。DDRで自著の刊行が難しくなっていたブロッホにとって、言わば救いの手となったのは、フランクフルトのゾーアカンブ書店であった(好村 1986: 237)。1955年に第二巻が

刊行されたものの第三巻は刊行されていなかった『希望の原理』を、ズーアカンプ書店は 59 年に刊行している。

しかし、この老哲学者を連邦共和国は、講演にせよ亡命にせよ、好意的に迎えたわけでは必ずしもなかった。チュービンゲン大学での最初の就任講演では、「聴衆の一部、とくにジャーナリズムや学者の意地悪い部分」は、「ブロッホが約束の国と信じた DDR から石をもて追われるように出てきて、ナチズムの過去を清算してないままに依然として大資本の利益に沿って危険な戦争挑発政策をとっているとして彼自身非難していた西ドイツに庇護を求めたことに対して、それ見たことかという冷笑的な態度を示し、ブロッホがどう自己弁明するかに興味を抱いていた」(好村 1986: 240)。また、ローマン・ヨースによると、テオドル・アドルノは、ズーアカンプ書店の創業者ペーター・ズーアカンプから依頼されたブロッホについての所見(1958年11月10日付)で、「結局のところは[ブロッホを——引用者注]勧めているが、すでに刊行されていた『希望の原理』第一巻・第二巻について、またブロッホの人柄について、軽蔑的な態度を示さずにはおれなかった」(Yos 2019: 452)のである。

ハーバーマスの「マルクス主義的シェリング」にも、ブロッホをめぐる、連邦共和国のこうした知的状況——思想への知的関心と、政治的立場やそれと分かち難く結びついている人柄への時にそれ自体政治的な反発が入り混じる——が刻印されている。それは、後述するようにブロッホの哲学的立場に踏み込みながら、同時に彼の政治的立場に対する厳しい批判をブロッホに差し向ける。ハーバーマスは、論文の終盤で、ユートピアの実現の手段において暴力を容認する傾向にあると、「レーニン主義」——暴力革命の不可避性を説いたレーニンが意識されると推定される——のレッテルを貼りながら批判する⁶。「ブロッホは、レーニン主義戦略と暴力とのあの親密な関係性に、ゴシックの扮装を与えているにすぎない」(Habermas 1963d: 348=1999: 528)⁷。その背景には、ユートピアの神聖化がある。「ここで、この思想はドイツ哲学の深淵な伝統と一致していると思うかもしれないが、「王国的なもの」や「秩序の本質」はただちに、失礼ながら全体主義的なものと接している、神聖化を享ける」(Habermas 1963d: 349=1999: 528)⁸。

希望の指し示すユートピアを神聖化し、その実現の手段として暴力を容認する傾向がある、こうした厳しい批判は、東西冷戦を背景としてそれ自体、たしかに政治性を帯びている。しかし、この批判を、たんなる政治的立場からの外在的批判と考えるわけにはいかない。とは言え、逆に、この批判をブロッホの思想にまったく内在した批判とすることもできない。シェリング論から出発したハーバーマスは、1950年代後半にマルクス主義への傾斜を深めていた。このハーバーマスが、ブロッホを「マルクス主義的シェリング」として再構成したとき、ハーバーマス自身の関心に相当に引き寄せられたブロッホ像が構成されている。それは、ハーバーマスが自身の理論を反省的に捉え直すための対照項となっている。この点で、このブロッホ像の偏りは小さくないと考えられるし、そこで展開される批判の妥当性は慎重に判断されなければならない⁹。しかし、本論としては、この批判の妥当性を問う必要はない。本論の目的は初期ハーバーマスが社会学に準拠する理由を明らかにすることにあり、そのかぎりではブロッホ批判を参照しているからである。ここでの本論の課題は、この批判を初期ハーバーマスに内在的に解釈す

ることである。そのためにはまず、「マルクス主義的シェリング」の解釈にとって適切な地平を措定し、その内実を明らかにしなければならない。

3. オートメーションのディストピア／規制されない狂気

前述したように、「マルクス主義的シェリング」は『理論と実践』に付録として収録された。この論文は本来、同書の巻頭論文「社会哲学との関連における古典的政治学」等で提示されている、「批判的社会学」を中核とする理論構想の理解を助けるものとして位置づけられていたと考えられる¹⁰。この理論構想の文脈は、同書が初出となる「独断論・理性・決断——科学化された文明における理論と実践のために」で主に説明されている（Habermas 1963c=1999）。そこで、本論は、「マルクス主義的シェリング」を解釈するための地平として、同論文を措定することにしたい¹¹。

ハーバーマスは、「独断論・理性・決断」で、「技術的処理力 (technische Verfügungsgewalt)」の拡張としての合理化の先に、オートメーションのディストピアというべき状況の到来を予測する。ここで、「技術的処理力」の拡張＝合理化は、四段階に分けられる。第一段階は、目標の実現のために可能な合理的な行動の観点から、行動が選択される段階である（Habermas 1963c: 246=1999: 374）。第二段階は、第一段階の意味で同等に合理的な複数の行動の中から、「経済的」または「効率的」として規定される選択合理性の規準（Habermas 1963c: 247=1999: 375）にしたがって行動が選択される段階である。第三段階は、「敵 (Gegner)」が存在する「戦略的状況」が考慮に入れられ、「生き残ることの保障」が「基本価値」に導入され、それに準拠して行動が選択される段階である（Habermas 1963c: 248-9=377-8）。第四段階は、「決断のコストが機械に移され」（Habermas 1963c: 249=1999: 378）、決定が自動化される段階である。

ハーバーマスによると、第四段階は、なお「虚構」にとどまる。しかし、まったくの絵空事でもない。「これらの問い [「生き残る」ことに関わる様々な問い——引用者注] にサイバネティックに、まさしく「自分自身」で答える、自動学習装置を社会制御システムの中心に設置するならば、歴史を技術的に処理するという悪しきユートピアは実現されるだろう」（Habermas 1963d: 250=1999: 380）。ここで、「悪しきユートピア」とされるのは、「社会エンジニアと閉じられた施設の入居者という二つの階級へと人間が分割され意識が分裂する」からである（Habermas 1963c: 257=1999: 389）。

オートメーションのディストピアの到来という予測は、ハーバーマスに独自のものではなかった。1956年にフリードリヒ・ポロックが『オートメーション——その経済的・社会的諸帰結の評価のための資料』を刊行している（Pollock 1956）。ポロックは、同書について、「フランクフルト大学社会研究所が社会構造の変動について継続的に行っている諸研究に属し、研究所の研究協力者から多くのヒントをもらっている」（Pollock 1956: V）とする¹²。ポロックは、「自由な社会へのオートメーションの編入にあたって、長期的視野で、また新しい方法の助けをかりて計画された包括的なプログラムにしたがうことによって、第二次産業革命は理性的な社会秩序のペースメーカーになりうる」（Pollock 1956: 290）と結論づけている。しかし、その

前提にはかえって、「オートメーションの性急な導入の結果として拡がりうる社会的動揺によって、まだ存在しない補助手段を備えた、新しい専制に道が開かれる」(Pollock 1956: 284) 可能性が見据えられている。

オートメーションのディストピアの到来という予測は、フランクフルト大学社会研究所の周辺に限定されたものでもなかった。それはむしろ、ハンス・フライヤーやアルノルト・ゲーレン、そしてヘルムート・シェルスキー等の保守主義者として概括される論者を本拠地とし、いわゆる「文化批判 (Kulturkritik)」の伝統的トポスを背景としていた。この本拠地では、オートメーションへと至る技術の発展は、ディストピアの到来と、また合理化と、直線的に結ばれる傾向にあった。そのため、そこには合理化それ自体に抵抗する傾向が内包され、場合によっては非合理主義へと転落する危険が潜んでいた。かつて「文化批判」において「文明」に對置された「文化」が非合理主義に着色されたとき、この系譜に属する少なくない論者は国民社会主義に飲み込まれていった。ハーバーマスの博士論文の指導教員である、エーリヒ・ロータッカーもその一人であった。むろん、戦後の連邦共和国においてこの危険にナイーブではありえず、いきおい論調は諦念を通奏低音とせざるをえず、ユートピアへの展望は失われた。「戦後期における、フライヤー、ゲーレン、あるいはシェルスキーの保守主義は当初から、国民社会主義の完全な失敗を前に戦間期の行動主義——フライヤーは「行動派 (Tatkreis)」に属していた——をたしかに断念しており、文化的ペシミズムを再度、取り上げていた」(Kießling 2012: 326) のである。

これに対して、ポロックもハーバーマスも、ユートピアへの展望を確保しようとする。ポロックは、オートメーションへと至る技術の発展とディストピアの到来との関連を相対化する。ポロックは、上述のように、オートメーションがディストピアをもたらす可能性を認めながらも、逆にそれがユートピアをもたらす可能性を析出し、オートメーションの導入を推進する立場を確保しようとする。ハーバーマスは、オートメーションへと至る技術の発展と合理化との関連を相対化する。ハーバーマスは、オートメーションのディストピアを招来する「技術的处理力」の拡張としての合理化とは異なる、もうひとつの合理化の可能性を模索し、合理主義の立場を確保しようとする。

ここでハーバーマスは、理性概念の再構成へと向かう。彼は、「技術的处理力」の拡張としての合理化の根源に、「理性と決断の実証主義的隔離」を発見する (Habermas 1963c: 365-72)。この「隔離」では、技術的課題だけが、つまり所与の目的や目標を実現する合理的な手段の選択だけが、理性の管轄となる。「目的合理的な手段選択の経済だけが唯一許容された「価値」であり、それすらも合理性と一致するように見えるから、価値として明瞭な姿をとることはないだろう」(Habermas 1963c: 241=1999: 366)。技術的課題以外の課題は、理性の管轄から外れる。とくに、実践的問題は、つまり何を目的にするかという決断は、理性の管轄外に置かれる。この問題を理性の対象にしようとする、独断論に陥る。「実証主義によって唯一許容される科学の類型はそうした問題を合理的に論究する性能を持たない。それにもかかわらず、解答を提示する理論は、その基準にしたがって独断論の罪を着せられうる」(Habermas 1963c: 241=1999:367)。何を目的とするかという決断は、理性の制約をまったく受けない、たんなる

決断へと還元される。独断論との非難から免れる方法は、決断を理性から切り離すことになる。「独断論による破門から解放されるための呪文は、理性から嚴重に隔離された決断である」(Habermas 1963c: 241=1999: 367)。「技術的処理力」の拡張としての合理化の第一段階を思い起こそう。それは、目標の実現のために可能な合理的な行動の観点から行動が選択される段階であり、目標は所与とされている。それはまさに、「理性と決断の実証主義的隔離」に基づいている。

決断を管轄外に置き言わば外部へと追放する理性、これがオートメーションのディストピアの根源にあるなら、あえて決断を内に含むものとして、より一般的には非理性的なもの——その極致は「狂気 (Wahnsinn)」であろう——を内に含むものとして、理性概念を再構成することが、処方箋となろう。ハーバーマスは、「独断論・理性・決断」の最終パラグラフで、博士論文「絶対者と歴史」でテーマとし、「唯物論への移行における弁証法的観念論」(1963年)で再論する、シェリングに依拠する。シェリングは、「規制された狂気」として理性を捉えるからである。「規制された狂気としての理性というシェリングのロマン主義の言葉は、技術が支配するがために理論から切り離された実践に対する、技術の支配のもとで、胸が締め付けられる思いがするほどに切迫した意味を獲得する」(Habermas 1963c: 256=1999: 389)¹³。

「マルクス主義的シェリング」の地平には、以上のような議論がある。では、「マルクス主義的シェリング」を、まさにこの地平のうちに捉え直し読み直すと、ブロッホ批判はどのようなものとしてあらわれるか。次にこの点を見てみることにしよう。

4. 規制された狂気／知ある希望

ブロッホは『希望の原理』で、次のように述べる。「理性は希望なしには花開くことができない。希望は理性なしに語ることができない。理性と希望は、マルクス主義的統一のもとにある。それ以外の科学に未来はない。他の未来に科学はない」(Bloch [1959]2019: 1618=2013: 311)。ハーバーマスは、「マルクス主義的シェリング」の冒頭で、この文章を引用し、次のように指摘する。「これは——『痕跡』や彼自身の好みにかかわらず——、自らの強みを短い形式で、アフォリズムや寓話で、必ずしも示さなかった叙事詩的思想家の数少ないエピソードのひとつである」(Habermas 1963d: 336=1999: 509)。

この指摘に見られるように、そして何より論文タイトルにあるように、ハーバーマスにとってブロッホは「マルクス主義的シェリング」である。すなわち、「理性は希望なしには花開くことができない。希望は理性なしに語ることができない」として「知ある希望 (docta spes)」を構想するブロッホに、「規制された狂気」というシェリングの理性概念が見出される¹⁴。希望の「根本的要素」に「飢え (Hunger)」があるかぎりである (Habermas 1963d: 336=1999: 510)、希望は「狂気」であり、「知ある希望」は「規制された狂気」である。また同時に、この「知ある希望」において提示されるユートピアとして「自由の王国」を措定するブロッホに、マルクスが見出される。

この意味で「マルクス主義的シェリング」であるブロッホが取り組もうとした課題について、

ハーバーマスは次のように述べる。「いっそう大きな危険は、彼の陣営で「引用句辞典を手にした画一主義者」や「物欲しげな実務家」がユートピアを実現しようとするあまりユートピアを裏切ることにあるが、この危険はいっそう大きな努力を要求しているようにブロッホには見える。すなわち、ユートピアの諸次元それ自体を捉え、それらが失われることのないように後世の人々のために保持するという努力である」(Habermas 1963d: 337=1999: 511)。ハーバーマスはここで、現実の社会主義が「自由の王国」への希望を裏切っていく事態を前に、この希望の保存に努めようとするブロッホの姿を確認していると言えよう。

このように理解されたブロッホは、ハーバーマスにとって否定すべき対象では必ずしもないはずである。それは、「独断論・理性・決断」を議論の地平に措定すると、明確となる。前節で確認したように、ハーバーマスは、オートメーションのディストピアの根源に実証主義的に純化された理性を発見し、理性をあえて非理性的なものを内に含んだものとして、シェリングにならって「規制された狂気」として概念化しようとしていた。そうであるなら、シェリングの理性概念に依拠する点において、ブロッホはむしろ肯定されなくてはならないだろう。

また、「規制された狂気」としての理性を「知ある希望」へと展開する点も、肯定されるだろう。技術的勧告にとどまらない実践的指針の提示を課題とする「批判的社会学」の構想は、まさに「知ある希望」の提示を課題とする社会学の構想である。また実際、『公共性の構造転換』では、「市民的公共性」が「知ある希望」として提示されたのであった(Habermas [1962]1990=1994)。

さらに、ブロッホが「自由の王国」への希望の保存に努めようとした点も、理解されうだろう。DDR とその後見人ソビエト社会主義連邦共和国(UdSSR)の現実に、またそのなかでブロッホが置かれていた状況に、想像が及ばなかったはずはない。

このように、ハーバーマスにとってブロッホは否定すべき対象では必ずしもない。かえって決定的な点——「規制された狂気」として理性を概念化する点——において、共通の立場に立脚する。実際、ハーバーマスは、メルクア誌に掲載された「マルクス主義的シェリング」の末尾で、ブロッホへの評価を込み入った表現で吐露する。「そうだとしても、今日、アングロサクソンの実証主義とソビエトの唯物論との間にあってごく狭い空間でひしめきあっている、ヨーロッパの残された伝統に依拠する哲学者にとって、次の事態は痛に障る。すなわち、ドイツ観念論の偉大な息吹によってもたらされた哲学が——言うなれば省略されたカントを対価に、ある意味では前批判的に——エルベ川の向こうから対抗するという事態である」(Habermas 1960: 1091) ¹⁵。

ブロッホに対する厳しい批判は、共通の立場に立脚するからこそ生じたと考えるべきであろう。「独断論・理性・決断」を地平に「マルクス主義的シェリング」を読み直すと、ブロッホ批判はこのような屈折をともなったものとしてあらわれる。

しかし、共通の立場に立脚するなら、批判された事態——暴力の容認傾向——は、エルベ川の対岸の火事ではありえない。この事態をもたらし思想的契機を析出し除去し、それに代替するものを用意しなければならない。次に、ハーバーマスがこの思想上の手術をどのように行おうとしているのか、再構成しよう。

5. 思弁的な哲学／自然哲学

「マルクス主義的シェリング」で、ハーバーマスはユートピアが実現可能性に欠けるならば、たんに主観的なものになることを、かえってブロッホに依拠しながら、問題視する。「しかし、より良い生活への夢は何にせよ、その先取りがまずは歴史の中に潜勢力としてあらわれなければ、「内面的なまったく謎めいたままに孤立した飛び地へと押し込められる」だろう」(Habermas 1963d: 344=1999: 522)。

ユートピアを提示するとき、その実現可能性をチェックすることが重要となる。ユートピアは具体的ユートピアとして提示されなくてはならない。ハーバーマスは、この点をトマス・モアに遡って、次のように確認する。「トマス・モアの「ユートピア新島」がそれ[実現されるべき真理——引用者注]にこの名をつけて以来、歴史的発展および社会的駆動力の分析がその可能な実現の諸条件を明らかにし始めるにいたってようやく、ユートピアは具体的ユートピアへと展開することができた」(Habermas 1963d: 337=1999: 511)。

ここで、ブロッホはユートピアの実現可能性の重要性に思い至っていないと批判されるわけではない。この重要性を説いたのは、むしろブロッホであった。ブロッホは、「計画を備え、期限を迎える可能性に結びついた希望は、何といても、存在するもののなかで最強にして最善である」(Bloch [1959]2019: 1618=2013: 310) と言うことができたのである。ハーバーマスは、ブロッホによってブロッホを批判する。批判は、ブロッホが自ら課した条件を履行していないことに向けられる。ブロッホは、「歴史的発展および社会的駆動力の分析」を怠っている。彼は、それを「史的唯物論」によってすでに終わっているとする。「そうした分析に、ブロッホは取り組んでいない。ブロッホは、かかる分析をすでになされたものとして、つまり史的唯物論によってなされたものとして、たんに想定する」(Habermas 1963d: 337=1999: 511)¹⁶。

ブロッホがこのように自ら課した条件を履行しないのは、なぜか。ハーバーマスは、その理由をブロッホが自然哲学に準拠していることに見出す。「自然の哲学が彼の哲学の本性である」(Habermas 1963d: 351=1999: 532)。歴史や社会を飛び越えて自然が問題となる。「ブロッホは、社会的過程から弁証法的に押し出されてくる客観的可能性を社会学的・歴史的に探究することを飛び越え、かえって世界過程における普遍的な基体それ自体を、すなわち物質を、ただちに引き合いに出す」(Habermas 1963b: 344=1999: 522)。

さらに、ハーバーマスは、このようにブロッホが自然哲学に準拠することの背景に、彼がなお思弁的であることを見る。ブロッホは、自らが社会の歴史的過程に内属していることを、それゆえに現存する諸矛盾の経験を軽視し、「ポテンツ」を思弁する。「ブロッホの唯物論は、なお思弁的であり、彼の啓蒙の弁証法は弁証法を超えて、ポテンツ論に前進する」(Habermas 1963d: 351=1999: 532)。

ハーバーマスからすると、ブロッホは思弁的であるがために自然哲学に準拠し、ユートピアを歴史的・社会的水準ではなく自然的・物質的水準で捉えるために、その実現可能性のチェックをなおざりにする。ここで、ブロッホのユートピアは、実現可能性を欠く場合には、妥当性

を欠くものとして反駁されるものではなくなる。それは絶対化される。「彼は、ユートピアのたんなる実験的な妥当性も削除する」(Habermas 1963d: 350=1999: 530)。ここに、ユートピアが神聖化され、その実現の手段として暴力の許容される余地が生じる。ブロッホは、思弁的であるがゆえに、十分に「知ある」「希望」を、十分に「規制された」「狂気」を、提示することができない。結果、「狂気」に足を掬われ、暴力を容認する傾向に陥る。ハーバーマスには、このようにブロッホがあらわれる。

事態がこのようなものであるなら、思弁を脱却し自然哲学を廃棄し、ユートピアを歴史的・社会的水準で捉えること、そして、実現可能性のチェックをなおざりにせず神聖化の余地を与えないことが重要となる。ハーバーマスは、世界に内属することを自覚し、むしろ積極的にそれを引き受けること、すなわち現存する諸矛盾の経験に準拠し、この矛盾に発する要求の実現を目指す実践の契機となることを求める。そのうえで、その要求(=ユートピア)が、客観的な要求であり、またその充足が客観的に可能であることの確認を要請する。「ユートピアはその止揚の実践的必然性を現存する諸矛盾の経験から理論的に把握しようとするなら、その認識を導く関心を科学的に二重の観点から正当化してもらわなければならない。すなわち、現実的に客観的な要求として、その充足が客観的に可能なものとして、正当化してもらわなければならない」(Habermas 1963d: 350=1999: 530)。

こうして、ユートピアの提示は、それを歴史的・社会的水準で捉えたうえで、その実現可能性をチェックすることが要件となる。ここで、このチェックを担う学として、社会学があらわれる。戦後、連邦共和国において、社会学はアメリカ社会学の影響を受けて実証的な経験科学としての側面を強めていた。フランクフルト大学社会研究所もまた、その受容の一翼を担っていた。社会学は、「希望」を十分に「知ある」ものに、「狂気」を十分に「規制された」ものにする、鍵となる機能を担うものとしてあらわれる。初期ハーバーマスが社会学に準拠する理由は、ここにあったと考えられる。

ここからハーバーマスは、「批判的社会学」の構想へ向かった。この構想では、社会学は、外部から与えられたユートピアの実現可能性をチェックすることにとどまらず、それ自体でユートピアを提示し、その実現に向けて何がなお不足しているかを具体的に指摘することを課題とする。この社会学は、「現存する諸制度において要求される意味を真に受ける」(Habermas 1963b: 229=1999: 346)とされる。この社会学では、ユートピアは「現存する諸制度において要求される意味」として、まさに客観的な要求として、またその充足が客観的に可能なものとして、提示される。そのうえで、その実現にあたって何が不足しているかを、「意味」がなお実現していないものとして現実を批判的に捉え直すことで、明らかにするのである。

6. 戦後的理性と社会学

なぜ初期ハーバーマスは社会学に準拠するのか。この問いに対する本論の答えは、次のようになる。「希望」を十分に「知ある」ものに、「狂気」を十分に「規制された」ものにするためである。

戦後社会は、「狂気」を排除した純化された理性にも、この理性の否定にも、立脚することがもはや許されない社会であった。一方で、純化された理性に立脚することは、オートメーションのディストピアをもたらした。それだけではない。理性から排除されているために逆に理性に制約されない「狂気」の跳梁を許す。ハーバーマスもこの点を見逃していない。「狂気はそれゆえに規制を免れざるを得ない」(Habermas 1963c: 257=1999: 389) のである。他方で、純化された理性の否定に立脚することも、「文明」に対する「文化」の対置が少なくとも部分的には国民社会主義へと転落していったように、この「狂気」に飲み込まれる。

諦念も魅力的な選択肢とはならない。アドルノをはじめとする、フランクフルト学派やその周辺に集った人々は、国民社会主義を生み出した啓蒙の自己破壊を見据えながらも、希望を語ることを決してやめようとはしなかった。出口剛司は、「何故そこまでしてフロムは、そしてアドルノは希望を語り続けたのであろうか」(出口 1997: 195) と問いかけたうえで、その理由を次のように解説する。「希望の効果とは、希望と絶望の循環のなかで絶望を薄め、無化すること」にあり、「希望が完全に消去される瞬間に新たな指導者 (Führer) が姿をあらわす」からであると(出口 1997: 195)。希望は語られ、ユートピアは提示されなければならない。諦念に立ち止まってはならない。

初期ハーバーマスが直面していた状況は、こうしたものであった。ここで、「規制された狂気」として理性を概念化し、そこに立脚することが、戦後社会でなお歩みうる道としてあらわれる。しかし、「規制された狂気」は、「狂気」によって容易に内側から転覆されうる。ハーバーマスは、ブロッホにこの転覆の危険を見てとる。ここで、社会学は、この転覆を防止する、鍵となる機能を果たすものとして発見される。初期ハーバーマスにおいて、社会学は戦後の理性の可能条件としてあらわれたのである。

*本研究は JSPS 科研費 JP18K02041 の研究成果の一部である。

註

- 1 このような状況のなかでも、泉啓は、初期ハーバーマスの思想を集中的に論じ、その核心を「秩序の未完性の理解」として析出したうえで、それを基礎にハーバーマスの理論展開全体の再構成を試みている(泉 2011)。また、ローマン・ヨースは、1952年にフランクフルト一般新聞 (Frankfurter Allgemeine Zeitung) に掲載された「ゴットフリート・ベンの新しい声」から62年の『公共性の構造転換』までの「若きハーバーマス」思想の生成・展開過程を、「理念史的 (ideengeschichtlich)」立場から詳細に再構成している (Yos 2019)。
- 2 飯島 (2008) は、連邦共和国における「自由で民主的な基本秩序」の問い直しを、スカーフ論争を通して浮かび上がらせる試みとなっている。
- 3 この点に関して、とくに『公共性の構造転換』のアクチュアリティについては飯島 (2019) を参照。
- 4 「マルクス主義的シェリング」が『理論と実践』の新版に収録されなかったことは、その成立の文脈を曖昧にする結果となり、その解釈を難しくしている。ただし、日本語訳では、「この訳書はこの移動 [原著新版刊行にともなう収録論文の移動——引用者注] に全面的に対応する余裕がなかった」(細

谷 [1975]1999: 627) ことが幸いして、そのまま収録されている。

- 5 以下のブロッホの伝記的事実については好村 (1986) を参照した。
- 6 ハーバーマスの、連邦共和国の知識人に対するブロッホの好戦的な姿勢にも批判的に言及している。
「いずれにせよブロッホは気安く攻撃的に論争を仕掛ける。こちら側の文芸欄は正義の証明書付きで仕返しをすることができた」(Habermas 1963d: 348=1999: 528)。しかし同時に、ハーバーマスは、この点は本質的ではないことにも注意を促している。「しかし、日々の政治のレベルで告発することや、ブロッホを、つまりグノーシス主義者を、神学的彼方へと遠ざける、それと補完的な試みも、この哲学がその政治的な根を下ろしている次元の探求を躊躇してはならないだろう」(Habermas 1963d: 348=1999: 528)。
- 7 本論では、既存の邦訳を参照した場合には訳書のページ数を記載する。ただし、本論の文脈に合わせて原書からあらためて訳出している。
- 8 ヨースによると、「全体主義的なもの (Totalitäres)」はメルクーア誌に掲載される前段階では「ファシズム (Faschismus)」となっておりさらに強い表現となっていたが、メルクーア誌とブロッホとの間での議論を受けて、変更された (Yos 2019: 454-5)。
- 9 ブロッホからすると、ハーバーマスの批判には『希望の原理』への無理解を感じざるを得なかっただけでなく、裏切られた思いもあったようである。ヨースによると、メルクーア (Merkur) 誌への書信で、「ブロッホは、ハーバーマスが悪意に満ちた論争を背後から——『希望の原理』にまともに耳を傾けることなく——仕掛けてきたと嘆くだけでなく、とくに「ファシズム (Faschismus)」という言葉の使用に対して抗議した」(Yos 2019: 455)。「ファシズム (Faschismus)」の言葉の使用については、註 8 も参照。
- 10 実際、同書旧版の「序言」には、「付録には、三篇のすでに発表されたことがある論文が収録されている。これらの論文は、本文では説明されていないテーゼを解説するものである」(Habermas 1963a: 7=1999: 1) とある(「三篇」とは、「マルクス主義的シェリング」に加えて、「マルクスとマルクス主義についての哲学的討論に寄せて」と「カール・レーヴィットによる歴史的意識からのストア的退却」である)。ただし、この文言は新版の「第一版序言」では削除されている。シェリング論とレーヴィット論が『哲学的・政治的プロフィール』に転載され、新版には収録されなかったことに対応する措置であろう。
- 11 本論は、「マルクス主義的シェリング」を『理論と実践』における理論構想の補遺として位置づける。これに対して、ヨースは、同論文を『公共性の構造転換』に結実する、公共性の理論の構築過程に位置づける。ヨースは、「マルクス主義的シェリング」を「民主主義の理念」——政治と公共性」と題された章に配置された「公開性を通しての政治の合理化」(Yos 2019: 442-74) のもとで論じる。ここでヨースは、「マルクス主義的シェリング」を、ラインハルト・コゼレックおよびハンノ・ケスティングを批判した「悪名高い進歩／誤認された世紀——歴史哲学への批判に寄せて」に並行した論文として解釈する(ヨースは両論文が 1960 年 5 月と 11 月にメルクーア誌に相次いで掲載されたことに注意を促している)。ヨースによると、ハーバーマスは「政治的行為の形態 (Form)」の問題に対してブロッホが「全体主義的、コゼレックおよびケスティングが「決断主義的」と特徴づけられる立場を提示したとする。ヨースは、「民主主義の理念」に必ずしも忠実ではないブロッホを問題にする

ハーバーマスを発見する。「この行為 [ブロッホが歴史的出来事を中心に置いた人間の行為——引用者注] は、その基準が貫徹の可能性の問いにのみ方向づけられるがために、社会的に正当化された基準なしに存立し、したがって民主主義の理念に斜に構える」(Yos 2019: 458)。そのうえで、ヨースは、ハーバーマスには、「歴史哲学に埋め込まれた、彼自身の政治哲学のバージョンをテストする具体的機会が、1960年秋の第6回ドイツ哲学会議で開かれることになった」(Yos 1999: 458)とし、『公共性の構造転換』にいたる理路を再構成しようとする。

- 12 『オートメーション』は、アドルノとヴァルター・ディルクスによって編集された「社会学に対するフランクフルターの貢献 (Frankfurter Beiträge zur Soziologie)」シリーズの第5巻として刊行された。オイゲン・コーゴン等と Frankfurter Hefte 誌を創刊したことで知られるディルクスは当時、社会研究所でも活動していた。
- 13 ハーバーマスの理論構築に対するシェリングの影響については、ヨーゼフ・クラーツが先駆的で体系的な議論を展開している (Keulartz 1995)。また、とくに『公共性の構造転換』への影響については飯島 (2019) を参照。
- 14 ヨースは、ブロッホが自然哲学に依拠する点にハーバーマスは注目して、ブロッホを「シェリング」と規定していると解釈する。「自然の荒廃が未来に解決されることをすっかりあてにする「未だないもの」において、また世界過程にある種のポテンツとしてあらわれる「世界霊魂として物質」を際立たせることにおいて、ブロッホはシェリング哲学と密接な関係があることを示すとされる」(Yos 2019: 456)。この解釈もまた、可能であろう。ハーバーマスがブロッホを「マルクス主義的シェリング」と規定した際の「シェリング」の意味は、二重であったと考えられる。
- 15 この文章は『理論と実践』の収録時に削除された (『哲学的・政治的プロフィール』では、メルクーア誌に掲載されたバージョンに準拠しているため、復活している)。ブロッホの連邦共和国への亡命に対応した措置であろう。しかし、これによってブロッホに対する否定的評価がより強調される結果となっており、論文の解釈を難しくしていると思われる。
- 16 クラーツもこの点に注目する。クラーツは、ハーバーマスのブロッホ批判をマルクス主義批判の文脈に位置づける。ハーバーマスは、マルクスの政治経済学批判に否定的となり、「この約束 [解放の約束——引用者注] が果たされるという希望に今や強調点は置かれる」とし、「この強調点の移動は、エルンスト・ブロッホの影響のもとでなされる」とする (Keulartz 1995: 137)。そのうえで、「そのような構想 [具体的ユートピアの構想——引用者注] の生存能力 (Lebensfähigkeit) を証明するために、イデオロギー批判者 [ブロッホもここに分類される——引用者注] は社会的発展の科学的分析に関わらなければならない」にもかかわらず、「ブロッホにはこの経験的なコントロールが欠けている」ことが批判されたとする (Keulartz 1995: 138)。さらに、「ブロッホはそのうえ近代意識の形態の手前で不当に立ち止まる、つまりヘーゲルのように擬古典主義の美学とその中心的な概念である象徴になお固執する」(Keulartz 1995: 138) ことが問題にされたとする。ここでは、「アレゴリーの概念」を駆使する、ヴァルター・ベンヤミンさらにアドルノが評価されたが、ハーバーマスにとっては、アドルノも不十分であり、独自の歴史哲学の構築に向かったとされる (Keulartz 1995: 138-9)。こうしたクラーツの議論に対して、本論は、ハーバーマスのブロッホ批判を、マルクス主義批判ではなく実証主義批判の文脈に位置づける。そのうえで、それを暴力容認傾向に対する批判を中心とした

ものとして解釈する。本論は、「経験的なコントロール」の欠如が批判されたのは、ユートピアの「生存能力」ではなく、ユートピアを提示し希望を語ることに潜在する暴力が、問題にされたからだと考える。また、ハーバーマスの批判の矛先は、ブロッホの美学的立場よりも哲学的立場に向けられたと考える。なお、ヨースは、上述のようにクラーツが「強調点の移動」をブロッホの影響に帰すことについて、「疑わしい」とする (Yos 2019: 367)。

引用文献

- Bloch, Ernst, [1959] 2019, *Das Prinzip Hoffnung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (山下肇・瀬戸鞏吉・片岡啓治・沼崎雅行・石丸昭二・保坂一夫訳, 2012-3『希望の原理』白水社.)
- 出口剛司, 1997, 「守られない約束・希望へのまなざし——フロム疎外論と〈希望〉」『ソシオロギス』21: 183-99.
- Habermas, Jürgen, 1960, “Ein marxistischer Schelling: Zu Ernst Blochs spekulativem Materialismus,” *Merkur*, 153: 1078-91.
- , [1962]1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main, Suhrkamp. (細谷貞雄・山田正行訳, 1994, 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未來社.)
- , 1963a, “Vorwort,” *Theorie und Praxis: Sozialphilosophische Studien*, Neuwied am Rhein und Berlin: Luchterhand, 7. (細谷貞雄訳, 1999, 「序言」『〔新装版〕理論と実践——社会哲学論集』未來社, 1.)
- , 1963b, “Kritische und konservative Aufgaben der Soziologie,” *Theorie und Praxis: Sozialphilosophische Studien*, Neuwied am Rhein und Berlin: Luchterhand, 215-30. (細谷貞雄訳, 1999, 「社会学の批判的課題と保守的課題」『〔新装版〕理論と実践——社会哲学論集』未來社, 327-51.)
- , 1963c, “Dogmatismus, Vernunft und Entscheidung: Zu Theorie und Praxis in der verwissenschaftlichten Zivilisation,” *Theorie und Praxis: Sozialphilosophische Studien*, Neuwied am Rhein und Berlin: Luchterhand, 231-57. (細谷貞雄訳, 1999, 「独断論と理性と決断——科学化された文明における理論と実践のために」『〔新装版〕理論と実践——社会哲学論集』未來社, 353-91.)
- , 1963d, “Ein Marxistischer Schelling: Zu Ernst Blochs spekulativem Materialismus,” *Theorie und Praxis: Sozialphilosophische Studien*, Neuwied am Rhein und Berlin: Luchterhand, 336-51. (細谷貞雄訳, 1999, 「マルクス主義的シェリング——エルンスト・ブロッホの思弁的唯物論によせて」『〔新装版〕理論と実践——社会哲学論集』未來社, 509-33.)
- 細谷貞雄, [1975]1999, 「改版のあとがき」ユルゲン・ハーバーマス (細谷貞雄訳)『〔新装版〕理論と実践——社会哲学論集』未來社, 627-8.
- 飯島祐介, 2008, 「スカーフ論争とドイツの規範的自己理解の現在」『社会学評論』59(3): 551-65.
- , 2019, 「J・ハーバーマス『公共性の構造転換』のシェリング主義的基礎——「進歩の消滅」のもとで実践的であることの可能性」『社会学史研究』41: 59-75.

- 泉啓、2011、「ハーバーマスにおける秩序の未完性の理解——同時代史を背景とした考察」（東北大学大学院文学研究科人間科学専攻博士学位論文）。
- Keulartz, Jozef, 1995, *Die verkehrte Welt des Jürgen Habermas*, Hamburg: Junius.
- Kießling, Friedrich, 2012, *Die undeutschen Deutschen: Eine ideengeschichtliche Archäologie der alten Bundesrepublik 1945-1972*, Paderborn: Ferdinand Schöningh.
- 好村富士彦、1986、『プロッホの生涯——希望のエンサイクロペディア』平凡社。
- Pollock, Friedrich, 1956, *Automation: Materialien zur Beurteilung der ökonomischen und sozialen Folgen*, Frankfurt am Main: Europäische Verlagsanstalt.
- Yos, Roman, 2019, *Der junge Habermas: Eine ideengeschichtliche Untersuchung seines frühen Denkens 1952-1962*, Berlin: Suhrkamp.

適切な内受容感覚の獲得

発達の観点から

中島香澄

Adequately having one's own Interoception:
From the Developmental Perspectives

NAKAJIMA Kasumi

Abstract

This review aimed to organize scientific findings on interoception, or the sense of the internal and physiological state of the body, from developmental perspectives. We discussed the factors related to having adequate interoception, through examining findings of the relation between interoception and alexithymia or alexisomia and between interoception and psychological health or development. We also presented an overview of affect development. Finally, we described the prospects for future research with respect to the influence of interoception on the psychological development, such as establishing identity.

1. はじめに

緊張して手に汗をかく、心臓がドキドキするなど、感情の経験には同時に身体反応の変化が伴う (寺澤, 2017)。近年では、内臓系や自律神経系・ホルモン系・免疫系等の身体内部の生理状態や生理活動に関する感覚である「内受容感覚」に焦点をあて、感情と身体との関係性を検討する研究が増えている。そして、こうした心理学や認知神経科学による検討から、「身体反応をいかに感じ取るか、ということと、感情の感じ取り方の間には関連がある」ことが示唆されている (寺澤・梅田, 2014)。この点については、古くは Schachter et al.(1962)が感情の二要因説として提示しているが、この説ではすべての感情に共通する均一的な身体状態の変化があり、感情の種類はその解釈の仕方のみで規定されるという仮定があり、この点については否定されている。つまり今日では、自律神経反応の変化 (生理的覚醒) だけでは感情経験を得ることは難しく、その生理的变化が生じた状況からの解釈 (状況適合的認知) の影響も受けることが多くの研究者から支持されており (Seth, 2013)、その際、身体反応の変化はさまざまな原因から様々な形で生じるという仮定が支持されている。

また不安や抑うつ、摂食障害などの感情関連の臨床群において、内受容感覚への意識の向け方やその知覚の不正確さ、敏感さ、意味づけの問題等が明らかになっている（福島, 2018）。内受容感覚を修正する試みも行われており、瞑想や標準的認知行動療法等によって内受容感覚の正確さや敏感さが修正されることが近年報告されている（例えば、Bornemann et al., 2014; Fischer et al., 2016 ; Fischer et al., 2017）。これらの研究から、精神的な健康を促すうえで感情だけでなく、身体感覚にも焦点を当てる必要性が伺われる。

ところで、福泉・大河原（2013）は、子どもの心理的問題の根底にはネガティブな感情をそのまま安全に抱えることのできない「感情制御の発達不全」があり、この症状形成は、母からの負情動や身体感覚を否定される経験によって生み出されるというモデルを提示している。そして母からの負情動・身体感覚否定経験が子どもの怒り感情と攻撃行動を促し家庭内暴力の重要な要因になる可能性を示唆している。母からの負情動・身体感覚否定経験は、いわゆる乳児の情緒の表出を読み取り、適切に応答する能力、すなわち「情緒応答性」のある関わり方がされなかった経験ということができるであろう。近年では、脳科学の観点からも情緒応答性のある関わりは、子どもの感情調整機能を獲得する上でも重要であることが示されている（神谷, 2013）。このように生育過程で養育者から情緒応答性のある関わりを経験することで、感情だけでなく身体感覚においても、感じたまま、そして安全に経験できるようになるのである。したがって、内受容感覚の問題に関しても、生育過程での養育者からの関わりが影響している可能性が考えられる。

しかし、これまで内受容感覚が発達の観点から整理されることはほとんどなかった。そこで本論では、内受容感覚との関連性が指摘されるアレキシサイミアやアレキシソミア、そして感情に関する発達の研究を概観し、適切な内受容感覚が獲得される要因について整理する。また内受容感覚が心の成長に与える影響に関して、今後の研究の展望を述べる。

2. 内受容感覚とは

Sherrington (1906)は、外受容感覚 (exteroception)、固有感覚 (proprioception)、内受容感覚 (interoception) という言葉を用いて感覚の機能的な区別をし、そのうち内受容感覚は、身体全体のホメオスタシス (生体恒常性) を意識するためのものとしている。外受容感覚は視覚や聴覚などを介して外部環境を捉えるのに対し、内受容感覚は呼吸、痛み、体温、心拍、胃腸の動きなどの生理的な状態に関する感覚や内臓感覚のことである (庄子, 2017)。この感覚が感情や気分、情動を生成したり、ホメオスタシスやアロスタシス (動的適応性: 身体の置かれている状況に応じて変動し適応する機能) を維持したり、意識を形成したりする基礎を構築しているとされている (田中, 2019)。

内受容感覚の検討が進むとともに、内受容感覚を測定する様々な方法が試みられてきた。Garfinkel et al. (2015) は、こうした様々な方法で測定される内受容感覚を整理し、1) 内受容意識 (Interoceptive awareness; 内受容感覚の正確さへの認識・メタ的な気づき) と2) 内受容感覚の正確さ (Interoceptive sensitivity / accuracy; 内受容感覚の正確さ)、そして3)

内受容感覚の敏感さ(Interceptive sensibility ; 内的状態や自己への注意傾向)の3つに分類した。1)と3)は質問紙による測定であり、2)は指定された時間内の心拍数をカウントする「心拍知覚課題」などの課題によって測定される。このように様々な側面から内受容感覚を測定することで、たとえば、抑うつ、拒食症、身体表現性障害、そしてアレキシサイミアなどでは内受容感覚課題の成績が低下しているという知見(Herbert & Pollatos, 2012; Murphy, Catmur, & Bird, 2018)がある一方で、内受容感覚が強いほど特性不安や社交不安が高いことを示す報告(Stewart et al., 2001)があるといった一見矛盾する見解を検討することが可能となる。つまり Herbert & Pollatos (2012)や Murphy et al. (2018)の研究における内受容感覚は「内受容感覚の正確さ」を取り上げており、Stewart et al. (2001)の扱った内受容感覚は「内受容感覚の敏感さ」であり、内受容感覚の異なる側面をとりあげているのである。

内受容感覚の中心的な神経基盤は、大脳皮質の一部である島皮質(insula)、前部帯状回、視床であり、なかでも島皮質前部が内受容感覚との関わりが強いと考えられている(寺澤・梅田, 2014)。島皮質前部と帯状回前部の活動は多くの場合で連動しており、機能的なネットワークを構成していると考えられる(福島, 2018)。このネットワークは身体内外の情報を受け取り、脳内の処理のバランスを切り替える働きが想定されており、顕著性ネットワークと呼ばれる(Menon & Uddin, 2010)。そしてこのネットワークにおいて、島皮質前部は身体と感情との関連やさまざまな身体の生理的情報の統合、外受容感覚や記憶情報などとの統合などにおいて関与することが考えられている(Craig, 2009)。つまり島皮質前部は、自分の身体の状態の意識化(内受容感覚の正確さ)から、運動・認知プロセス(内受容感覚の敏感さ)、意思決定、知覚、情動、感情など非常に多くの機能に関与していて、心と身体をつなぐ重要な領域である(小谷, 2019)。

3. アレキシサイミア、アレキシソミアとの関連

アレキシサイミア(失感情症)とは、Sifneos (1973)が自身の心身症患者に対する臨床経験をもとに提唱した概念である。その特徴として、1)感情への気づきの困難さ、2)感情描写の困難さ、3)想像機能の欠如、4)外的な事実関係に注目する認知様式を想定している(Taylor, 1984)。

わが国にアレキシサイミアを紹介したのは池見(1977)であるが、池見も自身の臨床経験から、情動と身体への気づきの鈍麻が心身症の特徴であり、アレキシサイミアと同様、アレキシソミア(失体感症:身体感覚の低下状態)は心身症の基本的病理であるとしている(池見, 1986)。心身症患者は、ありのままの情動や感情体験が阻害されるとともに、体調不良などの身体状態の変化を危険信号として捉えられず、適切な対処(例:休息とったり、医療機関を受診したり)を行わないことで疾病の発症、増悪を招くといったプロセスが考えられている(守口, 2014)。

内受容感覚との関連については、健常人においてアレキシサイミア傾向と内受容感覚の程度に負の相関が見られたとの報告(Herbert et al., 2011)があり、内受容感覚が優れているほど情動機能も高いと考えられる(寺澤・梅田, 2014)。またアレキシソミアは、この内受容感覚を

生理基盤とする気づき (Interoceptive awareness) をも含め、心身医学的な意味をも加味し、身体の気づきの低下を指す臨牀的な概念である (神原, 2015)。アレキシソミアがより低次の情動あるいは身体状態への気づきの障害であるのに対し、アレキシサイミアはこうした動物的・原始的なところと体の状態を「感情」として認識する高次のプロセスの問題である (守口, 2014)。内受容感覚は意識上の気づきと、意識下の生理的基盤 (調整機能) という様々なレベルを含んでおり (神原, 2015)、アレキシサイミアやアレキシソミアを包含する広い概念であるといえる。

4. 内受容感覚と心の健康・心の成長

これまでの研究から、ホメオスタシスを保つうえで、意識下の調整機能と意識上の「気づき」がともに重要であり、両者は関係しあいながらその役割を担っている (神原, 2015) ことがわかってきている。このことは、意識下・意識上の心身の気づきに関連する内受容感覚を高めることの有効性を示唆するものである。私たちが空腹になった時、睡眠不足になった時、過労になった時、その欲求を感じ、食事をとり、眠り、休息をとろうとするのは、内受容感覚を認識しているからこそ可能となる。

しかしヒトは生物学的な存在であると同時に社会的存在でもある (岡, 2015)。たとえば、疲れていても、社会的な要請により休息をとるよりも仕事を優先せざる得ないこともある。社会的適応行動は、しばしばお金、地位などの報酬を伴い、社会的な安定をもたらす反面、しばしばホメオスタシスの維持や、消耗を防ぎ体力の回復を促すための警告信号 (内受容) を感じる機能の抑制を伴う (岡, 2015)。つまりアレキシソミアにみる、疲労状態にありながら疲労を感じないことは、生理的には不適応状態である反面、社会的には適応しているともいえる。そのため、内受容感覚を高める介入を検討するうえで、単に生理的状态への感度を高めるだけでなく、その他の面にも目を向ける必要がある。

北原 (2019) は、内受容感覚を「身体感覚への気づき」と「感情への気づき」、「注意制御」の側面からとらえ、精神的健康や適応的な感情調整との関連のある「脱中心化」や「認知的再評価」、「抑うつ・不安」へと至るプロセスを検討し、その結果、「身体感覚への気づき」のみでは「抑うつ・不安」に直接影響を与えるが、「身体感覚への気づき」から「感情への気づき」や「注意制御」につながり、「脱中心化」に基づく適応的な感情調整が促されることで「抑うつ不安」が軽減される関係性を確認している。これは、臨牀群へのマインドフルネス瞑想の実践研究をレビューし、その効果を検討した Farb et al. (2015) の指摘を裏付けるものである。

Seth (2013) は、「人間の脳機能の本質は、外界から知覚した信号と脳で予測した信号との差、つまり予測誤差を最小化するように情報を表現することである」とする予測符号化 (predictive coding) 理論 (Clark, 2013) を、外受容感覚 (視覚や聴覚など) や固有感覚 (身体の姿勢や動き) に対してだけでなく、内受容感覚についても拡張した (長井・堀井, 2016)。その枠組みでは、脳は内受容感覚を予測し (予測信号)、その予測は実際に受け取った内受容感覚と比較され、予測誤差が大きいと感情の気づきが生じ、予測誤差が小さいと内臓状態がよく予測 (理解) できていると判断される (Gu, 2013)。予測誤差が大きい場合は、その原因の推

定によって感情の主観的経験のあり方が異なる。たとえば心拍数があがるという生理的な変化に対して、自分がポジティブな興奮状態にあるともとれるし、緊張や不安といったネガティブな状態にあるともとれる（田中，2019）。この内受容感覚への原因を推定するに際し影響するのが、先の北原（2019）が因子として取り入れた「脱中心化」や「認知的再評価」などである。パニック障害や自閉症スペクトラムといった臨床群の研究において、内受容感覚の敏感さは高いが内受容感覚の正確さは低いといった「敏感さ」と「正確さ」のアンバランスが指摘されているが、「脱中心化」や「認知的再評価」は、この「敏感さ」と「正確さ」の良いバランスをとるうえで有効な方略であることが考えられる。またバイオフィードバックの効果を示す報告（Sugawara et al., 2020）もあるが、バイオフィードバックは、実際に身体で起きている変化を可視化して、リアルタイムで本人に認識させることを可能にする手法であり、適切な内受容意識をもつために非常に有益である（寺澤, 2017）。これらはいずれも、生理的な側面だけでなく、自身の状態をどう認識するかといった側面にも注目する必要性を示唆するものである。

この点について Farb et al. (2015) は、東洋の瞑想法の観点から、瞑想技法による身体への理解は、内受容感覚の気づきだけでなく、自己感や自己主体感、そして自己の実在感覚を探索・修正する道筋を提供すると表現している。Seth et al. (2012) も予測誤差が少なく、精度の高い状態が自己存在感や自己主体感の基礎となると指摘しており、それが広くアイデンティティの基礎となるとの指摘（濱野, 2019a）もある。濱野（2019b）の言葉を借りると、ほぼ自律的に調整している感覚を意識のうちに自覚することによって、個である「私」という生命現象が「私」の体験として生きようとする自覚的な感覚の問題に移行するのである。

内受容感覚への気づきから、自己感や自己存在感、自己主体感へ、さらにアイデンティティへという流れがあると考えれば、心の成長過程には内受容感覚を意識しながら、つねに社会的存在として社会的要請にどのように向き合うかといった問題に直面し、それに対する行動の選択を繰り返しているという側面が示唆される。

5. 言語発達と感情への気づき

感情への気づきには、身体感覚だけでなく、言語発達も重要である。Lane & Schwarz (1987) は、自分の感情への気づきが身体状態に基づくものから、より認知的なレベルまでを想定した、自分の感情への気づき (emotional awareness) の発達モデルを提唱した（守口, 2014）。このモデルは、Piaget (1937/1954) の認知機能の発達モデルを参考にしており、自己の感情を認識する段階は脳の発生段階に応じた部位によって担われているとするモデルである。発達段階のはじめは、「感覚運動」がその認知の中心であり、内受容感覚（内臓の感覚など身体の内部情報）がそのまま運動出力に結びつき、その間に「表象」が存在しない（守口, 2014）段階である。この段階の処理は、脳の非常に古い部位、特に脳幹・間脳といった感覚運動に直接まつわる部位によって行われている。そして成長につれて、言葉や記号による表現や具体的な事物、抽象的な事物への論理的な思考が可能となり、神経解剖学的には辺縁系から前頭葉へと担う部位が変化していく。辺縁系は記憶や感情表出に大きな役割を果たしており、個人の体験や感情を表

す語彙の蓄積によって、新たな認知的枠組み（スキーマ）が形成、スキーマが分化していくことで自他を含めた複雑な感情理解が進んでいくと考えられる。

このモデル以外にも、子どもの日常生活における情動語の使用に関する研究から、ある心的事象と結びついた情動語の使用を通して、徐々に子どもが自他の情動状態に対する気づきを増していくことを指摘する研究（Dunn, 1988）がある。遠藤（2002）も同じようなことを指摘しており、生後2年目以降に起こる急速な言語発達によって情動に関して以下のような3つの変化：一つは非言語的な信号と同時に言語を送出することで、より明確に情報を伝え、養育者をはじめ他者からのより適切な援助を引き出すことができること、二つ目は言語を理解できることによって、自身の情動がどのようなもので、その状況における適切さについてフィードバックをもらうこと、そして三つ目は情動を制御する方略を獲得し、その方略について検討することが可能となる、が生じるとしている。

また発達過程の中で、同種の情動経験が習慣化され繰り返されると、その前後の文脈を含めて、ある種、一般化された認知的構成体、すなわち情動的スクリプト（emotional script）が形成される可能性があり（Oatley & Jenkins, 1996）、事象—評価—情動経験—養育者の対応、あるいはまた、そこで具体的に取られた対処ストラテジーなどが、一定の連鎖をなして個人の中に内在化される。その際、養育者はすでに自らの固有の情動的スクリプトに従って、ある種の事象を引き起こす存在であり、その事象に対して評価を行う存在であり、そしてまたそこで生じた情動を制御・調整する存在である（遠藤, 2002）。

このように養育者との関わりの中で、身体感覚に端を発し、スキーマの分化を基礎とした語彙や情動スクリプトの蓄積といった言語発達により、感情への気づきを深めていく。

6. 養育関係からの影響

幼児期からの成長過程の中で、自身の身体感覚や感情への注意の向け方が定着していくことについては、Bowlby（1988）も指摘している。

Bowlby（1988）は、愛着を親密な対象との感情的絆を求める人類普遍の要求であり、恐怖や不安にさらされたときに親密な対象の保護をもとめることによって自らの生存確率を高めるシステムのことであるとしている（今野・吉川, 2016）。養育者との愛着関係は、養育者の情緒的受容性や子どもの要求への反応性によってほぼ決まり（Bowlby, 1973/2000）、内的作業モデル（internal working model :IWM）として子どもの心と体に内在化される。内的作業モデルとは、愛着対象の反応性や受容性についての期待や信念を含む心理的表象であり（金政・大坊, 2003）、個人の感情や認知、行動のフレームワークとして機能する（詫間・戸田, 1988）。Ainsworth et al. (1978) は愛着行動の個人差を検討するために、新規場面法（strange situation procedure）を用いて、子どもの愛着スタイルを「安定型」「アンビバレント型」「回避型」に分類し、それぞれの愛着スタイルの特徴を分析した。さらにHazan & Shaver (1987) が、この幼年期における愛着スタイル（Ainsworth et al., 1978）の成人期への適用性の検証を行ったことから、以来、様々な側面から“成人の愛着理論”に関する検証がなされてきている（金政・大

坊, 2003)。

その中で身体感覚との関連については、愛着スタイルが個人の精神的健康やウェルビーイング (Well-being) と密接に関連することを示した研究 (Karreman & Vingerhotes, 2012) のほか、マインドフルネスの態度との関連も明らかとなっている (Atkinson, 2013)。マインドフルネスの態度とは、呼吸瞑想法やヨーガ、動作法、リラクゼーション法などによってもたらされる心身の快適な体験と密接に関係するとらわれのない注意集中や心理的な構えである

(Konno, 2004)。つまり、安定した愛着スタイルによって快適な身体感覚の体験やそうした身体感覚を尊重する態度が培われ、それを基礎にしてマインドフルネスの態度が形成される。

先に内受容感覚はアレキシサイミアとアレキシソミアとを包含するものであることを示したが、アレキシサイミアと家族関係との関連を指摘する知見がいくつかある。近年、心身症以外においてもアレキシサイミアの類似傾向が見られ (可知ら, 2006)、アレキシサイミアは心身症患者以外にも見られる性格特徴であることが明らかとなっている (福島・高須, 2011) ことから、アレキシサイミア傾向として検討されている。そしてアレキシサイミア傾向者は、幼少期に親を情緒的なサポート源として頼ることができず、感情を自由に表したり受容したりしてもらった経験が乏しいという、親子の愛着形成のあり方とアレキシサイミアとの関連が指摘されている (福島・高須, 2011)。また母親の養育態度に関する研究では、アレキシサイミア傾向の高い人ほど、幼少期に母親からの養護 (Care) が少なく、無関心あるいは拒絶的な態度で関わられた体験が多いことが明らかになっている (馬場ら, 2014)。さらに養育関係だけでなく、家族全体における問題点も指摘されており、家族における感情を自由に表出することへの許容度の低さ (Kench & Irwin, 2000) や家族内での他者依存的な対人関係パターン (馬場・佐藤・鈴木, 2003)、自律の難しさ (馬場ら, 2014) との関連が指摘されている。

7. 内受容感覚と心の成長過程との関連性

これまで見てきたように、適切な内受容感覚を獲得するうえで親子関係や家族関係などの養育環境は重要である。福泉・大河原 (2013) が、母からの負情動・身体感覚否定経験が感情制御の発達不全を招くと指摘するように、子どもの情動あるいは感情や身体感覚を否定しない養育環境が求められている。こうした養育関係では、否定的な感情あるいは身体感覚が生じてもそれを養育者が共有することで、たとえ慰めや安心を与えられなくともそれらを受け止める契機となる。また情動反応の中枢と考えられている扁桃体は、情動的な刺激 (恐怖の表情など) を見たときに活動するが、その与えられた刺激の情動的な価値を言葉にして名前付けする作業をすると活動が低下するという知見 (Lieberman et al., 2007; 守口, 2014) があり、子どもの体験する感情への養育者からの言葉かけが感情の制御機能を獲得することに役立っていることも想像される。

アイデンティティの確立へと至る心の成長過程と内受容感覚との関連を検討するためには、成長に伴う身体的な変化に焦点を当てることも必要であろう。成長過程においてもっとも身体面の成長的な変化が激しいのは思春期であり、思春期の身体発育の発現が青年の精神的健康や

不適応行動の出現などに関連しているという指摘 (Keel et al., 1998) もある。ただし思春期の身体発育が直接影響するのではなく、身体発育の発現が「気になる」青年が精神的健康を損ねている (上長・中村, 2004) ことや女子では思春期の身体発現を受容できないものの抑うつ傾向が高い (齋藤, 2001) ことといった受容度の問題が関与しているようである。今野・吉川 (2015) が、私たちが自身の身体感覚を意識するきっかけは身体の不調を経験したときであると指摘するように、思春期における急激な身体発育の発現への態度 (受容度) に内受容感覚のあり方が反映される可能性が考えられる。誰もが経験しうるからこそ身体発育への態度に焦点を当てることで、自己感や自己存在感、自己主体感へ、さらにアイデンティティへといった心の成長過程と内受容感覚との関連をより生き生きと検討することができるかと期待される。

引用文献

- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Patterns of attachment: A psychological study of the Strange Situation*. New Jersey: Rawlence Erlbaum.
- Atkinson, B. J. (2013). Mindfulness training and the cultivation of secure, satisfying couple relationship. *Couple and Family Psychology: Research and Practice*, 2(4), 73-94.
- 馬場天信, 興津真理子, 中西美和 (2014). アレキシサイミア傾向者の家族システムと家族内感情体験の特徴について—Family System Test を用いた検討—. *追手門学院大学心理学部紀要*, 8, 53-65.
- 馬場天信, 佐藤豪, 鈴木直人 (2003). 交流分析理論からみた Alexithymia. *同志社心理*, 49, 44-50.
- Borneman, B., Herbert, B. M., Mehling, W. E., & Singer, T. (2014). Differential changes in self-reported aspects of interoceptive awareness through 3 months of contemplative training. *Frontiers in Psychology*, 5, 1504. doi: 10.3389/fpsyg.2014.01504
- Bowlby, J. (1988). *A secure base: Clinical application of attachment theory*. London: Rortlege. (三木武 監訳 (1993). *母と子のアタッチメント—心の安全基地* 東京: 医歯薬出版.)
- Bowlby, J. (1973/2000). *Attachment and Loss, Vol.2: Separation: Anxiety and anger*. New York: Basic Books.
- Clark, A. (2013). Whatever next? Predictive brains, situated agents, and the future of cognitive science. *Behavioral and Brain Sciences*, 36, 181-253.
- Craig, A. D. (2009). How do you feel—now? The anterior insula and human awareness. *Nature reviews. Neuroscience*, 10, 59-70. doi: 10.1038/nrn2555
- Dunn J. (1988). *The beginnings of social understandings*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 遠藤利彦. (2002). 発達における情動と認知の歪み. 高橋雅延・谷口高士 (編) *感情と心理学—発達・生理・認知・社会・臨床の接点と新展開—*. 京都: 北大路書房.
- Farb, N., Daubenmier, J., Price, C. J., Gard, T. Kerr, C., Dunn, B. D. Klein, A. C. Paulus, M. P., & Mehling, W. E. (2015). Interoception, contemplative practice, and health. *Frontiers in Psychology*, 6, 763. doi: 10.3389/fpsyg.2015.00763
- Fischer, D., Berberich, G., Zaudig, M., Krauseneck, T., Weiss, S., & Pollatos, O. (2016).

- Interoceptive processes in anorexia nervosa in the time course of cognitive-behavioral therapy: a pilot study. *Frontiers in Psychiatry*, 7, 199. doi: 10.3389/fpsy.2016.00199
- Fischer, D., Messner, M., & Pollatos, O. (2017). Improvement of interoceptive processes after an 8-week body scan intervention. *Frontiers in Human Neuroscience*, 11, 452. doi: 10.3389/fnhum.2017.00452
- 福泉敦子・大河原美以 (2013). 母からの負情動・身体感覚否定経験が攻撃性に及ぼす影響—家庭内暴力傾向との関係—. *東京学芸大学紀要, 総合教育科学系*, 64(1), 179-188.
- 福島宏器 (2018). 身体を通して感情を知る—内受容感覚からの感情・臨床心理学—. *心理学評論*, 61(3), 301-321.
- 福島裕人・高須彩加 (2011). アレキシサイミアと愛着スタイル及び自閉傾向との関連. *当かい学院大学紀要*, 5, 121-128.
- Garfinkel, S. N., Seth, A. K., Barrett, A. B., Suzuki, K., & Critchley, H. D. (2015). Knowing your own heart: Distinguishing interoceptive accuracy from interoceptive awareness. *Biological Psychology*, 104, 65-74. doi: 10.1016/j.biopsycho.2014.11.004
- Gu, X., Hof, P. R., Friston, K. J., & Fan, J. (2013). Anterior insular cortex and emotional awareness. *Journal of Comparative Neurology*, 521, 3371-3388.
- 濱野清志 (2019a). アイデンティティ感覚の基盤となる内受容感覚. 第2回日本心身医学関連学会合同集会 抄録集.
- 濱野清志 (2019b). こころとからだを生きる—その基盤をめぐる—. *京都市教育相談総合センター カウンセリングセンター紀要*, 7, 5-7.
- Hazan, C., & Shaver, P. R. (1987). Romantic love conceptualized as an attachment process. *Journal of Personality and Social Psychology*, 52, 511-524.
- Herbert, B. M., Herbert, C., & Pollatos, O. (2011). On the relationship between interoceptive awareness and alexithymia: Is interoceptive awareness related to emotional awareness? *Journal of Personality*, 79(5): 1149-1175.
- Herbert, B. M., & Pollatos, O. (2012). TheBody in the Mind: On the Relationship Between Interoceptive and Embodiment. *Topics in Cognitive Science*, 4, 692-704. doi: 10.1111/j.1756-8765.2012.01189.x
- 池見西次郎 (1977). 心身症の新しい考え方—神経症・不定愁訴との鑑別—. *日本医事新報*, 2775, 3-8.
- 池見西次郎 (1986). 心身医学. *日本医事新報*, 3231, 11-16.
- 可知悠子, 前田基成, 笹井恵子, 後藤直子, 守口善也, 庄子雅保, 廣山夏生, 瀧井正人, 石川俊男, 小牧元 (2006). 摂食障害患者におけるアレキシサイミアの特徴. *心身医学*, 46(3), 215-222. doi:10.15064/jjpm.46.3_215
- 神谷美南子 (2013). 育児ストレスと母親の情緒応答性. *臨床心理学研究*, 東京国際大学, 11, 93-107.
- 神原憲治 (2015). ストレス反応と心身の気づき. <身>の医療, 1, 45-51.
- 金政祐司・大坊郁夫 (2003). 青年期の愛着スタイルが親密な異性関係に及ぼす影響. *社会心理学研究*, 19(1), 59-76.

- Karremen, A., & Vingerhotes, J. J. M. (2012). Attachment and well-being. The mediating role of emotion regulation and resilience. *Personality and Individual Differences*, 53, 821-826.
- 上長然・中村和彦 (2004). 中学生における身体変化とこころの健康—こころの健康の低下を防ぐ関わり経験の検討—. *運動・健康教育研究*, 13(2), 27-36.
- Keel, P.K., Klump, K. L., Leon, G. R., & Fulkerson, J. A. (1998). Disordered eating in adolescent males from a school-based sample. *International Journal of Eating Disorders*, 23, 125-132.
- Kench, S., & Irwin, H. J. (2000). Alexithymia and childhood family environment. *Journal of Clinical Psychology*, 56, 737-745.
- 今野義孝・吉川延代 (2015). 幼少期の両親からの身体接触と愛着スタイルおよび信頼感. *日本家族心理学会第32回大会発表論文集*, 72-73.
- 北原祐理 (2019). 内受容感覚への気づきは適応的な感情調整を説明するか?—共分散構造分析による探索的検討—. *日本心理学会第83回大会発表論文集*, 749.
- Konno, Y. (2004). Effects of positive bodily experience on the change of depressive states in undergraduates: Using self-rating depression scale and YG personality inventory. *Bulletin of Human Science, Bunkyo University*, 26, 163-170.
- 今野義孝・吉川延代 (2016). 愛着スタイルと自尊感情との関連性—身体感覚への態度、マインドフルネス、反すう、レジリエンスの媒介効果—. 「人間科学研究」文教大学人間科学部, 38, 137-148.
- 小谷康則 (2019). 「予測」を調べると心と身体の関係が見えてくる—予測からみた心と体の相互作用—. *心理学ワールド*, 84, 5-8.
- Lane, R. D., & Schwartz, G. E. (1987). Levels of emotional awareness: A cognitive-developmental theory and its application to psychopathology. *American Journal of Psychiatry*, 144, 133-143.
- Lieberman, M., Eisenberger, N., Crockett, M., Preifer, T. S., & Way, B. (2007). Putting Feelings Into Words: Affect Labeling Disrupts Amygdala Activity in Response to Affective Stimuli. *Psychological Science*, 18, 421-428.
- Menon, V., & Uddin, L. Q. (2010). Saliency, switching, attention and control: a network model of insula function. *Brain Structure and Function*, 214, 655-667.
- 守口善也 (2014). 心身症とアレキシサイミア—情動認知と身体性の関連の観点から—. *心理学評論*, 57(1), 77-92.
- Murphy, J., Catmur, C., & Bird, G. (2018). Alexithymia is associated with a multidomain, multidimensional failure of interoception: Evidence from novel tests. *Journal of Experimental Psychology: General*, 147, 398-408. doi: 10.1037/xge0000366.
- 長井志江・堀井隆斗 (2016). 予測学習に基づく情動の計算論的モデル. *人工知能*, 31(5), 694-701.
- Oatley, K. & Jenkins, J. M. (1996). *Understanding emotions*. Oxford: Blackwell.
- 岡孝和 (2015). 失体感症スケール開発の経緯と、身体（内受容）を重視した心身医学療法の意義と有用性について. <身>の医療, 1, 52-56.
- Piaget, J. (1937/1954). *The construction of reality in the child*. Cook, M. (Trans.) New York: Basic Books.

- 齊藤誠一 (2001). 思春期の心理的適応に及ぼす身体的・心理的・社会的影響に関する実証的検討. 平成 11~12 年度科学研究費補助金(基盤研究(cX2))研究成果報告書.
- Schachter, S. & Singer, J. E. (1962). Cognitive, social, and physiological determinants of emotional state. *Psychological Review*, 69, 379-399.
- Seth, A. K., Suzuki, K., & Critchley, H. D. (2012). An interoceptive predictive coding model of conscious presence. *Frontiers in Psychology*, 2, 395, 1-16.
- Seth, A. K. (2013). Interoceptive inference, emotion, and the embodied self. *Trends in Cognitive Sciences*, 17, 565-573.
- Sherrington, C. S. (1906). *The integrative action of the nervous system*. New Haven: Yale University Press.
- 庄子雅保 (2017). 内受容感覚の概要と研究. <身>の医療, 3, 13-17.
- Sifneos, P. E. (1973). The prevalence of alexithymic characteristics in psychosomatic patients. *Psychotherapy and Psychosomatics*, 22, 255-262. doi: 10.1159/000286529
- Stewart, S. H., Buffett-Jerrott, S. E., & Kokaram, R. (2001). Heartbeat awareness and heart rate reactivity in anxiety sensitivity: A further investigation. *Journal of Anxiety Disorders*, 15, 535-553. doi: 10.1016/S08876185(01)00080-9
- Sugawara, A., Terasawa, Y., Katsunuma, R., & Sekiguchi (2020). Effects of interoceptive training on decision making, anxiety, and somatic symptoms. *Bio PsychoSocial Medicine*, 14, 7. doi: 10.1186/s13030-020-00179-7
- 詫摩武俊・戸田弘二 (1988). 愛着理論から見た青年の対人態度—成人愛着スタイル尺度作成の試み—. *東京都立大学人文学報*, 196, 1-16.
- 田中啓幹 (2019). 気分と内受容感覚との関連性. *臨床心理学研究報告*, 12, 77-90.
- Taylor, G. J. (1984). Alexithymia: Concept, measurement, and implications for treatment. *American Journal of Psychiatry*, 141, 725-732.
- 寺澤悠理・梅田聡 (2014). 内受容感覚と感情をつなぐ心理・神経メカニズム. *心理学評論*, 57(1), 49-66.
- 寺澤悠理 (2017). 感情認識と内受容感覚—感情関連疾患と内受容感覚の下位概念について—. *バイオフィードバック研究*, 44(2), 97-101.

日露協定（1896）に対する朝鮮の対応

李 穂枝

Korea's Response to the Russo-Japanese Agreement (1896)

LEE Suji

Abstract

This study examined how the Russian-led Korea responded after learning that Russia and Japan had signed a secret agreement on Korean issue. Korea, which used to use “Chinese cards” until the Sino-Japanese War, wanted to protect its independence and safety by using “Russian cards” when relations with China ended due to the Sino-Japanese War. However, the signing of a secret agreement between Russia and Japan has raised doubts and uneasiness about the “Russian card”. Russia has made excuses that the secret agreement is for Korea's independence, but Korea seeks other new powers' help to maintain its independence. By reaching out to these various powers, Korea tried to diversify diplomatic “card.”

1. はじめに

筆者はこれまで日清戦争に至るまでの東アジア外交史について、朝鮮の動向を中心に研究してきた。従来の研究では清王朝の属邦である朝鮮は主体的な外交を行っていないとされ、朝鮮の動向についてはそれほど注目されてこなかった。だが、最近では朝鮮の自主外交の実態を明らかにする研究が活発に行われている。そこで朝鮮の動向に焦点を当てて日清戦争までの時期を対象に研究を進めると、朝鮮が清との宗属関係を活用して自国に有利な外交を展開していく姿が浮き彫りになったのである。このように、清国との宗属関係を活用する「中国カード」を駆使する朝鮮外交の特徴を捉え、それを戦略的事大主義政策と名付けた。また、日本も朝鮮と交渉の際に、この「中国カード」を利用しようとしたことを明らかにし、日朝とも自国に有利になるように「中国カード」を駆使したことの矛盾が露呈する過程として日清戦争への道を捉えた¹。

自国より強い周辺国を上手く利用しつつ対外政策を展開し、自国の安全を守ろうとすることは朝鮮外交の特徴の一つであると言える。それでは、日清戦争で清との宗属関係が公式的に終焉を告げた後は、言い換えると「中国カード」の有効期限が切れた後は、どのような外交を展開していったのか。日清戦争後の朝鮮の歴史から考えると、ロシアが大きな意味を持つこととなる。よって、日清戦争後の朝鮮外交の特質を究明するために、「ロシアカード」に注目し、同要因をめぐる朝鮮の動向を中心に検討していくことにした。中でも本稿では 1896 年に結ばれた日露の協定²を取り上げることにしたい。

露館播遷(1896)によりロシア公使館に滞在していた国王高宗が還御した 1897 年 2 月、朝鮮は日露間に朝鮮問題に関する秘密協約が結ばれていたことを知ることになるが、その後の朝鮮の動向を追っていく。ロシア公使館に滞在中も、還御してからも「ロシアカード」を活用し続けようとした朝鮮にとって、ロシアが朝鮮の警戒対象である日本と秘密に協定を結んでいた状況は想定外だったと思われる。「ロシアカード」の駆使が危うくなりかねない状況下の朝鮮は、果たしてどう対応していくのか。

露館播遷の時期から大韓帝国期に至るまでの朝鮮外交に関する研究は少なくないが、この 1897 年の日露協定が公表された後の朝鮮の動向を詳細に検討したものはごく少ない³。管見のかぎり、このテーマに関する最も詳細な研究は『条約から見た韓国近代史』という分厚い書籍に収録されている、日露協定を紹介した金ソヨンの「ソウルとモスクワで彼らだけの取引をする」であるが、踏み込んだ研究ではない⁴。

本稿では、この協定に対して、朝鮮側がどう認識し、その後どう対応したか、具体的な動向を当時の記録から明らかにする。朝鮮側の史料のみならず、日本、フランス、イギリスの当時の記録をクロスチェックすることによって、朝鮮の動向を一層浮き彫りにしていく。

朝鮮側の史料としては『旧韓国外交文書』の「日案」及び「俄案」、『高宗時代史』、『独立新聞』を、あわせて日本側の『日本外交文書』、『駐韓日本公使館記録・統監府文書』、そして、高宗と秘密謁見を行った外国公使に関する内容を調べるために、『フランス外務部文書』と『British Documents on Foreign Affairs』Vol6 などを用いる。

「ロシアカード」をめぐる朝鮮の動向の一端を検討することによって、今後、日清戦争後大韓帝国期に至るまでの朝鮮外交の特徴を考察するための材料にしたい。

1. 日露協定の公表

日清戦争以後、清の影響力が後退し、日本の朝鮮に対する干渉が強まるなか、朝鮮政府は今度は「ロシアカード」を用いて自国を守ろうとした。閔妃暗殺事件の後、国王高宗は 1896 年 2 月、ロシア公使館に移る露館播遷を断行し、「ロシアカード」は有効に機能するよう見えた。ところで、1 年後の 1897 年 2 月にロシア公使館から還御した高宗は、自身がロシア公使館に滞在している間、ロシアと日本が朝鮮問題をめぐって秘密に協定を結んだことを知らされる。秘密協定とは 1896 年 5 月と 6 月にそれぞれ結ばれた、「朝鮮問題に関する日露覚書(京城覚書)・日露議定書(モスクワ議定書)」である。言うまでもなくこれらの協定は、露館播遷により朝鮮

に新たな政局が展開したことに当惑した日本側が、朝鮮における日露の勢力均衡を取り決めるためにロシア側に提案して締結に至ったものである。

日露覚書には4つの項目があり、モスクワ議定書は公開条款4つと秘密条款2つで成り立っていた。公開条款とは言うものの、当初は両協定とも日露間の秘密にしていたが、日本の衆議院からの質問に対する答えとして公表されることとなった。日本政府は最初モスクワ議定書の公開条款のみ公表するつもりだったが、ロシア政府から日露覚書とともに公開すべきだとされ、両協定を議会で公表することとなった⁵。

1896年6月にモスクワで日露議定書に調印した後、ロシア政府は駐日ロシア公使へ訓令を送り、日本政府に「朝鮮に関する議定書の義は極めて秘密に致し新聞紙へは勿論外国公使等へも日露両国協議の上にあらされば知らしめざる様致度旨」を伝えた⁶。日本政府も勿論異見はなかった。

だが、上記の事情で協定の公開を決めると、ロシア政府が日本よりも先に2月24日、両協定を公開した。駐ロシア臨時代理公使の本野一郎は同日、大隈重信外務大臣宛にロシア政府が協定を公表する際に付けた前提文の内容を以下のように報告した。

右協定書は日本国と何等事端を生ぜんことを避けんが為めに協定したるものにして、莫斯古〔モスクワ〕に於て調印せる議定書は下関条約中に於ける朝鮮独立の主旨に毫も影響を及ぼすべきものに非ず、又京城に於て調印せる覚書は朝鮮国より外国軍隊を撤去せんと意思を表白する為め右条約に対する必要なる補遺なりと云ふに在り⁷。

すなわち、日露間に協定を結んだのは、朝鮮をめぐって日本と衝突を防ぐためであり、朝鮮の独立に害を与えるものではないと主張している。この内容に倣って大隈外務大臣は3月1日、加藤増雄駐朝鮮公使に「日露両国間に締結せし議定書及覚書は決して朝鮮国の独立に影響するものに非らず、之に反し朝鮮国の独立を強固にせんとする両国の意思の一致せし結果」であるので、この主意を朝鮮政府に知らせよう、訓令を送った。また、還御以後の状況も報告するように指示した⁸。

このように、両国はこの秘密協定が決して朝鮮の独立を妨げるものではなく、むしろそれを強固にするためのものであると主張した。この協定の内容は日露駐朝鮮公使よりそれぞれ朝鮮政府に送付された。果たして朝鮮政府は額面通りに各々の主張を受け取ったのか。以下、朝鮮側の対応をまずこの件について最初に報道した『独立新聞』の記事より検討する。

2. 『独立新聞』⁹の論説

『独立新聞』は1896年4月7日に徐載弼¹⁰が政府より資金を得て創刊した新聞である。ハンブルと英文で発行され、主に人民の啓蒙を目的としていた。

日露協定が日本とロシア両国で公表されたことはすぐ朝鮮にも伝わった。日本の議会で協定が公表された翌日の27日、『独立新聞』の記事には「ロシアと日本が朝鮮の事に関して昨年

夏に秘密に約定した内容がある」と報道した。続いて3月1日には全文ではないものの、秘密協定の内容を紹介し、3月4日と11日の両日にわたってこの協定に対して論説を掲載した。この2つの論説には、当時日露協定について日本とロシア両政府が主張していた主旨を朝鮮側がどう受け止めていたかがよく表れている。

4日の論説ではまず日露が昨年(1896年)ソウル(京城)で結んだ覚書について論じている。第1条は国王の還御に関わる内容ですでに終わっているのに、第2条と3条について書いている。まず、「京城覚書第2条に、日露両公使が大君主陛下に勧告して、正しい人材を登用し、寛大な法律で人民を治めるように」することに対しては、日露両公使がそうさせなくても当たり前なことであり「外国公使が自主独立国政府に対してとやかく言う権利はない」と厳しく指摘している。一方で、『独立新聞』の主な発行目的は啓蒙にあったため、このように外国公使が朝鮮の政治に関与することは「朝鮮人民に学問がないからそう言われる」ものだと朝鮮人民の反省を促している。

第3条については、「日露両国が護衛のために兵士を少しずつ京城に置く」というが、「少しという言葉が、我々が思うには不明確で」とあると指摘している。この4日の時点では、条約の全文がまだ確認できていない状態だったので兵士の数がわからなかったのであろう。また第4条についても言及がないが、それも同様の理由によるものと思われる。

次に1896年6月にモスクワで結ばれたモスクワ議定書について、まず第1条は「日露両国は朝鮮の財政が困難で外債を得なければならないときには、外債を借りられるように助ける」とある。これに対して「大変ありがたい」ものの、「朝鮮が外国の世話になる必要はなく、政府の収入が1年に400万ウォンも入っているので、節制して借款を返済していくことが上策である。加えて政府の収入を上手に運用すれば事足りる。なぜわざわざ外債の提案をしているのか」と難詰している。朝鮮政府に対しても、「外債を使えると思ひ、それを借りようと考えてはいけない」と厳しく警告している。

第2条は「日露両国が朝鮮の内政及び軍事と警察の創設には関与しないというので」朝鮮にとってはありがたい内容だと書いている。だが、これもまだ条文を全て確認していない状態の論評である。

第3条は電線に関する内容である。「日本は京釜間の電線を朝鮮政府が購入するまでは所有する」と言い、ロシアはソウルからロシアまで電線を設置すると約束したが、「我々が思うに、このような事は朝鮮政府と論議すべき」事案であると批判している。朝鮮国内の電線架設を朝鮮ではなく日露両国が勝手に決めること自体、朝鮮の独立自主を尊重するものではないという主張である。

第4条は以後詳細について両国委員が協商するとあり、特に論じてはいない。総評として「この約定がどうも朝鮮のためのものとは言え、朝鮮とは関係がなかった」といい、「もし朝鮮政府がこのことについて知らないふりをして約定にある通り施行しない場合」、日露はその時にどう反応するのかと反問する。すなわち、朝鮮の事についての協定なのに、朝鮮とはまったく関係なく決められたから、朝鮮政府は協定の内容通りに従わないだろうと言うのである。「とにかく、ロシアと日本が互いに合意し、朝鮮では朝鮮のことだけすれば何の問題もないはずだし、3国

とも平和に過ごせるので、朝鮮は朝鮮のことだけしてほしい」と締めくくっている。日露協定は日露間で合意したものであるため、朝鮮は関係なく自国のことに専念すればよい、という意味として読み取れる。次の11日の論説をみるとこのことの意味が一層明確に表れてくる。

11日付新聞では、覚書と議定書の詳細な事項を記載した後、再び論評を展開する。それによると、「大体朝鮮が自主独立するためには外国の軍隊が国内にいてはいけない。朝鮮人は自分に害を与えることも知らずに外国人を害し、結果として内乱を起こして外国兵士が朝鮮に駐屯することになる」と指摘する。つまりこの論説では外国軍隊の駐屯を外国のせいにするのではなく、朝鮮人がまず反省すべきだと強調する。続いて、日本とロシアがいくら協定を結んで朝鮮の事に干渉しようとしても、朝鮮人自ら自身の事を処していけば、外国も自然と朝鮮を自主独立国として待遇し、外国に治められないはずだと言う。最後に「旧習を捨てず、文明開化した法律で君主に仕え民を治めない人は朝鮮にとって逆賊である」といい、文明の開化と旧習の打破を力説している。

この11日の論説を踏まえたうえで、前述の4日付論説で書かれた「朝鮮は朝鮮のことだけしてほしい」という意味を考えると、次のように言える。つまり、朝鮮が文明開化に努めて変革していけば、自主独立国になれる。そうすれば日露も干渉しないで自主独立国として朝鮮に接し、日露間の関係も調整されるだろう、と。

以上検討したように、『独立新聞』は「朝鮮の独立」を保護するとの趣旨で結ばれた日露協定に対して、実際は朝鮮に対する干渉であり、朝鮮の自主独立を認めていないものであると批判した。しかしながら、日露に対する批判よりも、朝鮮自身の問題を直視し、根本的な改革を促すことに重点を置いていることがわかる。

だが、以下で紹介する朝鮮政府の立場は『独立新聞』とは若干ニュアンスが異なる。次で見ていく。

3. 朝鮮政府の立場—外部大臣の照覆

朝鮮政府は国家間関係という立場で対応しなければならないため、自国の問題はさておき、外交の側面で自らの立場を明らかにしている。

朝鮮政府がこの秘密協定について知ったのは恐らく2月27日付の『独立新聞』の記事によるものと推測される。その後3月2日と14日に日本とロシア公使がそれぞれ協定の写本とその趣旨に関する説明文を送付してきた。すでに『独立新聞』の論説により確認した通り、協定の内容は朝鮮の内政に対する干渉を含めるものであった。しかし、日露両政府の趣旨文はあくまでも朝鮮の自主独立を保護するために協定を結んだと主張するものであった。3月2日付加藤公使が李完用外部大臣宛に送った書簡によれば、

（前略）右議定書及覚書は毫も朝鮮国の独立に影響するものに無之、之れに反し朝鮮国の独立を鞏固にせんと欲する日露両国の意思の一致せし結果に有之候間、幸に貴政府に於て能く此意を御諒知相成候様致度、不堪希望候¹¹。

とある。すなわち、協定は少しも朝鮮の独立に影響を与えるものではなく、むしろその独立を一層強固にするために日露両国の意思が一致した結果だと強調している。勿論これは、大隈外相の訓令によって作成された文書であった。前述の通り、大隈外相は3月1日に加藤公使に電報を送って、朝鮮政府に同協定の目的を知らせ、情勢報告をするよう指示していた。

加藤公使は、本国の指示を受けて、「訛伝の流布し易き当国柄又為之何等の物議を来し誤解を生ず間敷とも限らざれば」¹²と、まずは朝鮮国内で発行されている日本新聞の『漢城新報』に協定の大要を掲載させてから上記の書簡を送った。さらにその翌日の3月3日には李完用外部大臣に会い、協定の内容について詳細に説明まで行った。

このように細心の注意を払って朝鮮政府に知らせたのは、裏を返せばこの協定の内容が朝鮮の自主独立を侵害するものと判断されるかも知れないと憂慮したからであろう。実際に日露協定の目的は、朝鮮の独立を保全すると言いながらも、実のところ朝鮮における日露間の勢力を互いに認め合い、維持するためのものであった。

加藤公使の大隈外相宛の情況報告書には、李完用外部大臣が「回答振に関し閣議に提出したる結果、右は交誼上普通通知書と見做し所置せば可然との事に議論一決したる由にて、別紙丁号の通り回答書を送越候」¹³とある。つまり、加藤が細心の注意を払って説明した結果、朝鮮政府は「普通通知書」として協定書を受け止めたと説明している。

だが、加藤公使が上記の報告書に添付した朝鮮政府からの回答書（別紙丁号）は、以下の通りである。

（前略）去月二十六日、有帝国政府電報、右議定書及覚書、毫無影響於朝鮮国独立、此反欲為鞏固朝鮮国独立、有日露两国一致結果之意思、幸貴政府諒知此意、不堪希望、從帝国外務大臣〔大隈重信〕電訓、写添別紙等因、并附有別紙兩書、均經領到、荷特示明、為感殊深、第念我国政府既未同訂該兩書、該兩書中所定各款、於我国政府自主行事之權、并不能為之拘掣矣（後略）¹⁴

李完用の回答には、「〔日露〕議定書と覚書は、毫も朝鮮の独立に影響するものではなく、これはかえって朝鮮の独立を強固にするために、日露両国の意思が一致した結果です。幸いに貴政府がこの意を了知することを希います。帝国外務大臣の電訓に従い、別紙に両協定書の写本を添付しておきますとあります。（中略）思うに、我が国の政府はその両協定の締結に同意したことがありません。したがって両協定で定められた各条款は我国政府の自主行事の権利を決して拘束できないものです」とある。

すなわち、日露が朝鮮問題をめぐって如何なる協定を結んだとしても、朝鮮はその協定に関与したこともなければ同意したこともないので、その協定の内容に従う理由などない。朝鮮はその協定に拘束されることなく、自由に行動する権利があるというのであった。

李完用外部大臣が日本に回答を送った後の3月14日、今度はロシア公使ウェーバー(K. I. Waeber)が朝鮮政府宛に書簡を送ってきた¹⁵。日露協約の原本・副本の写本とともに協

定締結の主旨を知らせる内容であった。ウェーバーも協定締結の目的は「朝鮮国の独立の意を援助する」ためであると言い、また、ここ数年來発生している日露間の紛議を終息するためのものだと説明した。一つ、書簡の中でロシア側が注意喚起させたのは以下の内容である。

本大臣は貴大臣がすでにこの議定書の意義を了知していることを知っています。しかしモスクワで締結した議定書のフランス語原文と英語で詳細に訳した副本をお送りするのは、最近日本の新聞紙（『漢城新報』）により、すこぶる誤謬があり、それがソウルに間違って伝わっていたため、ここにその原文を添えます。

書簡の中の日本の新聞紙は、前述した加藤公使の大隈外相宛の報告書で言及された『漢城新報』のことであろう。同新聞に掲載しれている「誤謬」の内容を直接確認することはできなかったが、ベラ・ボリソフナ・パクの『ロシア外交官ウェーバーと朝鮮』¹⁶に、その誤謬の内容が紹介されている。モスクワ議定書の第二条は、日本側の条文は「日露両国政府は朝鮮国財政上及経済上の状況の許す限りは外援に藉らずして内国の秩序を保つに足るべき内国人を以て組織する軍隊及警察を創設し且つ之を維持することを朝鮮国に一任することとすべし」となっている。問題と指摘されている部分は下線の箇所、「朝鮮が外国の援助に依らず自身の軍隊と警察を創設することを許可する」というのである。文面の意味だと、朝鮮が軍隊と警察を創設するのに、外国から一切の援助を受けないということになる。

だが、実際のフランス語原文によると「外国の援助無しに秩序を維持するに十分な軍隊と警察を創設する」となっており、朝鮮の力だけで秩序維持できるように軍隊と警察を創設するという意味で、そのような強い軍隊と警察を作るためには外国の援助を受ける、すなわち外国の軍事教官の存在を認めることになっているのである。

ところで、朝鮮政府からは、このようなウェーバーの注意喚起に対してこれといった反応を示した形跡は見当たらない。朝鮮とロシアとの往復した外交文書を収録している『旧韓国外交文書』の「俄案」には、ウェーバー公使からの上記照会は収録されているものの、回答に当たる照覆は見当たらないのである。パクの前掲書や『日本外交文書』にある加藤公使の報告書からは、李完用外部大臣が日本側に送った回答と同様のものをロシア側にも送ったと書いてあるが、実物は確認できなかった。

また、上記「俄案」には「日露協約締結時発表した露告示文の訳呈事」というタイトルで、ウェーバーが4月17日に送った書簡が収録されている（420頁）。ロシア政府が日露協定を締結した目的を再び説明する内容であった。しかし、この書簡に対しても、李完用外部大臣の回答は見当たらない。パクも、これに対しては朝鮮側が回答しなかったと指摘し、ロシアが朝鮮側から確実に不満を買ったと解釈した¹⁷。

以上、朝鮮政府の立場をまとめると、『独立新聞』が朝鮮自身の問題を直視し反省と啓蒙を促したのに対して、朝鮮政府の公式回答（無回答を含めて）からは日露が勝手に朝鮮に関する協定を結んだことへの不快感が窺える。日露協定に拘束されないと断言しているのに、協定中に定められている朝鮮の国政に関わる事項は、日露の思惑通りには進まない。実際にこの後、朝鮮

に軍事教官派遣をめぐってロシアと朝鮮、そして日本のあいだで葛藤が生じるが、詳細については今後の研究に譲りたい。

4. 他の列強への接近

上記のような朝鮮の抱く不快感は『フランス外務部文書』¹⁸やイギリスの文書¹⁹を通して確認できる。両文書の記録では、いまだ軍事力も弱く、自主独立の基礎を固めるために時間を必要とする朝鮮が、日露に匹敵する他の列強へ接近しようとする姿を見逃すことなく捉えている。

まず『フランス外務部文書』よりそのことを確認する。

1897年3月13日付プランシー (Collin de Plancy) 駐朝鮮公使は本国アノト (Hanotaux) 外務部長官宛に送った報告書で「朝鮮半島の問題に関心を持っている2つの列強の各状況をこれまで正確に把握できていなかった朝鮮政府は、ロシアがこのような協定に合意したことに対して深い不快感を抱いた」と書いた。また、「朝鮮政府はロシアが裏切ったとまで言うほどであった」と報告している。

上記の記録からも確かに朝鮮政府が「不快感」を感じたことが見て取れる。不快感と不信を抱くことになった朝鮮政府は、以降イギリスに接近し、またフランスやアメリカにも接近した。プランシーは4月3日付報告書でイギリス公使が朝鮮国王との謁見の後、単独で面談した内容をフランス本国に報告した。それによると、駐清イギリス公使のマクドナルド (Claude MacDonald) 卿と高宗の秘密会談を斡旋するために朝鮮に勤務中であったイギリス人のブラウン氏が尽力したと言う。ブラウンは「朝鮮の有力な官吏たちに朝鮮が日露同盟をけん制するためにイギリスの助けを受けることが有利であろう」と言ったことも書かれている。また、「高宗はイギリス公使に、清国内のロシアの立場と政策及びその目的、そしてイギリスがロシアと競争するためにどのような努力をしているかについて尋ねた」とある。「国王は必要な時にはイギリス政府より助けと保護を受けることを希望すると表明した」。

その後もフランス側の文書には「日露協定を契機にイギリスとの新しい関係を試みる朝鮮の態度」というタイトルの報告 (5月6日付) が続き、その内容は、朝鮮におけるイギリスの動向を報告するものであった。具体的には、イギリスの王室所属海軍警備隊が最近ソウルに駐屯したということで、イギリスの動向を注視していたことがわかる。フランス外務部はこのことをフランス海軍部長官にも報告した。

次にイギリスの文書を確認する。1897年3月10日付ジョーダン (J. N. Jordan) 駐ソウル総領事からマクドナルド公使宛の報告書には、日露覚書と議定書が朝鮮政府を不愉快にさせたと書かれている。記録によると、外部大臣は、ソウルのロシアと日本代表に対し、朝鮮政府と協議することなく、朝鮮の内政に影響を与える事項について日露両政府が交渉をしたことに対する理由を、ソウル駐在のロシア公使と日本公使に求めようとしていた²⁰。

続けて、ロシアに対する一時的な嫌悪感、特に朝鮮の親友と見做されてきたウェーバーに対する嫌悪感をもたらしたと報告している。なぜなら、高宗がロシア公使館に避難し、ウェーバーに代表されるロシアの保護下にいた、まさにその時にこのような秘密覚書に署名したことは、

彼の性格とは正反対のものと朝鮮人には思われるからであるという。

ウェーバーは自身が日本の駐屯軍の数を減らしたことに貢献したと防御しているものの、朝鮮人たちは日本軍隊を減らした代わりに、同時にロシアの軍隊を朝鮮に導入しようとするロシアの意図も見逃すことなく把握していると報告書は書いている。結局、ロシアか日本かの選択は、朝鮮人にとっては二つの悪のなかでの選択だと皮肉っている（the choice between Russia and Japan is with most Koreans a choice of two evils）。

以上の記録から分かるように、朝鮮は特にロシアの行動に対して裏切られたと感じ、不信感を抱くようになったことが窺える。高宗はロシア公使館に滞在していた1896年3月に閔泳煥を特命全権公使に任命し、ロシア皇帝ニコライ二世の戴冠式に派遣した。閔特使には、高宗が還御したあと、身辺保護のための警備兵の派遣を要請することと、ロシアの軍事教官の派遣を打診する任務も任されていた。また借款提供の可否とソウル―ウラジオストク間の電信線架設についても交渉を命じられていた。閔の交渉の結果、ロシアから軍事教官が派遣されることとなった。

しかし、日露協定の存在を知った後、ロシアの軍事教官を大量に招聘しようとしたことに対して、高宗と朝鮮政府は躊躇しはじめる²¹。前述したイギリスの王室海軍警備隊が朝鮮に上陸したことから、ロシアに対する警戒心が垣間見えるのである。そのみならず、4月23日にはアメリカ側にも軍事教官の派遣を要請した²²。

すなわち、朝鮮はロシアに匹敵する列強としてイギリスとアメリカを想定し、接近しようとしたことが分かる。以後、ウェーバーが公使職を退き、シュペイエル（A. N. Shpeyer）が新しく駐朝鮮公使に赴任してからロシアの圧迫が一層強まると、高宗は有事の時にはアメリカ公使館に避難しようとしてアメリカ側に意向を打診したりもした。また、ブランシーのフランス外務部長官宛の1897年8月の報告書によると、高宗はロシアの将校数名と下士官10名がソウルに到着したことに対して、彼らにどのような態度をとるべきか心穏やかではないと吐露した²³。

要するに閔妃暗殺の後、身の周りの危険を感じた高宗はロシアに頼るという「ロシアカード」を駆使し、日本に対しては極めて警戒の姿勢をとっていた。しかし、還御の後、ロシアも疑惑の対象が変わると、朝鮮半島とは離れているものの、日露に匹敵する勢力としてイギリスとアメリカ、フランスなどの列強に接近し、有事の際には保護と援助を依頼しようとした。

ただし、イギリスやアメリカは、高宗の要請を確実に受け止めてはいなかった。フランス公使も高宗の不安感の吐露に対して積極的に関わろうとはしなかった。「ロシアカード」の対象であったロシアさえも、日本との関係を考慮して密かに協定を結んでいたのである。カードの多様化が実際の外交でどう展開していくか、その後の朝鮮外交の展開を追っていく必要がある。

5. おわりに

以上1896年の日露協定に対して朝鮮側の動向を検討した。朝鮮問題に関わる協定を朝鮮の同意なしに結んだ日露に対する警戒心は、朝鮮側がより多角的な「カード」を模索する結果をもたらした。だが、朝鮮のみが「カード」を駆使するだけでは、この戦略は実際には効力を持た

ない。列強の行動力が前提とされて初めて機能するものであった。そういう側面からみると、日清戦争後の「ロシアカード」は従来の「中国カード」とは異なるものであった。「中国カード」には、宗属関係という、華夷秩序の世界観に拘束されるものがあったからである。だが、華夷秩序が終焉を告げた後、列強を活用する外交政策は、それこそ列強の角逐が強まる東アジアの中で、現実の国際政治を読み取る卓越した感覚を持ってこそ実践可能なものであったのかもしれない。

「ロシアカード」から多様な「カード」へ移転しつつある朝鮮政府だが、今回検討したなかで、イギリスもアメリカもフランスも、冷静に自国の利益を判断し、朝鮮側の要請に応じるかの可否を計算していたことが、記録から読み取れるのである。こうした列強の角逐の場となった東アジアで、1897年10月に大韓帝国を樹立することになる朝鮮は、どのような現実感覚を發揮しつつ外交を展開していくのか、今後の研究につなげていきたい。

註

- 1 李穂枝『朝鮮の対外交戦略』（法政大学出版局、2016）。
- 2 1896年5月と6月に結ばれた日露間の協定を指す。それぞれの正式名称は「朝鮮問題に関する日露覚書」（小村・ウェーバー覚書、京城覚書ともいう。原文の英文ではMemorandum）と「朝鮮問題に関する莫斯科議定書」（山縣・ロバノフ議定書、モスクワ議定書ともいう。原文の仏文ではProtocole）。本稿では「日露覚書」「モスクワ議定書」と表記する。両方とも指すときには「日露協定」あるいは「協定」と記す。但し、史料引用の際には、史料原文の表記通りにする。
なお、それぞれの協定の原文は以下のリンクを参照。小村・ウェーバー覚書：
https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B13091053000?IS_KIND=summary_normal&IS_STY_LE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2013100114471943172&
山縣・ロバノフ議定書：
https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B13091053200?IS_KIND=summary_normal&IS_STY_LE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2013100114471943174&
- 3 玄光浩や李チャンフンの研究では、日露協定の公表により、朝鮮のロシアに対する不信が深まったと簡単に言及するにとどまっている。玄光浩『大韓帝国의 外交政策』（신서원、2002年）、이장훈(李チャンフン)『청일전쟁 후 한국문제를 둘러싼 국제관계』韓國政治外交史学会編『한국외교사 I』（집문당、1993）。また、金文子が『日露戦争と大韓帝国』の中で日露協定の通告に対する朝鮮の外部大臣の回答を引用し、その重要性を指摘しているが、その他の朝鮮の動向については詳細に紹介していない（金文子『日露戦争と大韓帝国』（高文研、2014）、30頁）。
- 4 김소영(金ソヨン)『서울과 모스크바에서 그들만의 거래를 하다』최덕수『조약으로 본 한국근대사』（열린책들、2010）。条約の締結背景や内容については他の研究にもあるが、関連史料として『独立新聞』のハングル・英文記事および『The New York Times』、『The Times』の関連記事の原文を提示しているものである。
- 5 「朝鮮に関する日露協約雑件」『日本外交文書』第30巻、373～376頁。史料の引用に際して、和文の場合、仮名は平仮名に、漢字は現用漢字に改め、適宜句読点を付した。漢文の場合は、漢字は現用漢字に改め、句読点は原文に従った。
- 6 1896年7月9日付西園寺外務大臣より各大臣枢府議長其他宛「莫斯科議定書秘密保持に関する件」『日本外交文書』第29巻、827頁。
- 7 1897年2月24日付露国駐劄本野公使より大隈外務大臣宛（電報）「露国政府の議定書覚書公表に関し報告の件」『日本外交文書』第30巻、379頁。
- 8 1897年3月1日付大隈外務大臣より朝鮮国駐劄加藤弁理公使宛（電報）「露国との締結せし議定書覚書の目的朝鮮国政府へ通告並に情勢報告すべき旨訓令の件」『日本外交文書』第30巻、381頁。大隈外相はすでに2月26日に加藤公使宛にロシア政府の協定公表時の前提文の内容を電報で送っていた（「朝鮮に関する露国との議定書公表に関し通知の件」『前掲書』、380～381頁）。

- 9 以下引用文はすべて『独立新聞』の記事を筆者が日本語で訳したものである。なお、『独立新聞』は国立中央図書館の「대한민국 신문 아카이브(大韓民国新聞アーカイブ)」よりネットで原文閲覧可能である。リンクは次の通り。<https://nl.go.kr/newspaper/>
- 10 ソ・ジェピル。1884年、金玉均等とともに甲申政変を起こしたが、失敗したあとアメリカに亡命した。1895年に赦免されて朝鮮に帰国し、『独立新聞』の責任者になった。
- 11 1897年3月2日付日本弁理公使加藤増雄より外部大臣李完用宛「日露覚書及び日露議定書の主旨と同写本送呈の件」『旧韓国外交文書』第三卷（日案3）、542頁。
- 12 1897年3月17日付加藤弁理公使より大隈外務大臣宛「日露協約に関する朝鮮政府との交渉並に情勢報告の件」『日本外交文書』第30巻、384頁。
- 13 同上。下線部は筆者による。以下、断りのない限り同様。
- 14 建陽2(1897)年3月9日付外部大臣李完用より日本弁理公使加藤増雄宛「露日議定書等受領照覆と自主行事権との無関係宣言」『旧韓国外交文書』第三卷（日案3）、547頁。
- 15 建陽2(1897)年3月14日付韋員ロシア公使より李完用外部大臣宛「去年露日協約の原副本送交事」『旧韓国外交文書』第十七卷（俄案1）、404頁。
- 16 벨라 보리스브나 막(ベラ・ボリツブナ・パク)著、최덕규・김중헌訳『러시아 외교관 베베르와 조선』(동북아역사재단, 2020)。
- 17 前掲書、364頁。
- 18 国史編纂委員会編『韓國近代史資料集成』データベース（リンク：<http://db.history.go.kr/item/level.do?itemId=hk>）中、『프랑스외무부문서(フランス外務部文書) 8 대한제국 I-1897~1898』。以下『フランス外務部文書』と略す。
- 19 Ian Nish ed., 『British Documents on Foreign Affairs: reports and papers from the foreign office confidential print』 Vol.6 Japan and North-East Asia, 1890-1899, University Publications of America, 1989. 以下『B DFA』と略す。
- 20 「the Minister of Foreign Affairs intended to approach the Russian and Japanese Representatives in Seoul with the view of eliciting an explanation of the reasons which had led their respective Governments to enter into negotiations on matters affecting the internal administration of Korea without consulting the Korean Government.」『B DFA』 Doc.232.
- 21 このことは後に日露朝のあいだの葛藤をもたらすこととなるが、詳細については今後の研究に譲りたい。
- 22 장경호「대한제국 선포직후 고종의 미관과천(美館播遷) 시도」(『韓國學』第42卷第2号、2019)、186頁。
- 23 1897年8月12日付プランシーよりアノト外務部長官宛「ロシア將校雇用計画に対する高宗との謁見内容報告」前掲『フランス外務部文書』。

参考文献

刊行史料

『旧韓国外交文書』「日案」「俄案」

『旧韓国官報』

『독립신문(獨立新聞)』

『日本外交文書』

大韓民国国史編纂委員会編『高宗時代史』

_____ 『駐韓日本公使館記録』第10~12巻

_____ 『韓國近代史資料集成 18巻 프랑스외무부문서 8 대한제국 I』

鄭喬『大韓季年史』卷二(소명출판、2004)

Ian Nish ed., *British Documents on Foreign Affairs: reports and papers from the foreign office confidential print Vol. 6 Japan and North-East Asia, 1890-1899*, University Publications of America, 1989

Scott S. Burnett ed., *Korean-American Relations Vol. III*, University of Hawaii Press, 1989

単行本・論文

金文子『日露戦争と大韓帝国』（高文研、2014）

広野好彦「K. I. ウェーバーと朝鮮」（『大阪学院大学国際学論集』第25巻第1・2号、2014）

_____ 「「山県一ロバノフ」議定書についての一考察」（『大阪学院大学法学研究』16(1)、1990）

김소영 「서울과 모스크바에서 그들만의 거래를 하다」 최덕수 『조약으로 본 한국근대사』(열린책들、2010)

김영수 『고종과 아관파천 이희, 러시아공사관에서 375 일』(역사공간、2020)

벨라 보리스브나 박著、최덕규·김중헌訳 『러시아 외교관 베베르와 조선』(동북아역사재단、2020)

이창훈 「청일전쟁후한국문제를 둘러싼국제관계」 韓國政治外交史学会編 『한국의교사 I』(집문당、1993)

장경호 「대한제국 선포직후 고종의 미관파천(美館播遷) 시도」(『韓國学』第42巻第2号、2019)

최덕규 「러시아의 대한정책(1879~1904)」 『한국의 대외관계와 외교사 근대편』(동북아역사재단、2018)

玄光浩 『大韓帝国의 外交政策』(신서원、2002年)

南フランス・ガール県東部のロマネスク聖堂（2）

中川久嗣

Les Églises Romanes dans le Département du Gard : Bagnols-sur-Cèze et ses Alentours.

NAKAGAWA Hisashi

Résumé

À la suite de la monographie précédente, je traite ici les églises, les abbayes et les prieurés de l'époque romane ou du style roman qui se trouvent à l'est du département du Gard, surtout Bagnols-sur-Cèze et ses alentours. Ce pays correspond approximativement au nord de l'ancien diocèse d'Uzès, et aujourd'hui au nord de l'arrondissement de Nîmes. Sur chacune de ces églises, j'analyse son histoire brève, sa forme, sa structure architecturale, ses sculptures, et ses décorations, etc.

本稿ではガール県東部（およそ現在のニーム郡 Arrondissement de Nîmes）のバニョル=シユル=セーズならびにその周辺に点在する中世期のロマネスク聖堂を対象とし、可能な限り知りうるものすべてを訪問調査し考察を加える。

取り扱う聖堂は、「ロマネスク」といっても厳密な時代の限定はせず、11-12 世紀のいわゆる盛期の「ロマネスク」期を中心として、その前後の時代もゆるやかに含めたものである。聖堂全体がロマネスク期のものから、大なり小なり一部分がその時代のもの、建築様式がロマネスク様式をとどめているもの、そして現在では遺構となっているものなども含まれる。

聖堂の配列は、おおよそ現在の行政地域区分に準じて整理することとし、ガール県の県番号（30）、大まかな地域、そして自治体（Commune）の順で番号を付した。同一のコミューンに複数の聖堂がある場合は、「a. b. c. d.」というようにアルファベットで区分した。

聖堂は、本文中で建築物としてのそれを指す場合はそのまま「聖堂」とし、個別的名称としては「教会」あるいは「礼拝堂」を用いた。個々の地名や聖堂の名称については、現地の慣用のものを採用した。

採りあげる聖堂は、基本的にすべて筆者が直接訪問・調査したものである。私有地であったりアクセス困難な場所にあるなどの理由で訪問出来なかった聖堂には▲を記した。写真画像は筆者の撮影による。誌面の都合ですべての聖堂の写真画像をここに掲載することはできない。それらは筆者開設のウェブページ (<http://nn-provence.com>) で閲覧可能である。なお略記号と参考文献リストは最後にまとめて記した。

30.1 バニョル=シュル=セーズ (Bagnols-sur-Cèze) とその周辺 [承前]

30.1.14a バニョル=シュル=セーズ/サン=ジャン=バティスト教会

(Église Saint-Jean-Baptiste, Bagnols-sur-Cèze)

バニョル=シュル=セーズは、ガール県北東部にあって、ローヌ川から分岐するセーズ川沿いにある人口約1万8千の中規模都市である。紀元前3世紀頃にはヴォルク・アレコミク (ヴォルカエ・アレコミキ) 族が定住していたが、その後紀元前2世紀にこの地に進出してきたローマ人がアンシーズの泉 (sources de l'Ancise) の湧く丘のすぐ東に集落を作った。この泉の水は皮膚病に効くとされ、浴場施設なども作られたが、現在は何も残っていない。当時の集落は《Balneolae》あるいは《Balneolarum》と呼ばれ、これが後のバニョルという名の由来となった。古代ローマ時代を通して、ローヌ川西岸においてルグドゥヌム (リヨン) とネマウス (ニーム) を結ぶ街道の重要な中継地点であった。この集落の中にもやはり大泉水 (Grande Fontaine) と呼ばれる湧水があり、そこにはイシスに捧げられた神殿が建てられていたという。4世紀頃にはこの地にもキリスト教が本格的に伝わり、ローマ時代のイシスの神殿の跡に最初の礼拝堂が建てられた。それが現在のサン=ジャン=バティスト教区教会がある場所で、この古い礼拝堂に隣接して古い墓地が広がっていた (現在のマレ広場 place Mallet)。

バニョルが最初に史料に現れるのは950年頃のことと、さらに1119年のプサルモディ修道院 (abbaye de Psalmody) のカルテュレール (証書集) に《Baniolas》の名が認められる。この街は、10世紀以前はベジエ副伯家に連なる一族が領主として支配していたが、11世紀頃からこの地方の有力な領主であったサブラン家 (maison de Sabran) がそれにとって代わった。サブラン家のバロン (または伯) は、その頃南フランス一帯に宗主権を行使していたトゥールーズ伯に臣従する有力臣下でもあった (サブラン家はベジエ副伯家の血筋であったとも言われる)。13世紀、異端カタリ派に対するアルビジョワ十字軍の結果、それまでトゥールーズ伯の勢力下にあったラングドックがフランス王領に編入されると、ボーケールにセネシャル (国王代官) が置かれ、バニョルもこのセネシャルの管理下に入った。1226年、引き続きバニョルの領主であったサブラン家のロスタン (Rostang de Sabran) は国王ルイ8世 (聖王ルイ9世の父) に臣従し、バニョルの支配権を国王に譲渡した。なおルイ8世は、1223年に、バニョルにおいて水曜開催の定期市を創設している。1316年、国王フィリップ4世 (ル・ベル) はバニョル男爵領をアヴィニョンの Ursins 枢機卿に譲渡するが、1352年には Beaufort de Turennes 伯で教皇クレメンス6世の兄弟であったギヨーム3世ロジェ・ドゥ・ポーフォール (Guillaume

III Roger de Beaufort) が、バニョルおよびアレスやアンデューズ男爵領などを獲得している。1382年-1383年には、オーヴェルニュで1363年から起こった Tuchins の反乱 (Révolte des Tuchins、百年戦争遂行のための徴税に反対した農民反乱) がラングドックに波及する。この反乱はボーケールのセネシャルであった Guillaume 3 世の軍によって鎮圧されたが、バニョルはその際セネシャル軍の駐屯地でもあった。この時代、百年戦争の混乱やペスト渦によってバニョルの人口は激減している。

1585年、モンモランシー公 (Duc de Montmorency) がバニョル男爵領を獲得するとともに、1613年、Giry 兄弟による絹織物生産が始まり、街は新たな発展の時代を迎えるのであるが、1632年-1633年にモンモランシー公アンリ 2 世 (Henri II, Duc de Montmorency) による、ルイ 13 世と宰相リシュリユーに対する反乱が起き、1633年、国王軍がバニョルを占拠、都市城壁と領主の城を破壊した。モンモランシー公は処刑され、新たに Conti 公であった Armand de Bourbon がバニョルを手に入れた。その後 1783年にはプロヴァンス伯ルイ (後のルイ 18 世) がバニョル男爵となっている。この街の名が正式に« Bagnols-sur-Cèze »となったのは、1891年のことである。1955年に街の東のローヌ川沿いにマルクール (Marcoule) 原子力発電施設が完成したこともあって、人口が飛躍的に増加するとともに市域も拡大して現在に至っている。

この街にはかつてはロマネスク聖堂がいくつか存在したが、現在その名残をとどめるのは街の中心にあるサン=ジャン=バティスト教区教会のみである。オーギュスト・マレ広場の北西角からレピュブリック通りを 20 メートルほど北へ向かい、東へ折れると、聖堂の西ファサードが見える。このファサードはそのまま 1608年に建てられた方形の鐘塔となっている。鐘塔の上にはフルロン装飾が並ぶ尖塔 (1618年) が載っている。聖堂入口の扉口は、三角形のペディメントを持つギリシア神殿風のポーチの中にある (ペディメントの上の壁面には洗礼者ヨハネの彫像が置かれている)。このペディメントを支える柱は、古代ローマ時代にここにあったイシスの神殿の柱を転用したものとも言われる。扉口を形作る二重の半円形アーキヴォルトが、12世紀 (または 11世紀後半頃) に建てられたロマネスク様式の聖堂の名残である。この 12世紀の聖堂は、2ベイからなる単身廊の東にトランセプトが続き、東端は半円形の後陣 (アプス) であった。南北のトランセプトのそれぞれ東側には主後陣の両側に並ぶ形で小後陣が付いていた。また身廊の南側には洗礼堂が付属していた (現在の洗礼堂も同じ場所にある)。サン=ジャン教会はその後、14世紀から 19世紀まで幾度も改築と増築が行われた。様式的にはいわゆるラングドック・ゴシックの聖堂である。内部は東西およそ 43メートルある。扉口からは階段を数段下り、ひねり紐状の太い交差リブ・ヴォールトが架かる背の低いナルテックスをへて、3ベイからなる広い身廊に入る。12世紀の聖堂の後陣は、現在のサン=ジャン教会の西から 3つめのベイの中ほどに位置していた。ナルテックスの上には 18世紀初めに大きなオルガンが据えられた (19世紀後半に修復)。身廊の南北両側には小礼拝室が並ぶ。北側の内陣寄りの 2つの礼拝室 (「聖母の礼拝室」と「サクレ=クール礼拝室」) はフランボワイヤン様式のリブ・ヴォールトが架かるもので、14世紀の建設とされる。身廊南側は半円アーチのアーケードが続き、あたかも側廊を構成しているかのようである。その上にはバラストアーチが並び、大きな窓の開け

られた明るいトリビューン（階上席）となっている。身廊の天井は各ベイが4分交差リブ・ヴォールトである。内陣には、3面からなる後陣壁に開けられた半円頭形の大きな窓のステンドグラスを通して、南仏の明るい光が射し込んでいる。

Alègre (1908) pp.5-12; Béraud (1941) pp.2-15, pp.41-42; Béraud (1957) pp.25-30; Chabrier (1999) pp.6-9; Maufras (2019) p.263; RIP.

30.1.14b パニョル=シュル=セーズ/サン=ティルス=ドウ=マランサン礼拝堂

(Chapelle Saint-Thyrse-de-Maransan, Bagnols-sur-Cèze)

パニョル=シュル=セーズの北東約3キロにある。国道N86を北へ向かい、セーズ川を渡って約150メートルで東に折れ、県道D360 (Chemin Carmignan) を約2キロ進むとマランサンに向かう細い道 (Chemin Maransan) が分岐するので、それを約400メートル東に行くとその道沿いにサン=ティルス=ドウ=マランサン礼拝堂が建っている。D360からもブドウ畑に囲まれたこの礼拝堂の西ファサードが遠くによく見える。聖ティルスは、小アジアのスムルナ (今のイズミル) 出身で、同地の司教ポリュカルポスによって布教のためにガリアに送られ、ブルゴーニュのオータンで殉教したとされている。

ここマランサンにあったプリウレ (小修道院) の名が史料に出てくるのは1314年である。1375年、教皇グレゴリウス11世によってこのプリウレはヴァルソーヴ修道院 (Abbaye de Valsauve, in [30.1.10]) に付属させられた。18世紀後半にはヴィヴィエ司教区のシャンボン修道院 (Abbaye des Chambons、現在のアルデッシュ県ボルヌ) の管理下に置かれていた。しかしこの地方の他の多くの聖堂と同じように、大革命によって国有財産として売却され、その後は農家の倉庫などとして使用された。窓は埋められ、積み石も部分的に崩れるなど保存状態は良くなく、まったく放置されるがままであった。文化遺産として修復保存のための組織が作られたのは、ようやく2010年になってからのことである。現在は外部の修復のみならず内部も整備されて見学が可能となっている。

この礼拝堂の建設が始まったのは10世紀にまでさかのぼるとも言われる。外壁の石積みの様子に違いがあることから、その後大まかに4つのフェーズを経て12世紀末頃に完成されたと考えられている。まず最初は、身廊北壁の下半分で、不整形で小さめの石が素朴に積まれている。ここは最も古く、10世紀末頃までさかのぼる部分であるとされる。次は北壁の大部分と、後陣と身廊南壁のそれぞれ下半分で、横長に切り整えられた黄色がかかった砂岩の積み石が特徴である。第3のフェーズでは身廊南壁の上半分、後陣の上半分、凱旋アーチ外壁、そして西ファサードが造られた。積み石は黄色みが多少薄くなった砂岩が、より端正に切り整えられ、きっちりと組まれている。この時期の石材の表面には、身廊南壁や後陣上部において、石工が刻んだ線刻 (marque de tâcheron) が見られる。「A」、「B」、「M」、そして「P」である。P. A. Clémentによれば、これらの刻印は、とりわけサン=ポール=トロワ=シャトー (Saint-Paul-Trois-Châteaux、ドローム県) のものに似ているという。最後のフェーズ (12世紀後半) では、身

廊側壁、凱旋アーチ外壁、西ファサードのそれぞれの最上部、そして内部のヴォールト、わずかに尖頭形となった壁アーチ、石灰岩の切石を積んだ凱旋アーチなどが造られた。

聖堂のプランはシンプルで、2 ベイからなる単身廊に半円形の後陣が付く。同じバニョル=シュル=セーズにあるサン=マルタン=ドゥ=サドゥラン礼拝堂 [30.1.14c] とよく似ている。ただし大きさはこちらのサン=ティルス=ドゥ=マランサン礼拝堂の方が小ぶりである。凱旋アーチ（勝利門アーチ）部分の上にか



30.1.14b Saint-Thyrse-de-Maransan

つて立っていたと思われる鐘楼は失われている。西ファサードはサン=マルタン=ドゥ=サドゥランと同じく、中央下部に半円頭形の出入口（無装飾）が開き、上部では切妻の中ほどに銃眼のような細長い開口部が付けられている。出入口は南北の身廊側壁にも付けられていて、北側のそれは 20 世紀前半までは埋められてしまっていた。身廊に付けられた扶壁は北側では 3 つ、南側では 2 つで、後陣に隣接するものは失われている。側壁上部の窓は南壁のみ 2 か所に開けられていて、外に向けて隅切りされた半円頭形の小さなものである。半円形の後陣には南側に大きめの窓が開けられている。形は外に向けて隅切りされた半円頭形であるが、内部では縦長の方形となっている。後陣の東端には、かつては半円頭形の窓が開けられていたが、現在は埋められてしまっている。後陣の石積みは、先にも触れたように、下半分と上半分では切石の大きさや石積みの様子が異なっており、上半分の石積みの方が、より端正で整えられたものである。後陣の最上部を巡るコーニスには、彫刻装飾が施された横長の石が並べられている。素朴な形のパルメットの連なり、櫛の歯文様、横に長く伸びた葉脈、また二重の半円アーチによる小さなニッチが 3 つ並び、その左隣にツルハシが彫られているものもある。この後陣の壁には、サン=マルタン=ドゥ=サドゥラン礼拝堂と同じく、足場を組むため木材を差し込んだ小さな壁穴（trous de boulin）が一定間隔で並んでいる。

聖堂内部は、床からヴォールトの起拱点まで立ち上がる方形のピラストル（壁付き柱）とその上に架かる半円形の横断アーチが、身廊を 2 つのベイに分けている。天井は半円筒形トンネル・ヴォールトである。身廊側壁の壁アーチおよび後陣の半ドームが身廊に開くアーチは、L・H. Labande が伝える L. Alègre のデッサンでは、かなりはっきりとした尖頭形として描かれているが、実際にはわずかに尖頭形となったほとんど半円形とも言えるアーチである。この凱旋アーチに付けられている十字型の開口部は、現在は埋められている。後陣東端の半円頭形の窓も埋められているが、南側に開けられた窓は、聖堂内部に向けては縦長の方形となっていて採光の役割を果たしている。聖堂内部には目立った彫刻装飾は見られないものの、身廊側壁の壁アーチを受けるインポストの一部に、ひねり紐状のモールディングが見られる。

サン=ティルス=ドゥ=マランサン礼拝堂から道を隔ててすぐ北には、15 世紀後半に建てられた館（manoir）が残っている。かつてはヴァルソーヴ修道院が所有するものであったとされる。

現在は個人所有の農家となっている。八角形で5階からなるルネサンス様式の塔が美しい。かつてはこの館の敷地内にもゴシック様式で建てられた小さな礼拝堂があったが、現在は完全に失われている。

Béraud (1941) p.48; Béraud (1957) p.31; Clément (1993) pp.385-387; Labande (1902) pp.67-73; Nougaret et Saint-Jean (1975) p.25; RIP.

30.1.14c バニョル=シュル=セーズ/サン=マルタン=ドウ=サデュラン礼拝堂

(Chapelle Saint-Martin-de-Saduran, Bagnols-sur-Cèze)

バニョル=シュル=セーズの外周道路北端のジャン=ジョレス広場から国道 N86 で 1.5 キロ北へ向かう。県道 D980 に折れてさらに西におよそ 1 キロ進むと、北に入る« Chemin de la Chapelle »という小径があるので、それを 400 メートルほど行くと、ブドウ畑に囲まれたサン=マルタン=ドウ=サデュラン礼拝堂に至る。ここは古くからゼーズ川から今のアルデッシュ方面に向かう街道の通り道であった。建設されたのは 11 世紀末頃または 12 世紀初め頃で、12 世紀の終わりには大きな改修工事が行われている。この礼拝堂の名が史料に最初に現れるのは 1254 年で、14 世紀半ばには教皇クレメンス 6 世によって、ヴァルボヌのシャルトルズ修道院 (Chartreuse de Valbonne [30.1.2]) の管理下に置かれた。中世以来この礼拝堂には、皮膚病を患う子供とその親が病気の治癒を祈願するために巡礼として訪れた。しかしフランス革命の後、国有財産として売却され、現在は個人所有となって私有地の中にある。聖堂の南壁側には所有者の住居が直接建てられており、聖堂自体も住居兼倉庫として利用されているため、残念ながら内部は見る事ができない。20 世紀初め頃までは聖マルティヌス (サン=マルタン) の祝日である 11 月 11 日にこの成人を祝うセレモニーが行われていたが、近年はそれも絶えているようである。

聖堂の基本プランは、2 ベイからなる身廊に半円形の後陣が続くシンプルなものである。サン=ティルス=ドウ=マランサン礼拝堂 [30.1.14b] とよく似ている。身廊は東西の長さ (内部が約 14 メートル) に対して、地面から屋根の上までが約 11 メートルあるため、全体的に高さを感じさせる。側壁には、最上部の水平のコーニスの少し下まで、太い扶壁が南北それぞれに 3 つずつ立ち上がる (ただし南側は住居のために見えない)。北壁の東側のベイには中ほどの高さのところに方形の開口部がある。これは建設当初にはなかったものである。西ファサードには中央下部に半円頭形の小さな出入口があり、上部の切妻の中央にもごく小さな細長い開口部がある。それら小さな開口部以外は切り整えられた積み石による壁面のヴォリューム感



30.1.14c Saint-Martin-de-Saduran

が支配的である。切妻中央の細長い開口部の左右両側には、穴の開けられた小さな方形の石が組み込まれている。ニームの円形闘技場あるいはオランジュの円形劇場といった古代ローマ時代の建築物に見られるような、天幕 (velarium) を張るためのポールを差し込む石に似ているとの指摘もある。ここサン=マルタン=ドウ=サデュランでも、キリスト教の祝日や集まった巡礼のために天幕が張られたのであろうか。この西ファサードの壁ぎわ (小さな扉口のすぐ隣) には、ローマ時代の墓石とも思われる方形の石 (無碑銘) が置かれているが、これはかつてこの礼拝堂の祭壇として使用されていたものであると言われる。

聖堂の東側は半円形の後陣である。黄色がかった砂岩の切り整えられた石が端正に積み重ねられている。その壁面には、サン=ティルス=ドウ=マランサンと同じように、足場を組むため木材を差し込んだ小さな壁穴 (trous de boulin) が一定間隔で並ぶ。この半円形の後陣の、瓦を並べた屋根のすぐ上は、内部が凱旋アーチとなっている三角形の切妻形の外壁で、その中央に細長い半円頭形の窓が開けられている。外側に向けて隅切りされており、さらにそこに半円形のアーキヴォルトが架かる。このアーキヴォルトは二重に組み合わせられた円筒形のモールディングとなっており、一番外側を浅浮き彫り状のアーチが縁取りしている。これらは左右両側で水平のコーニスをして柱頭彫刻の付いた小円柱が受けるが、向かって右側の小円柱は失われている。現在残る左側の小円柱の柱頭は、アカンサスと渦巻き葉飾りである。この凱旋アーチの外壁の上には、かつては小さな鐘楼が立っていたが、現在はその土台部分が残るだけである。

礼拝堂の内部の様子は、L.-H. Labande が 1902 年のモノグラフの中で L. Alègre のデッサンとともに詳しく伝えている。それによれば、内部は 2 ベイからなる身廊に半円形の後陣が続く。東西約 14 メートル、南北幅は約 5 メートルである。天井は水平のコーニスの上に半円筒形のトンネル・ヴォールトが架かり、横断アーチが 2 つのベイを区切っている。身廊の側壁には二重のアーキヴォルトとなったわずかに尖頭形の壁アーチが並ぶ。南側の壁では壁アーチの中にさらにニッチのアーチが付けられている。南壁の東側の壁アーチの中には方形の開口部が付けられているが、これは隣接する住居のために外からは見ることができない。身廊と後陣を区切る凱旋アーチの部分は、最初にこの聖堂が建設された時期よりも後の 12 世紀終わり頃に改築されたものである。身廊側壁のコーニスの帯や壁アーチに付けられたインポストなどに簡単な図形風の彫刻装飾が付けられている。後者には小さな十字形の浅浮き彫りなどが見られる。なお L.-H. Labande によれば、ロマネスク期の聖水盤 (高さ 60 センチで、八角形の柱身の上に丸い盤が載る) が聖堂内部の隅に置かれているとされるが、これも現在は確認できない。Béraud (1941) p.47; Béraud (1957) pp.30-31; Clément (1993) p.387; Labande (1902) pp.61-67; Nougaret et Saint-Jean (1975) p.25.

30.1.14d バニョル=シュル=セーズ/サン=ヴィクトール=ドウ=カステル礼拝堂

(Chapelle Saint-Victor-de-Castel, Bagnols-sur-Cèze) ▲

バニョル=シュル=セーズの北西約 5 キロ、サン=マルタン=ドウ=サドゥラン礼拝堂[30.1.14c]からは直線距離にして北西に約 1 キロほどのオー・カステルの山中にあった 6-7 世紀頃の古い

礼拝堂である。L. Alègre によれば後陣は五角形で、壁面の石積みはヘリンボーン模様 (opus spicatum) であったという。もともとこの礼拝堂のものであった初期キリスト教時代の祭壇 (l'autel paléochrétien de Saint-Victor-de-Castel, 7 世紀頃) は、紆余曲折を経て現在はポン=サン=テスプリの「ガール県宗教芸術美術館」(Musée d'art sacré du Gard, Pont-Saint-Ésprit, in [30.1.1]) に展示されている。このサン=ヴィクトール=ドゥ=カステル礼拝堂の遺構については、やはり L. Alègre による 19 世紀中頃のデッサンが残されているが、現在はごくわずかな痕跡を残すだけのようである。その正確な場所や現状などは、残念ながら筆者には確認できなかった。Alègre (1871) pp.396-399; CAG, 30/2, p.175; Labande (1902) pp.54-60; Narasawa (2015) pp.73-75.

30.1.15 シュスクラン/ジコンのサント=マドレーヌ礼拝堂

(Chapelle Sainte-Madeleine de Gicon, Chusclan)

バニョル=シュル=セーズから東に向かうとすぐに鉄道をくぐるので、県道 D165 を進み、セーズ川を渡る。県道 D360 に突き当たり、右折してさらにそのままおよそ 2.8 キロほど東に行くと、北に向けて丘を登る道が分かれるので「Site de Gicon」という標識に従って進む。1.2 キロほどで「Ferme de Gicon」というブドウ農園の建物が現れる。そのまま上り続けると 1.8 キロでジコン城 (Château de Gicon) に至るが、農園の建物の裏手から西に進むと約 400 メートルでサント=マドレーヌ礼拝堂に着く。バニョル=シュル=セーズから直線距離にして東へ約 5 キロの山の中腹である。

ジコン城は、高さ約 250 メートルの岩山の上に 12 世紀に築かれた城塞である。もともとはケルト人のオッピドゥムがあった場所で、城の西側の崖の中腹にはやはりケルト人が聖域としていた洞窟が残っている。12 世紀にはユゼス司教がこの城を所有した。アルビジョワ十字軍の結果、この地は王領に編入され、14 世紀になって、国王フィリップ 4 世がボーケールのセネシャル配下であった Guilhem de Saint Just に城を与えると、彼は城主の居館 (Maison forte) を建設するなどした。17 世紀に起こった国王ルイ 13 世に対するモンモランシーの反乱にジコンの領主が与したことで、リシュリユーはこの城のドンジョン (主塔) の破壊を命じている。その後は城の所有者がたびたび入れ替わることとなり、大革命を迎えると破壊され廃墟となって長く放置された。現在の所有者はシュスクランのブドウ栽培業者たちで、20 世紀以降は少しずつ修復工事が行われ、観光客なども迎え入れるようになり今日に至っている。L.-H. Labande によると、この城の中にもロマネスク期の礼拝堂があったというが、現在は失われている。

サント=マドレーヌ礼拝堂は、城から直線距離で南へ 150 メートルのところ建っている。建設は 13 世紀で、史料にその名がブリウレ (小修道院) として初めて現れるのは 1314 年である。サン=マルタン=ドゥ=サドゥラン礼拝堂 [30.1.14c] と同じく、長い間ヴァルボンヌのシャルトルーズ修道院 (Chartreuse de Valbonne) の管理下に置かれていた。現在残る建物はロマネスク様式ではあるが、1897 年と 1987 年に再建工事が行われており、全体的に古い部分は多くはない。2 ペイからなる長方形の身廊は東西の外寸がおよそ 10 メートル、南北の外寸は 6.15 メ

ートルである。かつて身廊の東側に付いていた半円形の後陣は失われてしまっている。身廊の天井は交差ヴォールトで、東側のベイ（方形の内陣となっている）の南壁上部には大きな丸窓が開けられている。その丸窓の下に以前は半円頭形の出入口が開けられていたが現在は埋められており、唯一の出入口は西ファサードにある。身廊の外壁上部は、南北ともに三角形の切妻が2つずつ並ぶ仕様になっている。西ファサードと東端の外壁も切妻形となっている。

なおシュスクランのサン=ジュスト教会のすぐ近くには、サン=トギュスタンと名付けられたメディアテークがある（*Médiathèque Saint-Augustin*）。これはももとは11世紀後半あるいは12世紀前半頃に建てられた古いロマネスク聖堂を、その後大幅に改修するなどして再利用したものであるが、壁アーチや柱などに残されているフレスコ画は15世紀あるいは16世紀のものである。またシュスクランのコミュニオンには、セーズ川の対岸すぐのところろにロマネスク期のサン=テメテリー礼拝堂（*Chapelle Saint-Émétery*）が、さらに北東のローヌ川沿いのカドネ地区（マルクルの原子力発電施設の敷地のすぐ北あたり）にはやはりロマネスク期のサン=ジョルジュ礼拝堂（*Chapelle Saint-Georges de Cadenet*）があった。共に20世紀初め頃まではわずかな遺構が残っていたようであるが、現在は完全に消滅している。

Labande (1902) pp.82-85; Laville (1877) pp.115-122; RIP.

30.1.16a サبران／サント=アガト城塞礼拝堂（*Église Ste-Agathe, Sabran*）

バニョル=シュル=セーズから県道 D6 を西へ7キロで県道 D166 に折れ、南に3キロ行くとサبرانの村に至る。村を見下ろすようにして封建時代の城の遺構と、そこに寄り添うようにして建つサント=アガト城塞礼拝堂がある。聖アガト（聖アガタまたはシチリアのアガタ）は3世紀に殉教したシチリアの聖人で、美しい彼女に目をつけたローマの役人の意に従わなかったことから、乳房を切り落とされ、獄中で亡くなったとされる。

サبرانとその城は、中世のプロヴァンス・ラングドックにおける有力な封建領主であったサبران家ゆかりの場所である。その祖先はカロリング家のカール・マルテルにつながるとも言われるが、確かなことはよく分からない。11世紀にはここに定着したことで、この地がサبرانと呼ばれるようになった。その頃のサبران家の当主ギヨーム1世（*Guillaume Ier de Sabran, 1040?-1105?*）は、トゥールーズ伯の有力家臣として第1回十字軍（1096-1099年）に参加し、アンティオキアやイェルサレムで戦っている。その後もサبران家はトゥールーズ伯に臣従するが、ギヨーム1世の次男の家系であるレーモン1世（*Raimon Ier de Sabran, 1115?-1209*）はフォルカルキエ女伯ジェルサンド（またはガルサンド、*Gersande de Forcalquier*）と結婚し（1178年）、フォルカルキエ伯を兼ねる。やはりガルサンドという名のその娘（*Garsende de Sabran, 1180-1242*）はフォルカルキエ伯位を継いで、プロヴァンス伯アルフォンス2世と結婚する（彼女は1225年に現在のヴァール県にあるラ・セル修道院に隠棲したことで知られる）。このアルフォンスとガルサンドの息子が、プロヴァンス伯とフォルカルキエ伯を継いだレーモン=ベランジェ4世（*Raimond-Bérenger IV de Provence, 1195-1245*）である。彼とベアトリーチェ・ディ・サヴォイアの間生まれた4人の娘たちは、長女

マルゲリート (Marguerite) はフランス国王ルイ 9 世と、エレアノール (Éléanore) はイングランド国王ヘンリー 3 世と、サンシー (Sancie) はヘンリー 3 世の弟のコーンウォール伯リチャードと、そして末娘のベアトリクス (Béatrix) はフランス国王ルイ 9 世の弟シャルル・ダンジューとそれぞれ結婚し、サブラン一族の血は、こうして英仏両国の王家の中に流れ込むこととなった。またその後サブラン一族の中では、アンスイ (Ansois) 男爵にしてイタリアのアリアーノ伯でもあったエルゼアール (Elzéar de Sabran, 1285-1323) とその妻デルフイーヌ (Delphine de Sabran, 1283-1360) が知られている。この夫婦は、純血のままの結婚生活、病者や貧者への慈悲と施しなどによって、後にカトリック教会から夫は聖人に列聖され、妻は福者に列福された。二人の聖遺物は、今はアンスイの教会と、アプトのサント=アンヌ大聖堂に保管されている。サブラン一族の血筋自体はその後長く受け継がれ、大革命をも乗り越え、19 世紀以降はサブラン=ポンテーヴ家 (Sabran-Pontevès) として今日まで続いている。

サブランの城は、もとはケルト人のオッピドゥムがあった場所に建てられた。現在残る 4 つの塔の遺構はサブラン家によって建設された 12 世紀のもので、それらの塔のうち最も新しいものは 13 世紀初め頃のものとなっている。その後サブランの領地は複数の領主によって分割所有されていた模様で、16 世紀になると Combes 家がサブランの領主となった。1573 年、宗教戦争の最中にプロテスタントによって攻撃・占領され、大きな被害を受けた (1575 年にユゼス公が奪還)。1602 年には、サブランの領地の半分はラングドック総督 Pierre d'Augrier が所有したが、その後この地は Montclus の領主が所有した。1632 年、時の領主がモンモランシー公アンリ 2 世の反逆に加担したため、ルイ 13 世 (1601-1643) はサブランの城の破壊を命じている。長いこと城は荒廃したままであったが、1860 年になって、城の中央の塔の遺構の上に聖母マリアの大きな白い立像が据え付けられた。ただしこの像は、サブランの城の歴史にも聖アガト礼拝堂にも何ら関係がない。

城に寄り添うようにして建つサント=アガト礼拝堂は、もとはサブラン城の城塞礼拝堂 (Chapelle castrale) で、建設は 12 世紀後半である。サブラン家のために建てられたというよりは、この城を守備する騎士たちのために建設されたものであるとも言われる。その後は教区教会として、大革命までユゼス司教の管轄下にあった。宗教戦争の際には城とともに大きな被害を受けた。1881 年頃から修復と拡張工事が開始され、最近では 1980 年代になってから大々的な修復作業が行われている。現在はコンサートや文化的な展示会などにも使われている。

西ファサードは完全に建て替えられている。下半分は、大きさは不揃いであるが比較的確切りとした石積みで、その中央には近代になって造られた扉口が開く。上半分は不整形な石積みで、中央に丸窓が開けられている。



30.1.16a Sainte-Agathe de Sabran

身廊の南壁には方形の大きな窓がひとつ開けられており、その真下には、今は埋められてしまった半円頭形の出入口の名残が見られる。後陣側には聖具室の建物が増築されている。一方、古い石積みが残る北壁には、後陣の近くに小さな方形の窓があるだけで他には開口部はない。すぐ隣に建つ城の塔（tour des 4 baies）との狭い隙間に、小さなフライング・バットレス（アルク・ブータン／飛び梁）が架けられている。後陣は、中段は切り整えられた長方形の中石材（moyen appareil）が並ぶ。東端に開けられた半円頭形で隅切りされた窓の枠組みも同様である。後陣の上部と下部は不整形の石積みである。上部が三角形となった縦長の鐘楼は、聖堂内部の身廊と内陣の間の「凱旋アーチ」よりも西寄りの位置に立っている。

聖堂内部は4ベイからなる単身廊形式で、その天井は半円筒形のトンネル・ヴォールトである。尖頭形の横断アーチはヴォールトの起拱点にあるコーベルが受け止める。身廊の南北両側にはわずかに尖頭形となった二重の壁アーチが並ぶ。特に北側の壁アーチは南側のそれよりも奥行きがある。これらの壁アーチはインポストを介して方形のピラストルが受け止めている。北側の最東端の壁アーチのみ尖頭形ではなくて半円形アーチであるが、この部分が最も古いとされる。凱旋アーチもわずかに尖頭形である。ただし後陣の半ドームは半円形である。後陣は身廊と同じだけの幅で、中央には半円頭形で隅切りされたロマネスク様式の窓が開き、ステンドグラスがはめられている。その窓を境にして内部の壁も様子の異なる石積みとなっている。後陣には半ドームが架かるが、その石積みは全く不整形なものである。

Alègre (1908) pp.7-11; Anonyme (1897) pp.107-115; Clément (1993) pp.376-377; Dieltiens (2011) pp.128-129, pp.321-322; Labande (1902) pp.161-164; Moreau (1997) pp.170-171.

30.1.16b サبران／コンブのサン＝ジュリアン＝ドゥ＝ピストラン礼拝堂

(Chapelle Saint-Julien-de-Pistrin, Combe, Sabran)

バニョル＝シュル＝セーズから県道 D6 を西へおよそ 3 キロ進むと、コンブの集落に向かう D6a が分かれる。その道に入るとすぐのところに、サン＝ジュリアン＝ドゥ＝ピストラン礼拝堂がコンブの墓地に囲まれるようにして建っている。建設は 12 世紀とされる。「ピストラン」の語源であるラテン語の「ピストリヌム」(pistrinum) が、古代にここにあったヴィラのパン焼き小屋を指していることからその名が付けられたと言われるが、「ピストリーノ」(Pistrino) という名前の人物が 12 世紀の史料の中に現れており、その人物とこの聖堂の関わりも指摘されている。宗教戦争の際には被害を受け、1605 年に大がかりな再建工事が行われた（そのことを記した石版が南側外壁の扉口の上に埋め込まれている）。長い間、教区教会であったが、1807 年にその地位をノートル＝ダム＝ドゥ＝コロムビエ教会 [30.1.16c] に譲った。1990 年代に入って断続的に修復工事が行われている。とりわけ 1995-1996 年の修復が大々的で、後陣の屋根が造り直されたのもその時のことである（それを記した石が後陣の屋根の上に据えられている）。20 世紀になってからは祭事などの機会も少なくなったが、現在ではさまざまな文化行事、絵画等の展示会、コンサートや講演会などに使用されている。

1990年代の修復工事もあって、現在は全体的に非常にきれいな状態である。扶壁のない長方形の身廊部に半円形の後陣が付くだけのシンプルな形であるが、その姿は今もロマネスクの小聖堂の端正な美しさを保っている。身廊部南側の外壁上部にはライオンと羊の2つのガーグイユが付けられている。また外に向けて大きく隅切りされた半円頭形の窓が2つ開けられている。聖堂内部への出入口も南壁に開けられている（その横には小さめの方形の開口部があるが、鉄格子がはめられていて現在は使われていない）。身廊部北壁には、窓はないが東側に方形の祭室と小さな聖具室が17世紀に増築されている。また外壁の中ほどに半円アーチが架かる出入口の名残が認められる（今は埋められている）。その出入口のアーチの石には石工による線刻記号「M」が残されている。西ファサードには扉口はないが（ただしそれらしきもの名残が認められる）、大きさの異なるロマネスク様式の半円頭形の窓が上下に2つ並んでいる。こうした仕様は、ガール県東部のこの地域では珍しいものである。なお下の窓は、外に向けてのみ隅切りされている。後陣は半円形で、下半分は不整形な粗い割石積み、上半分は切り整えられた切石積みである。後陣の上部を巡るコーニスには中央部分にパルメットや尖葉文が残るが、コーニスの大部分は丸型の枠取りだけが並んだものである。それがパルメットなどの彫刻を施す前の状態なのか、それともそうした彫刻を削り取ったものなのかは判然としない。そのコーニスのすぐ下には、歯車形の連続帯が同じように後陣上部を巡っている。ただしこの歯車装飾は、ギリシア風の雷文のように部分的な変形が加えられたものとなっている。こうした歯車形の帯は、古代の伝統の強いプロヴァンスの影響を感じさせるが、この地域ではやはり珍しいものである。なおL・H・Labandeによれば、後陣南側に開けられた窓のタンパン部分には、3つ連なる円形の彫刻装飾が施されているというが、筆者には確認できなかった。凱旋アーチの上に立つ鐘楼は、1681年と1847年に修復されたもので、鐘を吊すベイ1つからなるすなりと縦に細長いものである。鐘楼のすぐ下、後陣の半円錐形の屋根の頂部のところには、ごく小さな凸凹型の開口部がある。

聖堂内部の身廊部分（東西13メートル、南北5.8メートル）は、横断アーチで区切られた2ベイからなり、西側のベイは1605年の修復工事の際に大きく建て替えられた。またその際に、東側のベイの北に方形の祭室と小さめの聖具室が増築された。天井は半円筒形トンネル・ヴォールトである。身廊部の側壁は、厚い部分で1.7メートルある。南北両側に半円形の壁アーチが付けられている。南側に開けられた窓は内部に向けて隅切りされている。身廊と後陣の間の凱旋アーチは一見すると半円形であるが、よく見るとほんのわずかながら尖頭形となっている。後陣にはコーニスの上に半ドームが架かる。東端には半円頭形で内部に向けて隅切りされた窓が開けられている。この後陣には、近年に



30.1.16b Saint-Julien-de-Pistrin

なって赤い彩色が施されたが、それが妥当なことであったかどうかは残念ながら疑問であると言わざるを得ない。身廊の北西端の隅にある方形のピラストルの柱頭部分には、下にいる人間を上から見下ろすようにして不思議な人物の顔が彫刻されている。

聖ジュリアン（ユリアヌス）はリヨンの南のヴィエンヌで生まれ、ローマの軍人となり、304年にオーヴェルニュのブリウドで殉教した。同地のサン＝ジュリアン・バジリカ聖堂地下クリプトにはこの聖人の聖遺物が保管されている。フランスでは広く崇敬を集めた聖人の一人である。ヤコブス・デ・ウォラギネ（2006）pp.352-353; Béraud（1941）p.47; Béraud（1957）p.30; Clément（1993）pp.278-279; FSAF; Labande（1902）pp.73-77; GV.

30.1.16c サブラン／ノートル＝ダム＝ドゥ＝コロンビエ教会

(Église Notre-Dame-de-Colombier, Sabran)

バニョル＝シュル＝セーズから県道 D6 を西へおよそ 3 キロ進み、コンブの集落に入る手前で県道 D274 を南に折れて 1.6 キロである。県道から西へ少し入ったところに村の広場があり、ノートル＝ダム教会もその広場の一角に建っている。

もとは 12 世紀に建設された。この聖堂についての史料は少なく、その歴史もあまり知られていない。かつては教区教会であったが、サブランの教区に統合された。建物自体は 19 世紀になってヴォールトを架け替えて建物自体の高さが加えられた。そのことは石積みの形と色の違いから判る。特に身廊の東側の外壁、すなわち凱旋アーチ（勝利門アーチ）の外壁にそうしたかさ上げの跡がよく残っている。そこではもとの壁面の石積みは切り整えられた中石材によるきっちりとしたものであるが、増築された部分是不整形の小石材による。身廊外壁に付けられている扶壁はその外壁のかつての高さまでしかない。身廊の南側には隅切りされた半円頭形の窓が 3 つ開けられており、さらにその窓の下に、近代になってから 2 ベイからなる祭室が増築されている。南壁の西寄りの所に扉口が開く。これは近代になって造り替えられたもので、半円形のタンパンには漢字の「大」の形をした装飾された十字架が彫刻されている。この扉口の向かって右側の側壁にはガロ＝ローマ時代のものと思われる墓碑の断片が埋め込まれている。凱旋アーチの上に、四方に鐘を吊すベイの開いた方形の鐘楼が立ち、その上には尖塔が載る。半円形の後陣は、異なる石積みの層が 3 つ重なったものとなっている。下段は小石材の粗い並べ方で、中段が中石材によるきっちりとした石積み、上段はいろいろな大きさの不整形な石が粗く積まれている。後陣の上の切妻形の壁（凱旋アーチ外壁部分）には、二重のアーキヴォルトに縁取られた小さな半円頭形の窓が開けられていて、そのアーチは左右で小円柱に支えられ



30.1.16c Notre-Dame-de-Colombier de Sabran

ている。なおこうした仕様は、ここから約 5 キロ北にあるサン=マルタン=ドゥ=サドゥラン礼拝堂 [30.1.14c] とよく似ている。コロンビエでは、アーキヴォルトを大きめのインポストを介して支える小円柱の柱頭彫刻が、単純な形のアカンサスとその中央に丸い花卉を配したものとなっている。

内部は 4 ベイからなる単身廊形式で、右端に半円形の後陣が付く。天井は半円筒形トンネル・ヴォールトで、3 つの横断アーチが架かり、そのうち中央のものだけが方形のピラストルとなって床まで下りる。残りの 2 つは、ヴォールトの起拱点にある持ち出し（コーベル）が受け止める。その起拱点には水平のコーニスが身廊の南北の側壁に巡らされている。身廊側壁には半円形の壁アーチが並び、それぞれのアーチの中に開けられた窓は、小円柱に支えられた半円アーチに縁取りされている（ただし西端のベイには窓はない）。尖頭形の凱旋アーチの上部にも同様の窓が開けられており、やはり小円柱が窓の左右に置かれている。さらに半円形の後陣にも正面（東端）に、左右の小円柱にはさまれた縦長で半円頭形の窓が開く。水平のコーニスの上は半ドームとなっている。L. Alègre の残したデッサンによれば、凱旋アーチを受け止めるインポストに、組紐文様と« STEPHANVS BERTRANVS » という彫刻家あるいは建築家らしき人物の名前が彫刻されているというが、19 世紀末頃に失われてしまったようで、筆者にも確認できなかった。

Clément (1993) pp.387-388; Favreau et Michaud (1988) p.60; Labande (1902) pp.165-170.

30.1.16d サブラン／ブサルグのサン=サンフォリアン礼拝堂

(Chapelle Saint-Symphorien de Boussargues, Sabran) privée

ブサルグはサブランのコミューンにあるが、位置的にはバニョル=シュル=セーズとサブランのちょうど中ほどにあたる。バニョルから県道 D6 を西へおよそ 3 キロで県道 D274 に入り、南へ 2 キロほど行くと、今はワイン醸造のドメヌであるブサルグ城へ向かう小道（私道）が分かれるので、それを 1.2 キロほど登る。

ブサルグの城は、古代ガロ=ローマ時代には大きな農場を営むヴィラがあった場所に建てられている。11 世紀末あるいは 12 世紀初め頃に、トレスクの領主でもあったサブラン家のギヨーム 1 世がテンプル騎士団に寄贈したと言われる。14 世紀にこの騎士団の解体を受けて、聖ヨハネ騎士団（病院騎士修道会）が引き継いだようであるが、その後は所有者が目まぐるしく変わり、現在は個人所有のドメヌとなっている。サン=サンフォリアン礼拝堂（またはサン=フロラン Saint-Florent 礼拝堂とも言われる）は、こ



30.1.16d Saint-Symphorien de Boussargues

のシャトーの裏手からさらに森の中の小道を 200 メートルほど歩くと、周囲を緑豊かな木々に囲まれた静かな場所にひっそりと建っている。ドメヌの敷地内であるが、礼拝堂の鍵はこのドメヌで借りることができる。

建設は 12 世紀である。それ以前のカロリング期の古い聖堂を建て替えたものである（さらにその前には古代ローマ時代の小さな建物があつたとされる）。長方形の身廊に半円形の後陣が付くというシンプルな形である。カロリング期の古い聖堂の石積みは、南側の外壁（向かって右側部分）と、後陣の一番下の土台部分に残されている。外壁には南北ともに扶壁は付けられていない。ただし足場を組むための小穴（trous de boulin）が一定間隔で並んでいる（これは聖堂内部にもある）。南側の外壁には半円頭形で隅切りされたロマネスク様式の窓が 2 カ所開けられている（北側の側壁には窓はない）。そのうち東側の窓の向かって斜め左下には、線刻された半円形の日時計が残されている。半円形の後陣にも東端にロマネスク様式の窓が開く。後陣の最上部には二重のコーニスが巡るが、そこには、北寄りのところにかかなり摩耗した星形の彫刻装飾が残されているのがわずかに認められる。L・H. Labande が伝える L. Alègre のデッサンによれば、それ以外にも尾の長い不思議な動物の彫刻があるとされるが、筆者には確認できなかった。この後陣の上、すなわち凱旋アーチの外壁には、身廊北壁の東端部にかけて、石工による線刻が多く残されている。十字形その他、さまざまな方向に向けられた「P」や「q」である。この凱旋アーチの壁にはやはり半円頭形のロマネスク様式の窓が開くが、内部は方形となっていて、その上に載る半円形のタンパン部分には花卉を大きく放射状に開く半円形のヒナギクが彫刻されている（これは外側だけではなく内側も同じ）。

同様のモチーフの花卉彫刻は身廊南壁に付けられた扉口上部にも見ることができる。この半円頭形の扉口は、南壁に開けられたやはり半円頭形の窓の真下にあるが、特徴的なのは、その半円アーチのすぐ上に、植物彫刻の施されたフリーズが、古代風のペディメントのように三角形に埋め込まれ、一種のアーキヴォルトを形作っていることである。そのフリーズは、向かって左側の辺はパルメットに包まれた丸い果実（あるいは花卉）が連なり、右側の辺は細長い尖葉文が連続するものとなっている（その右側のフリーズのすぐ外側には小さな花卉が 3 つ集まった彫刻が残されている）。ヒナギクの放射状の半円形花卉彫刻は、そのペディメントの頂点の内側に埋め込まれている。こうした半円形花卉彫刻は、同じラングドックでは例えばオード県のサン＝ポリカルプ（Saint-Polycarpe）修道院教会（12 世紀）の祭壇彫刻にも見られるものである。また三角形の古代風ペディメントは、プロヴァンスのタラスコンにあるサン＝ガブリエル礼拝堂や、ル・トールのノートル＝ダム＝デュ＝ラック教会、ドロームのサン＝レスティテュ教会などにおいても見ることができる。西ファサードにはやは



30.1.16d Saint-Symphorien, porte sud.

り足場用の小穴が並んでいる。半円頭形の扉口と切妻部分の半円頭形の窓が上下に並ぶ形になっている。20世紀の初めには凱旋アーチの上に載る鐘楼は半ば崩れていたが、1991年からの聖堂全体の修復工事の際に再建されている。

聖堂内部は2ベイからなる単身廊形式で、方形のピラストルに支えられた幅のある半円形の横断アーチによって区切られている。側壁には半円形の壁アーチが並ぶ（東側ベイの南壁には、外壁と同じように古い石積みが残



30.1.16d Saint-Symphorien, abside.

されている）。壁アーチを受ける方形のピラストル（壁付き柱）にはパルメットや大きな尖葉の彫刻装飾が並ぶコーニスが付けれられている。天井は半円筒形トンネル・ヴォールトであるが、その起拱点に水平に付けられたコーニスは、さまざまな形のパルメット文様が美しく彫刻されたフリーズとなっている。南側の側壁に付けられたフリーズにはパルメットの下に、卵形のいわゆる「オーヴ」（ove/Egg-and-dart）装飾が連なっている。凱旋アーチには、方形の窓が付けられ、開口部の上は内部にあってもヒナギクの花弁彫刻のタンパンとなっている。その下の半円形の後陣には水平に巡るコーニスの上に半ドームが架かる。後陣の反対側の西壁には、内側が二重のアーチになった出入口が開き、さらに上部のヴォールト近くに半円頭形の窓が開けられているが、アーチ部分に小型のタンパンが付けられ、そのタンパンは、凱旋アーチ外壁に開けられた窓や南壁の扉口上部のペディメントの場合と同じく、放射状に花弁を開く半円形のヒナギクの彫刻である。ただしこの西壁（内側）の場合は、窓の中央においてこの小タンパンを、ひねり状に縦溝の付けられた小円柱が支えている。

Clément (1993) pp.247-249; Labande (1902) pp.32-33, pp.170-176; Moreau (1997) pp.171-172; Nougaret et Saint-Jean (1975) p.41; RIP.

30.1.16e サبران／メジエのサン=カストール教会 (Église Saint-Castor de Mégier, Sabran)

サبرانから県道 D166 を南へ約 4 キロである。聖堂はメジエの村の中を通る D166 沿いに建っている。建設は 12 世紀で、ユゼス司教レーモン 1 世がいったんはグダルグ修道院に付属せしめたが、その後はトレスクの礼拝堂とともにサبرانの管理下に置かれた。18 世紀後半、フランス革命の直前に大部分が建て替えられた。現在のサン=カストール教会は、ロマネスク聖堂の雰囲気はとどめながらも、実際には 12 世紀の建築の名残は、その土台部分（石積みの色が異なる）と、壁面に埋め込まれた一部の積み石（点刻や線刻が認められる）のみである。聖堂自体は 2 ベイからなる方形の身廊に半円形の後陣が続くというシンプルなもので、身廊部には半円頭形で隅切りされた窓が 2 つ、また後陣部には南側に同様の窓（さらに小さい）が 1 つ開けられている。西ファサードには近代になって作られた扉口と丸窓があり、その上には鐘

楼が立つ。

Clément (1993) p.106; Labande (1902) pp.164-165.

30.1.17 カヴィラルグ／ノートル＝ダム＝デュ＝サン＝セピュルクル隠修礼拝堂

(Ermitage Notre-Dame-du-Saint-Sépulcre, Cavillargues)

カヴィラルグから県道 D166 を北のサブラン方面へおよそ 3 キロ行き、小山の尾根伝いに西へ向かう細い道に入ると、1 キロほどで開けた場所に建つエルミタージュ（隠修礼拝堂／Ermitage）に至る。この聖堂は、18 世紀終わり頃までは「ノートル＝ダム＝デ＝ザンプル礼拝堂」（Chapelle Notre-Dame-des-Imbres）と呼ばれていた。もともとの建設は 12 世紀とされる。トレスク、カヴィラルグ、サブランの領主であるサブラン家のギヨーム 1 世（または 2 世／Guillaume de Sabran）が、トゥールーズ伯レーモン 4 世とともに参加した第 1 回十字軍（1096-1099 年）から帰還した後に建設したと言われるが、1099 年のイェルサレム占領後のギヨームの消息は必ずしも定かではなく、1105 年までには没したとも考えられている。したがって、ギヨームがこのエルミタージュの創建者であるということは仮説の域を出ない。L.-H. Labande によれば、15 世紀にはエクス司教区の Saint-Justin-de-Sézade 修道院に属したが、その後 1459 年にはカルサン（Carsan）のプリウレと統合された。1639 年、バニョル＝シュル＝セーズのカルメル会（Carmes de Bagnols）がここを手に入れるが、ポン＝サン＝テスプリのベネディクト会との間で管轄をめぐる争いが 17 世紀後半まで続いたという。18 世紀になる頃には荒廃も進み、半ば廃墟化していたようである。19 世紀（1854-1860 年）に行われた修復・拡張工事の際に南北の翼廊の礼拝室が増築された。その後はカヴィラルグの教区に編入され、巡礼も訪れるようになっている。

3 ベイからなる東西に長い身廊に対して、19 世紀に増築された南北の翼廊は不釣り合いなほど大きい。北側の翼廊は平面がほとんど円形に近い。12 世紀の古い部分は、東端に付く半円形の後陣と、それに隣接する身廊の東側のベイのみである。後陣は小石材による土台部分の上に中石材の切石がきれいに積まれており、東端に隅切りされた半円頭形の細長い窓が開けられている。それに対して 19 世紀に増築された翼廊および身廊部の外壁は不整形の小さな石が乱積みされている。ただしそれらに付けられた扶壁（ピラストル）は、整えられた切石が組まれたものである。南側外壁の中央の扶壁上部には 1689 年の日時計が埋め込まれている（以前は南側翼廊の窓の下にあったが、近年の修復工事の際にこの場所に移された）。西ファサードは半円頭形のシンプルな扉口と、その上にやはり半円頭形の縦長の



30.1.17 Notre-Dame-du-Saint-Sépulcre

窓、そして三角形の切妻の上にはベイ 1 つだけのすらりとした鐘楼が立っている。その塔頂部は三角形のペディメントである。

聖堂内部は、東西に長い単身廊形式で、天井は半円筒形トンネル・ヴォールトとなっている。ヴォールトはもともとは青く塗られていたが、最近になって側壁とともに上塗りされていた漆喰が取り除かれて石積みがそのまま見えるようになっている。西側の 2 つのベイは 19 世紀のものである。太くて内側に張り出したピラストルとその上に載る横断アーチから東側のベイと後陣が 12 世紀のものである。そのベイの南北にある半円形の翼廊の祭室も新しい。南側の祭室には、半ドームの部分に大きな半円頭形の窓が開く。ほんのわずかに尖頭形となった凱旋アーチは二重になっていて、その内側のアーチは、水平のモールディングが 5 段（あるいは見方によれば 6 段）の、階段状に狭まっていくコーベルが受け止めている。南北の祭室が身廊側に開く半円形のアーチも同様である。こうした階段状のアーチ受けの仕様は、例えばプロヴァンスのシルヴァカーヌ修道院の横断アーチを受けるコーベルにおいて、より完全な形で見ることができる。わずかに尖頭形となった凱旋アーチなどとともに、それはカヴィラルグのエルミタージュがシトー会の聖堂と同じ 12 世紀後半のロマネスク後期のものであることを示唆している（ただしシトー会建築との関連は不明）。半円形の後陣の東端には隅切りされた半円頭形の小さな窓が開き、その上には水平のモールディングを介して半ドームが架かる。

Clément (1993) p.388; Labande (1902) pp.78-81.

30.1.18a トレスク／ノートル＝ダム教会 (Église Notre-Dame, Tresques)

トレスクはバニョル＝シュル＝セーズの南およそ 7 キロにある村である。ユゼス司教区の中では最も早くに防御周壁などで要塞化された集落のひとつで、1060 年のニーム大聖堂のカルチュレル(証書集)には「カストルム」としてその名が出てくる (Castrum quo dicitur Trescas)。ノートル＝ダム教会は、村の小丘のほぼ中央に建っている。12 世紀後半にもともとあった古い礼拝堂が建て替えられ、その後ここトレスクの領主であったサブラン家の礼拝堂として使用されたものである。14 世紀後半 (1382-1384 年頃) に、Tuchins の反乱がオーヴェルニュからこの地方に波及した際、周辺地域から住民たちがトレスクの城壁内に避難したことを受けて教区教会となった。その後百年戦争や宗教戦争、フランス革命などの際に被害を受け、そのたびに修復・拡張工事が行われたが、19 世紀後半になって大規模に再建された。従って、西ファサードや身廊部はまったく新しいものである。ロマネスク期の名残をとどめるのは、わずかに後陣とトランセプトの一部分だけである。

ノートル＝ダム教会のすぐ西には、12 世紀に建てられた城塞の監視塔 (tour de guet) が残されている。16 世紀の宗教戦争の際には監獄として使われたという。

トレスクの村から西へおよそ 1.4 キロのサン＝ルーと呼ばれる場所にあったとされるサン＝ルー・ドゥ・セルヴザン礼拝堂 (Chapelle Saint-Loup de Servezan) は、今は完全に消滅している。ここで見つかった 12 世紀頃の祭壇障壁の断片は、現在はアヴィニョンの碑文博物館 (Musée Lapidaire d'Avignon) に展示されている。周囲を組紐文様とパルメットに縁取りされた四角い

枠の中に四方に葉を広げた花卉が3つ並んでいる。

Clément (2000) p.371; Labande (1902) pp.208-214, pp.223-224; Narasawa (2015) p.364.

30.1.18b トレスク／サン＝マルタン＝ドウ＝ジュサン礼拝堂

(Chapelle Saint-Martin de Jussan, Tresques)

バニョル＝シュル＝セーズから県道 D5 を南へ約 8 キロ、トレスクからだ県道 D409 を北へおよそ 1 キロの県道沿いに、オリーブの木に囲まれて建っている。ローマ時代のヴィラの跡地に、ピピンがイスラームとの戦いで勝利を記念して建設したとも言われるが、同じような言い伝えはこの地方には他にもあり、確かなことではない。礼拝堂の周囲からはガロ＝ローマ時代の遺物が数多く発掘されており、この場所に古代以来小集落があったことがうかがえる。現在の聖堂の建設は 11 世紀（あるいは 10 世紀末頃）から 12 世紀にかけてのことである（史料における初出は 1485 年）。かつては礼拝堂の周囲に集落とともに施療院や墓地もあった。そのため最初はここが教区教会であった。古くから皮膚病を患う子供を連れた親がその快癒を願って巡礼に訪れるところでもあり、親たちは子供の体を覆っていた衣をこの聖堂の南東に立っている十字架の元に置いて祈りを唱えたという。13 世紀のアルビジョワ十字軍の結果、この地は王領に編入された。14 世紀後半にオーヴェルニュから波及した Tuchins の反乱の際には被害を受け、隣接する施療院なども破壊されている。また 14 世紀末には、百年戦争の混乱やあちこちを荒らし回る傭兵たち (Grandes compagnies) から身を守るために、この地域の住民たちが防御を施されたトレスクの城壁の中に移り住み、それにとまって教区教会もトレスクのノートル＝ダム教会に移された。16 世紀には一時荒廃するが、教区教会でなくなった後も長い間この礼拝堂には、皮膚病快癒を祈願する巡礼が訪れ、彼らのための祭式が執り行われ続けた（この巡礼は驚くべきことに 1950 年代まで続き、今日までこの礼拝堂が比較的良好な状態に保たれているのはそのおかげであるとも言われる）。17 世紀にはこの場所はコンティ公の所有となるが、フランス革命の後には国有財産として売却された。その後 1839 年から 1872 年までヴォギュー (Vogüé) 伯家に連なる一族がここを墓所として所有し、この一族のうちシャルル・ルイやジョゼフなどが礼拝堂の中に葬られている

(ヴォギューは現在のアルデッシュ県南部の小都市)。1970 年代以降、礼拝堂はトレスクのコミュニューンの所有となっている。19 世紀には何度か修復工事が行われたが、最近では 1990 年に大きな工事が行われている。窓にステンドグラスがはめられたのは 1980 年代初めのことであった。

この聖堂は、2 ベイからなる身廊に半円形の後陣が付くというシンプルなものであるが、サブラン (コンブ) のサン＝ジュリアン＝ドウ



30.1.18b Saint-Martin de Jussan

=ピストラン礼拝堂 [30.1.16b]、あるいはやはりサブランにあるブサルグのサン=サンフォリアン礼拝堂 [30.1.16d]、さらにはヴェネジヤンのサン=ピエール礼拝堂 [30.1.12b] などとの間に、多くの類似点を見出すことができる。聖堂の建設は、大きく 2 つのフェーズからなるとされ、最初のもは 11 世紀後半の 1080 年頃（または 1050 年頃）から 1100 年頃にかけてで、後陣とそれに続く身廊の東側のベイ（特に下半分）が最も古い。その部分は、おおよそ四角く削られた小石材（砂岩）が粗く積まれている。次のフェーズは 12 世紀後半の 1150 年頃からで、西側のベイと方形の鐘楼が造られた。切り整えられた中石材（石灰岩）が主体となったきっちりとした石積みとなっている。石には石工の刻印なども見られる。後陣には大きさの異なる切石が積まれている。下部が最も大きめで、上に行くほど切石は小さくなる。小さなアーチが 3 つ一組となったロンバルディア帯が巡り、これはヴェネジヤンのサン=ピエール礼拝堂と同じ仕様である。東端に隅切りされたロマネスク様式の半円頭形の窓が開く。後陣の上の凱旋アーチ外壁には、十字形の開口部がある。

身廊部は 2 ベイからなる。外壁には南北ともに扶壁が 3 つ付けられている。地形の関係で、南北においては扶壁の高さが異なり、南西角の扶壁が最も高さがある。南側外壁には隅切りされた半円頭形の窓が 2 つ開けられている（ただし高さが微妙に異なる）。そのうち西側の窓は、頭部のアーチ（ヴシュール）の内側が半円形の小さなタンパンとなっていて、開口部自体は縦長の方形である。これはサブラン（コンブ）のサン=ジュリアン=ドゥ=ピストラン礼拝堂などと同じ仕様である。聖堂建設の第 2 フェーズ（12 世紀後半）に当たる西側の身廊の南壁には半円頭形の扉口があって、その上に架かる半円形のアーチ（アーキヴォルト）に施された古い彫刻装飾に注目すべきである。すなわちアーチを構成する 14 のクラヴォー（それぞれ長さ約 30 センチ、幅はまちまち）のひとつひとつに浅浮彫りの彫刻が施されているのである。かなり摩耗しているが、パルメット、アカンサスなどの葉飾り、ヒナギクの丸い花卉、そして向かい合う鳥や二人の人物などが並んでいる。全体として楽園（天国）を表現したものであると言われたりもするが、J. Tardieu や P. A. Clément によれば、こうした鳥や人物は聖マルティヌス（聖マルタン）の伝説にまつわるものであるという。すなわち、左から 7 番目のクラヴォーの向かい合う鳥は、聖マルティヌスがかわせみ（martin-pêcheur）に川の魚を貪欲にむさぼるのを止めさせたエピソード、また左から 5 番目のやはり向かい合う二人の人物は、聖マルティヌスが自らを捕らえた盗賊を悔い改めさせたというエピソード、さらに右から 3 番目のクラヴォーで葉を茂らせる木をはさんで向かい合う二人の人物は、聖マルティヌスを無謀にも縦の大木で打ち倒そうとして失敗した木こりのエピソードなどを表しているという。

身廊の北側の外壁には窓などは開けられていないが、西のベイの下部に「死者の扉口」と呼ばれた小さめの出入口の名残が残されている。かつて隣接していた墓地との行き来のものであったと思われるが、現在は埋められている。西ファサードに出入口はないが、三角形の切妻のすぐ下に、二重のアーチに縁取られた半円頭形の窓が開けられている。身廊部東側のベイの上には、ヴェネジヤンのサン=ピエール礼拝堂と同じように方形の鐘楼が立つ。この礼拝堂建設の第 2 フェーズ（12 世紀）に造られたもので、半円形の開口ベイが四方に開けられており、ピラミッド型の塔頂部が載る。一番上には十字架が据えられている。ヴェネジヤンとは異

なり、ピラミッド型の塔頂部のすぐ下には歯車状のギザギザ文様の帯が巡っている。

礼拝堂内部は2ベイからなる単身廊で、東に半円形の後陣が接続する。2つのベイは半円形の横断アーチで区切られている。身廊側壁には半円形の壁アーチが付けられている。天井は半円筒形のトンネル・ヴォールトである。西側のベイでは、ヴォールトの起拱点に水平に延びるコーニスにパルメットの彫刻が施されている。この同じベイの北西の角のインポスト（西ファサードの内側の角にあたる）には、翼を持つワシが横長の姿で彫刻されている。またその反対側の南西の角のインポストにはやはり横になって自分の体に腕を回す人物の彫刻がある。それ以外にもこのベイのインポストには、摩耗が進んでいて分かりにくいですが、耳の長いウサギのような動物の彫刻も認められる。凱旋アーチを経て身廊の東に接続する後陣には半ドームが架かる。その凱旋アーチに開けられた十字形の開口部と後陣東端の窓からは、晴れた日には南フランスの明るい光が注ぎ込んで堂内を明るく照らす役割を果たしている。

ヤコブス・デ・ウォラギネ（2006b） p.239-240, p.243; BM; Clément（1993） p.106; Clément（2000） pp.371-375; Labande（1902） pp.214-219; Morel（2007） p.62; Nougaret et Saint-Jean（1975） p.49; Provost, et al.（1999） pp.701-711; Tardieu（1975） p.50, pp.55-57.

30.1.18c トレスク／サン＝ピエール＝ドゥ＝カストル礼拝堂

（Chapelle Saint-Pierre-de-Castres, Tresques）

トレスクの村から県道 D9 を東に向かって県道 D6086 に出る。それをバニョル＝シュル＝セーズに向けて北へ1.8キロほど進んだところで、東へ「Chemin de Mas des Boutes」が分かれるので、それをおよそ2キロほど行き、さらにラコー台地（Plateau de Lacau）に向けて北へ登る細い道に入ってそれを800メートルほど登ると、森の中の開けた場所に建つサン＝ピエール＝ドゥ＝カストル礼拝堂に至る。トレスクの村からは直線距離にして、北東へ約4キロである。

台地の上にあるこの場所には古代ガロ＝ローマ時代から集落（oppidum）があったことが考古学的発掘によって分かっている。最初は7世紀頃に小さな僧院が建てられたようであるが、現在残るサン＝ピエール＝ドゥ＝カストル礼拝堂は11世紀末から12世紀にかけて建設されたものである。ガール県東部のこの地域のロマネスク建築では最も古いもののひとつとされる。その時代、サン＝サテュルナン＝デュ＝ポール（Saint-Saturnin-du-Port／現在のポン＝サン＝テスプリ）の修道院に所属するベネディクト派（クリュニー修道会）の修道士たちがこの場所でプリウレ（小修道院）を営んでいた（その遺構は礼拝堂のすぐ南に残っている）。このプリウレは、その後も引き続きサン＝サテュルナン＝デュ＝ポールの修道院の管理下に置かれ続けることとなったが、16世紀からの宗教戦争によって、このプリウレにいた修道士たちはいなくなってしまい、ごくわずかな隠修士がこの地にとどまるのみとなった。しかし近隣地域からここを訪れる巡礼（特に頭痛に悩む病者が多かったという）はその後も途絶えることがなく、19世紀終わり頃までそうした巡礼が続いた。

礼拝堂の建物は、2ベイからなる身廊（交差部様の内陣を入れると3ベイ）に、半円形の後

陣が続く。後陣のすぐ西側のベイには奥行き狭い祭室が南北に付けられているので、外部にも南北にわずかに張り出している。南側の張り出しには中ほどの高さの所に丸窓が開けられている。また南北共に、この張り出し部分の外壁には足場を組むための小穴がたくさん開けられている。身廊部、後陣ともに、おおよそ四角く切られた小石材や中石材が比較的緩やかに積まれている。身廊部には扶壁はない。南側外壁の西寄りのベイに開けられた扉口には、歯車形の帯に縁取られた半円形のアーキヴォルトが架かる。これは鐘楼を除くと、この聖堂の外壁における唯一の装飾的要素である。半円形の後陣には東端にロマネスク様式の半円頭形の窓が開けられている。切り整えられた石組みによる外側に向けた大きな隅切りが非常に美しい。西ファサードには半円頭形の小さな扉口が開く。上部の切妻の中ほどにはやはり大きく隅切りされた窓が開けられている。その隅切りのアーチは半円形であるが、窓自体は縦に細長い方形の開口部で、頭部は小さなタンパンとなっている。この西ファサードにも、足場を組むための小穴が数多く開けられている。交差部様の内陣の上に立つ方形の鐘楼（1辺約1.7メートル）には、4つの面にそれぞれに半円形アーチの架かるベイが開く。南面と西面にあつてはそのアーチを小円柱が左右で受けているが、特に南面の小円柱はアカンサスの大きな葉飾りの柱頭彫刻を持ち、それに重なる冠板の上にアーチが架かっている。鐘楼にはかつてはピラミッド型の塔頂部が載っていたと思われるが現在は失われている。

礼拝堂内部は、先にも触れたように内陣を含めると3ベイからなる単身廊形式で、その内陣のそれぞれ南北に、奥行き狭い祭室が付いている。身廊部の天井はわずかに尖頭形となったトンネル・ヴォールトであるが、そのヴォールトの起拱点にはコーニスは巡っておらず、ヴォールトは側壁の壁面から直接連続している。西側の2つのベイを区切る横断アーチはやはりわずかに尖頭形で、南北の側壁のピラストル上部に付けられた張り出し（持ち送り）がそれを受ける。身廊側壁に並ぶ壁アーチには、その起点にインポストが付けられており、そこには水平のモールディングや簡素な図形的彫刻による装飾が施されている。凱旋アーチの起点にもインポスト付けられている。半円形の後陣には半ドームが架かるが、やはり水平のコーニスなどは見られない。

CAG, 30/3, p.701; Clément (1993) pp.216-217; *DEF, IIc*, pp.216-217; Labande (1902) pp.147-154; Leclaire (1994) pp. 469-470; Morel (2007) p.63; Nougaret et Saint-Jean (1975) p.49.

30.1.18d トレスクノサント=マドレーヌ礼拝堂

(Chapelle Sainte-Madeleine, Tresques) 遺構▲

トレスク周辺のロマネスク聖堂の中でも、非常に古いもののひとつに数えられる。言い伝えによれば、サン=ピエール=ドゥ=カストルのプリウレの修道士（クリュニー修道会士）たちがトレスクの北にあった沼地を干拓し、その傍に建てたものであるらしい。最初はサン=ピエール=ドゥ=カストルの集落のための教区教会であったが、10世紀にイスラム勢力によって破壊されたとも言われる。しかしL.H. Labandeによれば、残された遺構は11世紀以前にさかのぼるものではなく、おそらくは1050年前後のものであるという。したがって、同じトレスク

のサン=マルタン=ドゥ=ジュサン礼拝堂[30.1.18b]よりも少し後に建設が始まったものである。しかしその後は時の経過とともに荒れ果て、16世紀には盗賊や追い剥ぎの棲家となっていたようである。17世紀には半ば廃墟と化し、その後一時的に納屋として利用されたりもしたが、現在では外壁の一部とクリプト（地下礼拝堂）のわずかな遺構が残るのみである。ガール県東部のこの地域ではクリプトを持つロマネスク聖堂は他にないので、そういう意味では貴重な遺構であるとは言えよう。ただしこのサント=マドレーヌ礼拝堂の遺構は、L.-H. Labandeによるとトレスクの北およそ2キロ、県道 D5 沿いの« Bouyas »という場所にあるというのが、残念ながら筆者には確認できなかった。

文献によると、建物は2ペイからなる身廊（長さ11.5メートル、幅6メートル）で、側壁内部には壁アーチが付けられていた。西壁には扉口が開けられていたと思われるが、荷車などを通れるようにするためにその扉口は完全に取り壊された。後陣は半円形で、その下にクリプトがあった。形は、上にあった後陣部と同じで、その天井はほとんど曲面がないと言ってもいいほどの三心アーチである。クリプトには身廊の中ほどの所から階段で下りようになっていた。東端と北側の地表すれすれの位置に、内側に向けて隅切りされた窓（採光部）が開けられていたようである。

Clément (2000) p.371; Labande (1902) pp.219-222.

30.1.19 ラ・バステード=ダングラノサン=ジャン=ドルジュロル礼拝堂

(Chapelle Saint-Jean-d'Orgerolles, La Bastide-d'Engras) 遺構

ラ・バステード=ダングラの村は、バニョル=シュル=セーズからだ県道 D6 を西へ15キロ進み、D23 に入って南へおよそ3キロ行き、さらに D211 に折れて東へ向かうと1.8キロほどのところにある。バニョル=シュル=セーズとユゼスのちょうど中ほどに位置し、ユゼスからだ県道 D23 を北へおよそ13キロである。サン=ジャン=ドルジュロル礼拝堂へは、村の東に「ラ・バステード公園」(Parc de la Bastide)があるので、徒歩でその公園の中を東へ向けて横断する。さらに森の中のハイカー用の細い道である« Chemin de Monargue »を500メートルほど行くと北へ分かれる道があるので、その道に入り400メートルばかり細いダートを歩くと、目の前の林の中に礼拝堂の尖塔が見えてくる。「ラ・バステード公園」から徒歩で片道およそ20分程度である。礼拝堂はターヴ川(La Tave)とその向こうに広がる田園地帯のパノラマを見下ろす高台に建っている。

ラ・バステード=ダングラの村の名前は、1211年の国王フィリップ2世(フィリップ=オーギュスト)の証書の中に出てくる。アルビジョワ十字軍の騒乱の際にはトゥールーズ伯レーモン6世が奪い取るが、十字軍の後にはユゼス司教がこの地を手に入れている。サン=ジャン=ドルジュロル礼拝堂の建設は11世紀終わり頃から12世紀初め頃とされる。テンプル騎士団の所有する聖堂であったと言われることもあるが、これは確かなことではない。少なくともかつてこの場所にあった集落の住民のための墓地教会としての役割は果たしていたようである。またラ・バステードやここから1.5キロ東のPougnadoresseの住民のためにミサなどの祭事を行

っていた。もともとは身廊が 1 ベイという小さな聖堂であったが、そうした祭事などにも手狭であったために、後にベイを 2 つ増築して、都合 3 ベイの身廊へと拡張された。15 世紀と 16 世紀にも改修工事の手が加えられているが、とりわけ 16 世紀の工事が大規模なもので、大きな方形の鐘塔がロマネスク様式で建設された。ちょうど宗教戦争の時期にあたり、防御的な役割も持たされていたと思われる。実際、その戦争の際には攻め寄せる敵によって包囲されたりして



30.1.19 Saint-Jean-d'Orgerolles

いる。またこの時期には、鐘塔とともに西ファサードが建て替えられ、さらに身廊南側に側室が 2 つ増築された。西側の側室はサン=ミシェル礼拝室（1531 年）で、それより少し小さめの東側の側室は聖具室として利用された。18 世紀になると、礼拝堂の司祭とラ・バスティードの住民の間で、聖堂の管理や祭事のあり方などに関してもめ事が頻発するようになったらしい。しかしそうしたいざこざも 1789 年の大革命によって吹き飛んだようで、それ以後この礼拝堂はあまり使用されることもなくなり、荒廃の一途をたどることとなった。16 世紀に増築された 2 つの側室は、19 世紀初め頃にはかなり崩れてしまっていた。L. Alègre の残した 19 世紀中頃のスケッチには、崩れかかった東側の側室の様子が描かれており、その東側外壁には丸窓が開けられているのが分かる。ただし現在ではそれらの側室はまったく失われてしまっている。1910 年になると今度は身廊のヴォールトが大規模に崩落し、それに伴って身廊南側の壁や後陣の後ろの凱旋アーチなども倒壊してしまった。身廊の南側外壁は、最近になってそれを支えていた 2 つの扶壁ともども修復・再建されている（ただしその部分だけ新しい石の色が際だって白い）。なお礼拝堂の南に接して、かつてのラ・バスティードの村の墓地の跡があり、今でも古い墓石がいくつか放置されたままになっている。村の新しい墓地は 1908 年に、村の南東のはずれに移されている。

サン=ジャン=ドルジュロル礼拝堂の身廊は 3 ベイからなり、そこに半円形の後陣が付く。12 世紀ロマネスク期の部分は、この後陣とそれに続く身廊のベイの北側の壁である。後陣外壁は主に切り整えられた石灰岩の中石材がきっちりと積まれていて美しい。東端には中ほどの高さの所に、外に向けて大きく隅切りされた半円頭形の窓が開けられている。頭部は弧形の一枚岩（モノリス）である。後陣の上部の切石は下部のものよりも少し小さめの切石となっている。円錐形の屋根のすぐ下には円筒形のモールディングが巡っている。反対側の西ファサード（16 世紀）には、半円頭形の扉口があり、色の異なるクラヴォーが組まれたアーキヴォルトが架かっている。その上には頭部が扁平アーチとなった小さな窓が開けられている。崩れることのない身廊の北側の壁は、太くて高い 4 つの扶壁によって強固に支えられている。身廊北側には開口部は見られない。16 世紀に聖堂の南西の角に増築された方形の鐘塔は大きくてがっしりとしたもので、その高さは 21 メートルである。上部には各面に鐘を吊すための半円頭形で縦

長のベイ（開口部）が付けられているが、東面のみそれが2つ開けられている。その上にはピラミッド様の尖塔が載る（小さな方形の物見窓がいくつかあけられている）。この鐘塔には、もとは南東角に内部が螺旋階段になった五角形の小塔が付いていた。これは1880年代には残っていたが、その後崩れてしまい、現在は塔壁の一部を残して消滅している。

礼拝堂内部は、3ベイからなる単身廊形式で、それに半円形の後陣が付く。この後陣は南北の横幅4メートル、東西の奥行き2メートルで、水平に巡らされたコーニスの上に半ドームが架かる。床面にはかつて祭壇が置かれていた石の基壇が残されている。また壁面には聖具や聖遺物などを置いたと思われるニッチの跡が残されている。中央には内部に向けて大きく隅切りされた細長い半円頭形の窓が開く。その頭部（アーチ）は、外側と同じく弧形の一枚岩である。身廊部は東のロマネスク期のベイの南北の側壁に半円形の壁アーチが付けられており、それらのアーチはインポストを介してピラストルとなって床まで下りる。身廊南側の側壁には3つのベイすべてに同様の壁アーチが見られるが、北側の壁の西の2つのベイには壁アーチは付けられていない。なお南側中央のベイの壁アーチの内側には、かつてそこに接続していた側室（祭室）との間に架かっていた尖頭アーチの痕跡が残されている。今は側室自体がないので、その尖頭アーチも埋められている。身廊部のヴォールトはそこに架かっていた半円形の横断アーチともども崩落して失われているが、ヴォールトの起拱点に巡らされていたコーニス部分が部分的に残っているのが認められる。

サン=ジャン=ドルジュロル礼拝堂は、時代の流れの中で荒廃や倒壊の運命に翻弄された聖堂である。しかし15世紀から16世紀にかけてのゴシック末期に、ロマネスク様式の雰囲気を残しながら修復・増築された珍しい例であるとも言える。歴史的文化遺産として今後もよりよく保存してゆくための、さらなる努力が求められるところである。

Clément (1993) p.395; FSAF, Cahier no. 02, 1982, pp.140-141; Labande (1902) pp.132-137; ML; RIP.

略記号と参考文献

BM. : Base Mérimée.

CAF : Congrès Archéologique de France.

CAG : Carte Archéologique de la Gaul.

DEF : Dictionnaire des Églises de France.

FSAF : Fondation pour sauvegarde de l'art français.

GV : Guide de Visite.

ML : Midi Libre.

RIP : Renseignements ou Informations sur Place.

（なお各聖堂のビブリオグラフィーでは、文献などはアルファベット順に、またGVとRIPは最後に記した）

- ヤコブス・デ・ウォラギネ (2006a) 『黄金伝説 1』前田敬作・今村孝訳、平凡社、2006年。
————— (2006b) 『黄金伝説 4』前田敬作・山中知子訳、平凡社、2006年。
- Anonyme (1897) : *Généalogie historique de la maison de Sabran-Pontevès*, réimprimé, 2018, Hachette Livre.
- Alègre, Léon (1871) : « Autel roman déposé au musée de Bagnols (Gard) », in *BLM*, 1871, pp.396-399.
————— (1908) : *La baronnie de Bagnols*, Nîmes, reimprimé, Éditions Hachette livre, 2008.
- Bardy, Benjamin, et al. (1966) : *Dictionnaire des Églises de France, Ilc, Cévennes-Languedoc Roussillon*, Paris, Robert Laffont.
- Béraud, Pierre (1941) : *Histoire de la ville de Bagnols-sur-Cèze*, Nîmes, Éditions de la Maison Carrée,
————— (1957) : *Bagnols-sur-Cèze en Languedoc*, Avignon, Maison Aubanel Père.
- Chabrier, Jean (1999) : *Bagnols-sur-Cèze, L'Église paroissiale, les orgues*, Bagnols-sur-Cèze, L'Association sauvegarde des orgues.
- Clément, Pierre A. (1993) : *Églises Romanes oubliées du Bas Languedoc*, Montpellier, Les Presses du Languedoc.
————— (2000) : « Saint-Martin de Jussan », in *CAF*, pp.371-375.
- Dieltiens, Dominique (2011) : *Châteaux et forteresses du Midi*, Portet-sur-Garonne, Nouvelles Éditions Loubatières.
- Favreau, Robert et Michaud, Jean (1988) : *Corpus des inscriptions de la France médiévale, tome 13, Gard, Lozère, Vaucluse*, Paris, CNRS Editions.
- Labande, Léon-Honoré (1902) : *Études d'histoire et d'archéologie romane. Provence et Bas-Languedoc, I. Églises et chapelles de la région de Bagnols-sur-Cèze nord-est du diocèse d'Uzès*, dessins par M. Léon Alègre, Paris, Picard et fils.
- Laville, abbé de (1877) : « Églises rurale, croix et oratoires », in *Bulletin du Comité de l'art chrétien*, Nîmes, pp.115-122.
- Leclair, André (1994) : « Tresques (Gard), La chapelle de Saint-Pierre-de-Castres », in *Archéologie médiévale*, no. 24, Paris, CNRS Éditions, pp.469-470.
- Maufras, Odile (2019) : « Bagnols-sur-Cèze (Gars) . Église Saint-Jean-Baptiste », in *Archéologie médiévale*, no.49, Paris, CNRS Éditions, pp.263-264.
- Moreau, Marthe (1997) : *Les châteaux du Gard du moyen âge à la Révolution*, Montpellier, Les Presses du Languedoc.
- Morel, Jacques (2007) : *Guide des Abbayes et Prieurés en région Rhône-Alpes*, Lyon, Éditions Autre Vue.
- Narasawa, Yumi (2015) : *Les autels chrétiens du Sud de la Gaule (Ve-XIIIe siècles)* ,

Turnhout, Brepols, 2015.

Nougaret, Jean et Saint-Jean, Robert (1975) : *Languedoc roman*, Saint-Léger-Vauban, Zodiaque.

Provost, Michel, et al. (1999) : *Carte Archéologique de la Gaul, 30, tome 3, Le Gard*,
Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 1999.

Tardieu, Julienne (1975) : *Recherches historiques autour de la chapelle St-Martin-de-
Jussan de Tresques*, Nîmes.

Web-site

BM. : Base Mérimée. (<http://www.culture.gouv.fr/culture/inventai/patrimoine/>)

2020.10.1 アクセス

FSAF. : La Fondation pour sauvegarde de l'art français. (<http://www.sauvegardeartfrancais.fr>)

2020.10.1 アクセス

ML. : Histoire et Civilisation de l'Uzège

(<http://histoireetcivilisationdeluzege.blogs.midilibre.com/archive/2010/04/16.html>)

2013.1.12 アクセス

デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (1)

－フレデリック 4 世治世 (1699-1730 年) を中心に－ (上)

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Intermediate Term (1)

-Focused on Frederik IV's Social Policies (Former Part)-

SAHO Yoshikazu

Abstract

The aim of this paper is to examine the absolute policies of the Danish King Fredrik IV (king: 1699-1730).

The hereditary monarchy was established in Denmark in October in 1660 and surprising enough, a few months later the absolute monarchy was peacefully introduced in January 1661, by the King Frederik III (king: 1648-1670). And ever since the new government has endeavored to establish this new form of the government, “Enevælden”, absolute monarchy. A series of the measures were taken to strengthen the system; Royal Law (1665), new nobility system (1671), Danish Law (1683), land registration and new taxation system (1688) etc. The Danish absolute monarchy was consolidated basically during the era of the Christian V.

And his son, Frederik IV was an irresponsible (philandering) and serious man at the same time. He committed bigamy twice. But as a head of a state he had a strong sense of being an absolute king and he worked hard till late at night. As soon as he ascended the throne, he tried to remove influence of the former ministers and establish his own decision making absolute monarchy.

After the short war with Sweden in 1700, Denmark experienced the peaceful time until 1709, (when the King decided to enter war with Sweden). King Frederik IV implemented policies of rather essential kind. He issued the decree on the establishment of peasant militia (Landmilitsen) in 1701. And in 1702 he freed the peasantry on the eastern islands of Denmark from serfdom (Vornedskab). These two policies had affected the peasantry, which constitute the majority of the society at that time. The new Poor Law was introduced in 1708 and this was aimed to

establish the solid society under the absolute monarchy.

In this paper, policies between 1699 and 1709 were examined and from the policies, we can notice the strong will of the King Frederik IV, who was to lead his own style of the absolute monarchy, called king-centered “personal absolute monarchy”.

0. はじめに —デンマークの王制—

現在、デンマークの元首はマルグレーテ2世女王（1940～ ）で、1953年憲法により女性への継承権が認められた後、1972年に父王フレデリック9世（在位：1947-72）の死去を受けて即位した¹。このようにデンマークは現代までも王制が続くヨーロッパの中でも古い王家の一つであり、歴史的には封建王制、絶対王制、立憲王制と発展してきた。封建時代の王制下、当初国王は封建諸侯が選挙で選出していた（選挙王制）が、ヴァルデマー1世時代（在位1157-87）に王権が一時的に強化され、世襲王制が成立した。しかし、その後王権の拡大に貴族や聖職者（教会）が共に対抗し、ついに国王エリック5世（在位：1259-86）の時代の1282年には、英国のマグナカルタに相当する貴族の諸権利を大幅に認める「即位憲章 *håndfæstning*」に署名することを余儀なくされた²。これを機に貴族の政治的影響力が増し、14世紀前半には再度選挙王制に戻る。以後デンマークでは即位憲章に記載されている貴族特権をもとに、実質的に国王と貴族が互いに牽制・対立しながらも権力を二分する状態が続く³。その権力バランスを崩壊させたのが1660年の世襲王制成立とそれに続く絶対王制導入（1661年）であった。1665年には国王法が制定され、国王の絶対的な権利が明文化されると共に王位継承方法が定められた。さらに1683年にはデンマーク法が公布され、絶対王制下における新しい社会のあり方が規定された。これらにより王権に対抗する貴族の勢力は完全に力が削がれてしまう。そしてこの絶対王制は国王フレデリック7世（在位：1848-63年）が国民の自由主義憲法制定の要求を受け入れた1848年まで約200年間続いたのである。さらに、1849年には自由主義憲法が制定され、現在の立憲王制へとつながる。

また、上にみたデンマーク絶対王制は、筆者のこれまでの研究で以下の特徴を持つことが明らかになっている。

- ①デンマークにおける王権が強化された絶対王制時代は、歴史的にみると実は無血の内に実現した宗教改革の延長線上にあること。
- ②絶対王制は世襲王制が成立した数ヶ月後に諸身分より提供された形で平和的に導入されていること。
- ③絶対王制が「国王法」という法律で規定されていること。
- ④絶対王制はデンマーク国王フレデリック4世（在位：1699-1730）が1699年に即位した際にはすでに確立していたこと。

加えてこれまでの個人的な研究蓄積により、以下のことが分かってきている。

- ⑤デンマークは歴史的に見ると、暴力革命ではなく流血をみない静かな大変革（例えば宗

教改革、絶対王制の導入、絶対王制の終焉等)によって社会づくりを行なってきたこと。

⑥絶対主義時代(1661-1848年)は、現代に至るまで影響を及ぼしている事柄が数多く生起していること{例えば、酪農大国の基礎を築いた土地緊縛制廃止(1788年)を始めとする農業改革、世界に先駆けた奴隷貿易廃止(1793年)、世界でも早い時期に導入された初等義務教育制(1814年)}。

本稿ではこのような特徴を持つデンマーク絶対王制の中期に焦点を当てて、各国王(本稿ではフレデリック4世)がどのような社会政策や絶対主義統治を行なったのかを明らかにしたい。

1. デンマーク絶対王制

それでは上記のような特徴をもつデンマーク絶対王制がどのように成立したのかを簡単に確認しておきたい⁴。

1-1 成立過程

直接的な契機は長年の宿敵スウェーデンとの戦争(第1次カール・グスタヴ戦争(1657-58)・第2次カール・グスタヴ戦争(1658-60))であった。第1次カール・グスタヴ戦争ではスウェーデン軍の氷上進軍を全く予想せず、首都コペンハーゲンまで僅か30キロメートルの間近に迫ったスウェーデン軍に休戦を乞うことに至った。その休戦条約は当然デンマークにとっては全く不利な内容で、スウェーデン南部のスコネ地方、ゴットランド島、ボンホルム島の割譲、そしてスウェーデン軍のデンマーク国内駐留を認めるものであった。そしてスウェーデン国王カール10世は1658年秋にデンマークの息の根を止めるべく、突然攻撃を開始し、首都コペンハーゲンを包囲した。国王フレデリック3世はノルウェーに避難する選択肢を捨てて、コペンハーゲン市民と共に「根城にて果てん」という悲壮の覚悟で首都防衛にあたった。オランダからの補給もあり、デンマークはカール10世軍の猛攻をかわし根強い抵抗を続けた。結局カール10世がルンドで突如死去したため、講和が急がれて、第2次カール・グスタヴ戦争は終結を見た。戦場となったデンマーク本土は経済的にも社会的にも大きな痛手を被り、そこからの復興が緊急の課題となった。そのために、9月に首都で身分制議会が召集されることになった。今回の議会には約200名の諸身分の代表者が出席したが、人口の大半を占める農民の代表の姿は無かった。歳入を確保するために新税の導入が提案され、特権身分の貴族と非特権身分の聖職者及び市民との対立が表面化する中、10月初旬に突如市民側から、政体の変更問題、すなわち選挙王制から世襲王制への移行提案が持ち上がってきた。世襲王制に変更されると、これまで王権を制限し貴族に有利な特権を保障してきた即位憲章に拘束されることなく王権が次代に継承されるため、貴族達の政治的影響力は極めて低下することになる。これはクリスチャン2世以来の王権側の悲願で、国王側の望むところでもあった。10月8日、非特権身分はこの世襲王制導入提案を、有力貴族で構成される国王との共同統治機構である王国顧問会議に送付した。しかし、その返答が煮え切らないものであったため、2日後今度は直接国王に面会を求めて、自分たち市民側の意向を伝えるとともに、国王の返答を求めた。国王フレデリック3世はその

場での即答を避けて、翌日の回答を約束した。これはつまり、世襲王制の導入の判断が最終的に国王に委ねられたことを意味している。

一方でこの10月10日夜、貴族達がこの重大さを認識せざるを得ない出来事がもう既に起こっていた。首都コペンハーゲンの市壁や市内の監視員数が倍に増やされた上に、翌11日朝には市門が閉じられ、全船舶の運航が禁止された。これで実質上貴族達は、首都に幽閉された格好になったのである。また、コペンハーゲンの市民警備隊も合図の鐘がなれば、臨戦態勢を取るようになっていた。

さらに各連隊の高級将校に対しても、不穏な動きが見られた場合には、軍事行動を行なうよう命令が出されていた。この軍隊への指令からは、緊迫した状況を受けて、今や国王が貴族に対して、王権を執行しようとする強い姿勢、すなわち世襲王制導入を受け入れる姿勢が見受けられるのである。

その後、国王と王国顧問会議との間で頻繁な交渉が行なわれた結果、最終的に王国顧問会議は王国の不分割および諸身分の特権保障を条件として、世襲王制への移行に同意した。これが、デンマーク史においては「政変 statsomvæltning」と呼ばれる出来事である。政体変更という歴史における重大事件が、このように流血を見ずに平和裡のうちに行われ得たことは、デンマーク史においては特別なことではなく、1848年のいわゆる絶対王制崩壊も同様な形で流血を見ることなく実現している⁵。

いまや世襲王制導入は決定されたが、統治体制の根本である憲章については白紙状態であった。そこで憲章制定委員会が国王によって設置され、10月14日より討議が始まった。委員会で最も大きな問題となったのが、現行即位憲章の扱いであった。貴族たちは当然自分たちの既得特権が記された現行即位憲章の存続を主張したが、貴族の特権に不満を抱いていた非特権身分は即位憲章を破棄して新しい協定 *Reces* の制定を求めた。両者の間で激しい議論が交わされたが、結論は出ず、結局その取り扱いは国王に一任することになった。それに伴い、現行の即位憲章は協定の制定を条件に、一旦国王に返還されることになった。

そこで各身分は10月16日、委員会決定に基づき、現行即位憲章の破棄に関する文書に署名を行なった。そして同文書は翌日国王に手渡されたのであった。これはデンマーク史における歴史的な重大事件であり、まさにこの時点で13世紀以来様々な形で王権を制約してきたものが消滅したのであった。換言すると王権が強化されることになったのである。しかし、これはまだ国王が絶対的な権力を掌握したことを意味したのではなかった。なぜなら、この時点でまだ王国顧問会議が存在し、さらには身分制議会も存在したからである。

10月18日には、政体変更を正式に内外に披露する儀式である宣誓式 *Arvehyldingen* がコペンハーゲンの王宮広場で挙行された。世襲王制に移行した国王の前に、各身分代表が一人一人面前で跪き、忠誠の宣誓を行なった。なお、この日になってようやく、閉じられたままになっていたコペンハーゲン市の門が開けられ、貴族達の拘束状態も解かれたのであった。このように諸身分からの忠誠も得て、デンマークでは正式に世襲王制が成立したが、依然これといった明確な方向性は定まっていなかった。

この数日後、有力貴族で構成される王国顧問会議が廃止され、11月15日には再度、世襲王

に対する宣誓式を挙げるために身分制会議が召集された。今回の議会召集は10月の宣誓式に参加することが出来なかった者のために行われたもので、これ以降従来の身分制議会が開催されることはなかった。そして1660年の年末までに財務省、国務省、官房、陸軍省、といった中央官庁が次々に創設され、国王を中心とする新体制の基盤が整えられていった。なお、1660年末の時点で世襲王制導入の条件であった「協定」については、国王側からは何の回答もなされなかった。

そして年が明け、1661年1月10日付けで、それまで国王に一任されていた新政府の協定たる文書がようやく公布された。デンマーク史では通常「絶対世襲政府文書 Enevolds-Arveregeringsakten」と呼ばれているこの文書は、国家基本法の大筋を示したり各身分の特権について言及しているのではないかと、という人々の期待とは裏腹に、「・・・当王国の諸身分は自身の自由意思とよき配慮により、国王フレデリック3世に対してデンマーク・ノルウェー王国の相続権、並びに（中略）絶対的政治体制 **absolute Regering** を提供した⁶⁾」と一転、絶対王制の導入を明示したものであった。この絶対世襲政府文書の他の要点は王国の分割禁止、そして長子による王位継承であり、国民の権利についての規定は皆無で、義務だけが様々に規定されていた。

1661年1月10日付けの上記文書の本質は、諸身分による無条件な絶対王権の提供であった。この意味でデンマークの絶対王制は一種の社会契約的なものであるといえる。この絶対王制の導入に関しては前年の身分制議会でも話題に上ったり、協議された形跡はなく、今回にわかに盛り込まれたものであった。さらに、その導入の詳細な経緯についても現存する史料が不足しているために不明である。いずれにせよたいした議論も無しにこの絶対王制という政治体制があっけなくデンマークにもたらされたことだけは明白である。

まず、顧問会議のメンバーが署名した後、この絶対世襲政府文書は承認の署名を得るために全国の諸身分の代表のもとへ回覧された。その意外な内容にもかかわらず、「誰も反対しないし、自分の意見も表明しない」とオーストリアの外交官ゴェス Goes が伝えたように表立った不満は出てこなかった⁸⁾。最終的に聖職者983名、市民381名、貴族183名がこの文書に署名している。なかでも貴族については全員の署名が集まったわけではなく、欠けているものもあるが、それはその貴族達が文書の内容に抗議して署名を拒否したのか、あるいは文書自体が回ってこなかったのか、定かではない。以上のようにデンマークでは短期間に世襲王制だけでなく絶対王制までが成立したのであった。

そして諸身分が、特に貴族身分が待ちかねていた世襲王制導入の見返りである特権保障の具体的内容が1661年6月24日に公表された。カール・グスタフ戦争以来、国王を支えてきたコペンハーゲン市民は、ピストロプ領地を獲得するなど満足すべき特権を得、他の市民や聖職者も一定の特権を獲得した。しかし、貴族層にとっては到底満足のできない厳しい内容のものが示されていた。

以上見てきたように、デンマークにおける世襲王制とそれに続く絶対王制の成立は、経済的実力をつけてきた市民身分、とりわけコペンハーゲン市民にとって喜ばしいものであったが、逆にデンマーク貴族にとっては特権が著しく制限されるなど散々なものであったといえる。そ

して特徴的なことは、他の西欧諸国のように王権神授説等に基づいて国王が恣意的に導入したのではなく、絶対世襲政府文書でもみられたように、諸身分から国王に無条件に提供された形式を取っていることである⁹。

1-2 絶対王制の確立

デンマークではスウェーデンとの戦争後、世襲王制が成立し、その数ヶ月後に絶対王制が導入された。世襲王制成立以前は、デンマーク政治史上「貴族政 *adelsvælden*(1536-1660年)」と呼ばれる選挙王制時代が続き、有力貴族で構成される王国顧問会議 *rigsråd* と国王が共同統治を行っていた。この共同統治は一方でいわゆる権力の分散化状態を招来していたため、新しく誕生した絶対王制政権は、国王を頂点とした中央集権の統治組織を早急に作り上げる必要があった。そこで、フレデリック 3 世(在位: 1648-1670) は約 10 年の間に行政機構改革、財政改革、身分制改革、国の基本法制定(例えば「国王法」)等、を矢継ぎ早に実施した。フレデリック 3 世の死後、王位を継承したクリスチャン 5 世は、スコーネ戦争を間に挟みながら戦前では、伯爵位・男爵位の創設(新貴族制の導入)、位階制導入、ダンネブロー勲章創設の政策を行ない、貴族政時代に権力を有した旧貴族を新体制から排除した。戦後は、それまで地方毎に異なる法律、例えばユトランド地方ではユトランド法が適用されていたが、「デンマーク法」という全国法を制定して、絶対王制下の社会の規範を定めた。さらに各地方で異なっていた度量衡も全国一律に統一し、それをもとに 1688 年には土地登録制度を導入して、絶対王制の財政的基盤となる税収を確保した。また絶対王制に必要な国軍に関しても、民兵徴集制の再導入が検討された。

このように、デンマークにとって新しい政治体制である「絶対王制」は、フレデリック 3 世およびクリスチャン 5 世によって基礎が固められたのである。

2. デンマーク絶対王制中期という時代

2-1 絶対王制の時代区分と時代の特徴

次に絶対王制全体を 3 期に分けて概観し、その後絶対王制中期という時代について考えたい。デンマーク絶対王制は、初期(確立期: 1661-1699年)、中期(1699-1766年)、後期(1766-1848年)と 3 つの時期に分けることが出来る。初期は、絶対王制を導入したフレデリック 3 世そして土台を築いたクリスチャン 5 世の時代である。現代との繋がりで見ると、この時代に創設された象勲章、ダンネブロー勲章の制度はそのまま残っている。また 1683 年に制定された『デンマーク法』の一部の規定は現行法でも効力を有している¹⁰。

続く中期は、フレデリック 4 世(在位: 1699-1730)、クリスチャン 6 世(在位: 1730-46)、フレデリック 5 世(在位: 1746-66) が統治を行なった時代である。後に詳述するが大北方戦争を経験してその影響を強く受けるが、その後は平和が保たれ、商業が発展した時代で、国王の統治に関して様々な形態が登場した時代でもあった。

さらに後期はクリスチャン 7 世(在位: 1766-1808)、フレデリック 6 世(在位: 1808-39)、

クリスチャン 8 世(在位：1839-48)が在位をした時代¹¹、フランス革命やナポレオンの登場など、国際関係が複雑化する中でデンマーク絶対王制は激動の時代を経験する。18 世紀末まで中立を守って利益を享受してきたデンマークは、フレデリック 6 世が政策判断を誤ってナポレオン側に付いたため、結果的に敗戦を喫し、長年の同君連合国ノルウェーをスウェーデンに割譲することになった。その後経済的困難を経験する中、政治的には自由主義運動が高まり、身分制地方議会が約 175 年ぶりに開催されたりしている。文化的には「黄金時代」と呼ばれる時代を迎え、童話作家アンデルセンなどが活躍した。また義務教育制度が導入され、チボリ公園の開園、国民高等学校の創設、ビール会社カールスベアの創業も行われている。

そして、このクリスチャン 8 世の死後、自由主義憲法制定の要求が高まる中、わずか 2 ヶ月もしないうちに、デンマークの絶対王制は約 190 年間の幕を閉じたのである。それも一滴の血も見ず平和裡にである。

2-2 絶対王制中期という時代

上にみた約 190 年間続いた絶対王制のなかで、中期(1699-1766)とはどのような時代であったのであろうか。先に概観しておきたい。大局的にみると、大北方戦争(1700、1709-20)を経験した後、東の間の平和が訪れた時代であった。1740 年代以降は外交的に中立政策をとり、商業繁栄の時代を迎えた。植民地貿易も盛んに行われ、西インドからは砂糖が、アジアからは絹、茶、香辛料がもたらされ、商都コペンハーゲンは大いに栄えた。

思想的には前半は真の信仰の復興を目指した敬虔主義に彩られ、後半は宗教的束縛を離れた知性を優先する啓蒙主義がデンマークにも影響し始めた時代であった。これらの思想はその時代の社会政策にも大きな影響を与えることになった。

まず統治面で見ると、フレデリック 4 世そして次のクリスチャン 6 世の時代は、国王が行政における主導権を握ろうとした、国王主導の絶対主義時代であった。その次に王位を継承したフレデリック 5 世は、政治よりも遊興に目覚め、特に妃を失った後には政務への興味を全く失った。そこで力を発揮したのが、ドイツ系官僚であり、彼らが統治を担い、官僚絶対主義時代と呼ばれる時代が幕を開ける。

経済面では、大北方戦争後に景気が低迷し主産業の農業も穀物価格が下落を続けるという、農業危機に直面した。その危機を打開するために 1733 年には土地緊縛制 *Stavnbsbåndet* が導入されている。その一方で、中立という立場を取って重商主義を推進し、貿易会社のアジア会社を設立したり、カリブ海の肥沃な島である聖クロイース *St. Croix* 島を購入している。またデンマーク初の民間銀行であるクラント銀行もこの時期に設立されている。1701-1709 年、1720-1766 年はデンマークが直接戦争にかかわらない時代で、デンマーク史では商業繁栄時代 *Den florissante handelsperiode* と呼ばれている。

社会面で見ると、人口の約 8 割を占める農民に対する数多くの政策が実施されている。特に農業を支える若年農民男子を農地に固定して、安価な農業労働力を得ると同時に民兵としての軍事力確保が目指された。また特筆に値するのは 1708 年に絶対王制下の社会政策として救貧法が公布されたことである。

文化面でみると絶対王制中期は大きな発展がみられた時代であった。まず、北欧のモリエールとも称される喜劇作家ホルベア L. Holberg が活躍し、多くの作品を残している。また首都には中絶を挟んで劇場も開場し、人々へ娯楽を提供した。宗教面ではグリーンランドに宣教使を派遣したり、現在にまで残る儀式である堅信式も導入されている。さらに宗教教育を推進するために、王立学校が設置されたり、学校条令も公布されたりして、学校教育の面で大きな進展がみられた¹²。クリスチャン 6 世時代には王立科学協会、次のフレデリック 5 世時代には王立芸術アカデミーといった学術組織が誕生し、アラビア方面に学術探検隊が派遣されてもいる。時代の後半には先述の啓蒙思想がデンマークにも紹介され、その影響で例えばドイツ系官僚 J.H.E.ベアンストーフのように自己所有地で独自の改革を試行する動きも出てきている。

3. フレデリック 4 世の治世 (1699-1709)

それでは本稿で取り上げるフレデリック 4 世についてみていきたい。後にフレデリック 4 世となるフレデリックは 1676 年 10 月 11 日に父王クリスチャン 5 世と王妃シャーロット・アマリエの長男として誕生した。1660 年に世襲王制、1661 年に絶対王制が導入されたため、誕生した時から絶対王になることが運命づけられた最初の王である。それにもかかわらず、クリスチャン 5 世は長男に帝王学を学ばせる気は無く、それを受けた宮廷長官 Mikkel Vibe の方針で、幼少時より将来の国王が受けるべき教育を十分に受けなかったため、綴りも頻繁に間違っていたという¹³。後にフレデリック 4 世は自ら勉強不足なことは自覚しており、悔いてもいる¹⁴。このフレデリック 4 世と比較されるのが、従弟であるスウェーデン国王カール 12 世である¹⁵。カール 12 世は父王カール 11 世の方針で幼少より将来の国王たるに十分な教育を受けていた上に、身体能力も優れたものがあつた。

王太子であるフレデリックの日常教育はドイツ人カシウス Cassius の手に任されており、フレデリックは当時の宮廷や政府がそうであったようにドイツ語、ドイツ的な影響を受けている。もちろんデンマーク語も学んだが、ドイツ語が中心で、後には苦労してイタリア語やフランス語を自ら学んで外遊の際に役立てている。1692-93 年にかけては、当時の王侯貴族子弟のなかで見られた見聞を広め、経験を積むための旅行 *dannelsen rejse* に出た。主な行き先はイタリア、フランス、オランダであり、次期デンマーク国王のお披露目的な要素もあつた。旅行中、もちろん見聞を広めたがフレデリックは芸術や学術に関する関心を高めたわけではなかった¹⁶。その後、ルター主義を信奉する相手との結婚を目指して婚活を行ない、最終的にはメクレンブルグのルイセ Louise af Mecklenburg-Güstrow と 1695 年に結婚した。世継ぎであるクリスチャン (後のクリスチャン 6 世) は 1699 年に誕生している。

3-1 大北方戦争への参戦とその後の社会改革 (1699-1709 年)

3-1-1 王位継承と行政改革

クリスチャン 5 世は 1699 年 8 月 25 日、コペンハーゲン城で、以前鹿狩りの際に負った傷が原因で死去した。この直後に王太子フレデリックは王位を継承するのだが、先述のように準備

は殆どなされていなかった。クリスチャン 5 世が亡くなる直前に枢密院 *Geheime konseilet* の会合に参加することが許されたほどであった。実際には王位を継承してから現実に直面して対処することになったが、前王は遺言的な助言を残しており、大概はそれに従ったが、ただ一点受けられなかったことがある。それは父王時代の大臣をそのまま起用することであった。この行政に関する人事については、矢継ぎ早に改革を行なっている¹⁷。例えば、統治を開始した翌日、宰相的な役割を果たす官房長官 *storkansler* にコンラッド・レーヴェントロウ *Conrad Reventlow* を任命している。彼は実質的には 1686 年以来デンマーク官房 *Danske Kancelli* とドイツ官房 *Tyske Kancelli*、両方のリーダーであった人物であり、妥当な人事だといえる。そして幼年時代の友人であるヴィーベ *Ditlev Wibe* を父王からの信頼が厚いモット *Matthias Moth* と交代させ、主要省庁のデンマーク官房の長官に据えた。同様に陸軍省の長官をハーボエ *Jens Harboe* からフォン・レント *Christian v. Lente* に替えている。同じく主要省庁である財務省 *Rentekammer* には 1700 年早々に合議制 *kollegial administration* を導入し、自分に近い 3 人の副長官を置いた。そして父王時代から財務大臣として独占的に実力を発揮してきたフォン・プレッセン *Christian Siegfried von Plessen* を罷免した。これによって国王はこれまでとは異なり財務に関する影響力を獲得したのである。このように新しく王位を継承した国王は、統治開始早々から国王の決定権を増大させるような行政改革を断行したのであった。

3-1-2 大北方戦争への参戦と講和条約

ホルシュタインのゴットロープ *Gottorp* 公爵家は、領地をユトランド半島南部のデンマーク公爵領スレースヴィとドイツ公爵領ホルシュタインの両方に有していた上に、デンマーク王家そしてスウェーデン王家とも血縁関係にあった。そのゴットロープ家は当時デンマークの宿敵であるスウェーデンとの関係を深めており、公爵領における完全な統治権を欲するデンマークにとっては目障りな相手であった。さらにゴットロープ家では 1699 年にはスウェーデンからの軍隊を受け入れて、デンマークを意識した要塞建設を開始するなど、意図的挑発とも取れる行動を行っていた。そのような状況の中でフレデリック 4 世は、父王の代からの外交政策を引き継いで、ホルシュタインのゴットロープ家とスウェーデンとの関係を断ち切りたいと考えていた。

1700 年 3 月、フレデリック 4 世は前年から駐留するスウェーデン軍がゴットロープから出て行くことを要求したが、それが拒絶されたため、デンマーク軍はスレースヴィのゴットロープ家領を侵略した。これを知ったスウェーデン国王カール 12 世はオランダ等から援助を得て、8 月にシェラン島北部の、首都コペンハーゲンから僅か 35 キロメートルに位置するフムレベック *Humblebæk* に上陸した。この時デンマーク軍の大半はホルシュタインに集結しており、カール 12 世率いるスウェーデン軍と戦う余裕は全く無かった。ヨーロッパ諸国は究極的には、スウェーデンがエーラスン海峡の両側を支配することを望まないこともありその後押しで、デンマークは講和を急ぎ、8 月 18 日にはホルシュタインのトラヴェンタール *Traventhal* で講和条約を結んだ。その条件は、①カール 12 世はシェラン島から去ること、②デンマークはホルシュタイン=ゴットロープ家の独立性を認めること、③デンマークが 26 万リースダーラの賠償金をホルシュタイン=ゴットロープ家に支払うこと、であった。

講和内容からも、一番の勝者はホルシュタイン＝ゴットロープ家だということになる。一方スウェーデン国王カール 12 世は転戦のため、ロシア方面に向かい、後にナルヴァで大きな勝利を得た。僅か 1 万の兵で、約 3 万のロシア軍を破ったため、カール 12 世の軍功と名声はヨーロッパ中に轟き、もちろんそのことは親戚であるフレデリック 4 世の耳にも届いていた。

この外交的敗北は、国王に就任早々とはいえ、フレデリック 4 世には堪えた。今後を見据えて新たな改革が模索される。伝統的にデンマークの軍力は傭兵が主体であったため、絶対王制時代に相応しい新たな軍隊を創出する必要に迫られるのである。

3-1-3 民兵徴集制導入

1397 年に成立したカルマル連合からスウェーデンが 1523 年に独立して離脱して以来、デンマークはバルト海の覇権を巡ってスウェーデンと争ってきた。そのデンマークは当時のヨーロッパの中では軍事国家と目されていた。デンマークは常にスウェーデンとその軍力を意識し、フレデリック 3 世とクリスチャン 5 世の時代、すなわち絶対王制前期には特に新しい政治体制（世襲王制かつ絶対王制）のもと軍事国家化が目指された¹⁸。スコーネ戦争（1675-79 年）の後には、逆に防衛同盟が結ばれたり、クリスチャン 5 世の妹のウルリカ・エレオノーラがスウェーデン国王カール 11 世に嫁ぐなど、両国間に暫し平和な時期が訪れた。しかし、スウェーデンでカール 12 世がわずか 15 歳という若年で即位したのを機に、バルト海におけるスウェーデンの強大化を好ましく思わず、戦争の機会を窺っていたロシアやポーランドとデンマークは利害が一致し同盟を結ぶことになった。そして、大北方戦争¹⁹と呼ばれる戦争が、ポーランド＝ザクセン王のアウグスト 2 世がリヴォニアのリガを攻撃して始まったのである。

その後、先述のようにデンマークのフレデリック 4 世が 1700 年 3 月にスレースヴィのゴットロープ家領を攻撃したことが契機となり、8 月にスウェーデン国王カール 12 世のシェラン島上陸をうけ、デンマークにとって不利な講和を余儀なくされたため、新たな形の軍力増強が必要となった。その時に民兵制といういわば、ドイツのカントン制、スウェーデンのインディールニング制²⁰の中間のような形が組上に載せられた。民兵制が考えられたのは、常備兵を擁するよりも安価で、傭兵よりも国家に対する忠誠心が期待できたからである。また常備兵を増強すると周辺諸国との軍事的緊張が増すことも危惧されたからである。さらにフレデリック自身、そしてヨーロッパはナルヴァの戦い（1700 年 11 月 20 日）で見せたカール 12 世の実力に驚愕した。わずか 1 万の兵で兵員約 3 倍のロシアに戦いを挑んで勝利したからである。

これらのことを背景に、1701 年の年明け早々、フレデリック 4 世は勅令によって民兵徴集制 Landmilitisen を導入した（1701 年 2 月 22 日勅令 Forordning om Land-Militiens Indrettelse udi Danmark 22. Februar 1701）。

主な内容は以下の通りであった²¹。

- ① 20 tdr.htk. (1 tdr.htk.=0.55 ha)の広さの農地ごとに新兵徴募区 lægd を設け、カール Karl (作男)²²、小屋住み農民、最下層民 Inderste の中から、地主 (=領主) は 1 人の兵役適格者を兵役名簿に記載する (第 1 条、2 条)。
- ② 兵役期間は 6 年間で、兵役終了後は移動の自由を認める証明書の発行を受け、以後の兵

役から免除される（第 8 条）。

- ③兵役名簿に記載されている限り、その者は自分が登録された新兵徴募区または同じ教区に留まり農業に従事する（第 9 条）。
- ④兵役義務からの逃亡については、一度目は再度名簿に登録されたうえで、兵役期間を 3 年間延長する、2 度目の場合は罰としてガントレット²³を 3 回課され、逃亡が 3 度目に及ぶときは絞首刑あるいはブレマーホルムの刑務所で鉄の鎖に繋がれる終身刑に処される（第 10 条）。
- ⑤教練は日曜日の教会礼拝後に実施され、夏は 2 時間、冬は 1 時間実施される（第 14 条）
- ⑥教練に際して、予定された時刻に予定された場所に現れない場合や不服従な者は懲罰器具の木馬に乗せられる（第 16 条）。

当時のデンマークには、小作農地が合計 350,000 tdr.htk.あり、徴兵可能な人数は 15,800 人であった。そのうち、13,600 人が歩兵に、2200 人が騎兵に割り当てられることになっていた。また割会的にはおよそ小作農地 4 カ所から一人の兵役登録者を出すという具合であった。地主が自己所有地から最適なるを一人選んで供出し、多数いる場合は抽選で選んだ。

兵役中の具体的な教練としては、教会の礼拝後に定められた教練場に集合し、季節によって異なるが 1~2 時間の武器の使用方法、隊列形成、行進等を主内容とする軍事教練が行われた。農民男子にとっては唯一の休みの日を教練に費やすことになった上に、軍人による手荒い教育方法に不満を抱く者も多かった²⁴。さらに教練場に設置されている懲罰器具も威圧感を持たせた。平常の教練以外に 2 月、6 月、7 月、9 月にはより大きな軍隊の単位である中隊での訓練が行われ、年に一度は連隊での訓練（約 3 週間）も実施された。なお、教練のための武器は教会の武器庫に保管され、教練用の軍服は個人に管理が任されていた。

デンマークで民兵徴集制が導入された後、スペイン継承戦争が 1701 年 7 月に始まった。ヨーロッパ中央での戦争ということで、デンマークに直接の関係はなかったが、同盟を結んでいた神聖ローマ皇帝に当時 2 万人いた常備軍のうち 12,000 人の兵を貸し出し、オランダ等の海洋勢力にも 6000 人を貸し出した。そうすることによって自国の兵を実践で鍛えることも出来た上に、貸出料も見込めたため、デンマークにとっては都合のよい話であった。

なお、民兵徴集制による強制的な徴兵には不満が多く、また徴兵権を有する地主は、農村社会において、徴兵権を盾にした支配力を増強させることになった。さらに懲罰器具も備えた教練での扱いも手荒いため、民兵になることを嫌って逃亡する若年農民男子も後を絶たなかった。その結果として、後述のように 1730 年には国王クリスチャン 6 世が、不評であった民兵徴集制を廃止するに至る。しかし、その影響で更なる農民男子の移動が誘発され、最終的には農業労働力を固定する動きが出てくる。このように、労働力として農業社会の根幹を支えてきた農民男子は、民兵徴集制によって大きな影響を受けたといえるのである。

3-1-4 隷農制 Vornedskab

隷農制とは 15 世紀末に、ペスト蔓延の結果として農民人口が減った上に、放棄荒廃農地が

増加したため、まず労働力の確保を目的として、土地（農地）に農民、特に若年層を拘束しておく制度である。導入されたのはデンマーク全土ではなく、シェラン法という地方が適用されていた地域、具体的には首都コペンハーゲンのあるシェラン島、ムン **Møn** 島、ロラン **Lolland** 島、ファルスター **Falster** 島という、デンマーク東部であった。導入された土地に緊縛された農民男子は、地主の許可無く出生地から移動することが禁じられた。また、地主は農民男子に土地の状態に関係なく、空いた小作農地を強制的に割り当てることができた（強制小作）。こうして、地主は所有している小作農地に空きが無いように、常に小作農をあてがった。そうすることで小作料を徴集できた上に、自己所有地での賦役負担を強いることができたのであった。なお、この制度の適用は終身であり、女子には適用されなかった。他の西洋諸国の農奴制と異なる点は人格が保障され、売買出来ないことであった。

クリスチャン2世（在位：1513-23年）やクリスチャン4世（在位：1588-1648年）がこの隷農制を廃止しようと試みたが、直接の悪影響を被る貴族領主中心の王国顧問会議の反対を受けて実現しなかった。クリスチャン5世時代にセーステツズ **Hannibal Sehested** が中心になって1682年には隷農制廃止法案まで準備されたが、結局実現には至らなかった。**Møn** 島では1696年に隷農制が廃止されたが、それ以外のデンマーク東部を対象としてフレデリック4世治世下の1701年に、隷農制廃止に関する委員会が設置され（委員は領主と役人からなる）、検討が始まった。委員は行政官と領主より構成され、大半は廃止に賛成で²⁵、答申が提出されて直ぐの1702年1月21日に隷農制廃止勅令が公布されたのであった。

ではこの勅令によって、誰が実際にその移動の自由をすぐに享受できたのだろうか。それはユトランド半島やフン島からシェラン島にきた自由な移動を認められている農民、そして勅令にも示されているように、新国王フレデリック4世が王位を継承した1699年8月25日以降に誕生した、当時2-3歳の子供だけであり、基本的には大半の者が出生農地に拘束されたままであった。そのためか領主達も静かに状況を受け入れて特に反対はなかった。また、前年の1701年に公布された民兵徴集制の規定、具体的には「兵役名簿に記載されている限り、その者は自分が登録された新兵徴募区または同じ教区に留まり農業を行なう(第9条)」により、実質的に農民男子の移動は禁じられていたのである。

デンマークでは1720年の大北方戦争終結後、主に穀物価格の下落による農業危機に見舞われた。これに対処するために地主層は農民に対する賦役労働を一層強化した。前述のように農民にとっては兵役がある上に強化された賦役が加わり、その重負担に耐えきれず逃亡する者も出てきた。彼らは王領地など賦役のより軽い土地、南ユトランド、そして賃金の高い都市や果てはオランダにまで逃亡している²⁶。

この状況を改善するために、1730年には王位を継承したばかりのクリスチャン6世（在位1730-46）は「誤用により国家全体に、そして特に若年男子に大きな耐え難い困難と負担を強い²⁷」という理由で、不評であった民兵徴集制を廃止した（1730年10月30日勅令）。これが実は後に大きな問題を生じることになる。農民を土地に固定する役割をも果たしていた民兵徴集制の廃止勅令がでたことで、逆に農民男子の移動が激しくなったのである。結果的に再度空き小作農地や放棄荒廃農地が増えたため、政府は1731年に減税を行ったうえに、8年間若年

農民層を農地に固定出来る勅令を公布したが、逃亡農民の数は減少しなかった。そこで 1733 年に導入されたのが土地緊縛制である²⁸。これは隷農制と民兵徴集制を合わせたものであり、労働力として貴重な農民男子を出生農地に拘束・固定した上で、民兵として兵役を負わせた制度となっている。

このように 1702 年の隷農制廃止を、1701 年の民兵徴集制導入とも合わせてみると、結果的には全土に導入された 1733 年の土地緊縛制導入と繋がっており、土地緊縛制の本質が農業労働力の固定と民兵徴集制の再導入であることが明確になるのである。

3-1-5 救貧法

貧民対策は中世以来大きな社会問題であった。苦難の人生の結果だとか、キリスト教徒としての務めを果たさなかった罰だとも見なされていた。一方この問題を国家の側から見ると、法と秩序の問題になる。物乞いや浮浪者は社会秩序を乱すため強制的に矯正施設に送られた。

デンマークでは 1536 年に宗教改革が実施され、翌 1537 年にはルターのお墨付きを得た教会規則が制定されている。教会規則では、救貧については教会、特に教区牧師が主導することになっていたが、組織的なものではなく貧民救済は献金等、人々の自由意思に依存していた。絶対王制になってからは、例えばクリスチャン 5 世時代の 1683 年 5 月 5 日の「物乞いに関する勅令 Forordningen om betlere 5. maj 1683」で、貧民を規制しようとしたが、以前の法律同様めざましい結果は生まれなかった²⁹。

そしてフレデリック 4 世の治世下、1708 年 9 月 24 日に救貧勅令（正式名称「コペンハーゲン、都市、農村における物乞い betleri に関する勅令」）が公布された³⁰。これはデンマークにおける公的貧民保護の法的基本となる法律である。この勅令によって、物乞いは禁止されたが、援助するに値する人々 værdig trængende に対する公的扶助が定められた。

勅令に基づく貧民救済の手順は次の通りである。貧民はまず近くの関係機関に出向いて、援助を申請する必要がある。その状況は貧民調査官 fattiginspektør によって、援助をするに値するかを調査・判断される。援助に値すると判断された者は救貧院に入れられたり、市民や農民の家で世話になった。また、貧民となった状況が病気や障害のためではなく自己の過ちだと判断された場合はコペンハーゲンにある救貧院 Pesthus や、地方都市にあるマニユファクチャーに、有益な労働力として送られた（第 8 条³¹）。なお、貧民が死去した際の葬式一式にかかる費用もお金がない場合は免除された（第 21 条³²）。

この法律による新しい救貧政策の経済的裏付けは、原則的には自由意思による寄付であった。全教会と酒場 værtshus は救貧金庫に寄付金を供することが求められ、牧師の監督の下に作成されたリストに基づき、未納者は教会の説教台から氏名を読み上げられた。また全牧師と地方都市の役人は年収の 1%を現金で貧民救済に供することが求められた。自由意思とはいうものの体のいい強制であった。

この勅令公布によってデンマークにおける貧困問題や物乞いが無くなったわけではなかった。設立された施設も不十分な物だった。しかし、この法律は、絶対王制における国家が貧民の問題は社会問題だと認識したことにあった。そして貧民が公的機関によって管理され、援助され

たという意味で画期的である。国家が貧民問題を解決するために貧民救済の枠組みを作り、初めて積極的に関与する姿勢を見せているのである。

さらにこの貧困問題を予防するために、学校を設立し子供達の教育を改善することが必要であるとされたことは特筆に値する³³。

3-2 フレデリック 4 世の統治 (1699-1709)

3-2-1 イタリア旅行

救貧法公布から約 2 ヶ月後の 1708 年 11 月、大北方戦争やスペイン継承戦争が続く国際情勢は平時ではなかったにもかかわらず、フレデリック 4 世は随行員約 80 名を伴ってイタリア旅行に出かける。王妃を伴わなかったため、純粋に楽しみのための非公式の旅行であった。直前まで王妃にも分からないよう秘密裏に準備した大旅行の真の動機は不明だが、それまで文字通り一生懸命公務にあたってきたフレデリック 4 世は、自ら少し楽しみたいという思いがあったことは想像に難くない。またこのベニス訪問が主目的である大旅行が可能になった背景には当時の国際情勢があった。カール 12 世はポーランド＝ザクセン王のアウグスト 2 世を 2 度に渡って打ち崩し、その勢いで今度はロシアに向けての遠征を進めていたのである。そのため直ちに西方遠方に位置するデンマークが攻撃を受ける心配がしばらくなかったのである。

この旅行の最中、これまで努力してきた国王主導型絶対主義を一時中断して、政策判断を官僚達に任せることはしなかった。ただ信頼のおける枢密院のメンバーであるクラッベ Otto Krabbe とセーステツ Christian Sehested には、日常の案件は通常の方法 på sædvanlig måde で処理するよう指示していた³⁴。そのため重要事項に関しては全てが一旦停止の待機状態になったのである³⁵。

3-2-2 行政改革

フレデリック 4 世は既述のように、絶対王が行政に及ぼす影響力を強めるための様々な改革を即位以来行なっている。ここでは、1700 年のスウェーデンとの短期間の戦争から後の状況をみておきたい。外交を担当するドイツ官房の長官職にあったフォン・イエッセン Thomas Balthazar von Jessen は外交政策の躓き、すなわち対ゴットーブ政策の失敗の責任をとって罷免され、セーステツ Christian Sehested が長官職に就き、1721 年までデンマーク外交の責任者となる。この時点で、父王時代の有力者は大半が罷免され、国王が内政・外交行政において、最も影響力のあるポストを自分に近い者を据えたことになる。フォン・イエッセンの更迭と同時に、国王は枢密院を個人的に支配することを目指し、改革の次の段階に進んだ。官房が主催した省庁会議を廃止し、枢密院をデンマーク官房、ドイツ官房と共通の行政処理機関としたのである。

国王の改革はそこでは留まらなかった。1703 年に国王は枢密院に対する新しい指示を出し、最終的に枢密院は縮小された上にそれまでの政府顧問機関から、官房の諮問機関に格下げされてしまった。さらに、1706 年には枢密院を政策決定に関与する役割から外し、数人の信頼の置ける高位官僚をメンバーとする個人的な内局 kabinet をつくり、そこでの政策判断を重視する

ようになったのである。こうしてフレデリック 4 世は、自らが全ての重要な案件にかかわることが出来る体制、国王主導型絶対主義 *personlig enevælde* を作り上げたのである。

小括 ーフレデリック 4 世の統治 (1699-1709) ー

フレデリック 4 世の統治に関する結論は次稿に譲るが、ここではフレデリック 4 世治世下初期 (1699-1708 年) における、社会政策を中心とする絶対主義統治の特徴を整理しておきたい。

フレデリック 4 世は上でみたように、王位継承の翌日から行政改革に乗り出し、スウェーデンとの戦争で敗れた後、1701 年に民兵徴集制を導入した。そして翌年には隷農制を廃止している。これらは治世の早い時期に実施され、内容や意義からみても一大プロジェクトであり、どちらも父王クリスチャン 5 世が実施しようとして出来なかった政策でもあった。さらに 1708 年には救貧法を制定し、絶対主義社会における貧民救済を国家が担うことを明確にしている。これも父王が着手しながら、中途半端に終わった政策であった。これらの政策を推し進めることが可能になった背景には、フレデリック 4 世が即位した際に絶対王制がすでに確立期に入っていたことが大きいと思われる。

フレデリック 4 世はさらに行政改革を推進し、中央官庁である官房や財務省の責任者に側近を送り込み、次第に顧問機関である枢密院の影響も削いでいった。最後には気脈を通じた者と内局を形成し、政策を決定していった。この背景には父王時代の反省として、大臣が自分よりも大きな影響力を持つことを恐れたことがある。そのことが国王主導型絶対主義の形成に繋がったと思われる。

結果的にフレデリック 4 世は、自分の手許に行政における全ての案件を集中するようにし、そして全ての決定に自ら関与することに成功した。しかしその反面、業務は山積し、夜遅くまで机上で様々な案件を処理しなければならなくなった。国王主導型絶対主義といえど、結局全ては国王一人の頑張り、すなわち絶対王としての自覚と責任感に裏付けられた驚くべき勤勉さに負っているのである。これはフレデリック 4 世だから可能だったのであり、同時代を生きた劇作家ホルベアもそのことを認めている³⁶。

今回は、大北方戦争中 (1709-1720) と戦後の復興期 (1720-30) における社会政策を扱う。目次は以下の通りである。

4. フレデリック 4 世の治世 (1709-1730)

4-1 大北方戦争への再参戦と結果 (1709-1720 年)

4-2 戦後復興と社会 (1720-1730 年)

4-1-1 教育政策

4-1-2 国王謁見制

4-1-3 宗教政策

4-1-4 コペンハーゲン大火

4-1-5 その他の社会政策

おわりに

(以下、次号に続く)

フレデリック 4 世関連年表

- ・1648年：国王クリスチャン 4 世が死去し、次男のフレデリック 3 世が王位を継承する。
- ・1657-60年：スウェーデンとのカール・グスタヴ戦争（第1次：1657-58年、第2次：1658-60年）。
- ・1660年：身分制議会が召集され、結果的に世襲王制が導入される（10月）。
- ・1661年：絶対世襲政府文書が公布され、全国で諸身分に回覧される（1月、絶対王制導入）。
- ・1671年：フレデリック王太子（後のフレデリック 4 世）が誕生する。
- ・1691-92年 フレデリックがイタリアに旅行する。
- ・1695年：フレデリックがメクレンブルクの Louise と結婚する。
- ・1699年：父王クリスチャン 5 世が死去し、フレデリックがフレデリック 4 世として王位を継承する。
- ・1700年：3月にスウェーデン（ホルシュタイン＝ゴットロープ家）との戦争始まる。4月に塗油式が挙行される。8月にスウェーデンと Travental 講和条約を結ぶ。グレゴリオ暦が導入される。スウェーデン国王カール 12 世がナルヴァの戦いでロシアの大軍を破る。国王のもとにある枢密院が各省庁を束ねるとともに、ドイツ官房・デンマーク官房の審議事項を担当することになる。
- ・1701年：民兵徴集制が導入される（1月）。海軍士官学校の創立が承認される。
- ・1702年：隷農制 Vornedskab が廃止される（2月）。
- ・1703年：枢密院を政府の顧問から官房の諮問機関に格下げする。フレデリック 4 世は Elisabeth Helena Vieregg と結婚する（重婚）。
- ・1704年：Frederiksborg 城の建築始まる。
- ・1706年：国王はノルウェーを訪問する。カール 12 世がポーランド・ザクセンを屈服させる。政府の政策決定過程において、枢密院よりも数人の高位官僚からなる個人的なキャビネットを重視する。この頃いわゆる、国王主導型絶対主義が成立する。
- ・1707年：カール 12 世がロシア遠征を開始する。
- ・1708年：救貧法が公布される（9月）。国王が約9ヶ月のイタリア訪問に出かける。
- ・1709年：11月：フレデリック 4 世が旅行から戻るとすぐに、スウェーデンに対して再度宣戦布告する（大北方戦争）。デンマーク軍はスウェーデン南部に進軍する。
- ・1710年：ヘルシンボリの戦いでデンマーク軍はスウェーデン軍に破れ、デンマークに退却する。
- ・1711年：欧州全土でペストが流行する。夏頃コペンハーゲンでペストが流行し、国王は疎開する。
- ・1712年：フレデリック 4 世は Anna Sofie Reventlow と結婚する（重婚）。
- ・1716年：ロシア皇帝ピョートル 1 世がコペンハーゲンを訪問する。
- ・1718年：カール 12 世が暗殺される。
- ・1720年：スウェーデンと講和を結ぶ。平和を象徴する城 Fredensborg 城の建築が始まる。

- ・1721年：王妃 Louise が死去し、Anna Sofie Reventlow が正妻となる。国王所有地の騎士領において240もの学校が設立される。
- ・1723年：後のフレデリック5世が誕生する。フレデリック4世の政治的遺訓が示され、貴族への警戒が記述されている。
- ・1725年：国王謁見制が始まる。
- ・1728年：コペンハーゲンで大火が発生する。
- ・1730年：フレデリック4世が10月12日に死去する。

(註)

- 1 王位交代に関わる特別な儀式はなく、クラウ首相がクリスチャンボー城のバルコニーから、外に向かって「前国王が亡くなられ、マルグレーテが王位に就かれた。女王陛下万歳！」という言葉のみが発せられた。
- 2 その主な内容は、①国王は毎年王国内で少なくとも1ヶ月以上の期間、議会 Danehof を開催しなくてはならない、②正当な理由がない限り貴族は身柄を拘束されない、③国王の旧来からの司法権力を停止する。Cf. Kjersgaard, Erik: Borgerkrig og Kalmarunion 1241-1448, Politikens Danmarkshistorie Bd. 4, København (以下、K. と略), 1986, s. 120.
- 3 特に1536-1660年は、貴族の政治的、経済的影響力が時に王権を凌駕するものがあり、貴族政 adelsvælden と呼ばれる。
- 4 詳細は拙稿『デンマーク絶対王制の成立』『関学西洋史論集』第18集、1990年、参照。
- 5 宗教改革(1536年)も血を流すこと無く平和裡に行なわれた。次の拙稿参照。「デンマーク宗教改革-1536-37年の出来事を中心に-」『北海道東海大学紀要(人文社会科学系)』第18号、2005年、29-48頁。
- 6 Geheimearchivets Aarsberetninger: Samling af Danske Kongers Haandfæstninger og andre lignende Acter, K. 1856-58 (R.1974), s. 126.
- 7 Olsen, Gunnar (Afsluttet af Finn Askgaard): Den unge enevælde 1660-1721, Politikens Danmarks historie, Bd. 8, K. 1985, s. 45.
- 8 その理由としてはつぎのような可能性が考えられる。①未発表の身分特権に期待していた、②回覧されていた文書には既に顧問会議メンバー全員の署名が成されていた、③後にノルウェーで行なったように身分制議会を召集して文書に署名させたのではなく、この絶対世襲政府文書のみを回覧したため、同一身分内で「反対」のための連帯が事実上不可能であった。
- 9 佐保吉一「デンマーク王の世襲問題(1661)」歴史学研究会(編)『世界史史料第5巻(ヨーロッパ世界の成立と膨張)』岩波書店、2007年、300-301頁。
- 10 1990年時点で効力を有しているのは、デンマーク法中の3-19-2、6-17-5、5-5-1、5-14-4、6-10-2などの条項である。
- 11 フレデリック7世(在位:1848-1863)は絶対王としては在位が僅か数ヶ月であるため、本稿では絶対王制後期の国王には含めていない。
- 12 これらの学校教育の試みが下地となって、1814年に義務教育制度が導入されたのである。
- 13 Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon VII, K.1935, s. 245.
- 14 Ibid., ss. 245-246.
- 15 カール12世の母親はクリスチャン5世の妹ウルリカ・エレオノーラ Ulrika Eleonora で、叔母にあたる。
- 16 建築については一定の関心を示し、のちのフレデリクスベア Frederiksberg 城建立やフレデンスボー Fredensborg 城では、イタリア様式が随所に見られる。
- 17 当時の中央行政組織には、官房(デンマーク官房とドイツ官房)、財務省、陸軍省、海軍省、最高裁、商務省があった。重要官庁は官房と財務省で、デンマーク官房は宗教・教育・法律など、デンマーク及び同君連合王国ノルウェーの内政一般を扱い、地方行政もここを通じてコントロールされた。一方ドイツ官房は主に王国内のドイツ語使用地域、特に公爵領に関することを扱うが、伝統的にデンマーク外交も担当してきた。財務省は絶対王制成立後最初に訓令を受けて設置され、王国の歳入と歳出の全ての業務にかかわり、その意味で地方行政機構とも繋がっていた。これらの組織の上に、国王の顧問機関として

の枢密院 Geheime konseilet がある。

- ¹⁸ Cf. Jespersen, Knud J. V.: Danmarks historie Bd. 3, Gyldendal, K. 1989, s. 94.
- ¹⁹ 北欧史では通常「大北方戦争 デンマーク語で Den Store Nordiske Krig」と呼ばれるが、世界史では「北方戦争」と呼ばれている。
- ²⁰ 国家から農地・住居を支給され、平時は農業を行ない、戦時には兵士として徴兵される制度。カール 11 世時代に導入され、対象者には国からは賃金と制服が与えられた。
- ²¹ Lomholt-Thomsen, Johs.: Kilder til Danmarks historie efter 1660 I, Historie-lærerforeningen, Gyldendal, K. 1973, ss. 34-37.
- ²² カール Karl は若くて未婚の農民階層の男子全体を指す。一般的には奉公人グループの男子で、自作農、小作農、小屋住み農民の息子達もその範疇にいた。農民の中では最も移動が多い。日本語では作男が一番近い。
- ²³ 軍隊における刑罰・体罰の一種で、罰を受ける者は二列に並んだ兵士の間を通り抜けるように強制される。兵士間を通り抜ける際には列に並んだ兵士より、棍棒や鞭で殴打される。
- ²⁴ 教練の教官である士官達には農民男子を厳しく叱責せず、易しく丁寧に扱うようにという伝達がなされていたほどである。Olsen, op.cit., ss. 390-391.
- ²⁵ Ibid., ss. 391-393.
- ²⁶ 法的には地主からの自由証明書 fribrev を取得すれば自由に移動できたが、地主はその発行を拒むことが多く、結果的に逃亡することになった。
- ²⁷ Fredericia, J.A.: Aktstykker til oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888/1973, s. 56.
- ²⁸ 土地緊縛制については次の拙稿を参照。「デンマークにおける農民支配 (18 世紀前半)」歴史学研究会 (編)『世界史史料第 6 巻 (ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ)』岩波書店、2007 年、359-360 頁。「デンマークにおける土地緊縛制廃止 (1788 年) について」飯田収治編『西洋世界の歴史像を求めて』関西学院大学出版会、2006 年、181-204 頁。
- ²⁹ 当時シェラン地方の教区では、埋葬者の 10 パーセントが巡回する乞食であったと言われている。Olsen, op.cit., s. 353.
- ³⁰ 勅令の条文は次のものを参照した。 <https://danmarkshistorien.dk/leksikon-og-kilder/vis/materiale/forordning-om-betlere-i-danmark-24-september-1708/>
- ³¹ コペンハーゲンを除く都市に貧民に関して Angaaende de Fattige i Kiøbstæderne i Danmark, Kiøbenhavn undtagen の条項。
- ³² コペンハーゲンを除く都市に貧民に関して Angaaende de Fattige i Kiøbstæderne i Danmark, Kiøbenhavn undtagen の条項。
- ³³ 農村の貧民に関する条項 Belangende de Fattige paa Landet には、教区に学校がない場合は、貧民調査官そして県知事の助手、監督 Biskop の助手が学校設置の努力をするよう促している (第 20 条)。
- ³⁴ Olsen, op. cit., s. 409.
- ³⁵ 旅行中のフレデリック 4 世に関しては次のようなエピソードがある。国王の留守中にロシア皇帝ピョートルはデンマークに有利な軍事同盟を提案したが交渉が進展しないため、業を煮やしたウィーン駐在ロシア公使がベニスに滞在中のフレデリック 4 世の元に出向いた。しかし、美女に囲まれたフレデリック 4 世は、交渉はコペンハーゲンで行うようにと述べたとのことである。Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvonår skete det, K. 1977, s. 220.
- なお、フレデリック 4 世はイタリア旅行中にも宮廷に使える女性 Charlotte Helene von Schindel と文通をしていた。帰国後、彼女は正式な愛人の扱いを受けるようになっている。Hvidt, Marie: Frederik IV -En letsindig alvorsmand, Gads Forlag, 2004, s. 31.
- また、国王は重婚の罪も犯している。一度目は 1703 年で、2 度目は 1712 年である。
- ³⁶ Cf. Jespersen, op.cit., s. 320.

主要参考文献 主要参考文献 (発行地が København の場合は K. と略)

Brengsbo, Michael: Til venstre hånd - Danske kongers elskerinder, Gyldendal, K. 2010.

Cedergreen Bech, S.: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon IV, K. 1980.

Dehn-Nielsen, Henning: Frederik 4. - Tordenskiolds konge, Forlaget Sesam, K. 2001.

- Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon Bd. VII, K. 1935.
- Fredericia, J.A.: Aktstykker til Oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888/1973.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges indre Historie under Enevælden fra 1660 til 1720 I-II, K. 1885-86.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra Den store nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse : 1720-1814, K. 1891-1912.
- Hvidt, Marie: Frederik IV –En letsindig alvorsmand, Gads Forlag, K. 2004.
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, K. (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.
- Jesperesen, Knud J.V.: Danmarks historie Bd.3, Gyldendal, K.1989.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.
- Kyhl, O: Den Landmilitære centraladministration 1600-1763, I-II, K. 1975-76.
- Lomholt-Thomsen, Johs. : Kilder til Danmarks historie efter 1660 I, Historie-lærerforeningen, Gyldendal, K. 1973.
- Nielsen, M.H.: Fattigvæsenet i Danmark 1536-1708, Aarboeg for dansk Kulturhistorie, K. 1897.
- Olden-Jørgensen, Sebastian: Christian Vs og Frederik IVs politisk testamenter, Historisk Tidsskrift, 96,2, 1996.
- Olsen, Gunnar (Afsluttet af Finn Askgaard): Den unge enevælde 1660-1721, Politikens Danmarks historie, Bd. 8, K. 1985.
- Petersen, E. Ladewig: Fra standssamfund til rangssamfund 1500-1700, Dansk socialhistorie III, K. 1980.
- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvonår skete det, K. 1977.
- Rockstroh, K.C.: Udviklingen af den nationale Hær i Danmark i det 17. og 18.Aarhundrede, K. 1909-26.
- Schmidt, J.Boisen: Fra Danehof til Folketinget, K. 1963.
- Schmidt, J.Boisen: Studier over statshusholdningen i kong Frederik IVs regeringstid, K. 1967.
- Schou, J.H. m.fl. : Schous Forordninger I-XXII, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996.
- Skrubbeltrang, Fridlev: Det danske Landbosamfund 1500-1800, K. 1978.
- Skipper, Jon Bloch: DANMARKSHISTORIENS ÅRSTAL, Historiske hus og Achehoug, K. 2001.
- Tamm, Ditlev (red.): Dansk retshistorie I, K. 1990.
- Tuxen, A.: Kong Frederik IVs personlige Indsats som Krigsherre i den store nordiske Krig, i Festskrift til Kr. Erslev, K. 1927.
- Worsaae, J.J.A. (udg.): Kong Christian Vs Testamenter som Tillæg til Kongeloven. K. 1860.

翻 訳

鄭勉著「白族と『白蛮』」

— 『白族簡誌』の白族系譜構成批判

立石謙次

A Translation of Bai People (Baizu) and their Ancestors in Yunnan, China:
A Critical Study on the “Ethnic History” in PRC by Jeong Myeon

TATEISHI Kenji

0. 翻訳者解説

本訳は、정면（鄭勉）氏が2012年に『동북아문화연두』（『東北亜文化研究』）に発表された「白族과 ‘白蠻’ — 『白族簡史』의 백족 계보 구성 비판」^①の日本語訳である。後述するように、同論文では、中国の雲南省に多く住む少数民族の1つである白族の「歴史」が、現代中国でどのように語られるようになったのかを歴史的な手法により、批判的に分析を加えている。

著者の鄭勉氏は現在、大韓民国ソウル市にある西江大学 Transnational 人文学研究所の助教授の職にある。専門は魏晉南北朝から南詔国・大理国時代（3世紀—13世紀）の雲南地方と中原王朝との関係史である。2015年には単著『남조국(南詔國)의 세계와 사람들: 8~9세기 동아시아의 서남 변방』(『南詔國の世界と人びと: 8~9世紀 東アジアの西南辺方』)^②を出版されており、韓国でも数少ない南詔国に関する専門家である。今回、本論文を取り上げ、日本語訳を発表した理由は以下の2点である。

1. 魏晉南北朝—南詔国大理国以来の白蛮と現代白族との関係を明らかにしている。
2. 従来、日本の雲南史研究では韓国における雲南研究に目が向けられていなかった。

「1.」について、現在雲南に多く居住する少数民族の1つである白族の先祖は、「白蛮」であるというのが、中国の白族史研究の通説である。白蛮が現代白族の主要な先祖であることは否定し得ない。しかし民族を歴史的に固定的なものとし、白蛮から白族に到る直線的な系譜を想定することには、いまだ議論の余地がある。しかし一方でこれを明確に否定する実証的な研究はおこなわれてこなかった。鄭勉氏は白蛮及びそれ以降の白族の先祖とみなされている民族集団の記述を再検討した。さらに中華人民共和国が1950年代以降、国内民族を認定したプロジェクトである「民族識別工作」^③に注目し、その過程で『白族簡史』などの書籍が編纂さ

立石謙次

れ、現在の白族史が「創られる」過程を明らかにした。白族の形成を考える上で、鄭勉氏のこの論考は非常に重要である。

「2.」について、従来日本における前近代の雲南史研究では主に日本語・中国語や英語をはじめとしたヨーロッパ言語などによる研究成果が参照されてきた。隣国韓国でも、鄭勉氏をはじめとして前近代雲南史研究が進展しつつある。しかし言語的な制約もあり韓国語による雲南史研究は、少なくとも日本では従来注目されてこなかった。本翻訳は、韓国における雲南史研究の一端を紹介することにより日韓の雲南史研究における学術交流を促す一助になればと期待している。

謝 辞

本翻訳発表にあたっては、著者の鄭勉氏より了承を得ている。鄭勉氏とは直接の面識がないものの、私のメールでの突然のお願いを快諾していただいた。論文中に掲載されている地図も鄭勉氏が自ら作製・提供していただいたものを使用した。ここに感謝の意を表したい。なお翻訳の過程で原文に軽微な誤りがみつかったが、鄭勉氏の了承を得て訂正し、訂正箇所は逐一示さなかった。

また本訳に際しては、本学部アジア学科李穂枝氏による全面的な教示と指摘を得た。あわせて、ここに謝辞をのべたい。ただし翻訳の文責は翻訳者が負うものである。

解説註

- ① 정면 2012 「白族과 ‘白蠻’ - 『白族簡史』의 백족 계보 구성 비판」 『동북아문화연구』 제 33 지 pp. 23-49.
- ② 정면 2015 『남조국(南詔國)의 세계와 사람들: 8~9 세기 동아시아의 서남 변방』 선인 .
- ③ 民族識別工作については、松村嘉久 1997 「中国における民族自治地方の設立過程と展開」 『人文地理』 第 49 卷第 4 号 pp. 21-41 などの研究がある。

白族と‘白蛮’－『白族簡誌』の白族系譜構成批判*

鄭勉著**

目 次

1. 緒 論
2. 「白族社会歴史調査」事業と『白族簡史』
 - (1) 「白族社会歴史調査」
 - (2) 『白族簡史』の形式と内容
3. 白族の族源と系譜についての批判的検討
 - (1) 白蛮と烏蛮
 - (2) 爨と梵
 - (3) 獠と民家そして白人（僰人）
4. 結 論

1. 緒 論

中華人民共和国にいる 55 の「少数民族」の 1 つである「白族」は 1990 年には、1,594,827 人中、1,339,056 人ほどが雲南省に居住しており、雲南省に集中的に居住している「少数民族」¹である。また、この中、1,058,401 人が大理白族自治に居住しているが、これは白族全体の約 66% であり、雲南省に居住する白族の約 79% に達する数字である。したがって、1990 年当時、白族はその人口の大部分が雲南省内に居住するが、またそのうちの大部分が大理白族自治州に居住しているようである。雲南省の他には湖南省湘西州（桑植県）、貴州省畢節地区、それから四川省涼山地区に少数の白族が居住している。雲南省居住の白族の大部分は平地地域、ないしは低丘陵地域に居住している²。

白族は 1954 年当時 260 にあまりに達していた雲南地域の非漢族集団が³、26 の単位に識別され、公認された過程で、少数民族の 1 つとして確定した。その名称はさらに 1956 年 11 月⁴に國務院の批准を経て、白族として公式化された。もともと白子、白尼、白髯などの自称と民家、那馬、勒墨をはじめとする数多くの他称を持っていたこの「少数民族」集団は国家の次元で企画された「民族識別」作業と少数民族社会歴史調査事業という「学問的」であり、「科学的」な手順を経て、この民族の範疇が精緻化された。また白族は現在、三大支派に分類されており、約 3 万人で構成される那馬支派、2 万近くになる勒墨支派、そして大多数を占めている民家支派がこれである。⁵

ここで注目すべき点はこのような少数民族の全体性を確認して範疇化する過程が、中国国家の「識別」作業と公認を経て成り立っているということだ。⁶1956 年に始められ、1964 年に公式的に完結する民族に関する「社会歴史調査」作業は辺境の「少数民族」地域について地理環境、経済構造、社会構造、言語、習俗、文化、歴史等を把握する全体的調査作業であった。

各方面の専門家たちがグループを作り、内モンゴル、東北、新疆、広東、四川、雲南、貴州、チベットの現場に派遣されて、広範な資料収集がなし遂げられた。⁷政治的状況によって困難を

経験することはしたが、50年代末から60年代はじめにいたるまで、事業結果に対して報告がなされた。

雲南地域「少数民族」に対する「民族学」的調査は30年代末の中日戦争期間中、中華民国の学者たちによってすでになされていた。これはもちろん中日戦争が原因で民国政府の拠点が重慶へ移って、その多くの国家機関と教育機関などが西南地域へと避難したことと、無関係ではない。⁸ 民国時期と中共時期に成し遂げられたこれらの調査の究極的目的は、一つであった。前近代時期、ずっと蛮人として取り残されてきた辺境地域の「少数民族」を近代国民国家の「国民」に作りあげることであった。すなわち「中国」国家の公式的「識別」過程を通じて、彼らは太古の昔より、統一的多民族国家である「中国」の「中華民族」を構成する「少数民族」に「認定」されたということであった。

この事業の結果物が刊行され、公開し始めたのは1980年代末-1990年代はじめからであったが、報告書と一緒に「各族史」あるいは「各族簡史」の発刊が推進された。これは、すなわち公認された「少数民族」たちに歴史を付与する作業であった。もともと企画されたものであるが、相当部分が該当地域郷土資料などで構成されている社会歴史調査報告書を調べても、これは必然的なことであった。社会歴史調査事業を通して、収集されたこれらの記録と記憶などが、国家の解釈を経て「少数民族」たちの公式的歴史として宣言されたのである。白族も同様であった。4巻の『白族社会歴史調査』という報告書が刊行されて、⁹ 『白族簡誌』¹⁰ という本が出版された。¹¹

本論文では、まさにこの『白族簡史』の「白族史」叙述を問題とし、詳察していこうとおもう。この理由は先に言及した「少数民族識別作業」と「社会歴史調査事業」に基づいて、構成された「白族」と『白族簡史』が提示するその先民集団間の論理的・史料の連続性に問題があると考えたからであった。特にこの論文のタイトルにおいて提示したように、「白族」と「白蛮」の間を関連づける過程は、多くの問題を露呈していた。そして、このような問題が、どこから始まったかを考察しようとおもう。「白族」や「白族」の歴史に関する先行研究は、すべて列挙することは難しいほど多いが、『白族簡史』において提示する先民集団の系譜に対するつながりを同意するかは関係なく、これら研究の大部分はその先民集団を提示し、系譜化すべきとの考えから、ほぼはずれていなかった。

したがって本論では、『白族簡史』の「白族史」がその歴史的範疇を古代にまで拡大することを批判的に検討し、合わせて「白族史」が提示する「白族」の範疇形成過程における矛盾点を明らかにする。特に「白蛮- 僰(ほく) - 民家」へと続く白族の先民の系譜に対するr 妥当性の検討を主な作業としたい。またこれを通じて中華人民共和国の民族識別作業により、アイデンティティが構成され、付与された「白族」という範疇が歴史叙述のグループ、あるいはまた行為者として歴史の実体を持つのかを問いたい。合わせて、この問いは雲南「少数民族」の歴史叙述の方式についての問題提起につながるものである。

まず第一章では、「民族識別」作業と少数民族社会歴史調査事業が遂行された過程と背景とを簡単に探り、『白族社会歴史調査(四)』を通して、歴史調査の内容を把握する。そして『白族簡史』を通して中華人民共和国で白族史がどのように構成されたのかを考察する。第2章で

は唐代の「白蛮」から明清時代の「僰人」「民家」につながる系譜を考察する。白族との関係という側面から、その構成の妥当性に対する批判的検討をおこなう。そして最後の結論部分では、中華人民共和国の「白族史」に代わって、どのような方式の歴史叙述がおこなわれるべきかについて深く考えたい。

2. 「白族社会歴史調査」事業と『白族簡史』

『白族簡史』は「国家民委民族問題五種叢書之一 中国少数民族簡史叢書」の一つで、『白族簡史』編史組によって1988年に出版された。そして「『中国少数民族簡史叢書』出版説明」と「後記」で明示されているように、この本は1956年に国家によって大規模に展開され始めた「少数民族社会歴史調査事業」の結果物である。

「後記」の出版過程紹介によれば、まずこの本の草稿にあたる「白書」が作られるだけで、1958年12月から1963年10月までの約5年かかった。文化大革命が終わって、¹²1979年4月13日、民族問題五種叢書 雲南省編集委員会が成立した後に、規定によって1963年の「白書」を基礎とする調査と修正作業の再開決定がなされた。そして1987年10月29日編集作業が完了された。¹³

「少数民族社会歴史調査事業」が電撃的に、そして公式的に開始されたのは、1956年であるのだけれど、少数民族に対する調査と「民族識別」事業は1949年の中華人民共和国成立以後、粘り強く蓄積されてきた作業だった。まず辺境地域の土地改革事業過程で、民族学者たちの介入と調査がおこなわれた。そして1950年6月、中央人民政府が中央の訪問団を派遣して、西北・中南・西南の3つの方面から巡訪するように決定した。その後、1952年まで中央訪問団と地方政府の辺境少数民族地域に対する巡訪と各方面のテーマに対する「典型的な調査が遂行され、この過程においても民族学者たちの参与と調査がおこなわれた。また、1951年6月中央民族学院の開院を筆頭に、各地の民族学院が続々と成立した。

社会主義改造及び建設を始めた中華人民共和国は少数民族に対して、民族平等、民族区域自治、少数民族地区の発展促進を標榜し、これのために少数民族の区分と識別は重要な課題だった。そのため「名は主人に従う」の原則を提示し、少数民族集団の自らの申告を受け入れて、全国第1次人口全体調査過程で当局の帰属と併合の判定を経て、判定された少数民族は38民族だった。¹⁴しかし全国的には400以上の民族が申告された少数民族集団の識別作業は容易なことではなく、問題となる現場に専門家集団を派遣する作業が1953年5月から始められた。1954年5月から10月までは、中央民族事務委員会から雲南民族識別調査団を派遣したりしたことがある。

中央訪問団と少数民族識別調査組の活動を通じて少数民族の社会と経済、生活慣習に関する情報と資料が収集整理されたものの、全面的かつ体系的にはおこなわれず、資料の収集と利用に限界があった。社会主義改造と「社会主義過渡」問題に苦悩した共産党の立場よりは、詳細で正確な資料の収集と整理に対する必要が提起され、そのために推進された事業が先に言及した「少数民族社会歴史調査事業」である。¹⁵白族は1953年、族称が定められた38の少数民族

中の一つであり、1956年、族称が「公認」されたため、当然この事業の対象になった。本章ではこの事業の成果物である『白族社会歴史調査(四)』と『白族簡史』を通じて構成された「白族史」の姿、特にその来源に関して、考察する。

(1) 白族社会歴史調査

白族に対する、社会歴史調査の報告書は『白族社会歴史調査』¹⁶が1983年に刊行され、『白族社会歴史調査(二)』、『白族社会歴史調査(三)』、『白族社会歴史調査(四)』がすべて1991年4月に出版された。『白族社会歴史調査』はすべて1958年から1962年間に調査された資料を20年が過ぎた時点でもう一度整理したということで、「後記」によれば、とても不完全な資料である。また(二)、(三)、(四)はすべて1980年代に再調査と再整理を経て出版された報告と資料群である。(一)と(二)、(三)はすべて大理白族自治州を始めとした白族居住地域の現地調査を通じた社会、経済、宗教、慣習に関する調査報告ないしは資料集の性格を有していた。したがって本稿では全て紹介する必要はないようである。しかし(四)は事情が異なっている。

先の3篇は「社会」調査に該当しているが、(四)は「歴史」調査に該当しているといっても過言ではない。次は(四)の内容構成をみていくための表である。

表 1

題目	備考	調査(作成)日付
①大理白族世襲総管和土司世系調査	8篇	
②大理白族古代碑刻と墓誌選輯	碑刻153篇(+附4篇)	
③白族先民東洱海蛮大姓調査	①②資料についての解釈的な論文	
④劍川石鍾山南詔、大理石窟考察		1985年10月5日
⑤大理白族「喜洲商幫」発展状況調査		1985年2月
⑥滇西馬幫和下関馬店堆店調査		1985年10月1日

①は「元世襲大理総管段氏世系」、「鶴慶高土司世系調査」、「董氏世系調査」、「趙氏世系調査」、「楊氏世系調査」、「洱源清世襲土官王氏世系調査」、「劍川明龍門邑世襲土官施氏残碑」、「張氏世系調査」の8篇で構成されていた。段氏、高氏、董氏、趙氏、楊氏、王氏、施氏、などは明清時代の土官ないしは土司で、その世系が南詔国あるいは大理国時期まで遡る状況を見せてくれている。また最後の張氏世系はこれらが「白子国」酋長の張樂進求の後裔であると明らかにして、特徴的である。¹⁷②は大理白族自治州をはじめとする白族居住地域の碑刻と墓誌153篇を選別して載せているものである。③は、これら資料群を活用して大理洱海東部地域の大姓たちを調査、整理して、これらが白族の先民であることを論証した一種の歴史論文である。

『白族社会歴史調査（四）』の内容の大部分（271/316頁）を占める①、②、③はみな前近代時期白族の姿を伝える一次資料あるいは、これを分析した二次資料であり、この報告書が「歴史」調査報告書であることをよく表している。④は大理白族自治州北部の劍川石鍾山の石窟と造像群についての調査研究報告書である。三つの地域にわたって16所の石窟が存在し、石窟では139体の大小の造像、石に彫られたトラの像二つ、壁画一面が残っているが、これら石窟は南詔・大理時期を含んだ841年～1179年の間に作られた。また造像群は白族の本主信仰と中原仏教、チベット仏教、インド密教の影響がみることができるといえる。⑤と⑥は19世紀の白族自治州地域の商業網と関連する資料調査報告である。これらは同じく「歴史調査」の範疇に属しているといえる。

またこの調査報告書の「前言」はこのような性格を明らかにしている。「中華人民共和国建国後に中共中央と国務院は少数民族社会歴史研究に対して特に関心をもって重視し、次々と教授、学者、専門家を派遣して、政治、経済、民族、社会、言語、考古、宗教、文化、習俗など各方面で極めて重要な救助作業を遂行し、大量の資料を収集した。これを通して少数民族資料の逸失と深刻な欠乏の問題を解決しようとした。…千種を上回る墓誌・碑刻と百種を超える封建総管、土司、土目の世系譜牒、そして大量の社会歴史調査資料と学術論文中から各種の角度から比較的参考価値があり、また人々が容易にみることができない一部分を選び出し、幅広い読者たちの参考研究に提供しようとした。」¹⁸

このような「歴史調査」の最も大きな意味は、白族形成史の構成に重要な史料を提供しているということであった。「前言」では、643年間にわたる白蛮大姓たちの雲南地域支配の歴史が残した各種記録群が元明交代期過程で沐英等によって指揮された明王朝の征伐軍によって消滅させられたことを指摘して、「社会歴史調査」事業の重要性を強調した。このため「歴史調査」によって収集された資料、特に土司土官たちの世系譜牒と白族居住地域の大姓の墓誌は南朝から白族の先民である明清時代白人大姓まで続く「白族形成」の過程を再構成するのに決定的資料となった。実際に『白族簡史』は西爨白蛮、西洱河地域の白蛮などが明清代の白人大姓へとつづく過程を証明するのに、これら世系譜牒と墓誌を積極活用していた。

（2）『白族簡史』の形式と内容

『白族簡史』の構成をみても、次のようになる。まず第1章「白族の来源」では白族の先民と形成過程を分けて説明している。それから第2章から第8章までは唯物史観によって原始社会から1949年の人民共和国の成立直前までを叙述している。すなわち洱海と滇池地域の石器文化と銅石併用期までを原始社会に、滇・靡莫などから南詔国の抬頭前までを奴隸制社会形成期とし、南詔国時期を奴隸制社会の発展期とし、大理国時期を封建農奴制社会とし、元・明・清の中国王朝支配時期を封建地主経済の形成と発展時期とし、1919年以後から1949年までの時期を半植民地・半封建社会として記述した。また第9章と第10章では白族の科学文化と風俗習慣、宗教、信仰などの社会調査の成果物などを整理している。

この文章の主な関心と直接関連した第1章の内容をより子細にみても、白族の先民についての紹介と白族の形成過程との大きく二つの部分に分けられる。まず雲南の核心地域からで

ある洱海と滇池地域の「二項対立的」族称を羅列しているが、漢代の昆明と滇僂（てんぼく）、魏晋代の昆と叟（そう）、唐宋代の烏蛮と白蛮、元明以後の爨（さん）と僂、そして羅羅（ロロ）と民家がそれである。そして白族の先民としては滇僂、叟、白蛮、僂人、民家を挙げている。¹⁹興味深い点は秦漢時期の滇僂、漢晋時期の「叟」人、唐代の白蛮については、それぞれ節を分けて説明しているのに対して、宋代以後の白蛮、僂人、民家などについては「白族の形成」という節でだけ説明している点である。これは白族が主体となって成立した「大理国」の存在と関連がある。

第1章の第4節「白族の形成」はもちろん秦漢代の滇僂から明清時代の民家に到るまでの白族先民すべてを対象とした。この節で提示した特徴的主張は2つに要約することができる。一つは白族形成の転換期を南詔 - 大理王朝時期、特に白族がその王族をはじめとする支配勢力の主体となる大理国時期とみているということだ。こうした背景とその支配の主体民族を基礎として共同体の形成が始まったという。またこれに対応して、白族の統一的名称の使用も始まり、「白人（僂人）」、「白王」、「白史」などの名称が登場することになった。結局、白族形成前史と形成史も分けられたのである。

もう一つの特徴的な主張は白族の形成過程が白族の先民たちを主軸として、その他民族集団、特に雲南地域に進入して定住した漢人との融合を通して、成り立ったということだ。中原漢族人民の雲南地域進入は紀元前2世紀の漢武帝時期の西南夷経略と辺郡設置以後、本格的に開始された。また以後数百年続く辺郡支配の持続は漢人の移住と定着を繰り返し増加させた。先住民を圧倒することはなかったが、中原「帝国」の行政的支配と持続的な輸入と定住とは主に平地に居住していた滇僂や叟のような先住民と漢人との融合を引き起こし、これらが隋唐代の白蛮となったのである。またこれら白蛮が主な支配集団となり、存続した南詔 - 大理王朝の統治が白族形成の基礎を作ったという。

またモンゴルの大理征服と元王朝の成立は白族先民の共同体と漢人の融合をさらに促進させたと主張した。特に明代では大量の漢人たちが中原から移住したり、大規模な軍隊が洱海地域に派遣されて相当規模の屯田が施行されたりしたという。これら屯田の軍戸たちが白族人民たちと混ざりあっていくことになり、白族人民たちは漢人軍戸たちを「軍家」とよび、漢人軍戸は白族を「民家」呼んだので、白族に対する通称としての「民家」という名称が根付いたと説明した。このように文化交流と融合は「民の族属は大部分が白人であって、風俗は漢人と同じである。また外から入ってきたものの子孫も今は同じく土着となった」（康熙『大理府志』巻12「風俗門」）という結果をもたらした。

また一つ注目すべきことは『白族簡史』の第9章第1節「古代の科学文化」三項「史学」で紹介している白族史家と史書である²⁰。まず南詔国時期に『張氏国史』、『魏山起因』、『鉄柱記』、『西洱河記』、大理国時期に『白史』、『国史』、元代に『白古通』、『玄峰年運志』などの歴史書が作られ²¹、明代の「白族史」著作である『滇載記』と『南詔野史』の底本となったというのである。そして明代の白族学者たちが地方の掌故（伝承）を整理したものとして楊竊（ようだい）の『南詔通紀』と黒新達の『西南列国志』（失伝）、また明代李元陽の『大理府志』と『雲南通志』、呉懋（ごぼう）の『葉榆檀林志』、清代高爾映（こうおうえい）の

『鷄足山志』、王崧（おうしょう）の『雲南通志』をはじめとする様々な白族学者たちが作った地方志を紹介している。また白族の主要史料として清代の『南詔野史』をとりあげている。

以上『白族社会歴史調査（四）』と『白族簡史』を通して構成された「白族史」の姿、特にその来源及び白族の形成過程に関して考察した。要約すれば、南詔 - 大理王国と元代大理総管府の支配時期を含んだ 643 年にわたる白蛮大姓たちの雲南地域支配に対する歴史的記憶と明清時代雲南地域の学者たちと人民らが作り上げた各種資料が「白族史」を構成する主要な基礎が作られたという。言い換えれば、白族史は明清時代雲南地域の学者たちの記録に依存して形成されているとすることができる。またこれを基礎として滇僰、叟、白蛮、僰人、民家から続く白族先民の系譜を作り上げていった。

結局、中国国家により形成される「白族史」は 56 の民族の関係性によって構成された統一的多民族「中華民族」の歴史を構成する一つの要素、すなわち「中華民族」の歴史である「国史（National History）」の一部として構成されたり、現代雲南地域の少数民族の歴史である「識別」作業を前近代時期の文献に登場する「古代民族」に対する「識別」作業として拡大したりして、これを系譜化する作業に他ならなかった。問題はこうした「白族史」の構成が実際の歴史を客観的にみせてくれているかという所である。すなわちこのような叙述は白族の「民族」としての「アイデンティティ」の問題、そして歴史叙述の範疇の問題と衝突を起こす。

3. 白族の族源と系譜についての批判的検討

『白族簡史』に組み込まれた「白族史」において「白族」の祖先として最も大きな意味を持つものは「白蛮」である。白族の「白」字を共有するだけでなく、「僰人」と「白人」が「白蛮」から出ているからである。前近代時期の資料を総覧してみれば、『白族簡史』でも指摘していたように、白蛮とこれの対の語である烏蛮は主に唐代と南詔国そして大理国時期に集中的に使用されており、元代では僰と爨、そして明清代では僰人さらには民家と羅羅がその位置にとって代わっていた。本章ではこれら白族先民の系譜にそれぞれ対となって登場する白蛮と烏蛮、「爨」と「僰」、「民家」と「羅羅」について批判的検討をおこなっていこう。これを通して「白族」の歴史的アイデンティティを構成するものが、このように単純ではないことを確認しよう。

(1) 白蛮と烏蛮

中国の正史に「烏蛮」が初めて登場するのは『北史』と『隋書』だが、「白蛮」が最初に登場するのは『旧唐書』である。また「白蛮」中もっとも有名なものは「西爨白蛮」であり、「西爨白蛮」という西爨国の支配下にあった白蛮を指して呼ぶものである。また西爨国人の範疇は「西爨白蛮」と「東爨烏蛮」により分類され、「両爨蛮」と呼ばれた。これら両爨蛮の外に烏蛮と白蛮がともに登場した地域があったが、一つは現在の四川省南部地域で漢代に越嶲郡が設置された場所である。もう一つは現在雲南省の滇池西方から洱海に到る地域で三国時代に雲南郡が設置された場所である。これら白蛮と烏蛮の分布とその変化過程を考察するために、これを通してこれら概念が呼称する範疇がいかなるものなのかを確認していこう。

両爨蛮は雲南省の滇池以東地域に分布していたが、『蛮書』では「天宝年間当時東北の曲州・靖州から西南方へ宣城に到るところまで邑落が互いに望み」、「石城・昆州・曲輓（きょくあく）・晋甯・喻猷・安甯から龍和城に到るところを西爨と」して、「曲州・靖州・弥鹿州・升麻川から南に歩頭へ到るまでを東爨と」して、と記した²²。方国瑜の比定（比較と推定）によれば²³、曲州は朱提（現昭通）と唐興（現東川）の2県を統領する州であり、また靖州は靖川（現威寧）と分協（現畢節）2県を統領した州だった。そして宣城は歩頭にあったことから今の元江に比定された²⁴。石城は今の曲靖、昆川は今の昆明、曲輓は今の馬龍、晋甯は、現在の雲南省晋甯県晋城镇、喻猷は現在の激江、安甯は現在の安寧、龍和城は現在の禄豊²⁵に比定された。また彌鹿川は彌川と禄川の略称であり、彌川は宣威に該当し、禄川は会沢地区に相当する。そして升麻川は尋甸に比定された。西爨は雲南省東部の西南部、東爨は東北部に居住する情勢であった。

『蛮書』ではまた六詔をすべて烏蛮としているが²⁶、六詔とは蒙巒詔（もうしゅうしょう、現漾濞）、越析詔（えつせつしょう、現賓川）、浪穹詔（ろうきゅうしょう、現洱源）、遼賧詔（とうたんしょう、現鄧川）、施浪詔（しろうしょう、現青索）、蒙舍詔（もうしゃしょう、現巍山）を指し、洱海湖水を取り囲んでいる地域で今日の大理白族自治州地域に該当する。また『新唐書』「南蛮伝」では磨蛮、些蛮、施蛮、順蛮をみな烏蛮として規定しているが²⁷、施蛮と順蛮とが雑処していた劍・共地域の諸川（盆地のこと）と磨蛮・些蛮が居住する鉄橋・大婆・小婆・三探覽・昆池などの川は大体、今日の麗江地区に該当する。これらの居住民はみな烏蛮である。また『新唐書』「南蛮伝」によれば今日の四川省南部に該当する邛部（現越西県）と台登（現冕寧県南部の瀘沽鎮）地域では多数の烏蛮と少数の白蛮が共存していた²⁸。そして彼らと滇池地域との間に該当する姚安県と大姚県地域では白蛮に分類される弄棟蛮²⁹と青蛉蛮³⁰が居住していた。

この当時烏蛮と白蛮に規定される人々が居住する地域の主な自然境界は大体北方では金沙江、西方では瀾滄江、南方では元江であり、この範疇は南中と呼ばれた。この南中では、滇池地域以東の雲南地域では西爨国の支配下の白蛮と烏蛮とが共存し、その西方地域は烏蛮中の数的優位の中で烏蛮と白蛮の少数勢力が競争し、共存していた。東部では白族種が、西部では烏蛮種が優勢を占める情勢だった。またこの南中での主導権を掌握したのはすでに400年続く西爨国であった。一方、8世紀中葉の南詔勢力が拡大することによって情勢は変化した。唐王朝の支援を受けた南詔国が西爨を滅亡させ、南中地域の覇権を掌握した。

『新唐書』「両爨蛮伝」によれば、746年西爨を滅亡させた南詔の閣羅鳳は昆川城使楊牟利を派遣して西爨20万戸を強制的に永昌城（現保山市）へ移した。そして戦争によって曲靖州から、石城、升麻、昆川、龍和に到るまでの西爨白蛮の核心的拠点などはすべて破壊され、時間の経過とともにこの空間は自然と東爨烏蛮によって満たされた。東爨烏蛮は言語が通じない上に、森林や山谷に拠って散居していたために強制移民を免れることができた³¹。それに東爨烏蛮は勢力を温存したまま、南詔王室と同盟関係を維持し、白蛮は南詔王朝の対外征伐と植民に動員され、再度移された。少なくとも西爨白蛮の場合、本来の根拠地を基準として西北方や西南方へその居住地が移された。

『元史』「地理志」の「雲南諸路行中書省」条によれば、南詔時期これら白蛮が西部に移されただけでなく、新しい居住地でも烏蛮と競争する場合、大部分が大量に押し出された。大理国の成立以後でもこのような状況は変わらないように見える。大理国の建立自体が、段思平が東方諸蛮 37 部との会盟とこれによる支援を通して可能だったことはよく知られた事実だ。またこの 37 部に対しては白蛮と烏蛮、黒爨などの記録により、少しずつ異なっているが、大体は烏蛮が多かったように見える。37 部の諸蛮は大理国王に忠誠を誓ったが、その対価として勢力圏を温存させることができた。モンゴルの兀良哈台（ウリヤンカダイ）の大理国征伐過程は、このような状況を端的に表している。

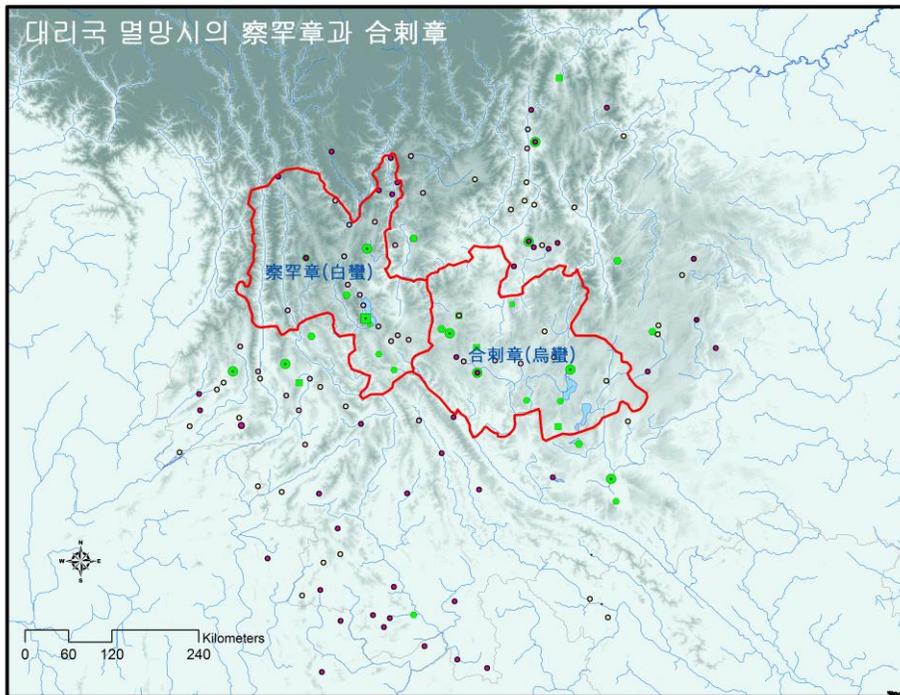


図1 大理国滅亡時の察罕章と合刺章の範囲

『元史』「兀良哈台（ウリヤンカダイ）」列伝によれば「…ウリヤンカダイがついに金沙江に到った。ウリヤンカダイが軍隊を分けて、察罕章（チャガジャン）に入らせたが、みな白蛮であった。…軍隊を進撃させ龍首関をとり、世祖を助けて大理国城に入った」³²。そして「甲寅年（1253）秋にさらに軍隊を分け、附都善闡（ぜんせん、現雲南昆明市旧城南関外）をとった。軍隊を転じて合刺章（カラジャン）の水城を攻撃し屠戮し尽くした。合刺章はみな烏蛮である。…ついに進撃して烏蛮が都邑として住んでいた押赤城（ヤチ城、雲南昆明市）に到着した。城は滇池の畔にあったが、三面がみな水であり、険しくまた堅固であった³³。」ここにおいて注目される部分は住民すべてが「白蛮」と規定された「察罕章」と「烏蛮」と規定される「合刺章」とが指す空間的範疇である。

察罕章は金沙江を越えて大理国城に入るまでの空間的範囲とみるならば、現在の麗江から洱海辺の大理市までの地域と判断される。また合刺章は大理国城を占領したのち、さらにそこから善闡地域征伐に乗り出す過程で現れるが、現在の大理市から昆明市に至る地域を指しているものと理解される。また広義には雲南省全体を指し示す意味として使用されという。このような状況を、西爨国が主導権をもった時期と比較すると、西爨白蛮が主導していた空間は「烏蛮」で満たされ、南詔国の核心地域と「烏蛮」の地は、かえって「白蛮」の空間になった。また元代雲南行省の設置と大理総管府による二元的統治はこの様な傾向をさらに強化させ、「僂」と「爨」との区分を作り出した。

『白族簡史』は、このような状況を根拠として白蛮から白人（僂人）へとつながる結論を作り出したものの、状況はそれほど単純ではない。先に言及したように、南詔をはじめとした六詔と麗江地域の諸蛮たちはみな「烏蛮」に分類されたものであった。

表2 烏蛮と白蛮の差異

項目	烏蛮	白蛮
言語	烏蛮は言語が通ぜず、三翻四翻訳をして中華と通じる ³⁴ 。	言語の音は白蛮が最も正しい（考えるに、これは当然漢語を基準にしている）。 ³⁵
居住地	大部分が森林と溪谷に散らばって依っている。	大部分が平原地域に居住している。
生産	牧畜を主にしている。	農業を主にしている。
衣服	男女みな牛と羊の皮をまとい ³⁶ 、婦人は黒い絹（黒縉）で服として着ているが、その丈は地面を引きずるほどだ。	婦人たちは真っ白な絹（白縉）で服として着ているが、丈は膝を越えないほどだ。
葬礼	墓を用いて、葬礼をおこなわない。およそ死んで三日後に遺体を焼き、その残りは地に埋め、ただ双耳のみ集めて瓶へ入れ、別室の奥に保管して、四時に取り出して祭祀をおこなう。	死んで3日後に埋葬するが、漢法に従い墓を作る。 ³⁷

出典：『白族簡史』p. 20

また西爨白蛮地域の多くの人口が南詔王国により移されたとはいえ、全人口を移したのではないのに、その地域すべてが「烏蛮」となったはずがない。それに本来烏蛮である西部はさらにそうであった。この部分では、「白蛮」と「烏蛮」とが血縁を基準とし2つの種族集団を区分する範疇の名称だったのか疑ってみる必要がある。

『白族簡史』は『蛮書』と『新唐書』「南蛮伝」の記録を参照し、次の表でみえるように白蛮と烏蛮の差異を規定した。

烏蛮と白蛮の区分が数十、数百の族類あるいは部落によって形成されるこの地域の蛮夷に対する中国人たちの恣意的分類に過ぎないという主張は既に提起されたところである。³⁸この主張に従えば、これは漢人の立場より見た文化的差異で、これによる命名であった。また文化的差異は中国的政治体制と制度をどれほど受容するかによって決定された。結局白蛮と烏蛮の区

分もまた「生蛮」と「熟蛮」、或は「生羌」と「熟羌」の区分のように、文化的基準による相対的区分概念であったようにみえる。このようにみると8世紀中盤からも烏蛮種の温床であった大理地域と麗江地域が13世紀中盤に白蛮地域になっていたことは容易に理解できる。唐王朝の協力と競争を通して、南中地域の覇者たる南詔は中国式国家モデルを採用した古代国家であったが、大理国はさらに一層そのようであった。

表の言語部分では、『蛮書』と『新唐書』の記録に依拠して烏蛮と白蛮を比較しているが、その基準とされるものは漢字音の類似性であった。白蛮、蒙舍蛮、烏蛮諸部落の順序であるが、結局中国人の言語基準に南中地域の諸蛮夷を順序立てるやり方である。周知のように、漢字は古代東アジア世界の公用外交文字であった。また冊封朝貢関係を中心とする外交経路を通して漢字は東アジア全域に通用されたが、中国式国家モデルを受容した東アジアの政治体にとって漢字は行政文字でもあった。このため漢字に慣れていることは中国との接触が古いだけでなく、その政治体制がある程度受容されていることを意味する。特に中国国家の辺郡支配や羈縻府州支配に協調して成長した政治体においては、一層そのようであった。

西爨白蛮は中国国家の辺郡支配を利用し、自身らの国家を建てたが、唐朝の羈縻府州体制によって南中地域の覇権を掌握した。「烏蛮」の別種と称された³⁹南詔、すなわち蒙舍蛮は六詔中最も先に唐朝と通じて、羈縻府州体制に参加し、唐の黙認と支援のもと、六詔を統一した。これに比べて、烏蛮部落は4度も翻訳して、中国と通じるというほど、中国との距離が遠かった⁴⁰。白蛮と南詔が烏蛮部落より漢字に習熟していたことは、とても自然なことであっただろう。結局『蛮書』の関連記事は「白蛮」と「烏蛮」とが数十、数百種という多くの蛮夷部落を中国人たちが定めた基準、すなわち言語的基準によって区分した範疇にすぎなかったことを明らかにしている。

表で示したように、『蛮書』における白蛮と烏蛮の墓葬文化を比較すると、西爨と白蛮は三日葬と漢式墳墓文化を持っていた。一方、南詔及び諸烏蛮は火葬をして、体の一部である耳だけを収集して保管し、時ごとに祭祀する独特の葬礼法を持っていた。正確に上の記述と同じであったかはわからないが、南詔が仏教の影響を受けた火葬文化を持っていたことはよく知られていた。上の記事は南詔とすべての烏蛮がそのような葬礼習慣を持っているかのように記されているものの事実ではない。なによりもいわゆる「東爨烏蛮」地域に該当する川南地域で、集中的に発見される「懸棺葬」は⁴¹東爨烏蛮の一部と爨人たちが南詔及び烏蛮と葬礼文化を共有していたわけではないことを示している。上の記事に記した葬墓文化の区分も結局「漢化」されたことと「漢化」されなかったことの区分に過ぎない。

以上、西爨国時期の西爨白蛮より大理国が滅亡する時点まで「白蛮」の概念について考察した。これを通して時間の流れにそって「白蛮」を構成する空間的範疇と人的範疇が変化したことを確認した。『白族簡史』では白族の先民として「白蛮」を提示したが、白蛮と烏蛮の概念は種族集団（ethnic group）を指す概念ではないため、白族との比較は範疇が違う問題であると判断される。地域よりみても、以後の歴史的展開よりみても、烏蛮に属した南詔をはじめとする六詔と洱海周辺に存在した洱海蛮などが爨人の形成にもさらに影響に及ぼしたため、白

族との関係がより大きかっただろうと推測できる。しかし少なくとも西爨白蛮に属していた種族などは白族と距離があったようにみえる。

(2) 爨と僂

先に言及したように、元代雲南行省の設置と大理総管府による二元的統治は先の大理国末の白族と烏蛮の区分を強化させ僂と爨の区分を作り出した。『元史』には爨と僂とをひとくくりにする呼称(連称)が出現した。「爨・僂軍」「爨・僂之人」などが、そういった例である。また蒙古・麼些とひとくくりで呼称されたり、また金齒などと区分される例、さらに大理王族段氏の後裔たる信苴日などを「僂人」と称したりする事例などもみることができる。1264年、雲南地域で舍利畏という僂僧が組織した大規模叛乱が起きたが、この反乱に加わった地域を『元史』巻166では「威楚(現楚雄)・統矢(現姚安)・善闡(現昆明)及び三十七部諸爨」と伝えており、僂と爨がまた対比されている⁴²。「僂」と白蛮・白族そしてタイ族をめぐる論争が多く存在したものの、以上の例もみると元代の「僂」は南詔・大理王朝時期を経ながら洱海地区を中心として形成された人間集団を指すものとおもわれ、南中の西部をさす地域的な概念が強かった。

『明史』「土司伝」では西南の諸蛮夷に関して、「西南諸蛮は有虞氏の苗裔であり、商代の鬼方である。西漢(前漢)代の夜郎、靡莫、邛、笮、僂、爨の種族がみなこれである」⁴³。などと記している。ここでは爨と僂が前漢代時期からこの地域に存続してきたように記しているが⁴⁴、『史記』「西南夷伝」の記事⁴⁵と比較してみると、まったくそうではない。これに関してはすでに別の論文で指摘したことがある⁴⁶。これによれば、『明史』に「爨」と「僂」を漢代西南夷の一種として記載しておいたことは明・清代当時広まっていた認識と関連がある。当時雲南地域の蛮夷たちを大きく「爨」と「僂」に区分する認識が存在したが、このことがまるで遠く古代より存在したように錯覚させたということだ。これをよく表しているのが明末の文人謝肇淛が書いた⁴⁷『滇略』巻9「夷略」に登場する次の記事である。

西南(諸)夷の種類は極めて多く、その名をすべて記録することはできないほどだ。とはいえ、大きく分けると二種に過ぎないが、黒水の外にいるものを分けて僂として、黒水の内にいるものを分けて爨という。僂には100種がいて、爨も70種余りがいた。僂はその性情が柔弱であり、爨はその性が強悍である。僂は湿潤に耐え、低地に住むのを好み、爨は乾燥によく耐え、高地に住むのを好む。僂は織紡と稼穡を生業として、爨は生畜(牧畜)と射獵(狩獵)を生業とした。僂は自らの土地にいて、酋長がいて、法令が厳明なることが、中国と異ならない。爨は、たとえ頭目がいて郡県と雑居しても、その習俗が詐偽に染まり、(群れが)小さければネズミとイヌのようにひそかに盗み、大きければ聚集して互いに攻殺しても禁止することができない。これが、そのおおよその比較である⁴⁸。

この記事に関連する分析はすでにおこなわれているため、ここでは繰り返す必要はないだろう⁴⁹。一つ強調しておきたいことは上の記事が整理している爨と僂の特徴が前節で言及した烏蛮と白蛮とに似ているということだ。爨は烏蛮に似ていて僂は白蛮と似ている。まさにこの点により『白族簡史』も「僂人」を白族の先民の系譜に入れただろうということである。しかし問

題は、爨であれ、僂であれ一つの蛮夷種だけを指す概念ではないということだ。依然として中国人が提示した文化的基準による区分の範疇に過ぎない。また先に言及したように、爨と僂の対比と一括した呼称が、すでに元代に始まった。察罕章の白蛮と合刺章の烏蛮（爨蛮）は、やがて『元史』において僂と爨とに対置された。そして明清時代に入るとこの概念の範疇が拡大されたようだ。

爨と僂とはみな長い歴史をもつ名称だが、各時代で含まれる内容が少しずつ異なっていた。「爨」は唐代の兩爨蛮から始まり、「僂」は元代になって南詔と大理王国の支配集団を中心に形成された「白蛮」を指す用語として登場した。ところで明清時代にいたると上の記事からわかるように、「爨」が磨些などを含む多くの蛮夷集団を代表する名称として発展したことの様に、「僂」も金齒・白夷（罷夷）などをみな含む蛮夷などの代表する名称としてその範疇が拡大され、その中心もまた移動した。『白族簡史』では「僂」がもつ白族の先民としての意味を強調し「民家」および「白人」とのつながりを強調するものの、「爨」と「僂」とは種族的な意味よりは「烏蛮」・「白蛮」と同じく、雲南地域の蛮夷を大別する通称として使用される例がより多くなった。

（3）羅羅と民家、そして「白人（僂人）」

本節の目的は「白人」と白族との間の関係を確認するものである。『白族簡史』は『洱海叢談』を引用して、明代に白人（僂人）を「民家」と称しはじめたという事実を指摘し、以後「僂」は今日の傣（タイ）族にあたる「僂夷」を指す用語として、その意味が転称され、これが南詔大理王国王室タイ族説の誤解を招いたと主張した。「羅羅」は烏蛮種に対する通称として元代以後使用されたが、その語源は南詔と通婚した烏蛮七部落の一つである盧鹿蛮であるという。羅羅は元、明、清の期間、四川省南部涼山地区をはじめとし、雲南などの地で最も大きな比重を占める「蛮」であった。「羅羅」もまた烏蛮種に対する通称だったが、烏蛮と白蛮、爨と僂の区分はこの時期まで続いたが、明らかに変化が現れた。

下の「表3」は『皇清職貢図』で、雲南省地域の「羅羅」と「僂夷」「白人（民家）」に関する説明を要約して作成した。地域的には黒羅羅と妙羅羅が対称をなして、身分的には黒羅羅と白羅羅が、そして文化的には乾羅羅と黒・白羅羅たちが対称をなしている。まず、黒羅羅と白羅羅は2つともみな部落を単位として貢税を納賦し、齊民に類似する風俗をもっていたが、黒羅羅は士官と営長の大部分を輩出する雲南省（滇省）の蛮夷種で最も（身分が）貴い種族であるのに対して、白羅羅は卑しい種族であった。おそらく白羅羅部落は大部分、黒羅羅部落の土司の管轄に属していたであろう。「齊民」とは「編戸齊民」、すなわち国家の戸籍に編制された一般民を指し示す。

「表」によれば、妙羅羅はおよそ現在の文山地域より紅河を遡る、雲南の東南部から西北部にいたる地域に居住している。これに対して、黒羅羅は海西子という別称を持つ鶴慶地域に居住するものを例外とすれば、およそ雲南の中部から東北部に至る地域に居住していた。白羅羅は開化と景東を除けば黒羅羅と同様の場所に居住しているとおもわれる妙羅羅の場合、「土蛮」といい黒白緒種とは異なるの特記した部分は、これらが雲南東部の伝統的烏蛮の勢力とは区分

される系統の集団であった可能性を示している。乾羅羅は黑白2種と一緒に雲南東部の3郡に居住するとしているが、華言が通じないと特記したことからみて黒・白2種の少数別種として判断される。

また妙羅羅の場合、「部落がなく各自属する土と流によって管轄された」とした部分が意味深長である。すなわち妙羅羅の場合、「部落」的秩序により統治されただけでなく、それぞれ居住する場所の土官あるいは流官の統治をうけるということの意味する。これは、これらが持つ自己秩序が国家の行政的支配を越えなかったことを意味する。土官は世襲的就任権を持つ地方官をいい、流官は中央朝廷によって任期が決められた普通の地方官をいう。これに比べて黒・白羅羅は部落的秩序が彼らの統治や彼らの居住地域における行政区画の設定に影響を与えたことを意味している。また乾羅羅の場合、部落的秩序を維持しているが、「華言に通ぜず」とある上に、その規模が大きくなかったため、別に土官を設置していなかったというように読める。

表3 『皇清職貢図』の羅羅と白人

名称	概観	居住分布	居住形態／風俗／賦税
黒羅羅	滇夷中の貴種、概して土官と營長がみなこの族類／唐代より東西両爨部落に属し、元代に郡県化、その居処別に分属	雲南、曲靖、臨安、澂江、武定、広西、東川、昭通、楚雄、順寧、蒙化など府に散居、鶴慶（海西子）	部落は貢税する／言語・飲食、齊民と類似
白羅羅	夷種の中では卑しい／一名は撒馬都、洒摩とも称する場合もある	雲南等の府及び開化、景東にみな存在	部落貢税、黒羅羅と同じ／居処は山林あるいは村落／言語・飲食・賦税は齊民と類似
乾羅羅	唐代に東爨部落に隷属	黑白2種と同じく雲南、東川3郡に散居	他に、専用の土司を設置しない／華言に通じず／歳々賦税を輸する
妙羅羅	土蛮。官舎の後裔は或いは虎頭と称し、營長の後裔は或いは官娜と称す。黒白諸種と異なる。	広南、元江、開化、鎮沅、大理、楚雄、永昌、永北、麗江、姚安10府にみな存在。	部落がなく、それぞれ属する土官と流官によって管轄される／租税納賦、各種と同じ
爨夷	一名、擺夷、漢代の叵筵旬、唐代の歩雄嶧峨二部、元初に内附。その部落は緬甸、車里と境界を接する。	雲南、曲靖、臨安、武定、広南、元江、開化、鎮沅、普洱、大理、楚雄、姚安、永北、麗江、景東15府にみな存在。	それぞれ、属する土と流により管轄される、齊民と雑処／糧税を輸し納め／常に市に入り貿易
白人	その先祖は大理の白崖川、すなわち金齒白蛮部に居	のちに景東府地域に居住、また雲南、臨安、曲靖、開	それぞれ属する土官と流官に従い管轄される／そ

	住、みな僰種／民家子とも称す	化、大理、楚雄、姚安、永昌、永北、麗江等の府にみ な存在。	の居処が民と互いに混ざ っている／風俗・衣食は ことごとく齊民に倣う／ 年々賦税を輸する。
--	----------------	----------------------------------	--

僰夷と白人も同じく「それぞれ属する土官と流官により管轄」されているとし、その上齊民と「雑処」といったことからみて、「部落」的秩序には拘泥されていなかったようにみえる。僰夷の場合、本拠地では部落的秩序を維持したものの、少なくとも雲南の核心地域に居住したものはそうだったようである。

白人はその先祖が大理・白崖川、すなわち金齒白蛮部に居住しており、みな僰種だとし「民家子」などとも称したことからみて、これらの元が南詔-大理の核心地域で形成された「僰人」と関連があったと推測できる。特に注目される部分は「景東府の地境に居住し、雲南、臨安、曲靖、開化、大理、楚雄、姚安、永昌、永北、麗江などの府にみない」とした点である。これは白人が雲南の核心地域で羅羅及び齊民と雑居していたことを伝えているためである。

そして「白人」はその文化的側面では相当に漢化された存在であった。これに関して『皇清職貢図』では「風俗と衣食とはみな齊民に倣っている」と記されているが、これは「白人」が持つ文化的差異性がこの時期すでに薄れていったことを表している。そしてこのような現状は、先に考察したように、羅羅の場合でも共に表れていた。また『皇清職貢図』では、「読書して科挙に应试する者もいて、頭を結び、裸足に短い服を着て、羊皮をまとう者もいた」⁵⁰などと記していたが、『明史』「土司伝」にも同様に類似の内容を記している。

楚雄はかつて威楚であった。…洪武15年(1382)に南雄侯趙庸がその地を取った。17年(1384)に土官高政を楚雄府同知とし、阿魯を定辺県丞とした。永楽元年(1403)に楚雄府がいうには、「所属蛮民が礼儀を知らない。ただ僰種蛮夷の資質が温良であり、本を読み文章を知る者がいた。府州はすでに早く学校を建て教えたが、県学はまだ開設されていなかった。県が管轄する六里は僰人が過半数であり、学校を建てて官を置き、教え諭すことを請うた」などとした。(朝廷は)これに従った。⁵¹

上の記事によりいくつかの事実を確認できる。「僰種」が「僰人」と同様の種類の人間集団を指す意味として使用された事実、僰人が民と雑処する姿、そして僰人が中国式教育制度と官僚選別制度にも適応していた点である。このような姿は、『皇清職貢図』が伝える「白人」の姿と符号し、科挙漢文化に最も習熟した「白蛮」の姿に影響している。そしてこのような文化的同化過程は、時には僰人と漢人(民)との差異の境界を曖昧にしたようだ。例を挙げると、『土官底簿』に上の記事の楚雄府同知高政に関する記事があるが、それを僰人と規定しつつも、本府楚雄県の民と記していた。⁵²これが意味することは「僰夷」にして民となったか、元々民であったが土官となった後に僰夷となったかの2つである。⁵³

以上、整理すると「羅羅」と「民家(白人)」の名称は以前の「烏蛮」・「白蛮」、そして「爨」・「僰」よりは種族的(血統的)性格が強かったようにみえる。文化的差異がその区分基準となった「烏蛮」・「白蛮」とは異なり、「読書して科挙に应试するこれらもの」たちと

頭を結って裸足で短い服を着て羊皮をまとものたちが同じ「白人」として種族内に包括されていた。これは獼猴の場合も同様であった。黒獼猴と白獼猴、そして乾獼猴は身分的再や文化的差異により下部種族として区分されていたが、なお「獼猴」という大種族内に包括されていた。また分布地域でも大体は獼猴と民家の区分がこの族と白族の区分につながるようにみえる。⁵⁴しかしこれは「種族」的血縁の相関関係を明らかにすることに過ぎず、それ自体まさに歴史的連続性を獲得したわけではない。

以上『白族簡誌』で提示した白族の先民たちに対する調査をおこなった。「白蛮」・「僂」・「民家（白人）」はみな中国による規定であるという点で共通点を持っていたが、差異が存在した。「白蛮」・「烏蛮」の区分は個別種族を指す種族的区分であるというよりは文化的基準によってさまざまな種族たちを大別する名称であった。「爨」・「僂」も同様に歴史的背景が加わるが、この範疇から外れることはない。このため「白蛮」及び「僂」と「白族」の間に歴史的連続性を主張することは無理がある。これに比べて「民家（白人）」・「獼猴」の区分は以前よりは種族的区分の性格が強まり、大体は今日の「白族」および「彝族」と連続するよう見える。しかしこれを基礎に構成することができる白族の歴史は限界があったが、明らかに『白族簡史』のそれとは距離があった。したがって「白族史」の歴史的妥当性を主張することは難しい。

このようにさらに重要な問題はほかの所にあった。はじめに述べたように『白族簡史』は「少数民族社会歴史調査」事業の産物であり、この事業は1949年以後、特に1953年最初の人口調査以後、中華人民共和国によって粘り強く遂行されてきた「民族識別」作業の一環として成立した。⁵⁵この作業は民族分類（Ethnotaxonomy）の正確性の面ではその成果が疑われるものの、⁵⁶その本来の目的は達成された。この過程を通じて中国は、歴史上初めての領土内すべての少数民族を人口学的に把握することに成功した。これは前近代時期より空前絶後のことであり、試みられることすらなかったことである。またこれを通じて彼らを「国民化」することに成功し、法的地位が付与された。⁵⁷また、民族識別作業は少数民族たちに「民族」としてのアイデンティティを付与することについては事実上失敗した。そしてこれは相当部分「大雑居、小聚居」の現象に起因していた。⁵⁸

白族の場合も同様であった。白族が「白語」という独自の言語を持っていて、⁵⁹概ね現在の大理白族自治州を中心とした雲南省地域に集住しているが、やはり「共同地域」「共同経済生活」などの問題を解決できないということである。白族の社会構成と経済生活そしてその歴史は常に地域と生活を共有した「他（少数）民族」と共有せざるを得ない。したがって「白族」だけを主体とし、叙述単位とする「白族史」は事実上不可能であり、有用性も備えてない。「白族」というアイデンティティは、白族構成員自らの希望により、その名称が定められたものの、明らかに外部の作用、すなわち中国による規定されたのであった。明清時期、「白人（僂人・民家）」も同様であった。

白人は先に考察したように、「部落的秩序」から離れて、行政的に所属する土官や流官の管轄を受けて、「齊民」と変わらぬ風俗と衣食文化をもち、齊民と異なる賦税を納税した。また彼らは土官でも流官でも帝国の官僚が支配する世界で漢人はもちろん、獼猴等その他蛮人

たちと雑処した。彼らを「白人」として区別しているのは蛮人の抑揚が混じるたどたどしい中国語と独特な衣装だったであろう。ただこれは彼ら下層民たちに、該当することであり、科挙に応試して帝国の官僚を務めた上層読書人たちは外見上漢人と区別されなかったであろう。帝国が規定した「民家」あるいは「白人」という蛮人の名称の外に、彼らを「白人」あるいは「民家」という共同体としてまとめるしくみは何であったのか。

『白族簡史』は明清時期大理地域の僰人あるいは定住漢人知識人たちが著作した地域の歴史書や地理書を取り上げて、白族の歴史的身份性を強調しているが、このことは当時その地域エリートたちの歴史意識にすぎない。これを白族と直接的に関連付けることは飛躍である。『洱海叢談』では、僰人はすなわち白人であり、インドの白飯王を始祖とする僰人たちが洱海地域に白子国を建て、南詔国を経て、再び天命を継承して大理国を建てるという歴史意識を示している。この説話は明清時代にこの地域の知識人たちに広範に広まったようにおもわれる。⁶⁰しかしここで述べる僰人は洱海地域の支配エリートたちをいい、彼らはその排他的地域性と切り離して考えることはできない。そこに本質化された「白族」の先民は存在しなかった。

すでに質問をかえる必要がある。「誰が白族の先民であるのか」ではなく、「誰が白族を作ったのか」でなければならない。そしてこれに対する答えは、まずは「帝国」であろう。中原帝国は漢武帝時期より雲南地域に影響を及ぼしていったが、特に明清帝国を注目するべきであろう。また2番目の答えは定住支配エリートとされるべきである。漢武帝の西南夷征伐以後、この地域では3種類の定住エリートが存在していた。蛮夷首領と移住漢人大姓、そして帝国の支配に積極的に協力した「漢化された」蛮夷首領である。3番目は雲南地域の地政学的条件である。多様な生物学的条件をもつ山地であり、中国を中心とした東アジア世界と東南アジア世界、そしてインド世界が交叉するところであった。最後に（いえるのは）白族人民あるいはその祖先の「選択」であろう。

以上『白族簡史』が構成した白族の起源と白族史の妥当性について検討してみた。「白族」の存在自体を問題にすることはできない。それは現在中華人民共和国が公認した実体を否定することはできないためである。問題はそのアイデンティティをどのように構成して付与するかということである。『白族簡史』は「白族」に民族というアイデンティティを付与し、その歴史を構成しようとしたが、歴代中国王朝が規定した範疇を無理に「系譜化」するのにとどまってしまった。そしてその不安定なアイデンティティにより、その歴史叙述の内容は常に雲南地域史に回帰した。もちろんこの雲南地域史での帰属が「統一的多民族国家」としての中華民族史の構成には寄与するところがあるが、歴史的雲南は歴史的「中国」と区別される存在であった。

4. 結 論

これまでの内容の要約と代替的歴史叙述についての提案をもって結論に換えることとする。まず第1章では「白族社会歴史調査」事業の背景と内容、そしてその結果の1つとして出版第5号（2021年2月）

れた『白族簡史』の内容を紹介した。『白族簡史』は中国文献が伝えた西南夷たちの名称より白族先民を「識別」して「滇僂一叟一大姓爨氏一西爨白蛮一白蛮一僂一僂人（白人：民家）一白族」の系譜を創り、これを基礎として白族の通史を構成した。第2章ではこの系譜での白族の直接的形成に関与したものと主張されている「西爨白蛮-白蛮-僂-僂人（白人：民家）」と白族との関係を検討した。これを通じて白族自体が持つ「民族」としての整合性の問題と「白蛮」と「僂」との範疇の問題を明らかにして、『白族簡史』が構成した白族史の妥当性についての問題を提起した。

事実『白族簡史』の白族史の叙述が露呈している問題は近代国民国家の民族史すなわち「国史」にもそのまま適用されうる問題である。国民国家（あるいは民族を）叙述単位とした国史は絶えず連続した歴史的領土と境界線とを創りだしたが、それにもなって絶えず解釈の問題と紛争も同じく生み出す。このような国史の歴史的領土の境界は境界地域に存在する多くの「小さな」歴史群をかくしてしまったり、恣意的に再解釈されたりした。白族をはじめとする雲南地域の少数民族として規定された人びとの歴史もまたおなじであった。20世紀の中盤、伝統的中華帝国から近代的国民国家への転換に苦悩していた中華人民共和国で提示した道は、（その近代的国民への転換に）失敗した民族（少数民族）として「中華民族史」の構成に動員されるというものであった。

いまこそ「中華民族史」とその複製品である「白族史」が露呈する問題から脱皮する方法を思考するときである⁶¹。ところで先に多少言及したが、白族たちが主に居住する雲南は辺境のアイデンティティを備える地域であり、歴史的「中国」とは区分される空間であった。ここで注目されることは韓国の学界で提出された「国の共同体（歴史共同体）」を叙述単位とする歴史叙述（以下、歴史共同体論）である。⁶²

歴史共同体論は「国家」（국가）の名と「くに」（나라）の名とを区分する。例を挙げると漢、唐、清などは国家の名であるが、「中国」は「くに」の名である。すなわち「中国」という呼称は数千年前に出現し、中原地域国家の盛衰とは関係なく特定地域の範疇と人間範疇を指す用語として使用されてきた。また前近代時期の文献からみれば、この範疇は伸縮変化する国家の領土とは無関係であり、ゆっくりと安定的に拡大されてきた。このことは韓半島（朝鮮半島一翻訳者）の歴史でも適用することができる。現在韓国の韓国史は古朝鮮より原三国、三国、統一新羅一渤海、高麗、朝鮮などの国家で構成されているが、「韓国」という名称はこの国家名称とは別途に前近代時期ずっと韓半島の一定空間と人的集団を指す用語に使用された。

このような「くに」の名前はその空間的範疇に属する人びとが「自称」として歴史的に継承し長期間使用してきた名であり、周辺のほかの共同体が他称として使用される名でもある。この空間的範疇は当時の人びとの歴史的経験と現実的認識が結合されて、簡単に変わらなかった。たとえば漢武帝はすべての蛮夷を征伐し辺郡を設置して、漢帝国の領土を拡張したが、当時の「中国」人たちは辺郡を「中国」と区別された空間として認識していた。また辺郡の住民として新しく帝国の臣民となった「蛮夷」共同体も自らを「中国人」だとは考えなかった。このように創られた認識的範疇は比較的堅固であり、中国王朝が分裂して複数の帝国が興ったり、あ

るいは蛮夷国家によって中央が統合されたりしたとしても、その空間的範疇はたやすく変化はしなかった。

それならば、このような歴史共同体を構成する歴史的条件は何だったのか。歴史的に構成される存在だからこそ、数多くの要素が存在するはずだが、最も強調されるべきことは、やはり歴史的経験の共有であろう。またその歴史的経験の共有に最も影響を及ぼした要素の1つは政治的統合の記憶であったと考えられる。⁶³前近代時期、東アジア世界で政治的統合の単位である「国」は多様な形態で多層的に存在していた。すなわち天子の国から大夫の国まで、そして蛮夷君長の邑までみな「国」の範疇に入った。そしてこれら「国」との関係すなわち国際関係同様、歴史共同体の形成に影響が及ぼした。したがって、この「国」を単位として造られる歴史共同体の姿も同じく多様であった。

雲南は現在中華人民共和国の領土にふくまれるが、歴史的「中国」とは区分される空間であり、歴史的に形成されてきた空間範疇である。「雲南」という名称は紀元前109年に雲南県が設置されて以来、三国時代には郡の名を得るほど、その空間的範疇が拡大され、さらに南詔の南中制覇を契機に、現在雲南地域全域を指す名として定着した。「滇」という名称は現在昆明市地域の故国名から明清代には雲南省を指す別称として拡大された。南詔と大理とは等しく雲南全域を統治した歴史的経験により、雲南を指す名称として時折使用された。特に明清代雲南の知識人たちは自身が住んでいる地の歴史を記述したり地誌を著したりするとき、これらの名を好んで使用し、自ら「滇人」としてのアイデンティティを進んで表明した。⁶⁴

したがって雲南地域の歴史をこれら「雲南」、「滇」、あるいは「滇雲」の歴史共同体を単位としてその空間的・人的範疇の拡大と統合の歴史という観点から叙述するとすれば、連続と断絶とを問わず、この空間をみだし維持していく人たちの歴史がそのまま表現されることが考えられる。そしてここは歴史的には数多くの「国」が重ねられた空間だが、これら国の生成と消滅、国際関係を歴史共同体形成の観点から叙述すれば、この空間の最上層を覆った天子(皇帝)の「国」(帝国)が作り出した歴史像もまた、そのまま描き出されるだろう。このような理由から、中華民族史に務めるために造られた白族史を初めとする「各族史」に代り、それ以後は歴史共同体「雲南」史の再構成を試みた。

論文著録

キーワード	白族、民族識別、雲南、歴史共同体 Bai zu (Bai people), Ethnic Classification project, Yunnan, Historical Community
<p style="text-align: center;">Bai people (<i>Baizu</i>) and their ancestors in Yunnan, China: A Critical study on the “Ethnic History” in PRC</p> <p style="text-align: right;">Jeong Myeon</p> <p>In this paper, I examined the history of Baizu that the Brief History presented PRC created Baizu as one the 55 ethnic minority nations, as it “nationalized” all the people living within its territorial boundary. And it constructed the narrative of the “ethnic history” of Baizu, while it constructed the grand narrative of the history of the unified, multinational “Zhonghua minzu.”</p> <p>there are two major problem in the historical narrative of Baizu, thus constructed. First, the genealogy of the ancestors of Baizu constructed by PRC lacks sufficient historical evidence to prove it. Second, the politically - driven ethnic classification project by PRC produced ethnic minority nation, which does not have their own territory and Baizu was one of them. Because of this, the history of Baizu, who historically lived mixed with other ethnic groups together in Yunnan, cannot help but becoming a part of the larger Yunnan history, rather than constituting a history of an ethnic group.</p> <p>Then what would be a historically sensible way to write a history of ethnic minorities in Yunnan, who have not transformed themselves into a modern nation? What I would like to suggest distinguishing Yunnan from China (Zhongguo) as a unit of historical writing,</p> <p>and thus, to cut the relationship between the Baizu history and the larger history of the unified, multiethnic “Zhonghua minzu.” The narrative of the Chinese history (history of Zhongguo), which takes the PRC’ s current territorial boundary as the unit of historical narrative, lacks historical objectivity.</p> <p>Names for historical communities survive, because they have been used by those who have lived un the communities as well as by other historical communities. Member of a certain historical community occupy distinctive historical space and share common historical experience. And their historical experience is mainly informed by political changes that affected the space that the historical community occupies. If one constructs the history of “Yunnan” as a distinctive historical space and community, which could be distinguished from the historical “China” (Zhongguo), one may be able to construct the history of the people of Yunnan in its fullest sense.</p>	

筆者情報	姓名 (ハングル) : 정민 (漢字) : 鄭勉 (英語) : Jeong, Myeon 国文題目 : 白族과 ‘白蠻’ - 『白族簡史』의 백족 계보 구성 비판 英文題目 : Bai people (Baizu) and their ancestors in Yunnan, China: A critical study on the “Ethnic History” in PRC 所属 : 漢陽大学 比較歴史文化研究所 (한양대학교 비교문화연구소, 肩書きは本論文発表当時—翻訳者) E-mail : (省略—翻訳者)
論文作成日時 (原文—翻訳者)	投稿日 : 2012. 10. 30 審査日 : 2012. 11. 19 審査完了日 : 2012. 11. 29

註

* この論文は漢陽大学比較歴史文化研究所 HK トランスナショナル人文学事業団の研究支援で作成されたものである (NRF-2008-361-A00005)。

** 漢陽大学比較歴史研究所 HK 研究助教授 (同論文発表当時—翻訳者)

¹ キム・イエギョン (김예경 2007) の研究によれば、最近の中国学界では中国の少数民族が民族 (Nationality) であるか、族群 (Ethnic group) であるかを巡って議論が起きており、中国政府も最近になり、民族の英語の翻訳を Nationality から Ethnic group へと変更しているという。キム・イエギョン (2007) 「中国の少数民族の定義とその政治的含意-民族とエスニックグループ論争を中心として」『国際地域研究』第 11 巻 2 号, pp. 91-114。歴史学論文である本稿ではこの概念の定義をどちらかに固定する必要はないようだ。それは 20 世紀半ば頃、中華人民共和国成立前後にこの概念が作られ、その当時は明らかに Nation あるいは Nationality の意味が強かったことは事実であり、以後 Ethnic group の意味も同様に強まっていったためである。そして本稿では「少数民族」を歴史用語として使用したい。したがって本稿で使用する「少数民族」という用語もそれぞれの文脈によって理解されたい。

² ここで白族の人口統計は次の資料による。(郭浄・段玉明・楊福泉主編 (1999) 『雲南少数民族概覽』雲南民族出版社, p. 57.) 多少古くなった 1990 年の基準をそのまま使用したのは、白族の分布とその集住形態を示すに十分であると考えられるからである。そしてこのような構造は最近になっても大きく変化していなかった。2000 年の第 5 次人口調査の基準で、白族は全体の 1,861,895 名の人口中、80.87% にあたる 1,505,644 名が雲南省に居住していた。また 2011 年の統計によれば 119.8 万の白族人口が大理白族自治州に居住している。

[<http://baike.baidu.com/view/2747.html> (検索日 : 2012. 12. 13)]

[<http://www.dali.gov.cn/dlzw/5116653226157932544/20121126/267787.html> (検索日 : 2012. 12. 13)]

³ 王建民・張海洋・胡鴻保 (1998) 『中国民族学史 下巻(1950-1997)』雲南教育出版社, p. 107。

⁴ この時 (1956. 11. 22) が大理白族自治州の成立した時期でもある。徐琳・趙衍蓀 編著 (1984) 『白語簡誌』民族出版社「概況」, p. 1。

⁵ 郭浄・段玉明・楊福泉 主編 (1999), p. 59。

⁶ この過程をいわゆる「民族識別」と呼ぶ。以後、中華人民共和国の民族識別に関する説明は、先に言及した王建民・張海洋・胡鴻保 (1988) の著書にしたがう。韓国の学界でも最近 10 年間あまり中国の「民族識別」に関する紹介と研究がおこなわれてきた。この中、地理学者イ・カンウォン (이강원) と政治学者のコン・ボンジン (공봉진) そしてキム・イエギョン (김예경)、さらに中文学者のイ・ヨンジュ (이연주) の研究が目立つ。4 人の研究はみなそれぞれの観点から民族識別の過程を詳細に紹介していて、これを通じて多くの情報を得ることができた。イ・カンウォン (2002) の研究は民族自治区域という空間の設定がアイデンティティの構成に及ぶ効果、そして権力との関係を分析しているが、少数民族の形成過程に関して多くのインスピレーションを得ることができた。キム・イエギョン (2007) の研究は先に言及したように、中国の少数民族概念の論争に関して非常に整理された情報を提供している。そしてイ・ヨンジュ (2003) の研究は言語の観点から中国の民族識別作業がどれだけ不完全なものであったかを示している。コン・ボンジンは最近の韓国学界で最も活発に民族識別に関する研究を進めている研究者だといえる。中国の民族識別の過程で、漢族に対する少数民族のアイデンティティの問題、特に古代東夷族との関係問題を追求す

る姿勢がユニークであった。イ・カンウォン (2002) 「中国の民族識別と民族自治区域の設定：空間的戦略とその効果」『大韓地理学会誌』第 37 号第 1 号、pp. 75-92；イ・ヨンジュ (2003) 「言語区分の観点からみた中国少数民族の分類についての考察」『中国語文学』第 41 輯、pp. 491-509；コン・ボンジン (2008) 「中国「畚族」の民族アイデンティティに関する研究」『CHINA 研究』第 4 集、釜山大学中国研究所、pp. 1-33；コン・ボンジン (2007) 「「中華民族」用語の起源とアイデンティティに関する研究」『CHINA 研究』第 2 集、釜山大学中国研究所、pp. 1-31。；コン・ボンジン (2006)

「漢族の民族アイデンティティに関する研究」『CHINA 研究』第 1 集、釜山大学中国研究所、pp. 1-32；コン・ボンジン (2005) 「東アジアの民族問題と中国民族識別の関係研究－韓国と中国とを中心として」『東北亜研究』10、慶南大学極東問題研究所、pp. 33-63；コン・ボンジン (2004) 「中国の「民族識別」と少数民族のアイデンティティに関する研究」『国際政治研究』第 7 集 1 号、pp. 185-205。

⁷ 王建民・張海洋・胡鴻保 (1988)、前掲書、pp. 166-169。

⁸ 王建民 (1997) によれば、中国民族学史の時期区分について、多くの学者たちが 1937 年あるいは 1938 年から、1945 年までを、1 つの時期として規定して「高調段階」あるいは「発展時期」などと呼んでいるが (pp. 34-35)、これは中日戦争時期と重なる。戦争の開始後、民族学研究機関と専門家たちは、大挙西部に移動したが、これが比較的集中したのが昆明・重慶・成都・貴陽などの都市であった (pp. 215-216)。これで西北地域と西南地域での民族学研究の発展が刺激された。この時期、西南地域でおこなわれた民族学研究の概要に関しては次の著作を参照。王建民 (1997) 『中国民族史学史 上巻 (1903-1949)』雲南教育出版社、pp. 229-242。

⁹ <民族問題五種叢書>雲南省編輯委員会編 (1983) 『白族社会歴史調査』雲南人民出版社。

雲南省編輯組<中国少数民族社会歴史調査資料叢刊>修訂編輯委員会 (2009) 『白族社会歴史調査 (二)』雲南人民出版社。

雲南省編輯組 (1991) 『白族社会歴史調査 (三)』雲南人民出版社。

雲南省編輯組 (1991) 『白族社会歴史調査 (四)』雲南人民出版社。

¹⁰ <白族簡史>編写組 (1988) 『白族簡史』雲南人民出版社。

¹¹ 『白族社会歴史調査 (二)』の序言でこれら事業の結果報告書の編纂過程をうまく要約しているが、これを紹介しているのは次のようである。「三度にわたる大規模な体系的調査を基礎として、中央民族事務委員会 (以下「中央民委」一翻訳者) は 1958 年から「中国少数民族簡史」、「中国少数民族語言簡誌」、「中国少数民族自治地方概況」の 3 種類の叢書編纂を推進し始めた。「文化大革命」期間中、中央民委の機構が撤廃されて、この作業は中断された。1978 年に国家が民族工作機構を回復させるなかで、中央民族事務委員会は国家民族事務委員会 (以下「国家民委」一翻訳者) に改編された。1979 年に国家民委は先の 3 種の叢書編纂事業推進を持続することを決定し、同時に「中国少数民族」と「中国少数民族社会歴史調査資料叢刊」の 2 種類の叢書編纂を追加し、「民族問題五種叢書」と名称を定めた。…「民族問題五種叢書」は総計 402 巻、1 億字以上で、この事業は 1958 年に始まって、1991 年に至り基本的に完成した。30 年以上にわたり、全国 19 の省・市・自治区および中央の関係機関の 400 以上の編写組が関与し、1760 名以上が参加した。そして全国 30 か所以上の出版社で、それぞれ出版した。歴史を縦貫してみると、このように全面的かつ体系的な調査研究による各少数民族の叢書の編集・出版・紹介は、中国ではこれまでなかった。同時代の世界をみても、このように政府部門で組織的に国内各少数民族のために著書を作ることはとてもまれなことであった。」(雲南省編輯組『中国少数民族社会歴史調査資料叢刊』修訂編輯委員会 (2009) 『白族社会歴史調査 (二)』、p. 1)

¹² その他の学術活動も同様だが、中国民族学の展開に関する時期区分論争で、1966 - 1978 年の文化大革命期間は「中断期」と説明されている。王建民・張海洋・胡鴻保 (1988)、pp. 11 - 14。

¹³ 『白族簡史』、pp. 269 - 271。

¹⁴ 王建民・張海洋・胡鴻保 (1988)、p. 108。

¹⁵ この事業が始められた 1956 年は土地改革事業が仕上げられ、「社会主義への移行」問題が台頭した時期である。

¹⁶ 2009 年度に、再び発刊された資料によれば、『白族社会歴史調査 (一)』と、(一) の巻号が付されているが、1983 年に発刊された資料はそうではない。

¹⁷ 『白族簡史』に「白子国」に関する記述は抜けているが、南詔国直前の 400 年以上もの間の洱海地域に存続したと伝えられる白子国の歴史的事実における可否についての論争は中国雲南史学会内では長らく繰り返された。この論争に関する整理は次の論文を参照。楊愛民 (2012) 「白子国散議」、『西南学刊』第 3 輯、pp. 187 - 200。

¹⁸ 『白族社会歴史調査 (四)』(1991) 「前言」、p. 1。

¹⁹ 興味深い事実として、これら白族先民と対になる族称は、まさに彝族の先民に関連付けられている点で

ある。

²⁰ 『白族簡史』、pp. 215 - 216。

²¹ これらはみな現在伝わっていない。

²² [唐] 樊綽撰・向達原校・木芹補注 (1955) 『雲南志補注』

²³ 方国瑜 (1987) 『中国西南地理考釈』中華書局、pp. 348-358。

²⁴ 向達は『蛮書校注』で歩頭を今の建水県と比定していたという。方国瑜は宣城と歩頭を現在の元江と考証していただけでなく [方国瑜 (1987) p. 356]、『蛮書』「雲南界内途程」の東爨烏蛮に関する説明 (『雲南志補注』巻1「雲南界内途程」、pp. 12-13) を重視して、「南側から歩頭に至るまで」烏爨に属しているとした樊綽の主張を誤謬と指摘して、この地域を西爨の範疇に入れた。

²⁵ 方国瑜 (1987)、p. 354。

²⁶ 「六詔並烏蛮又稱八詔」『雲南志補注』巻3「六詔」、p. 29。

²⁷ 「磨蛮・些蛮与施・順二蛮皆烏蛮種、居鉄橋・大婆・小婆・三探覽・昆池等川。」『新唐書』巻222上「南蛮上・南詔上」、pp. 6275-6276。

²⁸ 「勿鄧地方千里、有邛部六姓、一姓白蛮也、五姓烏蛮也。又有初婁五姓、皆烏蛮也、居邛部・台登之間。婦人衣黒繒、其長曳地。又有東欽蛮二姓、皆白蛮也、居北谷。婦人衣白繒、長不過膝。」『新唐書』巻222下「兩爨蛮」、pp. 6317。

²⁹ 「弄棟蛮、白蛮種也。其部本居弄棟県鄙地、昔为褒州、有首領为刺史、誤殺其参軍、挾族北走、後散居磨些江側、故劍、共諸川亦有之。」『新唐書』巻222上「南蛮」上「南詔上」、p. 6276。

³⁰ 「青蛉蛮、亦白蛮苗裔也。本青蛉県部落。天宝中嵩州初陷、有首領尹氏父兄弟相率南奔河賧。閣羅鳳厚待之。貞元年中南詔清平官尹輔曾・尹寬求、皆其人也。衣服言語与蒙舍略同。」『雲南志補注』巻4「名類」、p. 53。

³¹ 『新唐書』巻222下「南蛮」下「兩爨蛮」、p. 6316。

³² 『元史』巻121「兀良合台」、p. 2979。

³³ 『元史』巻121「兀良合台」、p. 2979。

³⁴ 「烏蛮以言語不通、…中略…其語四訳乃与中国通。」『新唐書』巻222下「南蛮」下「兩爨蛮」、p. 6317。

³⁵ 「言語音白蛮最正、蒙舍蛮次之、諸部落不如也。但名物或与漢不同、及四声訛重。大事多不与面言、必使人往来達其詞意、以此取定、謂之行語。」『雲南志補注』巻8「蛮夷風俗」、p. 119。

³⁶ 『新唐書』巻222下「南蛮」下「兩爨蛮」、p. 6317。

³⁷ 「西爨及白蛮死後、三日内埋殯、依漢法为墓。稍富室広栽杉松。蒙舍及諸烏蛮不墓葬。凡死後三日焚屍、其余灰燼、掩以土壤、唯收兩耳。南詔家則貯以金瓶、又重以銀为函盛之、深藏別室、四時将出祭之。其余家或銅瓶鉄瓶盛耳藏之也。」『雲南志補注』巻8「蛮夷風俗」、p. 118。

³⁸ 鄭勉 정면 (2010) 「爨蛮の出現と構成-「西爨白蛮」と「東爨烏蛮」の区分問題-」、『中国中世史研究』第23集、pp. 275-280; 馬曜 (1957) 「試論白族源出於漢代洱海区的昆明人」、『雲南白族起源和形成論文集』、pp. 62-66; 方国瑜 (1957) 「關於「烏蛮」・「白蛮」的解釈」、『雲南白族起源和形成論文集』、pp. 115-119 (『方国瑜文集』(第2輯)、pp. 36-41)。

³⁹ 「南詔、或曰鶴拓、曰龍尾、曰苴咩、曰陽劍。本哀牢夷後、烏蛮別種也。夷語王为「詔。」」『新唐書』巻222上「南蛮」上「南詔上」、p. 6267。

⁴⁰ 「烏蛮与南詔世昏姻、其種分七部落：一曰阿芋路、居曲州・靖州故地；…中略…土多牛馬、無布帛、…中略…其語四訳乃与中国通…。」『新唐書』巻222下「南蛮」下「兩爨蛮」、p. 6317。

⁴¹ 段鼎周 (1994) 「爨人・西爨白蛮和白人、各有自己的源流」、『雲南學術探索』1994-2、pp. 52-56。

⁴² 鄭勉 (정면) (2010)、pp. 268。

⁴³ 『明史』巻310「湖広土司」序言、p. 7981。

⁴⁴ 爨は後漢以後登場したが、爨の場合、先秦時期から存在していた。それにもかかわらず、1800年以上過ぎた後、また再生されたそのパターンで「爨」と「爨」がともに付記された理由を、古代の「爨」にだけに求めることは非常に理に合わない。古代「爨人」の移動を主張する研究もあるが、これを裏付ける史料はない。むしろ爨と爨と白蛮の間の無関係性を主張する研究 [段鼎周 (1944)] が一層、説得力がある。

⁴⁵ 『史記』巻116「西南夷列伝」、p. 2991。

⁴⁶ 鄭勉 (정면) (2010)、pp. 261-270。

⁴⁷ 謝肇淛は万曆20年 (1592) に進士となり、天啓元年 (1621) に広西按察使に任命され、昇進して広西右布政使となった。『滇略』について『四庫全書提要』では、謝肇淛が雲南で官職を有していた時に著したものであるとしているが (『四庫全書』『滇略』提要、p. 1/494-97下)、その経歴では雲南で官吏として任命されたことがないことから、広西按察使と広西右布政使の職にあったときに書いたものであるようだ。

⁴⁸ 『滇略』巻9「夷略」第15葉 (494冊 p. 223下)

⁴⁹ ただし本来大姓の姓氏であった「爨」が国の名称に転化されて、再び種族名として発展し、長い間生き残り、一定地域範囲の人間集団を代表する名称とされる現象については、さらなる整理が必要である。

⁵⁰ [清] 傅恒 等 編著 (1991) 『皇清職貢図』遼瀋書社、p. 795。

⁵¹ 『明史』巻 313 「雲南土司」1 「楚雄」、p. 8072

⁵² 『土官底簿』巻下「雲南」；方国瑜 主編 (1998) 『雲南史料叢刊 (巻 5)』雲南大学出版社、p. 418。

⁵³ 『土官底簿』の「雲南」条では 142 名の土官が記載されているが、その中 41 名が州ないし県の「民」と記載されていて、19 名が「州県の人」と記載されている。参考として羅羅人と明記される例は 19 人、僰人と記載される場合は 16 人であった。これは「土官制度」が単に蛮夷酋長を抱き込むための制度ではなく、辺境地域における独立的土豪勢力たちを抱き込んで統治に利用するための制度として、その対象は蛮夷と齊民とを区別しなかったことを意味するものではない。

⁵⁴ この問題は、より詳細な考証が必要であろうが、明清時期の中原人口圧と人口移動、そして 20 世紀の政治的状況からみれば、分布において若干の差異は無視されてもよいであろう。

⁵⁵ 当然ながら、人口調査と民族識別作業は初めから密接な関係をもって推進された。すべてが国家にとって統治対象を把握する作業であり、人民あるいは少数民族にとっては、国内での法的地位を付与される作業だったためである。持続的な人口調査と識別作業を経て大部分の人口の「民族」帰属が確定されたが、完了した訳ではなかった。1990 年、中華人民共和国の第 4 次人口調査の統計では、749,341 人が [キム・イエギョン/김예경 (2007) p. 107]、そして第 5 次人口調査 (2000 年) では、734,438 人の人口が未識別民族として残されていた。

⁵⁶ Thomas S. Mullaney (2001), *Coming to Terms with the Nation: Ethnic Classification in Modern China*, University of California Press, pp. 89-90.

⁵⁷ キム・イエギョン/김예경 (2007) p. 109.

⁵⁸ 中華人民共和国の少数民族識別作業とこれともなう公認は多くの疑いと非難をもたらした。「民族」を規定する問題において、統一された基準が存在しなかったためである。社会主義新生国の中華人民共和国が最初に「適用」した原則はスターリンの民族構成 4 大原理であった。すなわち①共同言語、②共同地域、③共同経済生活、④共同文化心理状態、である。しかし中国の民族問題の複雑性、特に少数民族集団の「大雑居、小聚居」(ひとつの民族の小集落が広く散在しながら、他民族の集落と混在する状態一訳者)の現象は、この厳格な適用を阻害した。Bin Yang はこのような問題をつぎのように指摘した。「400 余りの「民族」単位、あるいは 56 の「少数民族」たちの中、4 大原理をすべて満たしているものは 1 つもなかった。中国の研究者たちによる統計が示すように、55 の民族中ただ 21 の民族だけが自分たちの文字を持ち、53 の民族が自分たちだけの言語を持っている。ごく少数の民族だけが自身だけの領土 (領域) を所有し、大部分は他の民族と分けあっている。例えば、回族は西北の草原から東南の海岸地域まで散在している。そして長期間にわたる他の人民たちとの相互作用によって、独立的経済を持つ民族はほとんどいない。このように民族識別プロジェクトがどうしてスターリンのモデルを「厳格に適用」したと、批難を受けることができたのだろうか？」[Bin Yang (2009), *Between Winds and Cloud*, COLUMBIA UNIVERSITY PRESS, p. 259]。白族もまたこのような問題からは自由ではなかった。それにもかかわらず、中国政府によって刊行された「白族史」は「白族」の種族的形成過程にとどまらず、はるか古代からの通史的叙述を試みていることは問題である。

⁵⁹ 「雲南白族人民は日常生活では一般的にはみな白語を疎通の道具として使用する。県以下区郷の白族集住地域内の民衆の活動においてはみな白語を使用する。歴史上、検証されてきた民間口述文学を除いても、白族群衆は依然として白語を利用して詩歌を創作して、白語を使用して「大本曲」と「吹吹腔」を演唱する。白族と雑居しているリス (傈僳) 族、イ (彝) 族、ナシ (納西) 族、回族、漢族などの兄弟民族も同じように、とても多くの人たちは白語を話すことができるし、民族雑居地域の少なくない白族群衆もまたリス、イ、ナシなどの民族言語を話すことができる。漢族との接触が少なく漢語を知らない辺疆の山地に住む白族を除けば、各地白族の青壮年男性は一般的にみな漢語を話すことができる。」徐琳 趙衍蓀 (1984) 『白語簡誌』民族出版社、p. 2。

⁶⁰ 『滇載記』や『南詔野史』等の歴史書は、僰人の始祖に対する解釈のみ、やや異なるだけで、おおむね似通った歴史的正当性を共有している。立石謙次 (2006) や侯冲 (2002) の研究のように、この伝説を「白人」のものであると主張する研究もある。しかしこの話は自ら「滇人」と称する人たちにも共有されている。立石謙次 (2006) 「清初雲南大理地方における白人の歴史認識について：『白国因由』の研究」『史学雑誌』Vol. 115, No. 6, 2006. 06 20, pp. 1079-1104; 侯冲 (2002) 『白国心史』—『白古通記』研究』雲南民族出版社、pp. 135-164.

⁶¹ 「国史」が作りあげる問題に対する批判は、かなり前から始まっているし、オルタナティブな歴史叙述方法が一貫して提示されてきた。本稿ではこれを逐一挙げる必要はないだろう。韓国でも 1999 年のイ

ム・ジヒョン(임지현)の著作『民族主義は反逆である(민족주의는 반역이다)』が大衆的センセーションを起こした後、現在、脱民族主義的視角が大衆的歴史認識の一方に根付いている。そして歴史叙述においても最近の欧米の学界から紹介された「地球史(グローバルヒストリー)」あるいは「世界史(ワールドヒストリー)」、そして「トランスナショナルヒストリー」が少しずつその領域を拡大しつつある。

⁶² キム・ハンギョ/김한규(2004)『遼東史/요동사』文学と知性社、pp.27-71。

⁶³ キム・ソグ/김석우は「各国の境界はすなわち各国の「政」が及ぶ境界とみることができる。」と規定し(p.54)、「中国帝国の冊封と朝貢を受け、あるいはその郡県、羈縻州、土司など行政的支配下に編入されたとしても、該当地域が別個の「政」として運営されていたとすれば、その「独自性」は認められるべき」だと主張した(p.57)。キム・ソグ/김석우(2008)「先秦時期国家の「政」の範囲と版図」、『歴代中国の版図形成と辺疆』、韓神大学出版部。

⁶⁴ 『滇略』、『滇載記』、『滇考』、『滇志』、『雲南通志』、『滇雲曆年伝』、『南詔野史』など。

引用文献

『史記』(中華書局本) p.2991

『新唐書』(中華書局本) pp.6275-6、p.6316、6317。

『元史』(中華書局本) p.2979。

『明史』(中華書局本) p.7981、p.8072。

『雲南志補注』(樊綽撰、向達原校、木芹補注、昆明:雲南人民出版社、1995)、p.29、p.47、p.53、p.118、p.119。

『滇略』(文淵閣『四庫全書』)、p.1(494-97下)、p.15(494-223下)。

『土官底簿』(文淵閣『四庫全書』)、pp.1-179。

『皇清職貢図』(遼瀋書社、1991)、p.795。

『白族簡史』編写組(1988)『白族簡史』、雲南人民出版社、pp.1-273。

『民族問題五種叢書』雲南省編輯委員會編(1981)『白族社会歴史調査』、雲南人民出版社。

雲南省編輯組『中国少数民族社会歴史調査資料叢刊』修訂編輯委員會(2009)『白族社会歴史調査(二)』、雲南人民出版社。

雲南省編輯組(1991)『白族社会歴史調査(三)』、雲南人民出版社。

雲南省編輯組(1991)『白族社会歴史調査(四)』、雲南人民出版社。

コン・ボンジン(2004)「中国の「民族識別」と「少数民族のアイデンティティに関する研究」、『国際政治研究』第7集1号、pp.185-205。(공봉진(2004)「중국 ‘민족식별’ 과 소수민족의 정체성에 관한 연구」, 『국제정치연구』 제7집1호, pp.185-205.)

コン・ボンジン(2005)「東アジアの民族問題と中国民族識別の関係研究-韓国と中国を中心として」、『東北亜研究』10、慶南大学極東問題研究所、pp.33-63。(공봉진(2005)「동아시아 민족문제와 중국 민족식별의 관계 연구 - 한국과 중국을 중심으로」, 『동북아연구』10, 경남대학교 극동문제연구소, pp.33-63.)

コン・ボンジン(2006)「漢族の民族アイデンティティに関する研究」、『CHINA研究』第1集、釜山大学中国研究所、pp.1-32。(공봉진(2006)「漢族의 민족정체성에 관한 연구」, 『CHINA 연구』 제1집, 부산대학교 중국연구소, pp.1-32.)

コン・ボンジン(2007)「中華民族の用語の起源とアイデンティティに関する研究」、『CHINA研究』第2集、釜山大学中国研究所、pp.1-31。(공봉진(2007)「‘중화민족’ 용어의 기

- 원과 정체성에 관한 연구」, 『CHINA 연구』 제 2 집, 부산대학교 중국연구소, pp.1-31.)
- コン・ボンジン (2008) 「中国の「畚族」の民族・民族アイデンティティに関する研究」、
『CHINA 研究』第 4 集、釜山大学中国研究所、pp. 1-33. (공봉진 (2008) 「중국 ‘사족(畚族)’ 의 민족 정체성 관한 연구」, 『CHINA 연구』 제 4 집, 부산대학교 중국연구소, pp. 1-33.)
- キム・ソグ (2008) 「先秦時期国家の「政」の範囲と版図」、『歴代中国の版図の形成と辺疆』、韓神大学出版部、p. 54、57. (김석우 (2008) 「先秦시기 국가의 ‘政’ 의 범위와 판도」, 『역대 중국의 판도 형성과 변강』, 한신대학교 출판부, p. 54, p. 57.)
- キム・イエギョン (2007) 「中国の少数民族の定義とその政治的含意—民族と族群の論争を中心に—」 『国際地域研究』 第 11 卷 2 号、pp. 91-114. (김예경 (2007) 「중국의 소수민족 (少数民族) 정의와 그 정치적 함의—민족 과 族群 논쟁을 중심으로—」, 『국제지역연구』 제 11 권 2 호, pp. 91-114.)
- キム・ハンギュ (2004) 『遼東史』、文学と知性社、pp. 27-71. (김한규 (2004) 『요동사』, 문학과지성사, pp. 27-71.)
- イ・カンウォン (2002) 「中国の民族識別と民族自治区域の設定：空間的戦略とその効果」 『大韓地理学会誌』 第 37 卷第 1 号 pp. 75-92. (이강원 (2002) 「중국의 민족식별과 민족자치구역 설정: 공간적 전략과 그 효과」, 『대한지리학회지』 제 37 권 제 1 호, pp. 75-92.)
- イ・ヨンジュ (2003) 「言語区分の観点からみた中国少数民族の分類についての考察」、
『中国語文学』 第 41 輯、pp. 491-509. (이연주 (2003) 「언어 구분의 관점에서 본 중국 소수민족 분류에 대한 고찰」, 『中国語文学』 第 41 輯, pp. 491-509.)
- 鄭勉 (2010) 「「爨蛮」の出現と構成—「西爨白蛮」と「東爨烏蛮」の区分問題—」、
『中国中世史研究』 第 23 輯、pp. 275-280. (鄭勉 (2010) 「‘爨蛮’의 출현과 구성—‘西爨白蛮’ 과 ‘東爨烏蛮’ 의 구분 문제—」, 『中国中世史研究』 제 23 집, pp. 275-280.)
- 立石謙次 (2006) 「清初雲南大理地方における白人の歴史認識について：『白国因由』の研究」、
『史学雑誌』 Vol. 115、No. 6、2006. 06. 20、pp. 1079-1104.
- 段周鼎 (1994) 「爨人・西爨白蛮和白人、各有自己的源流」、『雲南學術探索』 1994-2、pp. 52-56.
- 方国瑜 (1957) 「關於‘烏蛮’・‘白蛮’的解釈」、『雲南白族的起源和形成論文集』 雲南人民出版社、pp. 115-119 (『方国瑜論文集 (第 2 輯)』、pp. 36-41)
- (1987) 『中国西南歴史地理考釈』、中華書局、pp. 348-358.
- 方国瑜 主編 (1998) 『雲南史料叢刊 (卷 5)』 雲南大学出版社、p. 418.
- 郭浄・段玉明・楊福泉 主編 (1999) 『雲南少数民族概覽』、雲南民族出版社、p. 57、p. 59.
- 侯冲 (2002) 『白族心史—『白古通記』研究』 雲南民族出版社、pp. 135-164.

-
- 馬曜（1957）「試論白族源出於漢代洱海区的昆明人」、『雲南白族的起源和形成論文集』、雲南人民出版社、pp. 62-77。
- 王建民（1997）『中国民族学史 上卷（1903-1949）』、雲南教育出版社、pp. 229-242。
- 王建民・張海洋・胡鴻保（1998）『中国民族学史 下卷（1950-1997）』、雲南教育出版社、pp. 11-14、p. 107、p. 108、pp. 166-169。
- 徐琳・趙衍蓀（1984）『白語簡誌』、民族出版社、「概況」、pp. 1-2。
- 楊愛民（2012）『白子国散議』『西南學刊』第3輯、pp. 187-200。
- Bin Yang (2009), *Between Winds and Cloud*, COLUMBIA UNIVERSITY PRESS, p. 259.
- Thomas S. Mullaney (2011), *Coming to terms to with the Nation: Ethnic Classification in Modern China*, University of California Press, p. 40, pp. 89-90.

翻
訳

Charlotte M. Brane 著 『ドラ・ソーン(Dora Thorne)』(翻訳・その19)

堀 啓子

これまで『東海大学紀要 文学部』に連載してきた本稿は、『東海大学紀要 文化社会学部』に稿を移し、引き続き、『ドラ・ソーン(Dora Thorne)』の翻訳を掲げる。原著は長編物語であるため、分載十九回目となるこのたびは、第二十四章の訳を掲げることにする。猶、原著も引き続き Dodo Press の二〇一〇年リプリント版に拠るものとした。

*本稿は、科学研究費補助金【基盤研究(C)】[課題番号:18K00329]による研究成果の一部である。

二十四章

エアリー卿は、自分がどれほどの賞賛の眼差しを浴びているのかまるで気づいていないらしいこの若い女性を、長いこと熱のこもった眼差しで見つめていた。

「レディー・ダウンハムにご紹介を願わねば」と彼はひとりごとを言った。そして、彼女があの高貴な表情で彼に向って微笑んでくれるだろうか、そして思ったことをそのまま口に出したいという彼女の願い通りに彼に接してくれるだろうか、彼に何と言葉をかけてくれるだろうかと考えていた。

この若い伯爵の願いを聞くと、レディー・ダウンハムは微笑んだ。

「私は、アール嬢に紹介してほしいという紳士方に取り巻かれておりますの。」と彼女は言った。「ですからあなたも普段とはあべこべに、大勢とともに動かなくてはなりませんわね、エアリー卿。」

あの完璧な口元からたった一言を聞くためなら、彼はどこへでも行ったであろう。レディー・ダウンハムはベアトリスの立っている場所へ彼を伴い、簡単に、だが優しい言葉で、彼を彼女に引き合わせた。

エアリー卿は常日頃、快活で楽し気に振る舞える人物として賞賛されていた。彼は、何をどのように話せばいいのかわかっていた。だがこのすばらしい瞳と視線が合うと、この若い伯爵は黙して赤くなつた。何か混乱しながら話そうとしたが無駄だった。彼は赤面し、ベアトリスは驚いて彼を見つめた——自分を熱心に見つめてくるこの男性が、物ごとに動じないことで知られた、かのエアリー卿なのだろうか？

とうとう彼は、この景観の素晴らしさと天気の良いさについて話そうとした。だが彼女の眼差しははつきりとこう問いかけていた。「他に話すことはないのかしら？」

優美さに魅了され、惹きつけられて、彼はぐずぐずと彼女のそばにとどまつた。彼女はリリアンとレディー・ヘレナに話しかけていた。そして彼女など眼中にないかのように、周りからのお世辞に取り巻かれており、そのことがエアリー卿の自尊心をいたく傷つけた。彼は無視されることに慣れていなかった。

「花々やパーティーに厭きることはありませんか、ミス・アール？」と彼はついに言った。

「いいえ」とベアトリスは答えた。「お花に厭きるなんて——誰がそのような？そしてパーティーについて言えば、まだそれほど出席したことはありませんし、ますます好きになりますわ。」

「おそらくあなたの人生は私とは違って、そうしたものに巻き込まれてはいなかったのでしょうか。」

「花々には囲まれて参りましたが」と彼女は答えた。「パーティーはごいませんでした。何もかも目新しく楽しいですわ。」

「私もあなたのようにパーティーを楽しむたいものですね。」と彼は言った。「私に教えてくださると良いのですが、ミス・アール」

彼女は明るく笑い、その澄んだ銀の鈴のような笑い声は、エアリー卿をいっそう彼女の虜にした。

彼は一番美しいボートを見つけると、このボートと一緒に湖を渡つてくれるようにベアトリスに頼み込んだ。彼は美しい一本のスィレンを彼女に手渡した。そして岸につくと、最も美しいベンチを探して彼女をそこに座らせた。

彼女の飾らない明るい振る舞いを彼は楽しんだ。こんな人物に彼女は出会ったことがなかった。彼女は赤面することも気取ることもなく、彼の知り合ひだった多くの若い女性たちがそうだったように、半ば嬉しそうな感傷的な雰囲気彼の心遣いを受け入れたりしなかった。

彼女は彼がエアリー卿であることなど覚えてもないようで、彼を自分に惹きつけておこうとするような何の手段も弄さなかった。

この楽しい、天気の良い数時間は夢のようにあつという間に過ぎ去った。この一日がまだ終わらないずっと前から、この若い伯爵は運命の人に出会ったとつぶやいていた。そしてもし彼女を勝ちうるのに数年かかったとしても、この広い世界で彼女をおいて彼の妻はありえないため、あらゆる財を投じて好機を待とうと思った。

アール卿は、この若い高貴な紳士がおらずと訪れてきて彼の近づくことになることを請い、共に過ごす時間を楽しんでいた。レディー・ダウンハムのパーティーの後、彼は定期的にこの家を訪れた。レディー・ヘレナは彼を好意的に受け入れたが、彼女の孫のどちらがそのお目当てなのかはまるで分らなかった。

この冷笑的な若い伯爵は、恋愛などという概念を笑い飛ばし、ベルグレイヴィアの花形の母親たちの半ばをがっかりさせてきたものだったが、とうとう自分がその恋愛の犠牲者になったことを自覚した。

彼は自信がなく、ロンドンで最も美しく才あふれる女性を勝ち得ることを望むすべもなかった。彼女の前では彼はいつも臆病で、リアンを逃げ場に使っていた。

エアリー卿は彼の華麗な館において、優美な伯母のレディー・ルコントの手を借りて大舞踏会を催すことになった。その招待状を受け取ったロンドンの社交界の人々は驚いた。

さまざまな憶測が飛び交ったが、何よりも興奮が大きかった。アール卿はこの招待状をレディー・ヘレナに見せて微笑んだ。

「もちろん母上はいらっしゃるでしょう。」と彼は言った。「この日は他に予定もありませんからね。うちの娘たちが最高に美しく見えるように気を配ってやってください。」

彼は娘たちをととても誇らしく思った——リアンは純白のシルクのドレスに彼女の好きな真珠をまとい、とてもきれいに愛らしく見えた！ベアトリスは、魅惑的で華やかな深紅に白いレースを雲のようにあしらったいでたちで女王のようだった。アール家代々のダイヤモンドが彼女の黒髪にきらめき、美しい白い首を取り巻いて、きれいな腕も幾重にも飾っていた。すばらしいザクロの花が胸に飾られたドレスを身に着け、彼女は白百合と深紅の美女桜のブーケを手に使っていた。

この舞踏会の興奮は最高潮だった。ついに、しかるべき方向への第一歩だと思われた。最大の疑問は、エアリー卿が誰とともにこの舞踏会の幕を開けるのか、ということだった。すべての若い娘は固唾をのんで見守っていた。

疑問はすぐに解決した。ベアトリス・アールが部屋に入ってくるのと、エアリー卿はまっすぐに彼女に挨拶に行き、その手を取って、一曲目を彼と踊ってほしいと懇願した。この一つの行動にどれだけ多くの意味が含まれていたのか、彼女は知らなかった。

この社交シーズンのうちでも最高のこの舞踏会の女王である彼女を眺めながら、彼は、彼女が自分に好意を持ってくれる可能性は皆無ではないのだろうか、彼女は自分を愛してくれるのだろうかと自問していた。この夕べ、彼の行為は初めて誇り高いベアトリス・アールの琴線にふれた。彼女はいたるところで、エアリー卿の富や才能、優れた人柄や思いやり、義侠心に富んだふるまいへの賞賛を耳にした。女性たちはこの若い主人役を、口を極めてほめたたえた。彼女は彼を眺め、そして初めて、彼の高貴で品位ある身のこなしや、長身で姿勢の良い立ち姿、はつきりとした貴族的な顔立ち——それは、美に関して言えば一般的な意味での美男ではなかったが、誠実さと名譽が自然ににじみ出ている顔であった——を意識した。

そして彼女は、エアリー卿がどんなに彼女の愛を求め、後に付き従い、彼女の姿を探し求めているかを知り、衝撃を受けた。彼女は人々から親し気な笑顔を向けられ、彼の名とともに自分の名が人々の口端にのぼっていることに気づいた。

「ねえ、ミス・アール」とレディー・エヴァートンが言った。「あなたは偉業を達成されたわ——難攻不落の相手を攻め落とされたのですもの。ロンドン中の若い妙齡のレディーたちがエアリー卿に向かって微笑み、皆、失敗したわ。彼を足元にひざまずかせるために、あなたはいったいどんな魔法をお使いになったのかしら？」

「あの方が私の足元にひざまずいていらっしやるなんて存じませ

んでしたわ。」とベアトリスは答えた。「比喩的な表現をお好みでいらっしやいますのね、レディー・エヴァートン。」

「私が正しかったということがわかりますよ。」とレディー・エヴァートンは応じた。「あなたに最初にお祝いを申し上げたのが私だったということをお忘れなく。」

ベアトリスは、そんなことがあるだろうか、ぼんやりとだが嬉しく思った。彼女はもう一度エアリー卿を眺めた。確かに、こんな男性に愛されたらどんな女性でも誇りに思うだろう。彼が彼女の視線を捉え、彼女は赤くなつた。そしてすぐに彼は彼女のそばに近づいてきた。

「ミス・アール」と彼は熱心に話しかけた。「いつかあなたは、花々が好きだと仰っていましたね。まだ温室にいらしてないようでしたら、お連れしましょうか？」

彼女は静かに彼の差し伸べる腕を取り、すばらしい続き部屋を通り抜けて、さわやかな香気に満ちた温室に足を踏み入れた。

中央のきれいな泉の水の音が旋律を紡ぎ、色とりどりの花の中で灯りが青白い星のようにまたいた。

美しい植物に囲まれて、ベアトリスは戸惑わんばかりであった。

幾層にも重なった最上の花々——とても珍しい純白のヒースや燃え

るようなアザレア、赤ワインの水沫のような紫色のフクシアなど、とりどりの色彩と美しさで目もくらむばかりであった。最もベアトリスが魅了されたのは、遠く離れたインドの気候のような——繊細で香り高い花で、厚みのある緑の葉に守られた金の鈴のような花だった。感動のあまり、彼女はそこに立ちつくした。

「その花がお好きですか？」とエアリー卿が尋ねた。

「今まで目にした中で最も美しいもののひとつですわ。」と彼女は答えた。

その瞬間、彼はこの貴重な樹から最も美しい枝を取り集めた。彼女は彼が枝を折るのを見て驚いて声をあげた。

「いや、もしこのすべての花を一つにまとめあげることができたとしても、まだあなたにはふさわしいとは言えません。」

「彼女はこのいかにもフランス風なお世辞に微笑み、彼はこう続けた——「私はこれからあの樹を深く愛することになりましょう。」

「なぜですか？」と彼女は無意識に問いかけた。

「あの樹があなたを喜ばせたからです。」と彼は答えた。

彼らはこの美しい樹のそばに立っており、ベアトリスはその金の

鈴に指で触れた。この状況での何らかの魔法が彼女を感動させた。この求愛者が話していると、なぜこの泉がこんなにも美しい音楽を奏でるのか、なぜこの花々が倍も美しく見えるのか、彼女には分らなかった。彼女は愛されてきた。そして愛について多くの話も耳にできていた。だが、じつさいには愛がどのようなものなのか知らなかった。しばらくしてなぜ、エアリー卿と視線を合わせないよううに誇り高く美しい瞳を伏せたのか、なぜ自分が赤くなった後で青ざめたのか、なぜ彼の言葉が未知の不思議で美しい音楽のように響き——ずっと消えないのか、彼女には分からなかった。

「一枝を——たった一枝を——この楽しい時間の記念として私に頂戴できませんか。」と、しばらくの沈黙のうちにエアリー卿が言った。

彼女はその繊細な金の鈴の一枝を彼に手渡した。

「好奇心を満足させるために少しご容赦いただければ」と彼は言った。「他の誰かにあなたは花を与えたことはおありでしょうか？」

「いいえ。」と彼女は応じた。

「では倍も有難く存じます。」と彼は彼女にはっきりと言った。

この夕べ、エアリー卿はこの金の花を大切に持ち帰った。どんな宝と別れるときが来ようと、この花だけは別だった。

だが彼の問いかけは突如、ベアトリスの気持ちをかき乱した。一瞬、彼女の想いはナッツフォードのあの海岸に戻った。現実はずっと遠くをさまざまと思い出した。その瞬間、悪寒が走ったように彼女は身震いし――エアリー卿がそれに気づいた。

「お寒いのですね」と彼は言った。「ここにあなたを立たせたままにしておくなんて、私は何と気が利かなかったことか！」彼は彼女の肩に高価なレースのショールを巻き、ベアトリスは我に返って、二人は舞踏室に戻った。だがエアリー卿はアール嬢のそばを離れなかった。

「舞踏会は楽しかったようだね、ベアトリス。」とアール嬢は娘たちが楽しい宵を過ごしたことを確信しているかのように言った。

「ええ、本当に、お父様。」と彼女は答えた。「人生で最も幸福な夜でした。」

「理由は分かっているよ」と、自分を見上げた顔にキスしながら彼は思った。「呪わしい秘密の恋愛沙汰などとは無縁のようだ。」

翌日、朝一番の客としてエアリー卿が訪れ、最後まで居座って、とうとうレディー・ヘレナが、今夜全員でオペラに行くことになっているので、そこでまたお目にかかりましょうと告げるまで帰らな

かったことに、アール嬢は驚かなかった。そしてレディー・ヘレナが彼と一緒に誘うべきかと考えていた頃、彼はその夜の彼のボックス席にレディー・モートンを招待していたことを後悔していた。

ベアトリスはその夜ずっと、彼女のそばを離れなかった誠実で高貴な顔を夢みていた。いつもはお世辞にまるで頓着しないにも関わらず、エアリー卿の語った言葉は一言たりとも忘れなかった。レディー・エヴァートンが言ったように、本当に彼は自分を好きなのだろうか？

その求愛者は、なぜ彼女が例の金色の花をそれほど気に入ったのか知りがたかった。じつさい、ずっと後になってその花は、彼女たちが大切にしていた小さな宝物のひとつになっていた。

エアリー卿が帰宅しようとして、アール嬢と母親だけがその場に残った時に、彼は母が今まで見たこともないような最も幸せそうな表情で母をふり向いた。

「もう決まりのようですね。」と彼は言った。「ベアトリスは立派な伯爵夫人に――リントン領のレディー・エアリーになるでしょう。彼はすばらしい若者で、イングランドで最高のカップルです。ああ、母上、私の愚行はもつと厳しく罰せられるべきだったのかも知れません。身分違いの結婚などありえません。」

「そうですね。」とレディー・アールは応じた。「ベアトリスには

何の心配もいりません。過ちなど犯すにはあまりにも誇り高い子で
すからね。」(以下、次号)

横断的な鉱山史研究は可能か

ーイギリス帝国史およびグローバル・ヒストリーとの連動に向けてー

杉本 浄

To Explore Possibilities of Mining Histories through Cross-Border Perspective

Toward Linkages with Colonial India, British Empire and Global History

SUGIMOTO Kiyoshi

1. はじめに

近年、横断的鉱山史をどのように構築できるかについて、手探りのような研究を続けています。主に研究対象とする時代は19世紀後半から20世紀初頭で、対象地域は英領インドと諸藩王国、さらに英領ビルマおよび英領マラヤになります。これらの地域において別々に開発されてきた各種鉱山について、当時流布していた技術や情報を分析することによって、また、鉱山技師たちのネットワークを明らかにすることによって、鉱山同士の繋がりや関連性を浮かび上がらせることが出来ないかを模索しています。別言すれば、こうした繋がりから分かる新しい歴史の領域とは何かを明らかにする試みが横断的鉱山史ということになります。

本稿では、なぜこうした研究に着手するに至ったのか、その動機について次節で述べた上で、第3節から第6節では現在行っている研究の内容について紹介していきます。また、昨年度の後半に半年間いただいた特別研究期間で行った研究についてもここで触れたいと思います。最後に本研究をどのように授業に活かしていくのかについても若干考えてみます。

2. 鉱山史研究の背景

研究を始めた時から鉱山史に特に関心があったわけではありませんでした。もともとはインドの東部に位置するオディシャ州の近代史を専門にしていました。博士論文では、19世紀後半から20世紀初頭のイギリス植民地時代にこの地域で活性化した言語運動に注目し、言語や歴史に基づく地域意識の形成を、社会改革、文化運動、さらに独立運動との関わりの中で検討していきました。

この博士論文の史料調査をしていく中で、オディシャでは鉱物資源が豊富であることを指

摘する文章に出会いました。開発が遅れた地域ではあるが、天然資源は豊富にあり、将来発展する余地が十分にあるといったような行政官の指摘もありました。19世紀後半、オディシャーは後進地域であるという言葉が、植民地官僚からも地元の識字層たちからも出されていたこともあり、発展の可能性を示唆する文言が気になったことが関心を持つきっかけになりました。

もう一つ鉱山史に注目する出来事がありました。博士論文執筆のために、オディシャー州の州都ブバネーシュワルにある州立文書館に文献調査に通いました。たまたま通る近道には鉄道の踏切があり、運が悪いと石炭を満載した貨物列車が通り過ぎるのを待たなければなりません。オディシャー州が石炭を豊富に埋蔵している州であることは知っていましたが、目の前の大量の石炭がいつ、どこで、誰によって採掘が始められたのか、手短に入手できるような資料は全くありませんでした。以上のような経緯で、この地の鉱物資源の開発に興味を持ち始めるようになりました。

鉱山史研究に本格的に着手するようになったのは、2005年9月に博士号を取得した頃になります。しかしながら、実際は他の研究の片手間にやっていた程度でした。当初はどういった文献にあたれば、鉱山について詳しく触れてあるのかが分かりませんでした。そのため、2次文献の検索と同時に1次文献の情報を集めること、さらに年次の行政報告書や当時の地誌から鉱山の項目を抜き書きすることが最初の頃の主な作業になりました。

こうして緩やかに始まった研究ですが、もう一つ博士論文後に始めた研究との関わりが生まれました。自分の足元を見つめる日本研究です。民俗学や人類学を専門とする2名の研究者とともに、新潟県佐渡市をフィールドに共同研究をはじめました。2008年夏の予備調査を経て、2009年10月には研究資金を得ました。当初は廃校舎の利用について実践的な研究をしていたこともあり、「廃校プロジェクト」と称していました。夏期休暇中に2週間前後のフィールドワークを行うようになったのは2010年からです¹。現在でも研究テーマを広げながら、2016年より設置した「生活文化研究フォーラム佐渡」を母体に共同研究を継続しています²。

この研究グループの立ち上げ当初より、佐渡金銀山にも関心を持ちました。次節で述べますが、19世紀後半に佐渡金銀山の近代化に尽力したイギリス人鉱山技師の名前を、観光および展示施設であるゴールデン佐渡を訪れた際に知りました。この時に、先述した植民地支配下にあったインドの鉱山開発史と佐渡島の鉱山の近代化とはどう繋がるのか疑問に思ったのです³。そうすると、当初より、横断的な鉱山史に関心を持っていたことになります。

3. 19世紀後半の英人鉱山技師ガワーに関する研究

この佐渡金銀山の近代化に関わったイギリス人鉱山技師の名前はエラスムス・H・M・ガワー(1830-1903)と言いました⁴。父はイタリアのトスカナ地方の港町、リボルノで貿易商を営んでいました。ここで生まれ育ったガワーは、イギリスで教育を受けた後、ゴールド・ラッシュで沸くカリフォルニアに向かいました。金鉱山で技師として働いた形跡はなかったのですが、その周辺の土木工事に携わっていたことは資料から判明しています。その後、弟がイギリスの領事を務めていた北海道・箱館に1866年にやってきました。幕末・明治初めに北海道の

岩内炭鉱や佐渡金銀山において、最初は幕府のお雇いとして、後には明治新政府のお雇いとして合わせて3年ほど働きました。この時彼はイギリスやアメリカの商社を通じて買い付けた蒸気機関を用いて、運送や粉碎などを行う改良工事を各鉱山に施しました。

政府のお雇いの任期が切れると、1872年頃より長崎の町に移り住み、そこを拠点に高島炭鉱などで技師として働きました。トーマス・グラバー(1838-1911)とも親しく、彼の邸宅の側に家を構えました。すでに長崎時代から上海航路で中国大陸にも通っていたガワーは1882年に離日し、英領マラヤへ金鉱山開発に乗り出します。当時、イギリスでは鉱山開発は絶好の投資対象でもあり、彼は資金を集めて仲間と鉱山会社設立して事業にあたりました。

ガワーの長女カロリーナは長崎にあったリンガー商会の社長フレデリック・リンガー(1838-1907)と再婚し、晩年までここで過ごしました。長崎に来たことのあった次女のアリスは、銀行家バーンズと結婚し、一時インドにいましたが、ニュージーランドに移住し、歌手としても活躍しました。

上記の研究成果は第302回東海大学文学部知のコスモス講演会において「19世紀後半の世界における鉱山開発と技師—エラスムス・H・M・ガワーの生涯とともに」(2015年)と題して、一般向けに発表しました。次に、新たに見つかった史料を加えて、文学部の紀要「もう一つのゴールド・ラッシュを追って—19世紀後半の英人鉱山技師エラスムス・H・M・ガワーを事例に—」(2016)として公にしました。また、ガワーが日本に持ち込んだ技術に着目した‘Outside the Gold Rushes: A British Mining Engineer and the Technologies He Introduced in Japan in the Late 19th Century’(2016)を、スペインで開催された第11回International Mining History Congressにおいて個人発表をしました。

発表や出版は2015年から16年に集中していますが、調査自体は2009年から2010年にかけて行った研究活動を柱にしています。また、次に触れるオディシャー州の鉱山史研究と同時並行で進められたものでもありました。

4. インド・オディシャー州の鉱山史へ

ガワーに関する研究が難しい点は、日本以外に目立った史料がなかったことでした。幸いにも研究を始めたころから、インターネットによる検索技術が進みつつありました。当時の新聞記事や官報などから細かなデータが得られるようになってきました。それと同時にオディシャーでの鉱山史関連の文献収集もインドとイギリスに通いながら進めていきました。

オディシャー州の鉱山史に最初に注目したのは炭鉱でした。特に19世紀前半の比較的早い段階でその資源の存在が明らかになったタルチュール炭田の開発過程に目を向けました。しかしながら、この地域で石炭の需要が高まり、実際の開発に至るまでにその後1世紀近くを要することになりました。他の鉱物資源もそうなのですが、この地域では地質や鉱物調査の時代が長くありました。逆に発見から開発の間隔が短かった例に鉄鉱石が挙げられますが、これについては後ほど触れます。

こうして19世紀中の調査過程と開発過程を繋げ、さらに関わりのあった鉱山技師に注目す

る形で始めたのが「19世紀・20世紀初頭のイギリス支配下における鉱山調査と開発及び技師たち」(文部科学省科学研究費基盤研究C、2012年4月—15年3月)でした。研究を進めていくにあたって、インドで活躍した鉱山技師の情報が予想以上に難しく、それ以前に茫漠たる史料に埋もれながら、個別の鉱山に関する詳細な文献すら出会えませんでした。そのためとりあえずは、藩王国を管轄していたインド政庁の政務局(Political Department)の議事録(Proceedings)から、鉱山ライセンスの許可を求める書類や年次の藩王国関連の報告書に記載された鉱物資源の開発情報について地道に情報を集めることにしました。そのためイギリスのBritish Libraryにあるインド省のコレクションにあたりました。その他、19世紀後半の雑誌論文も収集しました。インターネットで公開された地質学や鉱山関連の雑誌も積極的に集めていきました。

その成果としては、19世紀前半からの主に石炭に関する調査過程に注目した発表を「19世紀における地質学調査と鉱山開発—英領インド・オリッサ及び諸藩王国を事例に一」(2012)と題して行いました。現在のオディッシャー州にあたる地域に遺跡調査(1838年)で訪れた植民地官僚のキトー(Markham Kittoe: 1808-1853年)が、先に報告された炭田のありかを確認しに来た際に、偶然にも炭田層を発見したことが、この地での資源調査のはじまりになりました。こうしたアマチュアの調査からインド地質調査局(1851年創設)による本格的な地質・資源調査の開始とその後も同地での調査のバトン・リレーが行われたことで、20世紀に入ってから、この地域での炭鉱開発に繋がっていきます。その背景にはオディッシャーの丘陵部が鉄道でようやく繋がり、それによる石炭の需要が増したことがあります。さらに鉄鋼所の開設や発電所の設置などもこうした需要を支えることになりました。しかしながら、この発表内容は論文としてはまとめ切れず現在に至っており、なるべく早くに形にしたいです。

また、20世紀初頭の鉄鋼石鉱山の開発に焦点をあてた「グルマヒサニ丘陵の開坑：20世紀初頭のイギリス植民地支配下における企業家、藩王、地質学者」についても、現在執筆途中です。開発志向型の開明な藩王、ラモ・チョンドロ・バンジ・デオ(1870—1912)(図1)、インド地質調査局を退職した地質学者、P. N. ボース(1855—1934)、鉄鋼所建設に執念を燃やす企業家、ジャムシェドジー・ターター(1839—1904)。この3者の交わる地点にグルマヒサニ鉄鉱石鉱山の開発(図2)があったことを述べていくものです。はたして、人物伝を繋げて成立する歴史記述が可能なかどうかどうか、いまだ検討の余地はまだありますが、完成を急ぎたいと考えています。



図1 地質学者、P. N. ボース（出典：Bangal 1955）インド地質調査局を退職後、マウルバンジ藩王国に雇われて資源調査にあたった際に、グルマヒサニ丘陵で良質の鉄鋼石を1903年に発見し注目された



図2 マウルバンジ藩王国（現在のオディシャ州北西部の県）にあったグルマヒサニ鉄鋼石鉱山。（出典：

Sarkar 1918)。ターターとのライセンス契約を結んだ後に、1911年に開鉱。サクチー（現、ターターナガル）に建造された鉄鋼所まで鉄道が敷かれ、鉄鉱石が供給された。

以上の鉱山に関する歴史的研究と同時に、2010年度に現代インド地域研究センター（東京外国語大学）に研究員として勤務したこともあり、センターの支援で現代のオディッシャー州の鉱山開発を研究することにもなりました。紹介するのが遅れたのですが、オディッシャー州の丘陵地域は石炭、鉄鋼石、マンガン、石灰石、ボーキサイトなどの鉱物資源の宝庫です。2000年代より需要の増加と外資の導入もあって開発ラッシュに沸いていました。州政府も経済成長の要として鉱物資源を積極的に売る政策に傾いていました。当然のことながらこうした積極的かつ急速な開発には反対運動がありました。近年の開発を巡る反対運動に焦点をあてた「サバルタニティの空間：オリッサ州鉱山開発の過程と被開発者」（2012）と題した発表を行った上で、「資源開発・環境・住民」にまとめました（杉本 2015）。

5. 横断的鉱山史研究に向けて

さて、鉱山史に関しては、その研究成果がなかなか論文として完成できない苦しい状況にありましたが、そうした中でも横断的な鉱山史、できれば、インドと日本とイギリスを繋ぐような研究ができないかと本気に考え始めました。既存の鉱山史研究の特徴が多少なりともわかりはじめたことも大きかったです。その特徴は主に次のように分類できます。

①鉱山の運営や資本、投資などの経営面に注目した研究、②労働者の組織や労働運動に関するもの、③鉱山開発がもたらす公害、汚染、自然破壊について批評的に述べるもの、④鉱山技師の育成・教育といった鉱山学校に関わるもの、⑤鉱山の技術史—掘削、排水、排気、運搬、各種機械の導入に着目したもの、⑥鉱山と女性の関わりから鉱山史を見直したもの、⑦強制労働と鉱山を検討したもの、⑧鉱山町の形成と文化—新しい祭や映画、音楽、文学、演劇などとの関わりや文化的異種混交性に注目したもの、⑨上記の特徴を包み込む形で産業遺産（廃鉱になったものが中心）としての意義を問うものなどです。

とはいえ、こうした研究は個別の鉱山に集中し、グローバルな展開や鉱山の連動性や相関性が見えてこないという特徴がありました。横断的な研究はまれで、「おらが鉱山」といった雰囲気は漂わせています。それでも、2015年には世界各地で起こったゴールド・ラッシュを連続的に検討するカンファレンスが、移民史やグローバル・ヒストリーの研究者たちによって実施されました⁵。また同じ年には『グローバル・ヒストリー誌』で鉱山が特集されてもいます⁶。こうした研究が登場しはじめたことも、新しい方向に進む後押しになりました。

こうして「横断的鉱山史研究に向けた基礎研究—英領インドと周辺の鉱山における情報、技術、技師」（文部科学省科学研究費基盤研究C、2019–2021年度）の下で、研究を進めていくことになりました。この研究では19世紀後半から20世紀初頭における英領インドと諸藩王国、英領ビルマと英領マラヤにおける各鉱山開発に着目することで、横断的な鉱山史研究の構築を目指すものです。できれば、イギリス帝国史やグローバル・ヒストリーと鉱山史とを架橋する

ことも射程に入れていきます。

とはいえ、分野は広域ですので、現在、研究対象を鉄鋼石鉱山と金鉱山に絞り込むことにしました。これらの鉱山に流布していた「情報」や採り入れられていた「技術」、さらに「鉱山技師」のネットワークを分析するなかで、何か鉱山と鉱山とを繋ぐ接点が見えてくるのではないかと考えました⁷。そのため、書簡、行政報告、専門雑誌、博覧会と産業見本市の内容などから、これら3つの項目のデータベースを構築する作業を行っています。将来的には検討する領域をオーストラリア、南アフリカ、アメリカへと順次拡大していく予定でいます。

さて、技師のネットワークについては、技師たちの移動の軌跡を可視化できる工夫が必要になってくると考えています。単にデータベースを作成するだけでなく、すでに公開されている技師関連のデータベースと統合する試みも必要になってくるでしょう。技術については、運搬、粉碎、排気・排水、昇降などで、機械化された動力（蒸気機関からディーゼルおよび電気モーターまで）が用いられましたが、この中で粉碎機（Rock Crusher）の技術に的を絞ってみたいと考えています。技術関連の本、論文、広告などからデータを集め、同時代にどのように広がっていたのかを検討していきます。情報については、技師と技術の分析を通して把握できる点がありますが、他に求人情報や広告にも目を向けていきます。特に20世紀に入ると、人づての紹介だけでは技師の需要を埋めることはできず、実際にインドでも新聞に求人載ることがありました。以上の基礎研究を重ねながら、新たな歴史の側面を浮かび上がらせていきたいと考えております。

6. イギリス・コーンウォール州と植民地インド

最後に昨年度の後半にいただいた特別研究期間（2019年10月から2020年3月まで）での研究を紹介します。期間中はイギリスのデボン州にあるエクセター大学の訪問研究員として研究活動を行いました。研究テーマを“Global Networks of British Mining Engineers and their Technologies in British India, Burma, and Malaya from the Late 19th Century to the Early 20th Century”としました。前節の科研のテーマにも関わりますが、ここでは技師を通じた英領インドとコーンウォールとの繋がりに着目していくことにしました。

特別研究期間半分以上を、メインキャンパスのあるエクセターの町に滞在しながら、大学図書館・文書館およびDevon and Exeter Institutionで史料調査を行いました。また、エクセター大学は銅・錫の鉱山があったコーンウォール州にもキャンパスを持っており、そこには1888年に創設されたケンボーン鉱山学校を吸収した地質・鉱山学の専門コースが設置されています。鉱山学校から引き継いだ史料はキャンパス内の文書館に保管されています。そのため、ちょうど1か月間、このペンリン・キャンパス近くに滞在しました。

19世紀末よりこのケンボーン鉱山学校から大英帝国、さらに世界各地に向けて技師たちが巣立っていきました。これらの技師たちの足取りを、インドとの関わり（特に南インドのバンガロール藩王国にあった金鉱山であるKolar Gold Fields）に注目しながら、在学名簿や学生たちが編集にあっていた雑誌から追うことにしました。また、この時はレッドルースの町に新設

されたコーンウォール・センター内にある文書館でも文献調査を行い、主に個人史料にあたりました。残りの1か月はロンドンにある National Archives や British Library での調査に充てました。

調査方法についてはこれまでと同様に、鉱山技師と鉱山に関する史料分析とイギリス人鉱山技師との間のネットワークと彼らの技術を明らかにするためデータベースを構築していきました。史料内容は鉱山関連史料として、鉱山学校、鉱山会社、行政側のものを集めましたし、検索が容易になってきた雑誌類（地質学、冶金学、鉱山学、鉱山工学、鉱山や工学系技術者の協会誌など）、さらに電子化が進む新聞各紙からも情報を得るようにしました。

7. むすびにかえて—鉱山史を架橋することと授業への反映

特別研究期間中に得られた史料に、1924年6月3日—6日にロンドンで開催された「第1回帝国鉱山・冶金学会議（The first Empire Mining and Metallurgical Congress）」の5巻本の議事録集があります。この会議の目的は①大英帝国の天然資源開発に関連する科学、技術、経済問題を扱う論文について議論し、②鉱山・冶金学の研究機関に帝国協議会を構築しようとすることにありました。いわば、それまで大英帝国各地でバラバラに行われていた研究・開発に統一的なプラットフォームを設けるものでした。定期開催とはなりませんでしたが、その後も続けられ、帝国解体後はコモンウェルスを冠する会議が開かれていきました⁸。

この第1回の会議では、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、インドなどの各種鉱山に関連する研究発表だけでなく、技術や安全性に関わるものもありました。インドについては Kolar Gold Fields と鉄鉱石に関する2つの発表がありました⁹。これらの発表は、先述した鉄鉱石と金のそれぞれの鉱山開発と偶然にも重なるものですが、今後はデータベースの構築を急ぐとともに、この帝国鉱山・冶金会議の分析を加えて、一つの論文にまとめていく予定です。

さて、Kolar Gold Fields とケンボーン鉱山学校との繋がりが見えてきたことで、それまで漠然としていた技師のネットワークも薄っすらとですが見えるようにもなりました。植民地インドに至ったケンボーン鉱山学校の卒業生は、南アフリカやオーストラリアの主流派ではありませんが、確実に存在していました。1947年のインド独立後も、表1にありますケンボーン鉱山学校を卒業した技師が各地に残っていたことがわかります¹⁰。

以上の研究を続ける中で、各鉱山史を架橋し、横断的な鉱山史の道筋を示せるのではないかと考えております。



図3 南インドのバンガロール藩王国にあった Kolar Gold Fields は1880年にイギリスのジョン・テイラー商会（John Taylor and Sons）社に買収され、設備を更新することで増産体制を敷いた。北から Nundydrog、Oorgaum、Champion、Mysore と称した4つの坑道を有し、最も深いところでおよそ地下3200メートルに達した。こうしたことから多くの事故が発生した。

表1 インドで働いているケンボーン鉱山学校の卒業生リスト（出典： *The Camborne School of Mines Magazine*, Vol.55, 1955, June, p.44

Central Provinces Manganese Ore Co., Ltd., Nagpur.		
1. T.S. Anderson	2. J. H. Andrew	3. H. Dudley
4. P. P. Edwards	5. R. W. A. Hansel	6. R. S. Stead
7. R. J. Trott	8. E. A. Walker	
Hyderabad Gold Mines Co., Ltd., Hyderabad State		
1. L. C. Curtis	2. N. K. Sarkar	3. F. G. Sharp
Indian Copper Corporation, Mosaboni, Bihar		
1. W. P. Brunton	2. A. J. Cave	3. E. R. Dempster
4. L. T. Evans	5. N. A. B. Hill	6. W. G. T. Morice

7. R. R. B. Pitt- Chambers	8. J. Pryor	
Killeck Industries, Ltd., Bombay		
1. A. Bennett	2. D. P. H. Rowe	
Kolar Gold Fields, Mysore State		
Nundydorog Mine		
1. W. Chand	2. F. N. Cholmeley	3. W. T. Hocking
4. J. T. Jacob	5. D. V. G. Tregaskis	6. K. Trevena
Champion Reef Mine		
1. W. R. Cowlin	2. T. A. W. Haddon	3. J. E. Kernick (Special Course)
4. J. K. Walker		
Mysore Mine		
1. S. Bonds	2. F. R. Dovey	3. L. H. McLaggan
4. H. I. Dunstan	5. J. S. Everett	
Nagpur		
J. S. Williams, Mining Engineer, Takli Road, Nagpur, M. P.		

最後に、以上の研究を授業にどう生かすのかについて触れたいと思います。一つには学生たちに研究のやり方の具体例を示すことにあります。テーマの設定を決めるにあたって、漠然とした状態からいかに研究対象を導き出していくのか、その過程に関して身をもって伝えることです。この過程には先行研究の探索から文献検索の方法、データベースの構築といった技術的な部分を含みます。

以上は伝統的な学問の営為からはみ出すものではありませんが、知的発見の新鮮な気持ちを維持し、授業に反映させていけるように、今後とも鉱山史研究を進めていきたいと考えております。

[付記] 本稿は、2020年10月28日（水）にオンラインで開催された2020年度第1回（通算第8回）文化社会学部研究交流会で行った報告の記録である。

註

¹ このプロジェクトの立ち上げについては、小西・門田・杉本（2014）、および「生活文化研究フォーラム佐渡」のホームページ（<https://sites.google.com/view/forum-sado/>）を参照されたい。

² 第1回研究交流会では「2019年度学部等研究教育補助金による佐渡研究について」を第1節で話してから本題に入った。論旨が雑駁になるため、内容については本文から外した。ここでその時の概要を紹介すると、2019年度に補助金を受けた「生活文化研究フォーラム佐渡・夏期合同調査を通したフィールドワークの実践」においては、①宮本常一写真プロジェクト、②林道明資料保存プロジェクト、③さどの島銀河芸術祭への出展、④二見夏学校の4つを実施した。新潟県佐渡市をフィールドに4大学から学部生と院生が加わって活動した。東海大からは①、③、④に合計4名の学部生の参加があった。佐渡での実践的研究と平行して鉱山史研究も行われてきたことになる。

-
- ³ 筆者が18歳まで佐渡で過ごし、鉱山研究に取り組まれている人々（教師や図書館司書）が身近にいたことも影響していたのかもしれない。
- ⁴ ガワーについて研究をはじめると際は、当時、「ゴールデン佐渡」の取締役で、鉱山技師で地質学にも詳しい末永武彦氏にインタビューをし、佐渡金山で働いたお雇い外国人だけでなく、鉱山研究で技術を扱う際の注意点についてご指導いただいた（2008年8月）。また、本間滯子氏には鉱山関連の史料について、研究当初から今日までご指導いただいている。
- ⁵ “Gold Rush Imperialism: Gold Mining and Global History in the Age of Imperialism, c. 1848-1914” Rothermere American Institute, University of Oxford, 16-17 April 2015. その後、この内容は Mountford & Tuffnell eds. (2018)にまとめられた。
- ⁶ *Journal of Global History*, 10-1, 2015.
- ⁷ 当初は以上の3つに「資本」が検討項目にあったが、個人で実施できる研究範囲を大きく越えるものと判断し、後の課題として残すことにした。
- ⁸ ただし、開催数が示されるようになったのは第2回のカナダ会議（1927年）からである。その後、第3回は南アフリカ（1930年）、第4回イギリス（1949年）、第5回はオーストラリア（1953年）で開催された。開催回数を引き継ぎながら、1957年の第6回カナダ会議からコモンウェルスに名称を変えた。
- ⁹ *Empire Mining and Metallurgical Congress* (1925). インドに関しては2巻に Kolar Gold Fields、4巻に鉄鉱石、石炭、
- ¹⁰ インドの鉱山が国有化されていく中で、こうしたイギリス人技師たちはインドを引き上げていくことになった。1956年にテイラー商会はインドの要請により KGF を手放すことに合意した。国有化されてからはほとんどが KGF を離れている。

主要参考文献一覧

- 小西公大・門田岳久・杉本浄、2014、「協働」を生み出すフィールド—廃校をめぐる研究・開発・教育のはざままで」、椎野 若菜、白石 壮一郎『フィールドに入る (100 万人のフィールドワーカーシリーズ)』古今書院、pp. 131-151.
- 杉本浄、2015、「資源開発・環境・住民」、栗屋利江・井坂 理穂・井上 貴子 編『周縁からの声 (現代インド5)』東京大学出版会、pp. 131-151.
- 2016、「もう一つのゴールド・ラッシュを追って—19 世紀後半の英人鉱山技師エラスムス・H・M・ガワーを事例に—」東海大学紀要文学部 (105)、pp.17 – 34.
- Empire Mining and Metallurgical Congress, 1925, *Proceedings of Empire Mining and Metallurgical Congress*, Part.1-5, London: Empire Mining and Metallurgical Congress.
- Bangal, J. C., 1955, *Pramatha Nath Bose*, Calcutta: P.N. Bose Centenary Committee.
- Mountford, B. & Tuffnell, S eds., 2018, *A Global History of Gold Rushes*, California: University of California Prass.
- Sarkar, S. N. 1918, *Biography of the Maharaja Sri Ram Chandra Bhanj Deo, Feudatory Chief of Mayurbhanj*, Calcutta: Mayurbhanj State.

定期刊行物 :

Journal of Global History, 10-1, 2015

The Camborne School of Mines Magazine, Vol.55, 1955, June.

Web :

生活文化研究フォーラム佐渡

<https://sites.google.com/view/forum-sado/> 最終閲覧日 2021 年 1 月 2 日

中国少数民族の漢字系文字

立石謙次

The Sinicized Scripts of the Minority in China

TATEISHI Kenji

1. はじめに

現在、中華人民共和国には漢族を含む 56 の民族が公認されています。中国では漢族以外に認定された人びとを「少数民族」と呼んでいます。中国の少数民族の多くは、伝統的に独自の言語を保持してきました。そのうちのいくつかの民族は独自の文字を使用することもありました。この報告書では中国の少数民族の 1 つである「白族（ペー族）」が用いてきた「白文（ペー文）」を中心に、彼らが用いる文字（表記体系）の特徴や使用状況について紹介します。

2. 白族と白語

1) 白族

現在、白族の人口は約 195 万（2010）、そのうちの約 100 万人が雲南省西部の大理白族自治州（以下大理州と略称）に多く暮らしています¹⁾。

自称は「ペーニ」、「ペーヅ」、「ペーホ」などがあります。歴史的には、漢語（中国語）で民家とも呼ばれていました。民家の名称は、1949 年の中華人民共和国成立後にも使用されており、1956 年になり正式に「白族」の名称に改められました。

伝統的には農業や交易、大理盆地東側の洱海（じかい）という大きな湖（湖面面積、約 246km²）の沿岸では漁業も営まれています。彼らの生活習慣は、周辺にすむ漢族とほぼ同じです。ペー族と漢族とを分ける大きな指標が言葉です。彼らはよく自分たちと他者とを、その人物の出身にかかわらず「スアペー」（ペー語話者）か「スアハー」（漢語話者）かで、区別します。

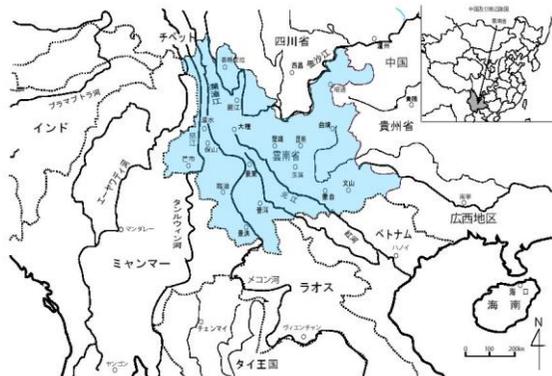


図 1 雲南省地図

2) 白語と白文

白族は白語（ペー語）と呼ばれる独自の言語をもっています。白族全人口 195 万人中、白語の話者人口は約 130 万人とされています。白語がどの言語に属しているかについては、いまだ確定していません。現状ではチベット・ビルマ語派に属する言語だというみかたが主流です。

白族及びその先祖は、基本的には自分たちの文字を持たず、文章は漢語を用いてきました。ただし一部で漢字を用い、白語を書き写す方法をもっていました。この表記方法は「白文（ペー文）」と呼ばれています。ただし白文は、白族の間に広く用いられている訳ではありません。現在でも白族の民間芸能の曲本（台本）や、宗教書などの限られた用途に、特定の職業の人たちの間でわずかながら用いられています。この漢字による白文は、1958 年以降に創られたローマ字白文と区別して、「老白文」「方塊白文」あるいは「古白文」と呼ばれています。

3. 研究の経緯と大本曲

1) 研究対象との出会い

本研究は 2010 年より始まりました。これまで歴史研究を専門としていた私は、当初大理州に現存する明清代(14 世紀後半～20 世紀初め)の白文で書かれた石碑の内容分析をおこなう予定でした。ただし実際に現地調査を始めてみると、これら白文碑を理解できる人はほとんどおらず、史料も極めて限られていることがわかりました。しかしその調査の過程で「大本曲」と呼ばれる白文の曲本（台本）を用いる民間芸能が大理盆地でおこなわれていることを知りました。

「大本曲」の存在を知った私は、すぐに大本曲の芸人の方を紹介してもらい、その場で研究対象を変更しました。それは大本曲で用いられるテキストは学術的な分析をおこなえるだけの十分な量、内容を備えていたためです。また現在でもこのテキストを使用して芸能がおこなわれているため聞き取りによる分析が可能であり、白文の社会的役割を十分に明らかにし得ると考えたためです。

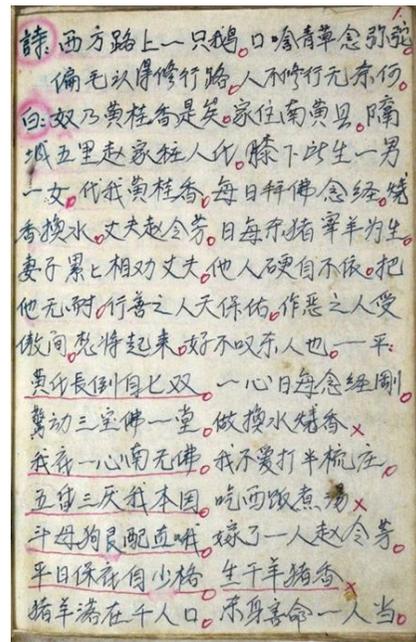


図2 大本曲『黄氏女对金剛經』曲本

2) 大本曲

大本曲は、歌い手と三絃（三味線）の伴奏の二人でおこないます。かつて中国でおこなわれた「曲芸」・「説唱」（かたりもの・うたいもの）の一種です。現在では蘇州の「評弾」などを除き、中国内地ではほとんど消滅してしまいました。白族の伝統的芸能である大本曲もまた、現在消滅の危機にあると言ってよいでしょう。大本曲とは、「大きな本子（テキスト）の曲」とい

う意味です。ひとつのテキストで最低でも 2~3 時間は歌われます。伝統的には何昼夜もかけて歌われることもあったそうです。伝統的な大本曲の演目は白族独自の内容のものは少なく、曲目の 8 割近くが中国の演劇などから題材がとられています。現存する最も古い曲本は、清・光緒年間(1875 - 1908)の写本であり、これ以前の大本曲の実在は確認できません。曲本は「詩」・「白」(せりふ)・「歌」より構成されます(図 2 参照)。この形式は中国の説唱芸能の台本や、民間宗教経典である宝巻と類似しています。このうち「詩」と「白」(せりふ)とは漢語(中国語)で記されます。一方、歌は漢語と白文を併用しています。白文には下線が引かれています。歌詞の様式は、基本的に最初の 3 行が 7 文字ずつ、最後の一行が 5 文字の合計 5 行で一段が構成されています。

3) 白 文

大本曲の曲本で用いられる白文は漢字系文字であり、日本語の表記にみられる訓読み・音読みに近い用法などがみられます。徐琳らは日本語の漢字の用法を参考にして、白文の用法を以下のように区分しています(表 1 左参照)²⁾。

1. 音読漢字: 漢字の音を利用して白語の意味を表現する。
2. 訓読漢字: 漢字の意味に沿って、白語の音で読む。
3. 自造新字: 漢字の構成体系を参考に新たに文字を創る。主に文字の片側半分の意味を表し、もう半分で音を表すという形声の方法。
4. 漢語借詞: 直接漢語を使用して借詞とする。白文碑(後述)では単音節の単語だけでなく、熟語すら漢語が借用される。

上述のように、徐琳は日本語での漢字の用法を参考に「音読」「訓読」などの用語を用い区分しました³⁾。しかしこの用語は日本語の用法そのものではありませんでした。徐琳が区分した方法に日本語の漢字の用法を当てはめると、おおよそ「表 1」のようになると思われます。

白 文	a.音読漢字	a-1.借音〔音仮名〕 a-2.借訓音〔訓仮名〕
	b.訓読漢字	b-1.借義〔訓読み〕 b-2.借音・借義〔音読み〕
	c.自造新字	c.造字〔国字〕
	d.漢語借詞	d.借音・借義〔外来語〕

表 1 白文用法の分類 ([] 内は日本語表記に近い区分)

このような分類については異論もあり、いまだ検討の余地があります。このため、ここでは白文には日本語表記の訓読みなどに類似する複雑な用法がみられることだけを指摘しておきます。

4) 今後の展望

現在、私は「漢字系文字としての白文研究」をおこなっています。具体的には白文で書かれている大本曲曲本の内容分析及び語彙と用例を収集しています。私はこれら情報を蓄積するこ

とにより、以下の方面へ現在の白文研究を発展させることができると期待しています。それは①漢語からの翻訳文学・文芸としての少数民族文学研究、そして②中国の少数民族が漢字を含めた漢文化をいかに受容し、これが民族の形成にどのように関わってきたかという中国民族史上の研究です。とにかく白文については研究の蓄積も少なく、今後も地道に資料分析の成果を積み上げていくほかはなさそうです。

4. 授業への発展

最後に私の研究をどのように授業へ反映させているかを説明します。すでに述べたように私の研究対象は中国少数民族の文化です。しかし日本の学生には、中国西南地方に暮らす少数民族の事例は、自分たちにとって遠い地域の出来事に感じるかもしれません。そこで私の授業では漢字系文字の1つである日本語表記の成り立ちや特徴を、白文というもう一つの漢字系文字から説明しています。また私は、雲南省の昆明で4年間を過ごし、同地の雲南大学で2000年に修士課程を修了しました。修士課程修了後もほぼ毎年、調査の為に雲南地方を訪れています(残念ながら2020年度はコロナウイルス流行のため断念せざるを得ませんでした)。2019年度は、アジア学科で開講している「アジア海外研修」の授業で、雲南大学を訪問しました。そして授業の一環として同大学外国語学科の学生とも交流活動をおこないました。交流会はとても盛況で本学学生だけでなく、雲南大学の先生方・学生にも喜ばれました。

目下のところ直接現地へ赴いての交流活動は難しいですが、今後とも別の形でも授業として雲南大学との交流を続けていきたいと考えています。

[付記] 本稿は、2020年11月25日(水)にオンラインで開催された2020年度第2回(通算第9回)文化社会学部研究交流会で行った報告の記録である。

註

¹ 王鋒編著(2014)『白語大理方言基礎教程』、中央民族大学出版社、p.5。

² 徐琳・趙衍蓀編著(1984)『白語簡誌』、民族出版社、pp.129-130。

³ 徐琳(2002)「關於白族文字」、趙寅松主編、『白族文化研究 2001』、民族出版社、p.276。

ギリシャ美術の研究

エーゲ海の壁画からパルテノン彫刻まで

中村るい

A Study of Greek Art

From Aegean Painting to the Parthenon Sculpture

NAKAMURA Rui

1 はじめに

初めて「ギリシャ美術史」という学問分野に触れたのは、大学1年の頃の、美術史の講義でした。紀元前1500年前後の、後期青銅器時代のクレタ島出土の陶器や壁画の説明を聞いたときに、遠く隔たった時代の絵画の筆使いや美意識をここまで読み解くことができるのかと不思議な感動をおぼえました。その後、卒業論文に取り組む時期が来たときに、古代ギリシャの美術を選んだのが、研究の第一歩になりました。

本報告では、これまでの研究の概要と、研究のために留学した米国大学院での具体的な教授法、および、現在ヨーロッパ・アメリカ学科で担当している科目と研究の関連などについて述べたいと思います。

「美術史学」で、「美術作品」を学問の対象とするとき、作品を「言葉で記述すること（英語のディスクリプション）」が不可欠です。「言葉で記述する」ことは、ごく初歩的なことのように思われがちですが、研究を20年、30年と続けていても、じつはいちばん難しく、そして楽しいことだと感じています。

2 研究を深めること、拡げること

1) エーゲ海の壁画

美術史学において、「作品を見ること」そして「言葉で記述すること」を強く意識したのは、日本で卒業論文および修士論文を書いたのち、米国へ留学したときのことでした。

学部の卒業論文および修士論文では、ギリシャ青銅器時代の陶器画および壁画をテーマにしました。その中心となったのが、エーゲ海のテラ島（テラ島は古代名で、現在はサントリーニ

中村るい

島の名称で知られる)のアクロティリ遺跡から出土した百合の壁画、通称《春のフレスコ》です。

紀元前16世紀頃、テラ島では火山の大噴火があり、島の大部分は吹き飛び、残った町並みも火山灰に埋もれました。正式の発掘が始まったのが1960年代後半です。発掘の結果、紀元前16世紀当時の壁画がよみがえりました。壁画には、ごつごつした岩場と、百合の花、そして飛び交う燕が描かれています。発掘者はこの壁画を《春のフレスコ》と呼び、その描写の質の高さによって、古代絵画史に新たな1ページを加えるものとなりました。

卒業論文及び修士論文では、植物文様としての百合が、紀元前16世紀頃のテラ島や近隣のクレタ島の壁画や陶器画にどのように描かれているかを調査し、植物文様の変遷をまとめました。《春のフレスコ》は、その設置場所の特徴(通常、壁画は家屋の2階以上の装飾に用いられるが、当壁画は1階部分を装飾している点、および隣接する小部屋から3百個ほどの円錐形容器が出土した点、この容器は、儀礼に使われた酒杯と推測されることなど)から、儀礼(豊穡の祈願)と関わる壁画と推測しました。

2) 米国大学院の個人指導と論文指導

このような論文をまとめたのち、さらに研究を深めるため、米国の大学院へ進学しました。1988年9月のことです。

ここで、米国大学院の教授法について、少し具体的に触れたいと思います。

進学した大学院博士課程では、最初の2年間で講義や演習などを履修し、次の2年間で、学位論文の執筆資格を得るための「総合試験」(General Exam)を受け、それを通過すると、次の2年間は論文のための調査や執筆にあてる、という標準的なスケジュールが組まれていました。

さて、留学1年目に履修した授業を以下に提示します。

1988年秋学期

- ・ 美術史の理論と方法 (演習)
- ・ ギリシャ美術史・考古学入門 (講義)
- ・ エーゲ考古学 (アドバイザー教員の講義) (聴講へ変更)
- ・ 個人指導 (アドバイザー教員)

講義クラスは、週2回(1時間ずつ[月・水]または[火・木])、あるいは週3回[月・水、金]の開講で、演習は週1回(2時間)の開講でした。

最初は、演習1つと、講義2つの履修を考えていました。講義のうち「エーゲ考古学」は、アドバイザー教員(E・バーミュール教授)の授業です。

この計画をもって、アドバイザー教員の研究室を訪ねると、

「それでは、「エーゲ考古学」の授業を「聴講」にして、**個人指導**を1コマ入れましょう。毎週、私のオフィスアワーのときに指導します」というのが、アドバイザー教員の提案でした。

*

ここで「個人指導 (individual studies)」の授業について紹介いたします。「individual studies」の語は、「個人授業」や「個別授業」などと訳すこともできますが、「個人指導」の語が実態に近いように思われますので、以下、この語を使います。

「個人指導」は、大学院で、各院生の研究を深めるために、卒業単位として認められていた授業方法です。1学期間 (16 週間) で、一つのテーマを設定し、学生は教員から 1 対 1 の個人指導を受けることができました。

もし、大学で開講されている授業科目以外で、自分が取り上げたい研究テーマがある場合、教員と事前に相談して、テーマを決めます。教員が合意すると、一般的には 16 週間で、4 編の中規模サイズのレポート (10~15 頁程度) を提出するのが基本のようでした。学生が授業をカスタマイズできるシステムです。学生は、自分のアドバイザー教員以外でも、自分のテーマに深く関わる研究を行っている教員と相談の上、「個人指導」を設定することができました。

ただ、留学 1 年目で、このようなシステムも初めてであり、この個人授業は教員主導で進みました。「毎週、小レポート (3~5 頁) の提出」の形式で指導が始まりました。

*

アドバイザー教員のパーミュール教授は、これまで卒論や修論をまとめる際に著書や論文を大いに参考にした研究者でしたから、1 対 1 の指導を毎週受けられることは本当に夢のように思われました。

しかし、学期が始まると、甘い夢はすぐに消えました。

毎週、月曜日 14 時~15 時のオフィスアワーにアドバイザー教員の研究室を訪ねることになり、14 時 50 分ごろに研究室へ来るようにと、伝えられました。

授業は最初に、前の週に出された課題レポートを見せます。その場で教授はレポートを読み、いろいろなコメントを述べ、添削を行い、次の課題を出して個人指導の授業は終わりました。研究室を出るのは、だいたい 15 時半ごろだったでしょうか。40 分ほど、みっちり指導を受けることができました。

これはとてもありがたい経験でしたが、厳しい指導でした。

先に述べたように、百合文様で修士論文を書いていましたから、課題レポートで例を挙げるときも、つい百合文様の例を取り上げました。それというのも、百合文様のことしか知らなかったからです。

数回目の「個人指導」の日に、アドバイザー教員から、

「百合のことは忘れなさい (Forget your lilies!)」

と、宣言されました。

今、振り返ると、本当に的確なアドバイスで、このひと言が無かったら、修士論文のテーマから抜け出ることができなかったと思います。ただ、これを言われて、百合について書くことが禁止となり、翌週から、どうレポートを書いたらよいか途方に暮れたことを覚えています。そして、これまでの自分の論考によりかからず、新たに資料を検討し、解釈するという研究姿勢を学ぶことになりました。

*

それから、毎学期、この「個人指導」を1コマ分履修し、いくつかのテーマに取り組みました。そのうちの 하나가、ギリシャ神話のトロイ伝説に取材した《オデュッセイアの風景画》です。トロイ戦争後に、英雄オデュッセウスが10年の放浪を経て、故郷へたどり着くエピソードが、古代ローマの壁画上で展開されたものです（現在、ヴァチカン美術館所蔵）。この論考をまとめるときに、作品の記述（ディスクリプション）の書き直しを何度も求められました。十分な作品の記述を行わずに、解釈をすることは、砂上の楼閣のように危ういものであることを、思い知らされた経験となりました¹。

また、最終的には、ヘレニズム時代の女人墓碑（彩色墓碑）《ヘヂステの墓碑》で学位論文をまとめました。内容は、前3世紀の女人墓碑において、市民の社会貢献がどのように墓碑装飾へ投影されているか、死者の顕彰の問題と凶像解釈（神話モデルの存在の可能性）等を総合的に論じたものです²。

3) 美術館のコレクションを活用した授業—美術と言葉—

米国の美術史教育の特色の一つが、近隣の美術館のコレクションを活用した授業でした。たとえば、1988年秋学期に履修した「ギリシャ美術史・考古学入門」の授業では、計3回の「作品の記述」レポートが課されました。

「作品の記述」とは、文字通り「作品を見て記述する」レポート（“Looking Paper”）です。分量は3頁以内で、近くのボストン美術館のコレクションのうち、指定の作品についてまとめるものです。

だいたい指定の作品は、3点のうちから1点を選択する形式でした。

第1回目の Looking Paper の課題をここに紹介しましょう。

この時の課題は、ボストン美術館の、初期ギリシャの3点の作例のうち1点を選び、小レポートを書くことでした。

- | |
|--|
| 作例1：《スフィンクスのフリーズ》、アッソス（小アジア半島北西部）のアテナ神殿出土、火山岩、前525年頃。収蔵番号84.68。
作例2：《ペラコーラ出土のライオン》、石灰岩、前570～前550年頃。収蔵番号97.289。
作例3：《柱頭上のスフィンクス》（葬礼記念碑の一部）、前530年頃。収蔵番号40.756。 |
|--|

注意事項として、以下が明記されていました。

このレポートは自分の目で観察したことを中心にまとめること。註はつけないこと。みなさんがどのように作品を見て、分析するかそれを知りたい。自分でみたことを明晰で無駄のない文章に仕上げること。一般論は必要ありません。

さらに、見るときに自らに問うべき事柄として以下が挙げられていました。

まず、どのような材料で作られているか（**材質**）？ どのように手を加え、その結果どのような**形（フォルム）**が生まれたか。彫刻の現在の**状態**はどうか（破損しているか、修復などの痕跡はあるか。修復されている場合、その修復の具合をどう判断するのか）。**色**（もし着色されている場合）は、作品にどのように賦彩されているか。作品の大きさは？ その彫像の**本来の機能**はなにか。現在目にするものが完成形態か、それとも群像の一部なのか。**量感**や**形態**や**輪郭**や**表面の触感**はどう構成されているか。装飾的な部分は彫像全体とどうかかわっているか。彫像の**主題**は何か。それは機能とどう関連しているか。制作された当時のギリシャ人はどのようにこれを眺めたのか（下から見上げたのか、視線の高さに設置されていたのか、見下ろしたのか）。これらの問いは、作品にアプローチするときには有効と思われるもので、文章をまとめるときの指針となるでしょう。

美術作例の記述のトレーニングを行うことで、美術史学の基本を身につけ、そして、正確で明解な英語を用いることが求められました。一つの講義で数回の「作品記述」のレポートが課され、学期中に複数の講義を履修し、これを学部で4年間継続して、美術史専攻の学生は作品を言葉で語ることの難しさと面白さを経験していくことになります。

4) 「文化」の再考

米国の大学院で、上記の授業と共にとても勉強になったのが、1988年秋学期に履修した演習授業「美術史の理論と方法」でした。博士課程の卒業単位として、唯一必修だったのが、この演習授業です。

美術史学の方法は、分野により、時代により、大きく異なります。毎年、博士課程の1年生（15人前後）が履修するこの授業は、美術史学科の専任教員が持ち回りでを行い、1988年度は、古代オリエント美術の研究者が担当でした。授業の進め方は、担当教員によりさまざまだったようですが、私が受講したときは、美術史学で鍵となる概念（様式、図像、空間、受容など）をとりあげ、各概念の定義を毎週、学生に提出させ、議論をさせました。それぞれの分野（ルネッサンス美術、東洋美術、イスラム美術、ギリシャ美術など）に暗黙のうちに含まれる前提条件を再考することが求められました。

ある回、「文化」が鍵概念として取り上げられたときに、研究者自身の文化的背景が作品解釈に投影されることにどれだけ自覚的であるかが問いかけられました。

1988年当時は、「白人男性的思考」という言葉が頻繁に登場しました。日本の美術史学界では未だ論じられていなかったこの概念については、新鮮に感じましたが、議論として、男性の抑圧的視点というところに着地する傾向があり、また、疑問をさしはさむことができない雰囲気があり、若干の違和感を覚えました。その後、文化人類学では「多文化主義」の概念も登場しますが、当時は議論が未成熟だった感があり、また新しい概念に言及するのは一部の研究者に限られていたように思います。

今、思い返すと、この演習授業への参加は、たとえて云えば、水中に飛び込んだものの、泳

中村るい

ぎ方もわからず、水面上に顔を出して、バタバタあがくような具合で、相当無理がありました。しかし、ある時クラスメートが、この演習に参加して、「理論と方法」がますますわからなくなった旨の感想を漏らしているのを聞き、混乱しているのは自分だけではないようだと思います。「理論と方法」についてわからなくなったところで、では自分の立脚点をどこに置くかを、担当教員は学生一人一人に考えさせようとしているのだろうと推測した具合です。ずいぶん無理をしましたが、新しい概念に触れるきっかけを作ってくれた授業だったと思います。

3 パルテノン彫刻の研究

つぎに現在、関わっている研究について述べます。

2007年に始まった、共同研究「第3次パルテノンプロジェクト・ジャパン」に参加しており、今は「第4次パルテノンプロジェクト・ジャパン」が進行中です。

紀元前5世紀のギリシャでは、政治、軍事、商業、文化のさまざまな分野で革新的な動きがみられます。とくに都市国家アテネは飛躍的な発展をとげ、このアテネの文化を象徴する建築がパルテノン神殿です。建築の構造に加え、神殿を装飾した彫刻群も、クラシック盛期の頂点を示しています。しかし、彫刻研究の分野で、パルテノン彫刻の主題や様式には未解明の点が多く残されています。

共同研究では、パルテノン彫刻のうち、神室の壁面を飾った浮彫フリーズを対象にしています。彫りの深さは約6センチの浅い浮彫です。フリーズは、全長約160メートルに及び、現存部分の約3分の2は、大英博物館に収蔵されています。

パルテノン・フリーズの主題は、女神アテナのための祭礼「パナテナイア祭」の行列です。アテネでは4年に一度、大祭が開催され、行列は、女神アテナに捧げる聖衣を織ったアテネ市民の乙女を先頭に、犠牲獣を連れた人物などや、騎馬隊がつづきます。

神殿の東面中央で、市民の行列は神々に出迎えられます。オリュンポスの12神が、行列を出迎え、また東面中央の聖衣奉納の儀礼に臨席しているように表現されています。

神々が浮彫の空間上に、奥行きを暗示しながら表現されている点が、特に興味深く思われます。ギリシャ美術史では、紀元前5世紀の空間表現は未だ定説がなく、2009年以来、浮彫上の神々の立体復元模型を制作し、この問題を検討してきました。

この立体復元模型は、「パルテノンプロジェクト・ジャパン」の研究協力者のI・ジェンキンス（大英博物館学芸員）の招きで、2012年11月から2013年5月までの6か月間、大英博物館の研究展示「パルテノン・ナウ」で展示を実施しました（図A・B）。

その後、国内外で模型展示を行い、現在も研究を継続しています。神々の視覚化の問題、神性の顕現（エピファニー）と宗教観の問題をさらに検討していきたいと考えております³。



図 A 研究展示「パルテノン・ナウ」（大英博物館）
（撮影：筆者 2012年11月）



図 B 同展示の立体復元模型
（撮影：加藤公太 2012年11月）

4 大学の授業への展開

本学の春学期カリキュラムでは、講義科目として「ヨーロッパ芸術論 A」「比較文化論 A」を担当し、秋学期は「ギリシア・ローマの神話」「ヨーロッパ・アメリカ特殊講義 C」を担当しています。このうち、美術史学の基本的な事柄をとりあげる「ヨーロッパ芸術論 A」について述べます。

1) 「ヨーロッパ芸術論 A」の授業

この授業では、ヨーロッパ芸術の歴史を、青銅器時代のエーゲ海の美術から、ルネッサンス時代後半の美術まで概観します。作品の理解のために、作品を「言葉で記述する（ディスクリプション）」を課題として出し、既存の解説などに頼らず、自分で見ることの大切さを伝えています。

自分の目で見る経験を繰り返していくと、自分の見方と、他の人の見方の違いに気づき、多様な見方が培われます。多様な見方を踏まえうえて、定説となっている解釈や考え方を理解していくこととなります。

初めのうちは、ヨーロッパの古い美術が、時間的にあまりにかけ離れていると感じる学生もいますが、現代との接続点を説明する工夫を試みています。たとえば、現代のブランドの名称には、ギリシャ神話由来のものが数多く存在することや、最近ではコンピューターウイルスの名前に「トロイの木馬」などが登場していることなどです。

現代と古代の接続点の検討は、現代のヨーロッパ文化の基盤にある、古代の伝統を再考することと云えるでしょう。最近、「現代文化における古代の受容」という研究分野も確立され、先に述べたパルテノン彫刻研究も、現代の文化におけるパルテノン彫刻の受容を論じております。今後さらにこの分野に取り組んでいきたいと思えます。

2) 見ること・感じること・考えること

美術作品を自分の目で見て、自分の心で感じ、なぜそのように感じたかを考えること、美術史学の基本はこの3点にあるように思います。

卒業論文などを執筆する段階になると、研究対象を決め、考察を深めていきますが、そのときにこそ、自分の言葉で、一つ一つ丁寧に記述した経験が生きてきます。

美術史家ゴンブリッチは、美術作品を自分の目で見ることを、旅に喩えて、次のように書いています⁴。

・・・新鮮な目で絵を見つめ、その中に何か見出す旅に思い切って乗り出すことは、[批評家の使う言葉を引用するより]はるかに困難であり、同時にはるかにやりがいのある仕事である。この旅から、人が、何を持って帰ってくるかは誰も予言できない。

美術史研究は、まず自分の目で作品を見て、自分の言葉で表現することから始まります。そして、ギリシャ美術史の分野で、現在私たちが目にしている作例は、かつてギリシャ世界で作られたもののごく一部にすぎませんが、その限られた作例をもとに考察を進めます。「神は細部に宿る」という言葉があるように、壁画上の線描や、彫刻家の鑿の冴えを観察し、さらに社会背景などの調査も加えて分析を行っていきます。目を瞞るような新理論を目指すのではなく、作品を見ることを丁寧に言い、作品に迫る、そのことを大切にしています。このような研究の姿勢を自分の指導教員から学び、また学生の皆さんにも伝えたいと考えています。

[付記] 本稿は、2020年11月25日(水)にオンラインで開催された2020年度第2回(通算第9回)文化社会学部研究交流会で行った報告をもとに、修正を加えたものである。

註

¹ この論文は以下に発表しました。「The Dual Structure of the Odyssey Frieze」『地中海学研究』15号(1992), pp. 3-16.

² *The Hediste Stele in the Context of Hellenic Funerary Art: The Display of the Corpse of a Tragic Woman*, PhD dissertation, Harvard University, 1995.

³ 研究の一部は以下に発表しました。「パルテノン・フリーズの神々—身体・空間・神性の顕現—」『東京藝術大学美術学部紀要』51号(2013), pp. 75-89; “The Reception of Parthenon Sculpture in Modern Japanese Art Studies,” *Receptions of Greek and Roman Antiquity in East Asia*, edited by Almut-Barbara Renger and Xin Fan, Brill, 2018, pp. 454-465.

⁴ ゴンブリッチ『美術の歩み』友部直訳 美術出版社 1983年、50頁より引用。なお[]内は筆者による補足である。

東日本大震災後の臨床心理学的支援

震災により里親となった人のストレスの継時的変化

山田幸恵

Clinical Psychological Support After the Great East Japan Earthquake Changes in Stress Over Time for Foster Parents Due to the Earthquake

YAMADA Sachie

1. はじめに

東日本大震災が起こった 2011 年 3 月 11 日当時、私は岩手県立大学社会福祉学部で教鞭をとっておりました。東日本大震災の被災地の心理専門職として、何ができるのか、何をすべきなのか、この日から多くの仲間との試行錯誤の日々がスタートしました。被災地域の大学教員として、また心理専門職である臨床心理士として、岩手県臨床心理士会会員として、東日本大震災という出来事により、それまで想像もしていなかった現場のど真ん中に立つことになりました。

震災後に初めて訪れた被災地は、陸前高田市でした。内陸の盛岡市から山を越えて向かう道中で、まだ陸前高田までは距離のある川沿いの道から見下ろす河原には、多くの瓦礫がありました。そして、まだ海の見えない場所であるにもかかわらず、津波の被害を受けた街並みに大きなショックを受けたことをよく覚えています。そして、山を越えた先に広がる、一面が流された扇状地の風景は、ただただ無言にならざるをえないものでした。あるべきもの（街）が根こそぎとりさられ、何も無い、ということだけは強く印象に残りました。

当時の同僚からの依頼もあり、その後も継続して避難所の支援に通うことになりました。そこで両親を津波で失った幼い兄弟に出会ったときに、このように親を失った子どもがたくさんいるということに気づかされました。この子たちはどうなるのだろうか？何か自分にできることはないだろうか？その日から、子どもたち、そしてその子たちの親代わりになる人たちへの支援の模索がスタートしました。

被災地域の地元の支援者として、複数の支援活動に関わる中で、来る災害に備えるためにも、この支援活動の効果を検討すること、また臨床心理学的支援の在り方を検討することは非常に重要な課題であると考えました。そして、いくつかの研究プロジェクトを立ち上げ、現在まで続けています。その研究のひとつが、「震災により里親となった人のストレスの継時的変化」と

いう本研究テーマとなります。

2. 東日本大震災

まずは、東日本大震災とはいったいどのような災害であったのか、改めて振り返ってみたいと思います。

1) 東日本大震災の概要

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖・牡鹿半島の東南東約 130 キロメートル付近を震源としたマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。最大震度 7 が宮城県栗原市で観測されたのをはじめ、岩手、宮城、福島、茨城、栃木の各県で震度 6 強、6 弱が記録されており、南北に長く強い揺れが広がりました。東京でも 23 区で震度 5 弱、神奈川県でも震度 4 が記録されています。この本震以降、震源域では余震が頻発しました。気象庁の統計によれば、平成 23 年 3 月 11 日から 3 月 31 日までに発生した震度 4 以上の余震は 115 回、4 月は 52 回、5 月は 16 回となっています。特に、平成 23 年 4 月 7 日には、再度震度 6 弱を観測する強い揺れが確認されています。以降、頻度は下がりましたが、平成 24 年 8 月 31 日までの約 1 年半の間に震度 4 以上の余震が 262 回発生しています。

地震から 30～50 分後に東日本の太平洋沿岸に、観測史上最大級の巨大な津波が押し寄せました。津波が陸地を駆け上がった高さである遡上高は、岩手県大船渡市綾里湾で 40.1 メートルという、にわかには信じられない数値が、東北地方太平洋沖地震津波調査グループによって計測されています。また、河川を遡上した津波が堤防を越えて被害を拡大しました。国土交通省東北地方整備局の調査では、北上川で津波が河口から内陸 49 キロメートル地点まで達したことが確認されています（岩手県，2013）。

2) 東日本大震災とは

東日本大震災とはどのような災害だったのでしょうか？東日本大震災のような大規模自然災害は、トラウマティック・ストレスを引き起こす出来事であり、トラウマティックな出来事と言われます。トラウマティックな出来事とは、人が日常的には経験しない出来事であり、それらは著しく悲惨で、恐れや無力感のような強烈的な反応を呼び起こします。このような、ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような、例外的に著しく脅威的、破局的な性質を持ったストレスのことをトラウマティック・ストレスといいます。

そして、東日本大震災は大きな喪失を伴う出来事でした。たくさんの命が失われ、多くの人が、家族や親族、知人や友人を失いました。自宅や財産を津波で流されて失った人もたくさんいます。見慣れた故郷の風景も失い、住み慣れた地域それ自体を失ったのです。私たちは頭の中にたくさんの風景地図を持っています。そして、故郷に帰ればその風景地図と少し異なる今の景色くらべて、懐かしい出来事を思い出し感傷にひたることがあるでしょう。しかし、被災地域の人々と被災地域を故郷とする人々は、その懐かしい風景を失ってしまいました。

3) ト라우マ反応

東日本大震災のようなトラウマティックな出来事を経験すると、私たちの身体、感情、思考、行動などに、あらゆる形で反応が現れます。このような反応は、震災という通常ではない異常事態に対する、自然な反応と言われます。つまり、異常な出来事が起こったのだから、いつもと異なる反応をすることが当然であり、あたりまえのことなのです。おかしくなったのでもありませんし、弱いからそうなる、ということではなく、誰にでも起こる自然な反応なのです。

例えば、物音にびくっとしたり、心臓がどきどきしたり、急に不安になったり、落ち込んだり、もう生きている意味はないと考えたり、海を避けたり、といった様々な反応がありえます。人によって異なるので、みんなが同じ反応を示すということではありません。その多くは時間とともに軽減していきます。しかし、東日本大震災はその後も余震が続いたりしたこともあり、かなり長くトラウマティックな反応が多くの人に続いていたような印象を持っています。

4) 岩手県の被災状況

平成 29 年 2 月 28 日現在のもので、岩手県の人的被害は、死者 4,672 人、行方不明者 1,151 人、合計 5,823 人となっています。家屋東海件数は 24,916 棟にのぼり、そのほとんどが津波による被害となっています。沿岸地域における人的、物的被害は甚大なものでした。被害の状況は市町村や地域によって大きく異なりますが、壊滅的な被害を受けて集落・都市機能をほとんど喪失した地域もありました。

被災地域では、自宅を失っただけではなく、仕事を失った被災者も多く、経済状況が悪かったり、避難所で生活をしている人が多くいました。また、震災から時間が経過すると、避難所から仮設住宅、仮設住宅から復興住宅や自宅再建など、転居のたびに作られたコミュニティが失われるということが繰り返されました。そして、壊滅的な被害を受けた地域の復興はなかなか思うようには進まない状況がありました。

被災者は、周囲に被災している人が多く、自分だけではないという思いから、自分の気持ちについて話しづらい、周囲に知っている人が多いからこそ話がしづらい、という様子がありました。時間がたってくると、回復している人と回復できずにとどまっている人の差が大きくなり、回復していない人が話をしづらいということもありました。安心できる人に、安心できるところで、「話をする」ということは、自然回復を促す行為でもありますが、被災地域の状況としては、それがままならないところもあったのです。

Table1 岩手県の被災状況

市町村名	人的被害の状況						家屋倒壊（棟）
	人口	死者	行方不明者	負傷者	合計	対人口割合	
陸前高田市	23,300	1,556	217	206	1,773	7.6	3,341
大船渡市	40,737	340	80	不明	420	1.0	3,934
釜石市	39,574	888	152	不明	1,040	2.6	3,655
大槌町	15,276	803	437	不明	1,240	8.2	3,717
山田町	18,617	604	149	不明	753	4.0	3,167
宮古市	59,430	420	94	33	547	0.9	4,005
岩泉町	10,804	7	0	0	7	0.1	200
田野畑村	3,843	14	15	8	37	1.0	270
普代村	3,088	0	1	1	2	0.1	0
野田村	4,632	38	0	19	57	1.2	479
久慈市	36,872	2	2	10	14	0.0	278
洋野町	17,913	0	0	0	0	0.0	26
内陸市町村小計	1,056,061	0	4	135	139	0.0	1,844
岩手県計	1,330,147	4,672	1,151	206	6,029	0.5	24,916

* 岩手県東日本大震災津波の記録（岩手県, 2013）を改変

5) 被災者の生活ストレス

被災地域での被災後のストレスは、トラウマティック・ストレスだけではなく、被災後の生活の変化による日常生活ストレスもあります。震災直後であれば、電気・水道・ガス・電話といった生活に不可欠な生活インフラが不通であったことで、不便な生活を強いられました。また、食料品や衣料品などの生活必需品の買い物も、遠方まで足を延ばさなければいけません。避難所の生活が、他者の視線をさえぎるものもない中での生活であり、ストレスフルであるということはみなさんも想像しやすいと思います。

岩手県では2011年8月上旬をもってすべての避難所が閉所となり、被災住民は避難所から仮設住宅へと転居しました。仮設住宅には以下のようなさまざまなストレスがあることが知られています（Raphael, 1986）。①人間の尊厳性の喪失と他者への依存、②不慣れで不便な臨時の住居、③馴染みのない近隣と住まい、④近隣関係と社会的ネットワークの喪失、⑤公共サービスの欠如、⑥住居・住所の恒常性への不安、⑦復旧段階での行政との軋轢、⑧接死・臨死体験、生き残り、悲嘆など災害性心傷による持続的な精神ストレス、⑨被災・立ち退きによる仕事、余暇、教育その他日常的な生活の多様な変化、⑩上記のすべてに起因する持続的または新たな家庭内の緊張等などがあげられます。実際に、被災地域はもともと一軒家に住んでいる人が多かったことから、慣れない集合住宅での生活の中で、隣家の声が聞こえること、また自分の家の音や会話が隣家に聞こえてしまうことのストレスが語られていました。また、東日本大震災では、もともとの居住地のネットワークを喪失させないように地域ごとに仮設住宅に居住で

きるよう試みましたが、やはり必ずしも元の地域がそのまま仮設住宅に移行するというわけにはいかず、地域ネットワークの喪失がありました。そして、高齢の被災者も多かったことから、自宅再建の見通しが立たない中で今後への不安が語られました。地域の復興の過程では、流失した地域の盛土、建築規制などの問題で、行政と住民の軋轢もありました。さまざまストレスがかかるなかで、家族内のトラブルも頻発していました。

6) 震災による死別経験

死別を経験した人が感じるストレスを「悲嘆（グリーフ）」といいます。悲嘆とは、「強い結びつきがある誰か（何か）を喪失したことに伴う極めて強い感情状態（Reber & Reber, 1995）」とされています。悲嘆は喪失に対する自然な反応であり、すべての感情には機能あるいは意味がある（Neimeyer, 1998）とされています。悲嘆の中でも大切な人との「死別」は最も大きなストレスとなるライフ・イベントと考えられています（Irwin, et al., 1987）。また、死別経験は免疫機能の低下（Mor, et al., 1986）や身体的健康の低下（Glass, et al., 1995）、死亡率の増加（Zisook, et al., 1987）などのリスクファクターであることも知られています。

死別によって身近な人を失った人の悲嘆としては、身体、感情、考え方、行動にさまざまな反応が起こることが知られています。これは自然で正常な反応ではありますが、一方で悲嘆の複雑化は心理的な困難につながります（Downey, 2000; Tremblay & Israel, 1998）。悲嘆が複雑化、長期化する要因としては、その死別の状況、遺族と亡くなった方の関係、遺族の特性、社会的な要因などがあげられていますが、東日本大震災による死別経験は、死別が複雑化・長期化する要因に複数あてはまります。

3. 東日本大震災による里親と里子

1) 東日本大震災による震災孤児

東日本大震災で親を失い孤児となった子どもは、岩手県では 93 名、宮城県では 123 名でした。児童福祉施設に入所した宮城県の 2 名を除き、214 名は親族里親にひきとられました。岩手県では、2011 年 8 月 30 日において、29 名の親族里親認定が行われ、41 名の子どもたちが親族の元で養育を受けることとなりました。

2) 被災地域の里子と里親の状況

被災孤児で里子となった子どもは、その子ども自身が東日本大震災の被災者です。そして、震災で親を亡くした遺族でもありました。そして、引き取った里親もそのほとんどが被災者であり、里子の親、つまり自分自身の親族を亡くした遺族でもありました。

里親家庭に実子がいるという場合もありましたし、仮設住宅での生活の中で里子と生活するという場合もありました。また、祖父母が里親となった場合には、非常に高齢の祖父あるいは祖母が幼い子どもの養育をするという場合もありました。里親家庭といっても、各家庭それぞれの状況がありました。

3) 震災により里親になるということ

里親には、養子縁組を前提とする里親、養育里親、専門里親、親族里親があります。親族里親以外の場合には、里親になることを希望し、事前の研修を受け、里親になります。つまり、自分が希望して、一定の研修を受けることによって里親の登録をするという、里子を受け入れる事前の過程があります。しかし、震災による親族里親は、準備をする余裕も心構えもない状況で、里親となりました。里親（あるいは里親の実子）も突然の出来事だったのです。しかし、里親にとっては、親族の子どもを引き取ることは「当たり前」という思いがあったようです。

4) 東日本大震災により里親となった人の抱えた課題

東日本大震災により孤児となった里子を養育する里親は、里子との新しい生活への適応とともに、里子のケア、そして自身のトラウマティック・ストレス、悲嘆、被災後の生活再建という複合的な課題を背負っていました。

つまり、里親と里子を支援するためには、一般的な里親と里子の家族統合のための支援だけではなく、震災の被災者への支援、そしてグリーフ・ケア、といった観点も含めて支援をする必要があると考えられました。

4. 研究内容の概要

私は東日本大震災の発災以降、継続してさまざまな被災地域の支援を行ってきましたその中の一つである里親の支援として、いくつかの研究をおこなってきました。ここでは、その概要を記述します。

1) 東日本大震災により孤児となった里子を養育する里親の支援—トラウマティック・ストレスと悲嘆の心理教育の効果—

本研究では、トラウマティック・ストレスならびに悲嘆反応およびこころのケアに関する心理教育が、震災によって里親となった親族里親の心理的ストレスを軽減する効果について検討することを目的としました。岩手県里親会が主催した親族里親等研修交流会に参加した里親を対象としました。トラウマティック・ストレスおよび悲嘆反応、子どもの対応への理解を測定する質問項目を作成して、理解の指標としました。また、心理的ストレス反応を測定しました。その結果、心理教育前後でトラウマと悲嘆についての理解および子どもへの対応について理解が進んだことが示されました。また、心理教育により心理的ストレスが軽減したことが示されました。これらのことから、震災特有の子どもの心理状態や里親自身の心理状態に関する理解が進むことにより、心理的なストレスが軽減されることが示され、心理教育の有効性が示唆されました。

2) 東日本大震災で孤児となった子どもの里親支援の在り方ー里親に対する心理学的支援の検討ー

本研究では、里親を対象としたインタビュー調査を行い、東日本大震災後に行われた支援と、それを里親がどのように受けとめたかについて検討することを目的としました。岩手県里親会の主催する里親サロンに参加している里親のうち、インタビューに同意をしてくださった方を対象としました。インタビュー内容について、KJ法をまえ、定性的分析を行いました。その結果、里子養育の上で感じた困難だけではなく、里親制度を利用する上での困難や、地域独特の困難など様々な語りが得られました。その中で、公的・私的にさまざまなサポートがあり生活をおこなっているものの、不足していたサポートについても明らかにすることができました。

3) 現在行っている研究

今年で東日本大震災から10年になります。里親のみなさんにとって、東日本大震災はどのような意味をもつ出来事になっているのか、東日本大震災の意味づけについて検討しています。

4. 大学教育への反映

1) 学部教育（講義）

自然災害では、誰もが被災者になりうるものであり、また誰もが支援者にもなりうるものです。災害後の心身の変化を学ぶことは、起こりうる災害への備えにつながると考えています。そのため、学部の科目の中で、できるかぎり東日本大震災をテーマとした内容を組み込むようにしています。これは、必ずしも心理専門職となる学生のためということではなく、これから生きるすべての学生に、災害時の備えとして役にたつと考えているからです。誰もが経験する可能性がある災害の時に、自分自身の変化にあわせて、そして誰かのサポートができる人になる、そんな学生を一人でも多く育てたいと考えております。

しかしながら、近年は学生の反応に懸念を覚えます。ひとつは、東日本大震災から時間がたち風化してきていることへの懸念です。時間はたっていますが、被災地域はまだ復興の過程にあります。忘れることなく、日本全国の人々が被災地域に心をよせることが、被災地域の支えになると信じておりますが、学生の現状はまさに日本の現状の反映なのでしょう。風化をさせないことも、講義で扱うことの意義であると考えています。

2つめは、学生のイメージネーションです。東日本大震災のニュースを見たのは小学校低学年だったという学生にとっては、リアリティの薄い出来事になってきているようです。東日本大震災後にも、2014年の広島市の土砂災害、同年の御嶽山の噴火、2016年の熊本地震、2018年の大阪北部地震、2018年の北海道胆振東部地震、たくさんの豪雨被害など、日本はたくさんの自然災害に襲われています。しかし、学生にとって自分が経験していないことのリアリティは薄いようです。災害に備えるには、平時の備えが大切です。平時の備えという意識を育てるために、リアリティを感じられるような講義でのプレゼンテーションを考えていかなければいけ

ないと考えています。

3つめは学生のイメージする力です。学生にとっては自分に直接かかわりのないことをイメージするのは難しいところがあるのかもしれませんが。リアリティを感じることで、学生のここに残る講義になると考えていますので、今後の講義のなかでは学生が鮮やかにイメージできる工夫をしていきたいと思えます。

2) 学部教育 (ゼミナール)

私のゼミナールでは、希望者を対象に、岩手県の被災地域を視察する研修旅行を行っています。私自身が支援を継続している地域等をまわり、震災直後の様子を地元の語り部さんからうかがいながら見学を行います。実際に津波を経験した人の言葉には強い力があり、目の前の風景と重ねてイメージをすることで、学生に強い印象を与えるようです。ある場所では、「この階段を津波に追われながら一生懸命上った」という語り部さんの話を聞きながら、神社の古くて狭い石畳の階段を上りました。そして、津波が押し寄せてくる映像を、それを撮影した場所から見せていただいたこともありました。小学生の子どもたちが津波から逃げた崖を上るということもありました。これらは、学生に言葉にできない貴重な経験をもたらしました。

また、可能であれば地元で支援を行っている方にお話をうかがう機会をいただいています。地元の支援者が、どのような思いで震災以降を過ごしてきたのか、どのように被災地域が変化してきたのか、さまざまなお話をうかがうことができました。

東日本大震災の被害や地域の課題といったことだけではなく、そこから復興する地域の力、人の力といったことも、これらの体験から感じてほしいと思っています。実際、この経験で自分の進路について考え直したり、改めてこの進路でよかった、と感じたりといったことが学生から語られました。

3) 大学院教育

東海大学大学院文学研究科コミュニケーション学専攻では、国家資格である公認心理師、そして臨床心理士という心理専門職の養成を行っています。これだけ災害の多い国であるにも関わらず、心理専門職養成課程の中に災害支援に関するカリキュラムは含まれていません。災害時の支援はそのほとんどがアウトリーチ活動になります。一般の心理専門職は相談室での相談がメインの活動となるため、このようなアウトリーチ活動になれていません。これからの心理専門職養成には、災害時の支援の基礎知識は必要とされるでしょう。心理専門職としての災害時の心構え、柔軟性のある行動の必要性、被災地域のニーズの把握の手法、災害時の精神保健システムの中での多職種連携、など、心理師の課題は数多くあります。できるかぎり東日本大震災での支援者としての経験を学生に伝えていくことは、災害への備えともなると考えています。

そして、災害時に必要とされるのは心理専門職としての技術や能力だけではありません。被災地域のニーズを把握する力、組織を運営していく力、何よりも人としての力が問われます。結局のところ、専門職としての教育だけではなく、全人的な教育が求められるのだらうと思っ

ています。

[付記] 本稿は、2020年10月28日（水）にオンラインで開催された2020年度第1回（通算第8回）文化社会学部研究交流会で行った報告の記録である。

引用文献

- Dowdney, L.: 2000. Annotation: Childhood bereavement following parental death. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 41, 819-830.
- Glass TA, Prigerson HG, Kasl SV et al. 1995. The effects of negative life events on alcohol consumption among older men and women. *The Journals of Gerontology. Series B, Psychological Sciences and Social Sciences*. 50: S205-S216.
- Irwin M, Daniels M, ET Bloom et al. 1987. Life events, depressive symptoms, and immune function. *American Journal of Psychiatry*. 144: 437-441.
- 岩手県 2013 岩手県東日本大震災津波の記録 岩手県
- Jones IH. 1987. Helping hands. *Living after loss. Nursing Times*. 83: 45-6.
- Kaprio J, Koskenvuo M, Langinvanio H, et al. 1987. Genetic influences on use and abuse of alcohol: a study of 5638 adult Finnish twin brothers. *Alcoholism, Clinical and Experimental Research*. 11: 349-356.
- Neimeyer R. 1998 *Lessons of loss: A guide to coping*. McGraw-Hill, New York.
- Raphael, B. 1986 石丸正（訳）1989 災害の襲うときーカタストロフィの精神医学 みすず書房
- Reber AS, Reber ES. 1995. *The Penguin Dictionary of Psychology*. Penguin Reference Books, New York, 1995.
- Tremblay, G. and A. Israel. 1998. Children's adjustment to parental death. *Clinical Psychology: Science and Practice*. 54: 424-438.
- Zisook S & Lyons LE. 1987. Predictors of psychological reactions during the early stages of widowhood. *The Psychiatric clinics of North America*. 10: 355-68.